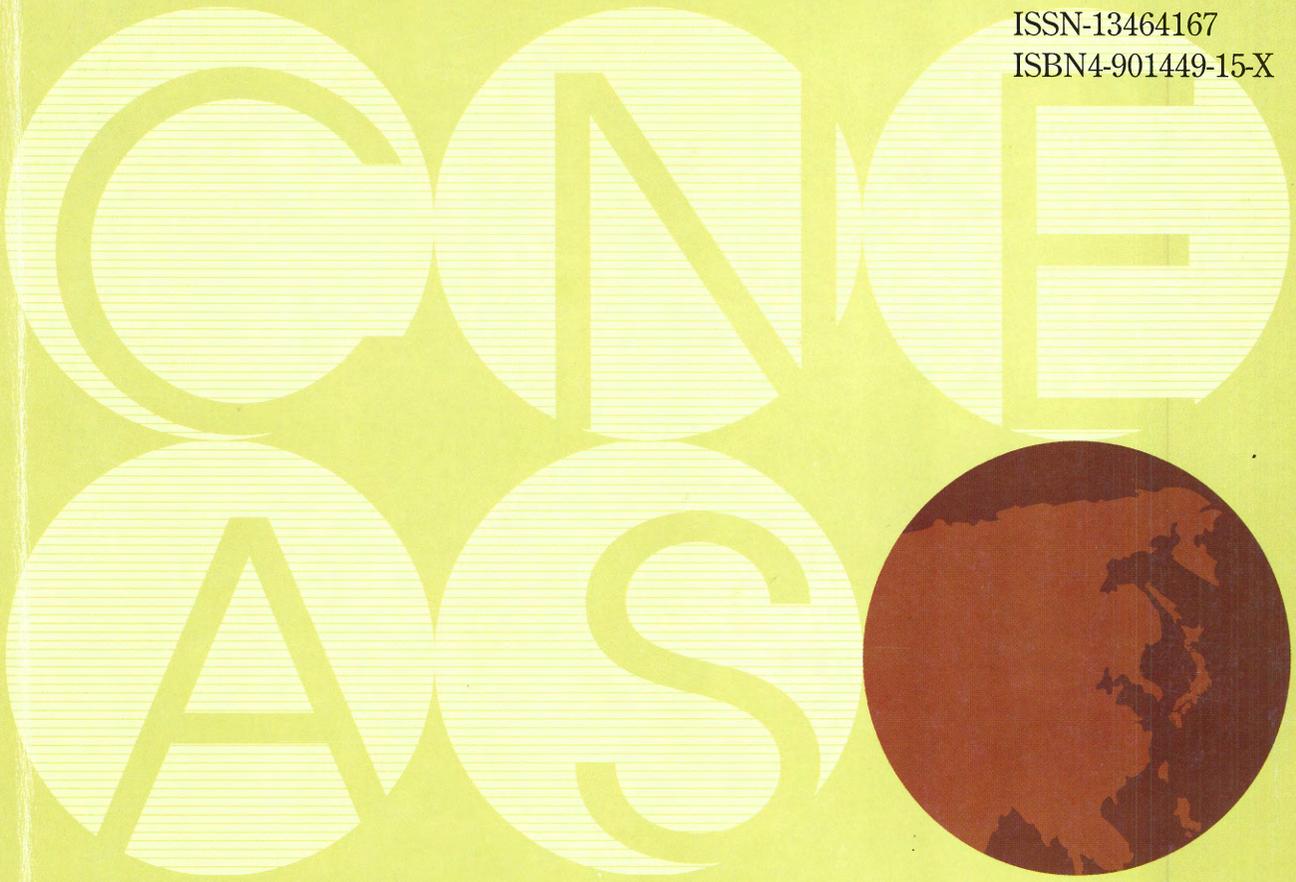


ISSN-13464167
ISBN4-901449-15-X



CENTER FOR NORTHEAST ASIAN STUDIES TOHOKU UNIVERSITY

東北アジア研究シリーズ ⑤

東北アジアにおける民族と政治

Nations, Ethnicity, and Politics in Northeast Asia

岡 洋樹・高倉浩樹・上野稔弘 編

Northeast Asian Study Series (in Japanese) 5.
Hiroki OKA, Hiroki TAKAKURA, and Toshihiro UENO (eds.)

Symposium of CNEAS:
Nations, Ethnicity, and Politics in Northeast Asia

Copyright © 2003 by The Center for Northeast Asian Studies, Tohoku University
Kawauchi, Aoba-ku, Sendai, 980-8576 Japan
All rights reserved
<http://www.cneas.tohoku.ac.jp/>

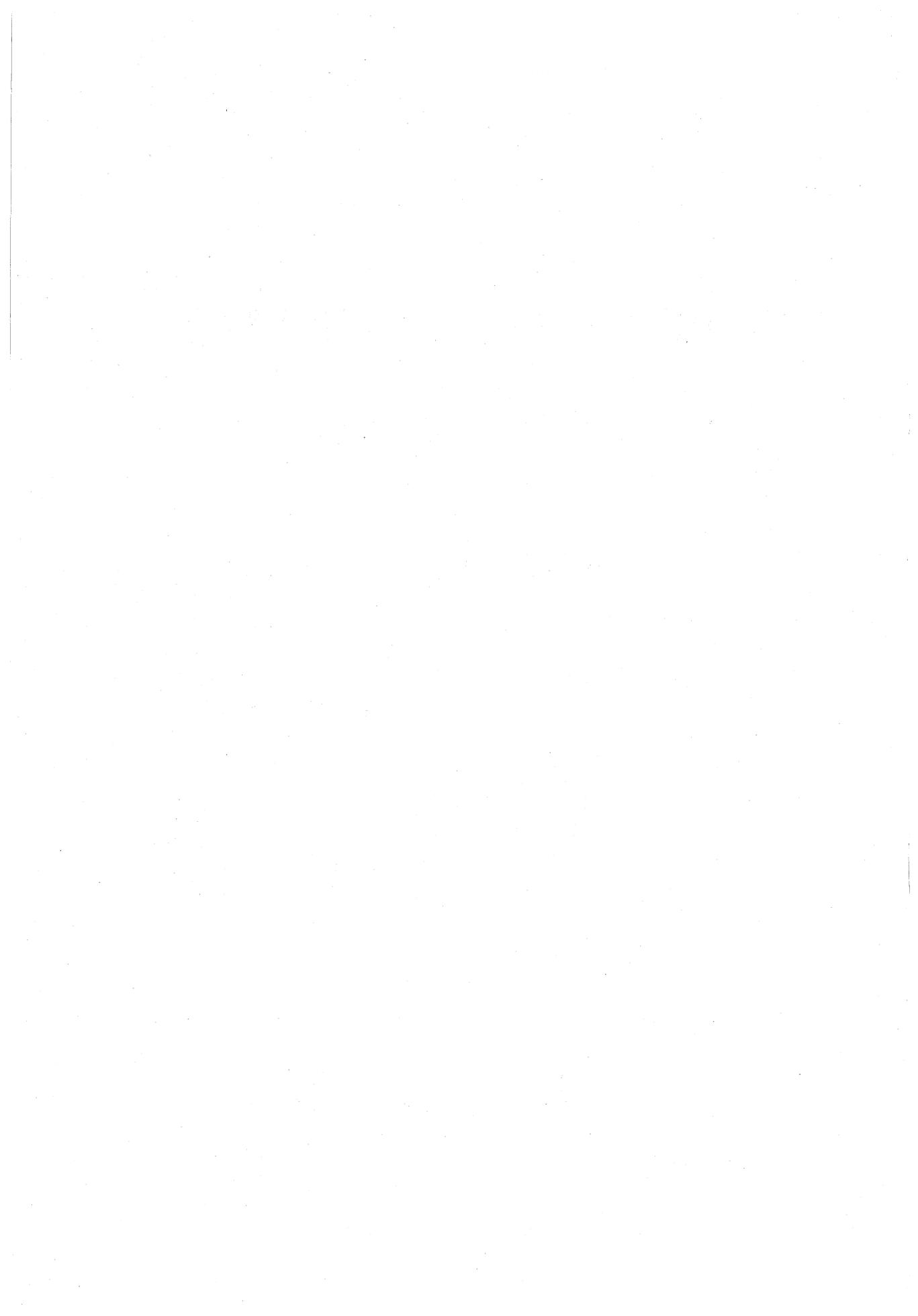
東北アジア研究シリーズ ⑤

東北アジアにおける民族と政治

Nations, Ethnicity, and Politics in Northeast Asia

岡 洋樹・高倉浩樹・上野稔弘 編

2003



東北アジアにおける民族と政治

目 次

序 論	岡 洋 樹	1	
基調講演			
近代東北アジア地域における経済統合の問題 — 東亜勸業株式会社の事例から —	江 夏 由 樹	6	
第一セッション：東北アジア研究における政治と学術（科学）			24
興安局改編と興安省諸旗実態調査	吉 田 順 一	27	
台湾ツォウ族・高一生の民族自治区構想 — ソビエト連邦の民族政策 と東アジアへの影響 —	中 生 勝 美	47	
科学史からみた地域研究 — 吉田報告・中生報告へのコメント —	坂 野 徹	64	
第二セッション：北アジア牧畜民における「遊動・遊牧」概念と近代国家			69
モンゴル国における移動・牧畜・近代国家 — オンゴン・ソムの事例 —	尾 崎 孝 宏	72	
ロシアの異民族（先住民）統治史における「非定住民」 — 概要と西シベリアの状況 —	吉 田 睦	89	
遊牧と体制転換 — 尾崎・吉田報告に寄せて —	渡 邊 日 日	110	
第三セッション：東北アジア史における国家と民族			117
金代のキタイ系武将とその軍団 — 蕭恭の事跡を中心に —	松 井 太	120	
ペルシャ語資料中の契丹人三種 — 松井氏発表へのコメントに替えて —	北 川 誠 一	143	
満洲族政権としての清朝	細 谷 良 夫	147	
清代における藩部の政治体制からみた満洲族政権の特質 — 細谷報告へのコメント —	張 永 江	165	

Nations, Ethnicity, and Politics in Northeast Asia

C o n t e n t s

Introduction	OKA Hiroki	1
Economic Integration of Northeast Asia in Modern Period: The History of Tōa Kangyō 東亜勸業	ENATSU Yoshiki	6
1st Session: Politics and Science in the Northeast Asian Studies		24
On the Reorganizations of kouankyoku 興安局 and the Research on the Actual Conditions of the Banners in Kouanshou 興安省	YOSHIDA Jun-ichi	27
Planning an Autonomous Ethnic Region for Taiwan's Minority Tsuou's Gao Yi-sheng: The Influence of Soviet Ethnic Practices on East Asian Ethnic Policy	NAKAO Katsumi	47
Area Study from the Point of View of History of Science : A Comment to Yoshida's Report and Nakao's Report	SAKANO Toru	64
2nd Session: Modern State and Nomadism in the North Asian Contexts		69
Mobility, Pastoralism and Modern State in Mongolia : A Case Study of Ongon Sum	OZAKI Takahiro	72
"Unsettled Peoples" in the History of Russian Governing System for the Indigenous Peoples : A Short Survey and Situation in West Siberia	YOSHIDA Atsushi	89
Nomadism and the Regime Transformation : Some Considerations on the Discussions of Ozaki and Yoshida	WATANABE Hibi	110
3rd Session: Empire and Nationality in the History of Northeast Asia		117
Qitay (<i>Qi-dan</i>) Military Commanders and Their Army Corps under Jin Dynasty : Re-examination Especially on the Biography of Xiao Gong 蕭恭	MATSUI Dai	120
Who were the Khitais in the Ilkhanid Iran	KITAGAWA Seiichi	143
Qing Dynasty based on Manchu Politics	HOSOYA Yoshio	147
Analysing the Particularity of the Manchu Regime from the Political System of the <i>Fanbu</i> 藩部 of Qing Dynasty : A Comment to Hosoya's Report.	ZHANG Yung-Jiang	165

序 論

Introduction

岡 洋 樹

OKA Hiroki

東北大学東北アジア研究センターは、2002年3月、「東北アジア地域論の可能性」と題するシンポジウムを開催した。ここでは、東北アジアの第一の特質とも言うべき地域の多様性・重層性が、モンゴル帝国や清朝・ロシアといった前近代における帝国の支配構造に歴史的淵源を持つこと、それが地域の統合理念や交流の諸相に多様な形式を与えていることが明らかにされるとともに、そのようなものとしての東北アジアを現在において語ることの意味、いわば東北アジア地域論の可能性が議論の対象となったのであった。これを受けて我々は、2003年3月、「東北アジアの民族と政治」と題するシンポジウムを開催し、改めてこの地域の複合的構造の具体像の解明と、その認識枠組みの獲得を目指したのである。各セッションの内容はそれぞれの趣旨文においても総括されるが、本稿では、シンポジウム全体を振り返って、報告・討論の意義について考えてみたい。

そもそも地域像が複合的構造をもって顕現するのは、一つには地域それ自体の重層的構造を反映したものであると同時に、研究主体の採る視角が、研究主体自身の持つ複合的構造に規定されて多様なものでありうることに起因していると言えよう。我々が論じようとする地域論のあり方は、研究主体の立場性や関心の所在に大きく依存しているのである。その視点が国家に合わせられるのか、あるいは歴史上の個人に合わせられるのか、はたまた地域内部のある局面を凝視するのか、外部の観察者を媒介項として考えるのか等々によって、地域のイメージは多様な姿を現しうる。地域研究においては、それに携わる研究者のもつ多様な視点・視角と、それによって導出される地域イメージを相互に提示しあうことによって、はじめて地域自体がもつ多様なリアリティーに迫りうるであろうと考えられるのである。つまり、2002年のシンポジウムにおいて提起された諸問題、とりわけ東北アジア地域の重層的・複合的構造の諸局面を、具体的な項目の分析を通じてどのようにとらえ返すことが可能か、それが2003

年3月のシンポジウムの課題だったと言えよう。

シンポジウム「東北アジアの民族と政治」では、基調講演と三つのセッションが設定された。基調講演には、東北アジア研究センター客員教授で、中国東北部近代の経済史の研究者江夏由樹氏をお招きした。江夏氏は、清末から民国・満洲国期における中国東北部の地元有力者層の形成過程を、清朝の支配エリートであった旗人社会の変容プロセスに視点を据えて研究を展開してきた。中国東北部は、清朝を建国した満洲族揺籃の地である。そこには、清朝皇室の荘園や、陵寢と呼ばれる歴代皇帝の墳墓に付属する広大な領地、皇帝の内廷を管轄する衙門である内務府の官荘などが広がる地域であり、その西隣にはモンゴル王公が統治する盟旗が広がっていた。さらには清代を通じて中国内地や朝鮮半島からの移民の流入が続いたことによって、満洲族・漢族・モンゴル族・朝鮮族など多様な民族集団が入り交じる複雑な地域社会が形成された。近代に入って北から進出したロシアと東から進出した日本は、まさにこのような複雑な社会関係に直面したのであった。そのような中で江夏氏は、とくに旗人として陵寢の管理を任されてきた人々が、陵寢地の囲い込みを通じて地元の有力者として上昇を果たしつつ、民国期から満洲国時代の地域政治に重要な役割を果たしたことを示してきた。江夏氏の研究は、まさに清朝の帝国構造の解体と地域の近代的変容プロセスを、地域内部の社会に視点を合わせて見据えてきたものと言えるだろう。

今回の講演「近代東北アジア地域における経済統合の問題——東亜勸業株式会社の事例から——」において江夏氏は、東亜勸業という一株式会社に焦点を合わせ、その設立と経営の過程に、地域の複雑な人間関係が鏡のように写しだされていたことを示した。江夏氏は、「会社」を議論の焦点に据えた理由として、経済活動がもつ「内部のお互いを結びつける、血管のような役割」を強調している。地域を見ようとするとき我々は、まずは国家や民族といった大きな枠組みに目を奪われがちなわけであるが、営利企業としての会社の活動に視点を合わせると、国家や民族といった大項目は背景に退き、地域内の多様な人間関係が国と民族を超えて前面に浮上する。官界への影響力を背景に営利を追求する日本人達や、漢族の有力者、そしてこれに関わる朝鮮やモンゴルの王族といった人々が名を連ねる会社設立メンバーの顔ぶれは、そのまま地域の重層的構造を映す鏡である。これらの人々は、背後にそれぞれの歴史を背負った深淵なバックグラウンドを持っている。このような鏡に映じた映像は、決して日中という国家間の関係や民族関係の枠組みに回収されえない現地社会のリアリティーを指し示し、既成の地域像を脱構築しつつ、新たな次元を開示するものと言えるのではないか。東亜勸業に関わる人々一人一人の背景や、相互のつながりを跡づける作業は、そ

のまま近代東北アジア地域史を担った人間関係をえぐり出す作業なのである。

今回のシンポジウムでは、講演に続いて三つのセッションが設定された。各報告については、それぞれのセッションの冒頭におかれた進行役による趣旨文において総括されるので、ここでは全体の議論の方向を筆者なりに見通しておきたい。

三つのセッションでは、第一セッションで植民地統治下における地域研究と政治との関わりが取り上げられ、第二セッションでは対象認識の在り方、あるいは枠組みが問題となった。そして最後の第三セッションでは、帝国の統治構造をめぐって地域を把握する上での歴史的な視座が論議された。

地域認識の内容は、当該の地域の複雑な構造との関わり合いの中で形成されるものであると同時に、その地域認識のなんたるかは認識対象の具体性において検討されなければならない。現実の植民地統治のリアリティーを体現する地域認識は、全くの外部者としての支配者の側からも、現地住民の立場からも一義的に与えられるものではない。つまり現地住民の立場に一方的に同調することなく、かつ支配の論理を「現実的」なものたらしめうる認識枠組みが求められたのである。吉田順一氏が取り上げた満洲国の官僚菊竹實蔵は、日系官僚でありながらモンゴルの実情に通じた人材として、そのような境界的な存在であった。中生勝美氏が国民国家という枠組みからこぼれ落ちたディアスポラ的存在としての知識人ネフスキーと、植民地統治下におけるエスニック・マイノリティーの指導者高一生の出会いという、既成の地域認識からすればいわば「異次元の」世界を開示したことも、地域認識におけるマージナルな視点の意義に我々の注意を喚起する。この二つの例は、「有効な」地域認識の可能性と限界を同時に示唆している。

この問題は、一方で、現地住民の言説・表象を地域研究がいかように解釈し、理解するののかという問題とも関わっている。モンゴル国の遊牧をめぐる近年の「伝統の復活」言説を素材とした尾崎孝宏氏は、「むしろ、移動や牧畜の現状について、本質主義的な一連の「伝統」を準拠枠とするよりも、集団化などの近代国家の介入による影響力が残存している事態を考慮しつつ、より細分化された事象ごとに歴史的な側面を含め仔細に分析の方が生産的」であると主張する。そもそも「伝統」なるものが、人々の意識に投影された抽象的な歴史認識としてのみ存在しうる以上、それへの「帰属」というのも本来成立しない。むしろそれは、社会主義の崩壊に伴うアイデンティティー・クライシスから脱却するために、あらたな「モンゴル人イメージ」を求める社会的な志向と関わりがあろう。一方吉田睦氏は、逆に西シベリアのトナカイ牧畜民に対する帝政期からソ連期にかけての「非定住民」「定住民」カテゴリーの変遷を丹

念に追いつつ、国家や民族学者によるカテゴライゼーションの恣意性・主観性を指摘する。この二つの報告の対照関係は、渡邊日日氏によるブリヤートを媒介項としたコメントによってより鮮明になる。つまり、尾崎報告が問題にするのは集団内部の言説であり、吉田報告のは外部の言説である。そして渡邊氏がブリヤートに関して論じるのは、自らのルーツに疎外されながら自らを定義しなければならないマージナルな存在者が吐露する言説なのである。とすれば、地域を研究する我々は、現地住民のかかる表象にどのように向き合うべきなのだろうか。それはすぐれて「政治的な」問いである。「学問の既得権益を守ろうとする姿勢とは無縁なより根源的な「地域研究の政治学」とも呼ぶべきものが、いま求められているのではないだろうか」という吉田・中生報告の討論者坂野徹氏の問題提起はこの意味でも有効であろう。

前回のシンポジウムで提起された帝国支配の問題は、松井太氏と細谷良夫氏の報告によって論じられた。松井氏の問題意識には、歴史の「制度史」的理解に対して、歴史を担った個別主体の動向をもう一度丹念に辿りなおすことによって、国家の在り方を逆照射しようという政治史の復権とも言うべき視座があるように思われる。ことは、多様なエスニック集団や政治勢力をかかえこむ帝国構造理解の方法に関わっているのである。つまり、帝国の多様性を俯瞰的な制度論に回収してしまうことなく、多様性を構成する諸集団・個人の複雑な相互関係を一つ一つ解きほぐしつつ、帝国支配の全体像の獲得に結びつけていくことが求められている。しかも実証に当たっては、諸集団・個人がもつ歴史的バックグラウンドに関する深い理解が不可欠となるのである。しかしその複雑な構造は、「制度」においても同様に再確認されなければならないだろう。細谷良夫氏と張永江氏が示す清朝の満族政権としての多様な側面は、制度史のアプローチにおいてさえ、かかる視座が重要であることを示唆しているのではないだろうか。

ところで、今回のシンポジウムで印象的だったのは、東北アジア地域の現状と歴史の多様な姿に向き合った時の歴史学分野の報告と文化人類学分野の報告の間に見られた姿勢の違いである。歴史研究の近年の動向は、国家や民族といった制度史的な枠組みをいったん棚上げしつつ、個別の歴史事象や政治的動向の中で個々の人間が織り上げる関係の実像を明らかにしつつ、帝国支配の全体像を逆照射しようとする。これによって得られる地域像は、既成の大分類のカテゴリーを相対化せざるをえない。これに対して、文化人類学分野の議論は、むしろ個別のフィールドから得られた詳細なデータを相互に結びつけ、より抽象的なレベルで総合しようとする。これは、歴史事象をそれとして明示することを目指す歴史学と、人類の学として個別の対象を貫く普遍

性を追求する文化人類学の性格の違いのしからしめるものと言えるかもしれない。今回のシンポジウムにおいては、この両者の間に存在する違いからくる一種の緊張感が感じられたように思う。しかし翻って考えると、この緊張感は複合的・重層的な地域構造をいかに地域論として総合するかという、地域研究本来のあり方を示すものとは言えないだろうか。かかる緊張を失ったならば、地域認識は一面的な単純化に陥り、地域のリアリティーの認識を獲得することもできなくなるであろう。

最後になったが、シンポジウムでの講演を快諾していただいた江夏由樹氏及び報告者・討論者諸氏に対して、あらためてお礼申し上げたい。また、会場からも盛んな発言がなされた。多忙な中、参加いただいた方々にもお礼申し上げる。

基調講演：近代東北アジア地域における経済統合の問題
— 東亜勸業株式会社の事例から —

Economic Integration of Northeast Asia in Modern Period:
The History of Tōa Kangyō 東亜勸業

江夏由樹
ENATSU Yoshiki

1. はじめに — なぜ「会社」なのか

ご紹介いただいた江夏でございます。東北アジア研究センターの岡洋樹先生から、2ヶ月ほど前に、今回のシンポジウムについてご連絡をいただきました。私の報告が「基調講演」ということもあり、各報告との関係のなかで、どのような話をしたらよいものかと色々思案しておりました。本日はあまり力まずに、自分が普段抱いている興味関心を述べさせていただき、皆様に色々とお教えいただきたいと思っております。

さて、今日の〔シンポジウム〕全体のタイトルは、「東北アジアにおける民族と政治」とありますが、「民族」とか「政治」、あるいは「国家」という言葉は、歴史研究における基本的な語彙と言えましょう。そうした全体のタイトルのなかで、今日はこれまでとは少し違ったアプローチから「民族」とか「国家」とか「政治」の問題に接近できないかと考えています。具体的には、東北アジアの近代史のなかで、そこでの経済活動を実際に支えた会社や個人のレベルから問題をとらえてみることを試み、そこから、これまでなかなか気づけなかった点を探し出せればと考えています。

東北アジアと言っても、その対象とする地域は広大であり、そこには様々な世界が展開しています。東北アジアをどのようにして一つのまとまりある地域としてとらえるのかという点も、実は簡単な問題ではないように思います。私は中国東北地域の南部、特にかつての奉天省を中心とする地域の近代史を勉強していますが、そこから一歩外に出ると、私の研究領域とはかなり異なった世界が展開しています。例えば、モンゴルの研究になると、これはもうモンゴル語、モンゴル史を勉強されている先生方の世界です。東北アジアといっても、北の方の地域の研究となると、ロシア語の史料を読み、ロシア史のフィールドからも実証的な研究を進めることが求められます。さ

らに、吉林省などを中心とする地域の歴史研究を進めていくためには、朝鮮史の研究とも深く関わってきます。また、近代以降のこの地域の歴史は日本史の世界とも不可分の関係にあります。様々な研究が交差すると言う点で、東北アジア史の研究は実に面白いのですが、同時に、なかなか厄介でもあります。その点、本センターは、様々な研究分野を持つ先生方が集まって、有機的な結びつきのなかで研究を進めています。私にとっても、本日のシンポジウムでの報告は大変貴重な機会であり、自分のよく知らないモンゴルの方面の話にも触れますので、その点などもよろしくご教示願います。

報告のテーマである東亜勸業株式会社についての資料ですが、外務省の外交史料館に所蔵されている「東亜勸業株式会社関係雑纂」、「満洲勸業株式会社関係雑纂」、また、『東亜勸業株式会社拾年史』を主に利用しました。また、中国の遼寧省檔案館に所蔵されている昭陵窯柴官甸地関係の檔案史料も利用しました。私はかつて清朝の二代目皇帝、ホンタイジの陵墓である昭陵（現在の瀋陽北陵公園）の附屬地である「窯柴官甸地」という土地権利をめぐる、民国期初頭に起きた事件の歴史をとりあげ、清朝皇室が有したとされるこの土地の複雑な権利関係について論じたことがあります（拙稿「辛亥革命後、旧奉天省における官地の払い下げ」（『東洋史研究』53-3、1994年）、その土地こそが本日ここで論じる東亜勸業株式会社の農場の一部を形成していたのです。つまり、東亜勸業の農場経営は、清朝皇室の有していた土地の歴史とも深く関わっていました。この点は、また、後ほど説明いたします。

東北アジア地域の歴史研究というものの、先ほど申し上げたように、そこには様々な、そして、それぞれがかなり別の体系をもった研究分野があります。中国史の研究のみならず、例えば、いわゆる満洲史やモンゴル史の世界、朝鮮史やロシア史の研究、さらに、日本史研究の分野があり、それぞれが、それぞれの「民族」や社会の歴史、そして、それぞれから見た他者との関係について研究を進めています。「近現代東北アジア地域史研究会」という研究会がありますが、そこではむしろそうした異なった研究の世界に属する研究者の間でどのように情報の交流を行うかといった点が、第一の関心事となっています。そうした情報交換のなかで、それぞれの研究分野に固有と考えられていた問題が、実は、他の分野においても同様な議論の対象となっていることを教えられることもあります。例えば、「民族」の概念をめぐる議論などはそうした問題の一つかもしれません。

また、東北アジア地域というものの、そこには様々な世界が展開しています。同じ農耕社会と言っても、畑作地帯と水田地帯とはまるで様子が違います。本日おみえ

の細谷先生に初めて遼寧省に連れて行って頂いた際、私は米国の中西部に広がるとうもろこし畑を思い出しました。ところが黒龍江省の北の方に行くと、ちょうど日本の北陸、新潟で見えるような水田地帯が広がっています。同じ農耕といっても、畑作地帯と水田地帯ではその様相を大きく異にしています。また、そうした農耕社会とは別に、東北アジアには遊牧、狩猟、漁獵の世界がいまでも広がっています。

そうした中で、私たちがよく聞かされるのは、清朝中期以降、山東省などから大量の漢族が中国東北地域に流入し、かられによる土地の開墾が進み、そうした移民社会がこの地域に形成されていったという話です。そこでは、この地域にそれまで展開していた「満族」や「モンゴル族」の世界がどのように「漢化」されていったのか、あるいは、されていかなかったのかという問題が論じられます。

近代史研究の領域になると、東北アジアは国際政治の重要な舞台となり、この地域をめぐる清国、中華民国、張作霖・張学良政権、日本、ロシア（ソ連）、朝鮮などがどのような関係を繰り返していったのかという点が研究者の主要な関心となってきます。そうしたなかで、アメリカやイギリスなどもこの地域の政治、経済に深く関与していきました。さらに、「満洲」をめぐる日中関係史、「満洲国」に関する研究などは、本屋さんに行けばもう書棚に一杯並べられています。

このように、東北アジアの歴史は「民族と民族」、あるいは、「国家と国家」といった関係のなかで基本的にとらえられてきたように思えます。例えば、「満族」や「モンゴル族」的な世界がどのように「漢族」的な世界に凌駕されていったのか、あるいは、されていかなかったのか、また、近代における日本と中国、ロシアとの関係からこの地域の歴史を探るといった具合です。つまり、異なった国家や民族が互いに接し、あるいは、衝突し、そこにどのような歴史が生み出されていったのかという構図がそこにあったように思えます。今日の報告は、そうした問題のとらえ方の延長線上にはあるのですが、少し議論の焦点を移し、こういった「国家」、「民族」の境を越えて、それぞれの内部を互いに結びつけるような経済活動がどのように形成されていったのか、つまり、そこにどのようなヒト、カネ、モノ、情報の流れが生み出され、東北アジアに経済的に一つのまとまりをもった地域が形成されていったのかという関心から、考察を進めて行きたいと思います。そこから、「国と国」だとか、「民族と民族」といった抽象的な関係のなかからは必ずしも見えてこなかった問題、この地域の歴史に対するより重層的な見方にたどり着ければと思います。

経済活動、つまり生産、消費、流通などは、基本的には民間の個人、会社などによって担われています。そうした経済活動が進むなかで、政治的・経済的・社会的に

「日本」「満洲」「モンゴル」「極東ロシア」「朝鮮」といった各地域が互いに結びつきあい、東北アジアというより高次な地域が形成されていったとみると、そこで各個人や会社が具体的にどのような役割を果たしたのかという点に関心をもたざるをえません。個人、会社の経済活動はそれぞれの間で結ばれるプライベートな契約に基づく、商行為によって進められます。こうした私的な商行為に、国家や行政は直接的にはなかなか介入できません。さらに個人や会社の活動は基本的には商売ですから、営利の原則に大きく規定されています。ですから、例えば、日本の東北アジアにおける国としての利害や行動と、日本の各会社や個人のこの地域における利害やその行動が必ずしも完全に一致するというわけではありません。これは他の国や民族についても当然言えることです。日本のある個人や会社の活動が、オモテでは日本の国策的な方針にそっているように見えても、実は商売の原則からするとそこには困った問題があり、ウラではかなり違った経済活動を行っていたということも考えなくてはなりません。そうであるとするならば、「国」だとか「民族」とはいうものの、その内側にはそれぞれかなり複雑な世界が広がっていた可能性があります。

2. 満洲勸業株式会社創立の挫折

具体的な話に移り、「満洲勸業株式会社創立の挫折」について説明いたします。東亜勸業株式会社が設立される前に、満洲勸業株式会社という会社の設立計画がありました。この会社に関する資料が外交資料館にあります。この会社の設立が失敗する過程をとらえることで、本日取り上げる東亜勸業がどういう会社なのかということがよく分かってきます。

1919（大正8）年から1920（大正9）年にかけて、倉知鐵吉（元外務次官。外務省の政務局長等を務めるなかで日韓併合の実務を担った）をはじめとする一部外務省関係者を中心に、満洲勸業株式会社という会社の設立計画が進められました。その設立趣意書を見てみますと、会社設立の目的は、会社農場を満洲南部の各地に——具体的にいうならば、主に、かつての奉天近郊に——設立して、在満、いわゆる当時の満洲にいた朝鮮族の労働力を利用して、コメを生産することにあるとしていました。つまり、満洲に農場を作って、そこにいる優れた水田技術者である朝鮮族をその農場小作人として利用しようというものです。この地域で大々的に水稻を生産して、それを食料不足に悩む日本に送り、同時に、経済的に困窮している在満朝鮮人を「救済」するということが、そこに書かれています。設立趣意書ですから、非常に「理想」的なこ

とが述べられている訳です。この満洲勸業株式会社の設立発起人、創立委員の一覧表というものが残されており、その顔ぶれから、この計画にどのような人たちが関わっていったのかということを確認することができます。それが【表1】です。

表1 満洲勸業株式会社発起人および創立委員

(1) 満洲勸業株式会社発起人氏名

居住地	氏名	引き受け予定株数	居住地	氏名	引き受け予定株数		
東京	橋本圭三郎	1,000	満洲	石本鑽太郎	1,000		
	大橋新太郎	1,000		石津半治	3,000		
	尾崎敬義	3,000		庵谷忱	3,000		
	若尾章八	2,000		西宮房次郎	3,000		
	倉知鐵吉	3,000		勝弘貞次郎	3,000		
	山本梯二郎	1,000		村井啓太郎	3,000		
	荒井泰治	3,000		相生由太郎	2,000		
	下郷傳平	1,000		式村茂	1,000		
	北村民也	1,000		大江惟慶	1,000		
	小原達明	1,000		染谷保蔵	1,000		
	山田猶之助	1,000		中野初太郎	1,000		
	松野鶴平	1,000					
	大阪	川崎助太郎		3,000	支那	于文溥	3,000
		矢野慶太郎		3,000		田緒聖	3,000
山本順太郎		1,000	朝鮮	白完燾		1,000	
松岡修造		1,000		加藤定夫		2,000	
愛甲兼造		1,000		趙鎮泰		1,000	
喜田又蔵		3,000		李完用		3,000	
北川與平		1,000		李允用		1,000	
下郷傳平		1,000		笠井彰		3,000	
京都	藤井善助	2,000		香椎源太郎	1,000		
	神戸	榎本謙七郎		2,000	趙声九	3,000	
		石田光次郎	1,000	加藤房蔵	3,000		
		原口聞一	1,000	韓相龍	1,000		
		手塚安彦	1,000	釘本藤次郎	1,000		
		佐々江嘉吉	1,000				
		松井右衛門	1,000				

以上50名、89,000株
(52名、90,000株?)

(2) 会社創立委員

総代	倉知鐵吉
	荒井泰治
委員	尾崎敬義
	川崎助太郎
	矢野慶太郎
	加藤房蔵
	庵谷忱
	西宮房次郎

この表ですが、数字などにおかしいところがあります。計算すると株主は52名で、株の総数は9万株になるはずなのですが、ここでは元の資料の数字も書いておきました。ここで中心的な人物は、東京の倉知鐵吉、予定引き受け株数は3,000株です。こ

の倉知が官界の取りまとめ役であったようです。民間をまとめていたのは、倉知の名前の下にある総代の荒井泰治という人物のようです。この人物の名前は当時のこうした事業のなかによくでてきます。仙台の商工会議所の特別委員で、貴族院議員だったという記録があり、満洲などの地で、ほかにも幾つかの企業の経営に参画していたようです。中国側からは、于〔文溥〕、田〔緒聖〕という人物が参加しています。かれらは于冲漢の関係者のようです。朝鮮からの参加者として、李完用、韓相龍といった、日韓併合に深く関わった人物の名前のあることに気づきます。さらに、会社創立委員の西宮房次郎という人物は当時奉天で手広く農場を経営していました。先ほども言いましたように、国家や民族の境を越えて、これらの人々が会社という組織をつくり、そこで互いに結びついていこうとしていたわけです。

こうした外務省を中心とする動きに対し、拓殖局を中心とする政府内部から、この会社設立に強く反対する運動が起こりました。この反対により、結局、満洲勸業の設立は頓挫してしまいます。どうしてこの会社の設立が頓挫したのかということは、外交史料館の文書から具体的に知ることができます。まず、外務省側の動きについて、1920（大正9）年3月21日、当時の奉天総領事の赤塚から、内田外務大臣に送られた公信第95号という文書があります。この公信のなかで、赤塚は満洲勸業の設立を積極的に推進するよう、本省に強く働きかけています。そこには、「最近拓殖局は（会社設立に）反対の意見を有しているが、大臣（内田大臣）より、拓殖局総裁にご注意願いたい」といった文章が記されています。余談になりますが、当時の領事報告というものが、実に個性豊かな、面白いものであったということを感じます。

こうした外務省の動きに対して、各官庁の実務担当者が集まる各省経済協議会が開かれ、そこで「満洲勸業株式会社に関する件」が議題となりました。その議事要録がやはり残されています。この会議は、同年12月16日に外務省で開かれました。参加者は、プリントの表にある通りです。大蔵省から富田〔書記官〕、農商務省から伊藤〔書記官〕、それからここで主役を演じた駒井〔徳三〕囑託、拓殖局からは入江〔書記官〕、陸軍からは川崎、小野といった少佐クラスの軍人が参加しています。外務省からは酒匂〔書記官〕、木村〔書記官〕などが出席していました。

会議のなかで、たとえば、拓殖局の入江は「唯、世を欺瞞するような計画には賛成できない」、大蔵省の富田は「民間の会社ではできない」と、満洲勸業の設立に強く反対していきます。要するに外務省は公の資金を使って農場を満洲に作り、コメを生産し、満洲にいる朝鮮族を「救済」と言っているが、こうした国策的な事業をなぜ民間の会社で行おうとするのかという反対意見です。さらに、入江は「外務省は関

東庁や朝鮮総督府の意向を無視して、計画を進めようとしている」といった意見を述べています。これに対し、外務省の方ではさかんに釈明を行います。一つは、もうやり始めた仕事なのだから、何とかやらせて欲しいということです。たとえば、「日本人の手では、土地を買収することが困難なので、支那人に買収させようとしている。総領事（赤塚）もこれにより、支那頭官——具体的な名前で言うと于冲漢——に儲けさせようとしている」（酒匂外務省書記官）と述べています。これはどういうことかと申しますと、具体的な農場用地がまだ確定していないのに、于冲漢を中心とする、当時の奉天の有力官僚たちは、自分たちの関係者を使って、農場が設立される候補地をあらかじめ買い占めており、その資金は朝鮮銀行などから借りていたようです。ところが農場が設立されないと、彼らは膨大な借金を抱えることになり、それは外務省にとっても困った問題になりかねないということでした。

結局、議論のなかで、満洲勸業の設立は中止することとし、その計画を別のかたちで実現しようという話になっていきます。会議では、「政府の方針を画定し、満鉄、東拓を基礎として、新たな計画をたてることにすべき」（木村外務省書記官）ということになり、外務省だけでなく、政府全体として、さらに、満鉄（南満洲鉄道株式会社）、東拓（東洋拓殖株式会社）なども参入させて事業を進めて行こうということになります。

会議のなかでは、農商務省の駒井囑託が満洲勸業の設立計画には次の4点ほどの問題があるとまとめていました。

まず、第一に、「会社の農場面積としてが約8,500町歩が考えられているが、これではあまりにも規模が小さく、本格的な水稻の生産、在満朝鮮人の救済という目的からみて、あまりに非現実的な数字である」と述べています。つまり、スケールが小さすぎるということです。8,500町歩がどれぐらいの土地なのか、イメージがよく分からないので、日本経済史の先生にうかがったところ、日本だったら大変な面積の土地だよというお答えでした。[当時の日本に比べて]ここでの話は少しスケールが違うようです。

第二に、「農場用地の取得について、具体的な計画がまったく無い」ということを挙げています。この点については、既に述べたように、于冲漢などの手により、農場設立候補地の買い占めが実際には進んでいました。これらの土地の多くが旧清朝皇室の皇産などであったことは後ほど説明いたします。

第三に、「会社の収支予想があまりにも楽観的で、非現実的である」と言っています。民間の会社として創立し、儲けなくてはならないのに、経営の見通しがまるでた

ってないということです。

第四に、この点も非常に面白いのですが、「会社の設立発起人にはこうした話があれば必ず顔を出す人々があり、その顔ぶれに不安がある」と論じています。この言葉を私なりに解釈すると、「彼らは会社設立を契機とする土地の買占め、会社への公的補助金の投入などによる利益を狙っている」ということです。

駒井は、会社が国策的な目標を掲げて計画された営利企業であるものの、そうした目標を遂行する具体的な計画を欠いていること、また、純粋な営利企業としてはそもそもこうした農場が存続できないであろうことを強調していました。

3. 東亜勸業株式会社の創立

満洲勸業株式会社の掲げた目標を踏襲するかたちで、東亜勸業株式会社が1921（大正10）年に設立されました。満洲勸業の設立計画が失敗した経緯から、東亜勸業の立ち上げには外務省だけでなく、政府全体による関与が濃厚となりました。資本金2,000万円の大部分は東洋拓殖株式会社、南満洲鉄道株式会社、大倉組により出資されることとなりました。社長には満洲勸業の計画の場合と同じく、最初からこの計画の中心人物であった元外務次官の倉知鐵吉が就任しました。株主についてですが、ここで重要なのは、満洲勸業のときには名前を出していなかった、東洋拓殖が表に出てきていることです。東洋拓殖株式会社が新会社設立の一方の核となり、その関係地が東亜勸業の農場地として新たに計画のなかにはいつてきました。つまり、通遼近郊にあった広大な面積の東洋拓殖関係地などが、羊毛や、水稻生産のための農場用地となっていたわけです。『東亜勸業株式会社拾年史』を見ますと、実際にそれらの土地で水稻の耕作が行われていた写真があります。もっとも、これらの写真がどこまで実際の様子であったかは、なお、はっきりしていません。このように、今度は外務省だけでなく、他の日本政府省庁、さらに、東洋拓殖、満鉄、大倉組などの民間企業も参加するかたちで、東亜勸業株式会社という会社が設立されていきました。

資料として、東亜勸業株式会社創立時の会社株主（予定）・役員等の名前を挙げておきました。こうした株主、役員で会社は設立されましたが、やがて、大倉組は会社経営から手を引いていきました。これは後ほどお話するように、手を引かざるをえない状況が生まれてきたことによります。会社株主の内訳を見ますと、東洋拓殖が7万2千株、南満洲鉄道株式会社が12万5千株、大倉組が10万株で、その他の個人株主として、倉知鐵吉（1千株）、荒井泰治（1千株）、朴泳孝（2百株）、李完用（2百株）といった名前があります。

表2 会社創立時の東亜株式会社株主・役員等

(1) 会社創立時における東亜勸業株式会社株主 (予定)

東洋拓殖株式会社	7万2千株
南満洲鉄道株式会社	12万5千株
大倉組	10万株 (1924年、持ち株を東拓・満鉄に譲渡)
その他	
倉知鐵吉	1千株
荒井泰治	1千株
朴泳孝	2百株
李完用	2百株
宋秉俊	2百株

(2) 会社創立時における役員

社長	倉知鐵吉	(元外務次官、中日実業取締役等)*
専務取締役	佐々木藤太郎	(元大蔵官僚、朝鮮総督府書記官等)
	大淵三樹	(満鉄代表、元大蔵官僚、南満洲鉄道東京支社長等)
取締役	中川建蔵	(満鉄代表、元内務官僚、台湾総督等)*
	川上常郎	(東拓代表、元大蔵・内務官僚)
	林幾太郎	(鉄道局、大倉鋳業会社常務取締役等)
監査役	人見次郎	(東拓代表、元農商務官僚、朝鮮総督府書記官)
	荒井泰治	(仙台商業会議所特別議員、台湾貯蓄銀行頭取)*

[*]は貴族院議員を示す。

(3) 協済公司株式会社役員氏名

川本静夫	(大倉組関係者)
栗田作太郎	
張斗鉉	
朴昌植	
崔鎮衡	
崔榮賢	
佐々木統太郎	
李濟暢	
明濟義	

また、会社創立時における役員を見ますと、まず、社長の席には倉知鐵吉が座りました。外務省の官僚としての倉知については、細かな記録があります。倉知は外務次官まで務め、その後、中日実業取締役などいくつかの会社の役員を歴任しています。専務取締役の佐々木藤太郎は元大蔵官僚で、朝鮮総督府書記官などの経歴があります。専務取締役の大淵三樹も元大蔵官僚です。かれは後に南満洲鉄道東京支社長になりますが、このときは満鉄代表として東亜勸業の経営に参画しています。取締役の中川建蔵は元内務官僚で、台湾総督などを務めた経歴があります。川上常郎は元大蔵・内務官僚で、東洋拓殖の代表として東亜勸業の設立に参加しました。林幾太郎は鉄道局の元官僚で、大倉鋳業株式会社の常務取締役等を務めていました。つまり、かれは大倉組を代表して、東亜勸業の役員として名前を連ねたこととなります。監査役の人見次郎

も元農商務官僚で、朝鮮総督府の書記官などを務めていました。人見も東洋拓殖から送り込まれた人物です。それから荒井泰治です。この人は民間の人ですが、先ほども申したように、中国における日本人の経済活動などを調べてみると、よく出てくる名前です。

このように、元官僚が東拓や満鉄といった大きな国策会社の役員になり、そこからさらに東亜勸業という民間会社にやってきた構図がここにあります。かれらには元官僚としての姿と、民間の経営者という姿、つまり、そこには、元官僚が一人で二役も三役もこなしているという世界があるようにみえます。この点は非常に興味あるところで、今の我々の世界にもどこか通じるような気があります。表のなかで、括弧のあとに*印を付けたのは貴族院議員を務めていたことを示しています。倉知、中川、荒井の三人が貴族院議員でした。

レジュメに戻ります。東亜勸業株式会社の農場設立計画は大規模なものであり、約10万町歩の土地が農場用地として南満洲や内モンゴルの各地に確保されました。かなりの部分の土地は東拓関係のもので、内モンゴルの地に展開していました。東亜勸業の農場用地は、もともと、満鉄、東拓、大倉が権利を有していたものであり、これら各社が東亜勸業に土地の権利を売却するという形式がとられました。これら農場の小作人として、満洲に居住する朝鮮族が考えられていました。経済的に困窮したかれらを「救済」という目標が掲げられ、朝鮮族への融資を事業とする協済公司という会社が、東亜勸業の子会社として設立されました。社長は川本静夫という人物です。何人かの朝鮮の有力者と考えられる人物たちが経営陣に名を連ねていましたが、この人たちがどういう人たちであったかはまだ調べておりません。

内モンゴルに展開していた東拓関係の土地が農場用地となり、水稻だけでなく、羊毛の生産が会社の事業計画に加わり、そうした生産の担い手である労働力には朝鮮族が想定されていました。会社の『拾年史』を見ると、そこには灌漑の施された土地、そこで働く朝鮮族の写真などがあります。これらの写真がどこまで実際の様子を写し出しているかはなお疑問の残るところですが、当時の写真として大変興味深いものです。

東亜勸業株式会社の設立について、次の三点を論じておきたいと思います。

まず、第一に、先程来申し上げておりますように、この会社は民間の企業といえるのだろうかということがあります。会社の役員が多くが元官僚でした。満洲の南部・内モンゴルで農場経営を行うことから、会社はあくまでも民間企業としての形をとる必要がありました。したがって、会社の役員は民間人であり、出資者である満鉄、東

拓などからそうした役員が送り込まれてきました。しかし、実際には、そうした役員
の多くは朝鮮、満洲などにおいて行政官・外交官としての経験をもつ元官僚たちで
した。つまり、会社は民間企業としてのかたちをとりつつも、そこに、「国策」を追求
する政府・官僚の意図を読み取ることができると思います。同時に、そうした元官僚
たちが、自分たちがもともと所属した省庁などの権益を代表していたという側面も忘
れることができません。

第二に、「国策」の追求と「営利」との関係はどうなっているのかという問題があ
ります。国策会社としての性格を付与されていたものの、他方、民間企業であったこ
とから、東亜勸業にとって営利の原則も大事でした。これは要するに、儲からなけれ
ば困るということです。この点に関して、大倉組のとった行動は注目に値します。東
亜勸業に買収される予定であった大倉の土地のなかに、もともと、大倉と張作霖との
間の日中合弁で設立された、興発公司という会社の農場用地が含まれていました。東
亜勸業の設立に際し、どうも張作霖の側にもこの会社の経営に加われないかという思
いがあったようです。ところが、会社の設立は完全に日本側だけの話でまとめられて
しまいました。その際、大倉と張作霖の合弁会社の土地まで、東亜勸業の農場用地に
組み込まれることとなってしまいます。大倉組は日本の会社なのだからということで、
東亜勸業の経営に参加していきました。しかし、張作霖との関係悪化を恐れた大倉組
は、東亜勸業の設立参加に最後まで躊躇します。そして、張作霖と手を組む方がビジ
ネスとして「合理的」と判断し、早々に、東亜勸業の経営から手を引いていき
ました。この大倉組の動きなどは、「国策」と「営利」の間に揺れ動いた一つの例と
言えましょう。東亜勸業の設立には、「国策」の遂行と「営利」活動の展開という、
二つの異なった原則が混在し、両者の関係は、必ずしも整合的なものではなかったと
いうことが言えそうです。

第三に、満鉄とか東拓関係の土地というのは、厳密には、これは満鉄・東拓の「関
係」していた土地という意味であって、満鉄・東拓の土地ではなかったということの
問題です。なぜかと言いますと、満鉄・東拓が日本人に金を貸し、これら日本人が配
下の中国人の名前を使って、その金で実質的に土地を購入していたという事情があり
ます。これは、日本の企業である満鉄や東拓が中国の土地を直接買うということでは
できず、あくまでも日本人の西宮〔房次郎〕、勝弘〔貞次郎〕、佐々江〔嘉吉〕、峯〔八
十一〕らが、中国人の名前を使って土地を借りる、実質的には土地を買うという形を
とっていたわけです。東亜勸業が農場用地を確保するためには、こうした日本人や中
国人の利得動機を満足させるかたちで、その土地権利を放棄させる必要がありました。

もし、そうした人々が「ノー」といったなら、話は大変複雑になります。現実には、これら個人が必ずしも会社の設立に協力的な姿勢をとったわけではなかったようです。外務省記録のなかには、満洲の地で土地価格の値上がりを待つ日本人の動きなどを見出すことができます。日本の政策とそこに関わった個人の利得動機の間をどのようにとらえるかという問題がここにあるようです。

第四に、会社の経営基盤が極めて脆弱であったことの問題があります。つまり、会社は儲からなかったということです。会社の『拾年史』によると、会社は張作霖、張学良らの妨害によりその経営が困難であったとしています。しかし、この会社がそもそも儲からないであろうことは、最初から日本の官僚たちも指摘していました。そのため、会社は朝鮮総督府、関東庁などから相当の補助金を受け、形式上はまがりなりにも赤字が出ないようになっていました。たとえば、会社設立後の5年間で、朝鮮総督府からは95万円、関東庁から90万円の補助金を受けていました。これは当時としては、大変な金額です。東亜勸業は民間企業として設立されたものの、実際には「公的資金」が大規模に投入される、いわゆる「半官・半民的」な存在でした。

4. 東亜勸業株式会社の土地取得

— 「伝統的」土地制度との関わり —

さて、東亜勸業株式会社はいったいどのようにして農場となる土地を獲得したのかという問題があります。この点については、資料にある【表3】「会社創立時における東亜勸業株式会社取得地一覧」を見てください。ここにある「事実上の土地所有者」というのが、満鉄、東拓などから金を借りて農場用地を買収し、農場を事実上占有していた人物です。西宮〔房次郎〕、勝弘〔貞次郎〕、原口〔統太郎〕、津久井〔平吉〕、大来〔修治〕といった人たちです。「所在地」はそれらの土地がどこにあったかを示しています。その場所については、資料にある地図を参照してください。「面積」は「天地」とか「方地」という単位で記されています。「方地」は確か3,700町歩ほどになります。ただし、「天地」も「方地」も場所によってその実際の広さは違います。いずれにせよ、農場は広大な土地からなっていました。「土地の利用形態」については「荒地」がかなりの部分を占めていますが、「水田」も結構あります。水田では朝鮮族の小作人による耕作が行われていました。

これらの農場土地の沿革についてですが、その一部はもともと清朝皇室と関係の

表3 会社創立時における東亜勸業株式会社取得地一覧

1. 南満洲鉄道株式会社関係他

事実上の土地所有者	所在地	面積	土地の利用形態	払い下げ前の地目	土地権利取得年月	土地払い下げを受けた名目上の権利者	土地評価額
西宮房次郎 (満洲における商業、農場経営者)	營口縣下土台子	123.60天地	畑地	皇産?	1913年3月	孫洪興 (現在は孫欽五)	西宮関係地上記全ての土地につき 170,980円
	蓋平縣三塊石子 同 媽灶蠟子	495.03天地	畑地、荒地	皇産 (官府牧場)	1913年3月	候澤久 (天津三井洋行関係者)	
	鉄嶺縣范家窩棚	72.00天地	畑地、荒地	皇産?	1913年3月	楊大盛 (西宮の腹心)	
	瀋陽縣吳家荒①	126.00天地	水田	皇産 (三陵関係)	1914年3月	王寶亭 (奉天滿鉄付屬地に居住)	
	同 南陳家荒②	109.04天地	水田	同	1913年2、3月	王寶亭、王英多	
同 北陳家荒③	184.50天地	水田	同	1913年5、6月	胡錫庚、張立英		
勝弘貞次郎 (奉天における水田経営、精米業)	盤山縣丁家窩棚	333.00天地	畑地	皇産?	1913年7月	蘇秀峰 (新民府在住、勝弘の腹心)	勝弘関係地上記全ての土地につき 42,705円
	同 蘆家甸	349.92天地	荒地	同	同	同	
	新民縣拇佗子	181.16天地	畑地、荒地	同	同	同	
	同 白家山、趙家套	168.80天地	畑地、荒地	同	同	同	
原口統太郎 (原口新吉)	瀋陽縣京安堡	27.60天地	水田	同	同	同	118,986円
	新武縣西公大堡子	389.00天地	水田、畑地	皇産?	1914年3月	佟潤堂 (武安) (原口の使用人)	
津久井平吉 (陸軍退役大佐)	新民縣孫家套	134.00天地	水田、荒地	皇産?	1914年2月	龐永興 (津久井の腹心)	24,769円
大来修治 (大連 遼東日報社長)	双山縣衙門屯	820.36天地	畑地、水田	王公莊園	1913年10月	王澤内、戴佐臣 (鉄嶺商品陳列館主任)	48,288円
佐々木作兵衛	阜新縣梁口泡子	300.00天地	荒地	蒙地	1914年9月	王德福 (佐々木の腹心)	4,500円

2. 東洋拓殖株式会社関係他

事実上の土地所有者	所在地	面積	土地の利用形態	払い下げ前の地目	土地権利取得年月	土地払い下げを受けた名目上の権利者	土地評価額
佐々江嘉吉	白音太来④	130方地	畑地、荒地	蒙地	1917年6、12月	孫適斌、曲魁一、張魁元、孫玉峯	327,900円
峯八十一	東西札魯特旗	1,169方地	荒地、畑地	蒙地	1918年7、9月	馬長明、王子明	768,000円
石川五郎	西札魯特旗	1,200方地	荒地	蒙地	1919年8月	王潤生 (石川の側近)	677,000円

3. その他

事実上の土地所有者	所在地	面積	土地の利用形態	払い下げ前の地目	土地権利取得年月	土地払い下げを受けた名目上の権利者	土地評価額
峯八十一	東西札魯特旗	638方地	荒地				東拓関係の峯八十一の土地評価額と合算
	東札魯特旗	300方地	荒地、畑地				

①②③ 三陵付屬地である昭陵窯柴館甸地であった土地。これらの土地は後に奉天農場と呼ばれた。

名義上の所有者であった胡錫庚らは昭陵窯柴館甸地の官佃戸として名前が残されている。

④奉天地方政權の有力者であった孫烈臣、張景惠、呉俊陞が払い下げた土地。

大連宏濟善堂戒烟部理事馬邊より満蒙実業組合代表佐々江嘉吉が譲りうけた。

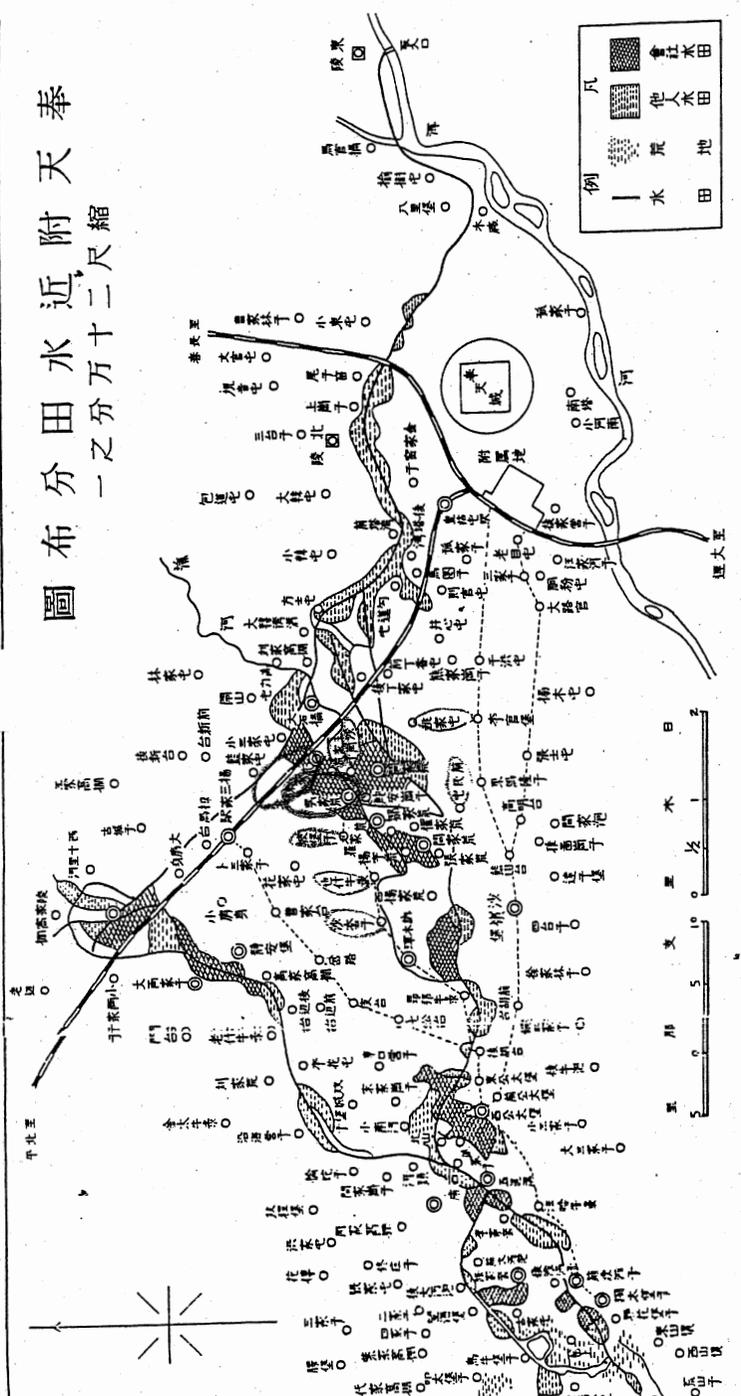
名義上の土地所有者は斌陞堂・忠恕堂・忠善堂 (代表は孫適斌)、豊益堂、謙益堂 (代表は曲魁一)、張魁元、張玉峯であった。

深い土地でした。たとえば【表3】の西宮関係地のうち、①瀋陽縣吳家荒、②瀋陽縣南陳家荒、③瀋陽縣北陳家荒の三つの土地は清朝の時代には昭陵窯柴官甸地と呼ばれていました。私は、この土地をめぐる一つの「事件」について論じたことがあります。西宮は、民国初頭、この土地の権利の払い下げを事実上受けました。「土地の払い下げを受けた名目上の権利者」の欄には中国人たちの名前が書いてあります。これは西宮をはじめとする、日本人が、直接、これら土地の払い下げを受けることができないので、その名義を貸した中国人の名前です。誰々の腹心、誰々の側近というかたちで記されています。つまり、西宮たちは自分たちと関係の深い中国人を使って、かつての清朝皇室の土地を買い取ったわけです。いまここで論じている昭陵窯柴官甸地は、清朝の二代目皇帝、ホンタイジの陵墓である昭陵の附属地でした。ここに記されている王寶亭が西宮の代理としてこの土地の払い下げを非合法に受けたことは後に発覚し、王は満鉄附属地に逃亡しました。そのことが、遼寧省档案馆所蔵の档案史料にも記されています。また、東亜勸業の西宮農場では、後に、閻継郷事件という問題が起きました。これは、閻家荒という村に住む閻継郷という人物が非合法に自分の土地を東亜勸業に売却したこと、それを張作霖政府が摘発した事件です。この閻継郷が昭陵窯柴官甸地の官佃戸として、民国初頭、かなりの土地を占有していたことが、遼寧省档案馆の史料のなかに記されています。これなども、東亜勸業の西宮農場とかつての昭陵窯柴官甸地との関係を示す事例です。なお、この昭陵窯柴官甸地のかんりの部分は、奉天における辛亥革命の指導者であった張榕（張煥榕）の兄である張煥柏の占有のもとにありました。昭陵窯柴官甸地と張家との関係についての説明は、ここでは割愛させていただきます。

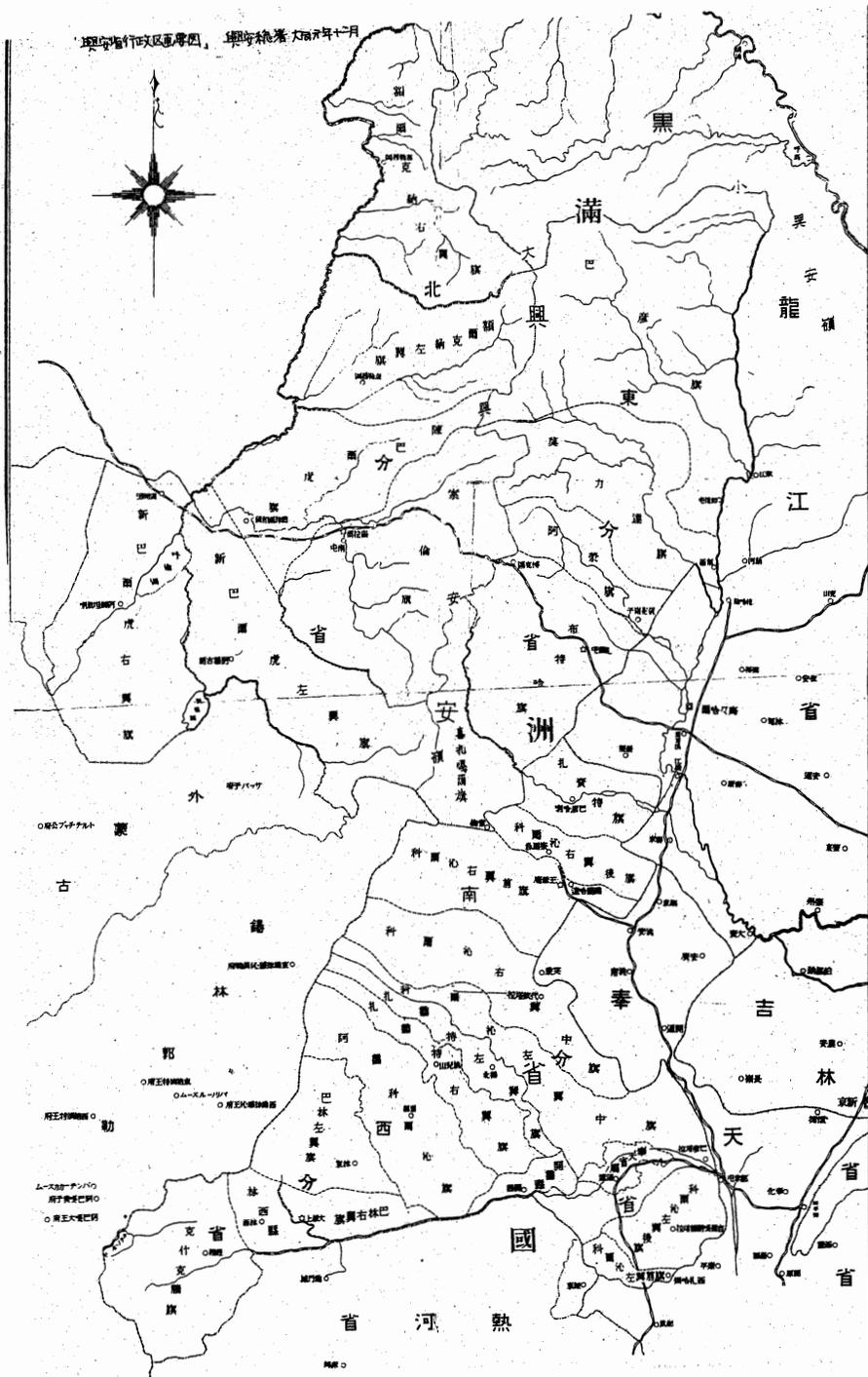
東洋拓殖の関係した土地は白音太来（通遼）周辺などに広大に展開していました。その場所についても資料にある地図を参照してください。それらの土地はいわゆるかつての「蒙地」であり、呉俊陞、張景恵などの当時の奉天地方政府の有力官僚がその払い下げの主体となっていたようです。東洋拓殖から資金を借り受け、これらの土地の一部払い下げを受けたのが「滿蒙実業組合代表」の肩書きをもつ佐々江嘉吉などでした。佐々江は大連の有馬邊（大連宏濟善堂戒煙部理事）という人物からこの土地の権利を譲り受けたとあります。この土地の名義上の所有者は孫迺斌、曲魁一といった中国人でした。かれら中国人は斌陞堂、豊益堂といった団体名を使って、これらの土地の名義上の権利を有していました。こうした中国人や日本人がどのような人々であり、かれらの関係がいかなるものであったのかなどは、興味あるところです。

このように、東亜勸業がどのように農場用地を取得したのかということへの考察か

奉天附近水田分布圖
縮尺二萬三千分之一



江夏 近代東北アジア地域における経済統合の問題



ら、「皇産」とか「蒙地」と呼ばれた土地の払い下げの実態を垣間見ることができません。日本の企業の歴史から、「皇産」や「蒙地」の問題に接近し、中国東北地域の近代史の内側に入り込んでいくことは大変興味あるところです。そこには思いっただけでもいくつかの論点があります。

まず、誰が「皇産」や「蒙地」の払い下げを行ったのかという問題です。東亜勸業の歴史を紐解くと、張作霖、張景惠、呉俊陞といった有力者がこれら土地の払い下げを行う実質的な主体であったこと、また、かれら自らがそうした土地の払い下げを受けて大地主となっていった動きの一端をみることができます。

次に、誰がこうした土地の払い下げを受けたのかということです。今述べた中国人有力者などに加え、何人かの日本人もこれらの土地の権利を獲得することに成功していきました。しかし、かれら日本人は中国人の名前を使って土地の払い下げを受けたわけであり、そうした名義を貸した中国人と土地を実質的に購入した日本人との関係がどのようなものであったのかという点は、既に述べたように、大いに関心のあるところです。

また、これら日本人がかつての「皇産」や「蒙地」の払い下げを受けるためにどのように資金を調達したのかという点も大事です。東亜勸業関係の史料をみると、満鉄、東拓、朝鮮銀行などからかなりの額の金が、そのために、様々な日本人の手に流れていたことを確認できます。

さらに、農場の朝鮮族小作人はどこから、どのようにやってきたのか、また、どのように組織されていたのかといった点も考察しなくてはなりません。こうした問題は、むしろ、朝鮮史を研究している方からいろいろ教えて頂かなくてはならないと思っています。

5. ま と め

本日の報告は東亜勸業株式会社の創立過程の問題を取り上げ、国家や民族の枠組みに必ずしもしばられずに「営利活動」を展開した「民間」の個人や会社の動きからみた中国東北地域の近代史の一端に迫ってみました。本当に、それら個人や会社は国家の枠組みにとらわれていなかったのかというと、答えは「ノー」でしょう。しかし、「営利」の原則にも足場を置いていたかれらの行動は決して単純なものではありませんでした。こうした個人や会社の活動に着目すると、国家や民族の境を超えて、そこに、ヒト、カネ、モノ、情報が流れてゆく様子を垣間見ることができます。先程、山

田先生から、地域というのを一体どうやって捉えたらよいのかと言うお話がありました。この報告で言えば、日本の資本、満洲・内モンゴルの土地、朝鮮族の労働力を結びつけようとした東亜勸業の動きの中に、近代の東北アジアが一つの地域として経済的に統合されていく姿の一端を確認することができるのではないのでしょうか。

最後に、東亜勸業株式会社の設立過程の問題について、本日は次の三つの問題について論じたことを確認しておきたいと思います。

第一点は、「官」と「民間」との関係についてです。つまり、東亜勸業株式会社の役員が多くが元官僚で占められていたことの意味、そこにある「国策」と「営利」との関係などをどのようにとらえるかという問題です。そこには、「官」でもないし、「民間」でもないという世界が広がっていたという印象を受けます。

第二点は、地域を越えた経済活動の把握についてです。東亜勸業の目論見は日本の資本、満洲・モンゴルの土地、朝鮮人のもつ技術・労働力の結合を図ることでした。この会社に着目することにより、満洲、モンゴル、朝鮮などの地域間に形成されつつあった、具体的な関係の一端を見出すことはできないのでしょうか。言い方を変えれば、それぞれの地域研究の総和からだけでは、それらの地域を含む大きな地域（ここでは「東北アジア」）の全体像は必ずしも見えてこないだろうという思いがあります。

第三点は、いわゆる「近代」において、東北アジアの伝統的社会がどのように変容していったのかという問題です。何が「近代」で、何が「前近代」なのかという問題がありますが、近代史研究においては、それ以前の時代（つまり「前近代」）との内在的な関係のなかで、問題をとらえていく必要があります。本日の報告では、それが「皇産」や「蒙地」の問題でした。これら清朝の時代の土地問題との関係のなかで、東亜勸業という会社の土地経営の問題をとらえようとしてきました。これは、身分制に根ざした土地制度の解体過程から、市場で土地が取引される世界がどのように生まれてきたのかということを探ることを意味します。この問題は日本史の世界で言えば、藩籍奉還や地租改正の問題です。朝鮮にも、沖縄にもこうした歴史がありました。近代における土地市場の成立、あるいは、そこにおいて官僚の果たした役割などをとらえることにより、東北アジアを構成した各地域の近代史のなかに共通の座標軸を見出すことができるかもしれません。

本日は内モンゴル東部の地域の問題など、私のよく知らないところにまで話が及んでしまい、大部粗雑な内容になってしまったかと思いますが、私が最近興味をもっている問題をそのまま述べさせていただきました。これを報告に代えさせていただきますと存じます。

・第一セッション

東北アジア研究における政治と学術（科学）

Politics and Science in the Northeast Asian Studies

地域研究においては、その分野形成の経緯からして政治との関わりを無視することはできない。すなわちかつての文化人類学および民族学が欧米や日本の植民地主義政策を背景として大々的に進められたように、地域研究もまた自国の国際戦略の形成に寄与すべく推進されてきた。東北アジアとりわけ朝鮮半島・中国東北部・シベリア東部を包括する地域を例に取れば、ここはかつて政治権力の辺縁に位置していたが、19世紀中期以降の勢力角逐によりにわかに注目されるようになり、特に朝鮮半島を足がかりにしてこの地に勢力を伸ばした日本は、満鉄調査部を中心に文献収集と詳細なフィールド調査を展開した。また様々な民族が錯綜して分布するこの地域においては、地域研究は国家統合や民族的一体感の創出に寄与するものとしても機能した。例えばロシアではソ連時代にシベリア地域の民族社会に対する調査が大々的に行われ、戦後中国においても50年代には少数民族の社会・歴史に対する調査が国家事業として行われている。また近年においては韓国の学者たちが中国や CIS に分布する朝鮮民族についての社会調査を展開している。

地域研究の持つこうした側面は、「学問の独立」という視点からは往々にして好ましくならぬものと見なされる。しかしながら地域研究の発展は政治ファクターからの強力な支援を抜きに語れないという事実を無視することはできない。必要とされるのは、そこに存在する問題点を客観的に検証し、今後の地域研究における学術と政治との関係のあり方についての展望を得ることであろう。また日本が東北アジア地域研究を展開することに対して、周辺諸国の一部ではそれが過去においては日本の植民地支配を補完したという経緯を想起し、警戒する向きもある。我々はそのような現実もふまえ、過去の問題点を批判的に検証し、それを克服して新たな東北アジア地域研究への視角を打ち出してゆかねばならないのである。

第1セッション「東北アジア研究における政治と学術（科学）」は、こうした問題意識を念頭に置き、早稲田大学教授の吉田順一氏と大阪市立大学助教授の中生勝美氏を発表者に、また人類学史を専門とする坂野徹氏を討論者に迎えて、東北アジア研究、

とりわけ戦前・戦中期のそれを中心的な題材とし、歴史を中心としながらも、戦後日本の地域研究及び政治経済的関わりをも射程に入れた報告・討論が行われた。

吉田氏の報告「興安局改編と興安省諸旗実態調査」は、日本の傀儡国家満洲国で行われたモンゴル社会の実態調査の意義を、満洲国内に編入された内モンゴル東部、すなわち興安省の設置・変遷過程を追いながら論じるものである。特に、満洲国建国に当たってモンゴル部分の政策立案に中心的な役割を果たした菊竹實蔵のモンゴル認識に光をあてつつ、興安局から蒙政部、さらには興安総署へと展開した満洲国のモンゴル行政の変遷を論じている。この問題は、日本人という他者、それも植民地統治に直接携わった人々が、現地の実情をどのように認識していたか、あるいは認識していたかという問題を提示している。しかもモンゴルの言語や事情に通暁し、モンゴル系官吏はもちろん日系官僚内部のモンゴル寄りの人々とも一線を画しつつ、植民地統治のリアリティーに立脚した政策立案をなさんとした菊竹を議論の中心に据えたことで、1930年代の日本人の地域認識の実情をより説得的に明らかにすることに成功している。モンゴル現地において、菊竹は他者であるわけだが、一方で内地からやってきた日本人達に対しては、現地事情に通じたエキスパートにほかならなかった。そして彼をはじめとする日本人達が実施した実態調査は、現在の我々に近代モンゴル社会を研究する上でその有用性と限界を吟味しなければならない遺産として残されたのである。菊竹の存在は、地域認識、ひいては地域研究というものの性格を考えるよすがとなる。

中生氏の報告「台湾ツォウ族・高一生の民族自治区構想——ソビエト連邦の民族政策と東アジアへの影響——」の舞台は、やはり日本の植民地統治下にあった台湾である。しかも中生氏が見つめるのは、日本人でも漢人でもなく、台湾の少数民族ツォウ族の指導者高一生と、日本に滞在したロシアの東洋学者ニコライ・ネフスキーの出会いという周縁的な状況である。この出会いは、いくつかの意味で地域研究が無視しがちな論点を提示しているように思われる。その第一は、地域認識の単純化をゆるさない「マイノリティー」の存在である。我々は、地域をイメージするとき、そこに存在する大文明や大民族を枠組みとしがちであるが、かかるアプローチは、地域像を一色に塗り上げた単純化に陥る危険を伴う。地域のリアリティーをつかもうとすれば、マイノリティーの存在を無視できないし、それは単なる細部への配慮以上の意味をもっている。第二は、地域認識におけるネフスキーのようなディアスポラの知識人の役割という問題である。歴史上知識人は容易に文化間を移動する。越境する知識人が運ぶ知は、政治的・経済的バックグラウンドと結びついた時、東北アジアにおける近代化

過程において、時として暴力的な力を発揮したのである。しかしネフスキーにおいては、彼自身帰る場所を失ったディアスポラ的存在であったがゆえに、逆に地域のダイナミクスにおける知の無力さをもさらけ出している。第三は、高一生が旧日本軍の武装をもって国民党政府に対峙したことに象徴的なように、植民地主義的地域支配が向き合ったものが、単純な支配・被支配の二元構造に回収できない複雑な社会関係だったことである。これは、日本支配下のモンゴルにおいても同様に当てはまる問題といえる。

本セッションは、地域認識を实践した当事者の決して単純ではない姿を洗い出したと言える。そして坂野氏が指摘しているように、かかる認識の背後には、「科学」という言葉に象徴されるような近代的知の在り方の問題が伏在しているのである。

(上野稔弘)

興安局改編と興安省諸旗実態調査

On the Reorganizations of kouankyoku 興安局 and the Research
on the Actual Conditions of the Banners in Kouanshou 興安省

吉 田 順 一

YOSHIDA Jun-ichi

はじめに

1938年以後、満洲国興安局は、東部モンゴルにおける所謂「蒙地」の実態調査を実施した。そのさい、「開放蒙地」に対しては、もっぱら土地のみの調査が行われたが、「非開放蒙地」に対しては、土地だけではなく、社会・経済に対しても調査が行われた。しかも調査の仕方は、調査対象にされたモンゴル人集落を悉皆調査するという徹底振りであった。それ故に、調査の報告書は近年、20世紀前半の東部モンゴルの社会・経済等を知る手がかりとなる資料として評価され、この実態調査に対する本格的な研究や実態調査の報告書を使った研究も活発化してきた。

私は、かつて非開放蒙地の実態調査について概要をまとめ、その中で、「本稿では触れなかったが、興安局があこの時期にこのような調査を実施した理由、この実態調査の真の狙いなどの問題の検討は、やはり試みられてしかるべきであろう。それを検討することが、報告書類を十分に利用する上で、必要なことだからである」と記した⁽¹⁾。今回、この問題について、私なりに検討を加えてみたい。それに先立って、最初に、あらためて興安局の実態調査の概要について整理しておきたい。

満洲国興安局の調査地域は、興安省外にある開放蒙地、興安省内にある非開放蒙地であった。そして開放蒙地については1938（康德5）年2月下旬から同年6月上旬にかけて調査が行われ、非開放蒙地については1938年11月下旬から予備調査が開始され、本調査は1939年（康德6）年3月の興安西省ナイマン旗を皮切りに8箇所で行われ、翌年に2箇所、翌々年の康德8年にも興安南省科爾沁右翼中旗（西科中旗）東ホンドロで、調査が行われた。これら以外にも小規模の調査が行われた。また1943（昭和18）年夏に興安総省公署調査室が設置され、村岡重夫等3名が産調から正式にこの調査室に籍を替え、調査官として奈曼旗、索倫旗、科爾沁左翼後旗の3箇所で調査を実

施した⁽²⁾。

非開放蒙地実態調査の組織について見ると、竹村茂昭が総指揮をとり、興安局のモンゴル人・日本人の官吏の外に、1939（康德6）年に産調（実業部産業調査科）の人々を招き、これらの構成員を基礎に実施された。調査班は二つ組織され、第1班は班長が哈豊阿、副班長が竹村茂昭で、その他村岡重夫（指導役）などが構成員となった。第2班は班長が温都斯、副班長が橋本重雄で、その他大野保などが構成員となった。通訳は各班3人で全て興安学院のモンゴル人学生であった。興安局側の参加者は竹村のほか、モンゴル人が哈豊阿と温都斯、日本人が井出俊太郎、山根順太郎、橋本重雄、安念一郎、佐田伊平などであった。興安局の参与官白濱清澄、瀬崎清、岡部理、青崎庄蔵もこの企画を推進した。産調出身者の参加者は、村岡重夫、大野保、桑田敏郎であった。

非開放蒙地の調査は、集落まるごとを徹底的に調査する、産調の「悉皆個別調査方法」を導入して行われた。具体的には『興安四省実態調査項目』を作成し、現地での実態調査においては戸別調査表を使用して聞き取り調査を実施した。調査成果は、実態調査報告書、実態調査統計表などとして公表された。詳しくは、吉田順一「興安四省実態調査について—非開放蒙地の調査を中心に」〔注(1)参照〕および広川佐保「満洲国における「蒙地奉上」について—「蒙地整理案」と「開放蒙地調査資料」をもとに」〔『アジア経済』第43巻第8号、2002年8月、1-23頁〕を参照されたい。

調査の概要は以上の通りである。以下に、興安局の調査がなぜ、どのような主旨で、どのような考え方の人々によって康德5年以後に行われたのかを、非開放蒙地の実態調査を中心に検討してみたい。

この問題を検討するためには、興安省の設置、興安省の行政機関である興安局等について歴史的な分析を試みる必要がある。その変遷に蒙地の問題が密接に絡んでいたからである。

1. 興安局・興安省の設置と改編

(1) 興安省と興安局の設置

満洲国建国直前の1932年2月6日に、関東軍の片倉衷参謀が主として起案し竹下参謀、菊竹實蔵の意見を求め関係者によって決裁された「満蒙建設に伴う蒙古問題処理要綱」において、満洲国内のモンゴル族居住地のうち遊牧旗といわれたものが存在した地域を、行政上興安省と称することが定められた。その決定には、「興安省なる名

称を与へ蒙古省等の如き民族意識を蘇生せざるが如くす」と明記された⁽³⁾。

近年、興安省という名の発案者は菊竹實蔵（1889-1946/7/18）だとする見解が出されるようになった⁽⁴⁾。これは、片倉進（もと科爾沁左翼後旗参事官）の発言に基づいている⁽⁵⁾。しかし実際には関東軍司令官本庄繁が発案したのであり、このことは、菊竹が「吾本庄軍司令官は民族的問題の敏感性に鑑み蒙古なる民族呼称を使用すべからずと戒められたり。之に因って昭和7年2月6日『興安』なる名称を使用することに協議ありたり」記していることからわかる⁽⁶⁾。

菊竹は、本庄の考え方に賛成であった。というのは、この一文に続いて、モンゴル族は柳条溝の爆破以後「一途に『蒙古』を表面に押し出さんとする氣勢を生ぜり。蒙民としては、興安総署よりも蒙政部を欲し、興安省より蒙古国を希ふ」だろうが、そのように民族的気魄が昂騰し、民族的感傷に耽溺するようなことは「假藉されざる也」と記しているからである⁽⁷⁾。

興安局は1932年3月9日に設立され、同年6月1日に菊竹はその初代次長に就任した。総長はチミドサンピル（斉默特色木丕勒）。次長は日本人として最高位であった。興安局は同年8月3日に興安総署と改称されたが、実質上の変化はなかった。

(2) 蒙政部の設置

だが菊竹は、翌1933（大同元）年11月15日に「蒙古民族統治要綱案」がまとめられて間もない12月19日に、興安総署次長の職を辞した。「蒙古民族統治要綱（案）」には興安総署案と菊竹案が残されている⁽⁸⁾。両者を比較すると、菊竹案の方が2項目少ない。菊竹案に欠けている2項目とは、興安総署案における第18項と第21項であり、内容は次の通りである。

- 18 興安総署ヲ蒙政部トナス。興安総署ハ総理ノ官房タル立前ニアレトモ、實際ハ一般行政ヲ行ヒツツアリ。此後、事實ハ一層総署ノ強化ヲ必要トスルモノナレハ其名称ノ蒙政部ナルト現在ノママナルトヲ問ハス其機構ヲ部トス
- 21 廃省道置（「置道」の誤—吉田）ニ伴フ蒙旗行政改革ハ別ニ添付ス

鈴木は、第18項に菊竹は不満を懐き、承服できずにいた。この時点で、興安総署の進む道と菊竹の懐くモンゴル統治構想の間に、ずれが生じていた。このずれや認識の差が遠因となったのか、菊竹は次長を辞めたと見た⁽⁹⁾。他のずれもあったようだが、おおむね妥当な見方である。

1年後の1934（康德元）年12月1日に、興安局は蒙政部に格上げされ、民政部とほ

ぼ同じ機構をもつようになり、長は蒙政部大臣となった。また興安省外にゴルラス前旗（吉林省）、ゴルラス後旗（瀋江省）、イフミンガン旗（龍江省）、ドルベド旗（龍江省）の四つのモンゴル旗を新設して、蒙政部の管轄下に入れて属人主義的行政を行うことにした。この1年の間興安局内外で交わされた議論について知る手掛かりを、今のところ私はもっていない。

菊竹は、当然この改革に不満であった。『経蒙談義』には、「興安総署廃せらるるに及び、其の統治の性格は本質的に一変して、純粹なる属人主義に趨りたり。蒙古なる呼称は是より能く用ゐらるる所となれり」とし⁽¹⁰⁾、それに続いて、このような傾向に批判的な見解が、種々記されている。菊竹は、関東軍と協力して満洲国政府の対モンゴル政策を策定した。それは実に菊竹の考えを基本としたと見てもよいものであった⁽¹¹⁾。菊竹は、モンゴルとモンゴル人に対する深い理解があり⁽¹²⁾、その上で満洲国の立場を考慮し、両者のバランスを取ったところで満洲国の対モンゴル政策を立て、興安局・興安省が設置されたと理解される。それに対して、興安局の特殊行政を自治レベルに近づけ、モンゴル族の地位を強化しようとするモンゴル人や日本人がいて、彼等の立場が、「蒙古民族統治要綱案」作成段階の興安総署内で大勢を占めたと推測される。これは要するに、満洲国建国時に調整され策定された満洲国内モンゴルに対する基本政策への挑戦であると言ってもよい。従ってこのときの改革には、ひとり菊竹だけが批判をしたわけではない。『満洲評論』誌は、「時評」欄において、省外四旗を新設し蒙政部の管轄下に入れた点を重視して、第一に、居地主義を原則とする地方行政組織の分野に属人主義を導入することにより、徒にその整調を乱すものであること、第二に、一層悪いことに漢族とモンゴル族間の民族的反撥を弥が上にも刺激するおそれがあることの二点を指摘し、批判した⁽¹³⁾。上に引いた『経蒙談義』に述べられた菊竹の批判も、省外モンゴル旗問題を重視してのものであるように理解される。

モンゴル族の立場を強めようとするモンゴル人や日本人は、蒙政部の設置によって大いに自信を深め、「蒙政」の独自性・特色を強調しはじめた。そのことは、1935（康德2年）年12月に行われた臨時土地制度調査会第2回委員会に提出される蒙地問題に関する基本方針の作成のための一連の会議【在京委員第一回打合会議（同年10月）、第7回から第9回までの幹事会（同年10月から12月）】における蒙政部代表の大場辰之助〔蒙政部総務司理事官（文書科長）兼民政司理事官（財務科長）〕の発言や臨時土地制度調査会第2回委員会における蒙政部代表の関口保（蒙政部総務司長）の発言から、うかがうことができる⁽¹⁴⁾。特に大場の意見は、この時期の蒙政部の勢いをよく示すものと思えることができよう。また1936（康德3）年3月25日～27日に新京で開

かれた第1回興安各省省長会議に出席した省長のオロチョン（東省）、ジャガル（西省）、ポヤンマンダホ（南省）、凌陞（北省）の各種問題に対する発言からも、モンゴル人指導者側の見解をうかがうことができる⁽¹⁵⁾。これらから明らかになったことは、蒙地問題の処理をめぐる蒙政部と満洲国の他の政府機関との間に深い溝が存在することであり⁽¹⁶⁾、蒙政部のモンゴル人指導者の満洲国政府に対する土地問題を中心とする強い不満と要求であった⁽¹⁷⁾。広川は蒙政部がモンゴル人省長側と満洲国政府の板ばさみになっている状況が見られるとしているが⁽¹⁸⁾、蒙政部の設置の事情を上のように見たときに、別の見方も可能であるように思われる。

その後満洲国政府は1936〔昭和11（康德3）〕年5月20日付で「蒙古民族指導ノ根本方針」と題する3項目から成る文書をまとめた⁽¹⁹⁾。これは、1933年7月に「暫行蒙古人指導方針要綱案」が策定された後、関東軍が「西部蒙古に対する政策を実施するに至ったので、満洲国政府はこれと調整する必要を認め」、新たに策定されたとされる⁽²⁰⁾。その第2項が調整の結果を示すと見られる。だが第1項は満洲国内に居住するモンゴル族に対する指導に関するもので、「満洲国内蒙古民族ノ指導ニ関シテハ満洲国ノ一構成分子タルコトヲ肝銘セシメ拳国一体五族協和ノ建国精神ヲ基調トシ其範圍内ニ於テ民族固有ノ習俗、歴史ヲ尊重シツツ漸進的指導ヲ加ヘ其向上ヲ計リ且国家的施策ノ実施並之カ助長及民族協和実現ノ為必要ナル事項等ニ関シテハ逐次全国的統一ノ精神ニ合流セシメ以テ他民族ト同様ノ福祉ニ均霑セシム」云々とあり⁽²¹⁾、第3項は互いに相容れざる漢蒙両民族を融合提携せしめることを述べたものであるから、対西部蒙古政策実施関連以外のことがらも考慮の上、まとめられたものと言える。この「根本方針」が康德3年4月中旬に起こったいわゆる凌陞通ソ事件の後間もなく策定され、第2項末に「但為之国内蒙古民族ノ離満解体運動ハ之ヲ許サス」とあることもあって、1935年秋以来の臨時土地制度調査会や1936年3月の第1回省長会議における議論、そして凌陞通ソ事件を受けて満洲国政府が「民族主義を抑制する方針を強調して」まとめたものだとする見方もある⁽²²⁾。ただしこの文書は、外部に公表されることはなかった⁽²³⁾。

本稿において注目すべきは、この「蒙古民族指導ノ根本方針」が定められて「先ズ最初ニ着手スベキ問題ハ、蒙地ノ問題」であると、満洲国政府の総務庁企画処長が述べたことである⁽²⁴⁾。蒙地問題については、この「根本方針」の文面には記されていないので、その策定にさいしての了解事項であったのかも知れない。ともかくこれは、それまでの満洲国政府と蒙政部の間の対立の最大要点は蒙地問題処理であったことから、その問題の解決こそが、この「根本方針」に基づいて取り組まれなければならない

い最初の重要課題であるという認識が、康德3年5月の段階で政府部内に強く存在したことを教えるものである。

(3) 蒙政部の廃止と興安局の設置

現実には「蒙古民族指導ノ根本方針」がまとめられるより少し前の康德3年3月に、開放蒙地の合法的整理に対する満洲国内各方面の要請をうけて、蒙政部、民政部、財政部等の関係機関が集まり協議が開始されていた。そして1937（康德4）年中には蒙地整理の準備を終え、康德5年を期してその処理に着手することに決まっていた。だがたまたま康德4年7月に中央行政機構の改革に伴い蒙政部の廃止を見るに及び現地工作に一頓挫を来し当初の計画を1年延期せざるを得なくなったという⁽²⁵⁾。中央行政機構の改革について見ると、康德3年夏に、国家建設の第二期に入った満洲国の行政に対する改革が提唱されはじめ⁽²⁶⁾、翌年初頭から総務庁企画処において研究に取り掛かり⁽²⁷⁾、5月8日に「満洲国政治行政機構改革大綱」が決定発表され、同年7月1日に実施された。そしてこの行政機構改革の一部として蒙政部は撤廃され、國務總理大臣直属の興安局（総裁バドマラブタン）が設置されたのである。このたびの興安局は、蒙古行政に対する諮問連絡機関とされ、直接的行政は国の各関係部局において統制的に行うこととなった。これは「蒙政」に対しても国政の総合統制を強化するためであった⁽²⁸⁾。「蒙古民族指導ノ根本方針」を行政組織において具現したと言い換えることもできよう。

菊竹は蒙政部廃止に異論がなかった。そして蒙政部設置の過程や大場辰之助の蒙政部時代の考え方や活動を念頭にしたものと思われるのであるが、「蒙政部に在りて蒙古経営に関する論客の雄なりし大場氏は、後、蒙疆に至って民政部次長となり、蒙疆に於ける蒙民に対する政策を樹てんとして其の容易ならざるを悟り、翻って満洲国蒙古の実体を検討し、始めて吾等に來って質す所ありたり」と記しているのは、示唆的である⁽²⁹⁾。

大場は蒙政部廃止ののち、蒙古聯合自治政府民生部次長に転出していた。「蒙古経営に関する論客の雄なりし」と言っているのは、蒙政部時代の大場の言動も指しているに違いない。その大場が、蒙古聯合自治政府で最初満洲国蒙政部時代と同様の姿勢でモンゴル行政に取り組んでいたが、挫折して悟るところがあり、ようやく満洲国のモンゴル問題の実体を検討し、かつはじめて菊竹等を訪ねてわからないことを質した、と述べているのである。ここからかつて蒙政部の中枢にあった大場が、菊竹等の考えを尊重することなく、従って相談することもなかったことが知られる。菊竹はこのよ

うに述べることによって、言外に蒙政部時代の大場を批判し、かつ蒙政部廃止の妥当性を主張しているのである。

しかし5月8日における「満洲国政治行政機構改革大綱」の発表は、直ちに反撥や動揺を招いた。のち1943年になって、満洲国初期から興安省で警察局長、旗の副参事官、代理参事官等の職を務めてきた日本人の精泰蘭（ペンネーム）という人物が、このときのことを回顧して、「蒙政部廃止の報伝るや蒙古人の動揺は……、第一線の日系も驚いた」と述べている⁽³⁰⁾。5月20日に政府は、蒙政部長張景惠名で蒙政部佈告第6号「蒙古行政機構改革ノ件」を出して、改革内容を説明したのに続けて、「斯クノ如キハ蒙政ヲ軽視シタルノ故ニ非ズ……蒙政部ノ廃止ト云フ形式ノミヲ捉ヘ徒ニ危懼ノ念ニ駆ラレ流言ニ惑フガ如キコト無カルベシ政府ノ方針ヲ体シ官民一致国運ノ発展ニ協力セラレンコトヲ望ムヤ切ナリ」との見解を公にし⁽³¹⁾、動揺の鎮静化に努めようとした。

その後1938（康德5）年10月31日に国务院訓令第163号が出され、各部大臣所管事項のうち「(1)蒙地ノ特殊權益ニ関スル事項、(2)蒙旗ノ原有權益ニ関スル事項、(3)喇嘛ニ関スル事項、(4)旧王公ノ処置ニ関スル事項、(5)蒙古ノ特殊社会制度ニ関スル事項」については、「事前ニ國務總理大臣（興安局）ノ承認ヲ受クベシ」とされ、「國務總理大臣直轄事項ニシテ本件ニ関連アルモノニ付テハ当該局ヨリ興安局ニ合議ノ上処理スルモノトス」と付記された。蒙政部廃止から1年4ヶ月後に、「蒙地の特殊權益」等の事柄に関するこの訓令が出されたのは、10月3日に国务院で決定された「開放蒙地処理要綱」と同月17日に同要綱に基き開放蒙地の奉上が遂行され、蒙政部廃止以来のモンゴル人の不安と動揺がさらに増幅することへの対処、換言すれば彼らへの妥協、という意味があったと推測される⁽³²⁾。だがともかく、モンゴル族に対する行政の実行機関である「各部局の管掌事項中最も重要にして複雑なる」⁽³³⁾上記各項について興安局と合議し承認を受けて処理するよう定めたことは、明らかに興安局の重要な権限の一定の回復であったと言える。

しかし蒙政部廃止から4年以上を経た1941（昭和16）年に、菊竹はなお「吾等は、蒙古なる名称を使用すべからずといふには非ず、（中略）ジンギスカヌを尊慕すべからずといふには非ざる也。吾皇民中の指導の人々が、吾皇民の枢軸的存在を根幹とする民族的布陣を審に省察し、将来に対して確乎たる設計を立てて、然る上に『蒙古』を称へ、『ジンギスカヌ』を叫ぶものなりとすれば、吾等も亦何んぞ之に附随するに遲疑する所あらん、何んぞ『興安』なる呼称の起れる由縁に拘泥するところあらんや」と述べたことから見ると⁽³⁴⁾、昭和16年当時、なお蒙政部廃止批判が存在したと見ら

れる。ここに「吾皇民中の指導の人々」とあるのは、主に興安局や興安省の日本人官吏を指しているのであろう。事実菊竹がこの書を出す1年前の1940（康德7）年に、興安局事務官であった井手俊太郎は「蒙政機構数次の变革が彼等より民族的希望を強奪したるに非ざるが（「非ざるか」の誤植—吉田）、或は其機構に欠陥ありて彼等を萎縮せしめたるに非ざるか」反省の必要があるのではないかと指摘している⁽³⁵⁾。モンゴル人の反撥・批判について、竹村茂昭ははっきりと「其の頃の蒙古人の気持ちは、満洲国は五族協和と称しても唯一つの蒙政機関である蒙政部迄も潰してしまったではないか。矢張り漢民族中心の考へ方ではないか。蒙政部を潰した位だから其のうちには興安省も無くなるし、旗も県に変わるかも知れないなどというものであった」と述べている⁽³⁶⁾。

(4) 興安総省の設置

このような雰囲気興安局・興安省に対して、4度目の制度改編が行われた。すなわち国務院は1943（康德10）年9月に「蒙政機構整備要綱」を定めて公表し、興安四省の組織を改めることとし、翌月1日に四省を合せた興安総省を、東滿総省とともに設置し、総省長には一般省長より強力かつ広範な権限を付与することにした。中央部の興安局はそのまま存置し、興安北省もこれまで通りとされたが、他の三省は興東、興南、興西、興中の四地区に分け、各地区中心の旗県に地区行署を置き、同旗県の長と参事官をそれぞれ主任、副主任となし、地区内の連絡に当たさせた⁽³⁷⁾。ただし総省公署のある王爺廟を含む興中地区には、行署は置かれなかった。竹村は、行署とは興安総省長のいわば行在所というべきだから、厳密にはその長は総省長であり、主任等はその代理者という位置付けになる。従って地区行署とは、権限をもった独立した官庁ではなくて、総省公署の一部であると述べた⁽³⁸⁾。これが、総省長の権限が広範で強力となったといえる最大の要点ともいえる。

今回の改革を推し進めた竹村茂昭（総庁参事官兼興安局参事官）は、新機構の「眼目は方針としては建国当時の考へ方に戻り、特定地域を限っての特殊行政と云ふことを明らかにし、一面では国の一般行政との調和を図ると共に、一面では蒙古人の国家意識を昂揚し、建国時に顕れたやうな激しい熱情をもう一度喚び起し、建国十年の再出発を期し度いと云ふことにある」と述べた⁽³⁹⁾。当時は、厳しさを増していた戦局に対応する戦時体制の強化が求められており、そのためにもモンゴル人のかねての興安局改組要望に応える必要があるとの判断があった⁽⁴⁰⁾。それ故にこの2点について当時、「地方行政の決戦化への一段階」、「蒙古民族年来の希望に応ずる総合体制」

と評されたのである⁽⁴¹⁾。

竹村の戦後の回想によれば、モンゴル人はこの改革には賛成したという⁽⁴²⁾。当時竹村とともに奔走した瀬崎清は「多年の蒙古関係者の要望に基づいて興安総省が設立され、相当大きな権限が総省に与えられて、蒙古事情に精通し、蒙古民族、蒙地の開発に熱意深い人達が興安総省、各地区、旗の要職に就くようになった。蒙政の刷新、蒙古民族の発展策が大いに講ぜられ始め、中央集権の弊（中央集権の政治行政はおのずから画一的となる）は原住民の実情に則するように訂正されつつあった…」と述べている⁽⁴³⁾。竹村は、モンゴル人の反応の一つとして「蒙古人が一番喜んでくれたのは今迄公文書は漢文と日本語だけでしたがこれに蒙古文を正文として加えたことです。蒙古国には及びもつかないが蒙古自治領にでもなった気だったでしょう」とも述べている⁽⁴⁴⁾。

これらから、興安総省への改組は、興安局のモンゴル人や日本人の希望がある程度実現したものともみなされていたと言えよう。満洲国そして菊竹や関東軍の立場からは、蒙政部の設置と廃止によって生じた不満や混乱が、ともかく開放蒙地奉上の実現や「蒙地管理要綱」（次節で述べる）の策定と遂行によって、それなりに鎮静してきたと見なされ、かつ戦時対応上、モンゴル人を満洲国に、より引き付ける必要があるために、興安省のモンゴル人や日本人官吏に歩み寄った結果であると、私は考えている。しかし、興安総省体制は戦局の深刻化のもと、十分に機能を発揮させる時間的余裕は与えられていなかったのである。

2. 興安局の実態調査の実施とその目的

以上、興安省とその行政組織の変遷を、満洲国・関東軍の対モンゴル政策と興安省側のモンゴル人や日本人の主として官吏の考え方・立場との関連で見えてきた。その場合、満洲国・関東軍の立場を主に菊竹實蔵に代表させて述べてみた。既に述べたように、菊竹のモンゴルとモンゴル人に対する心情は、興安省の日本人官吏たちと隔たりはなかったと思われるが、満洲国のモンゴル政策立案に深く関わり、その政策の実現を重視したことにおいて、それらの人達の多くと見解を異にしていたのである。

これらの政策上の対立の根底に一貫して横たわっていたのは、満洲国の中でモンゴル人を特別に扱うべきか、他の四族と同様に扱うべきか、というものであった。そして概してモンゴル族は特別に扱われ、特殊行政が施されたのであるが、康德4年7月1日に蒙政部が廃止された結果、新興安局のモンゴル人や日本人の官吏たちは、五族

協和を強く意識して、行政に携わらなければならなくなった。そしてそのような状況下で最初に取り組んだのが、開放蒙地の整理であった。

(1) 新興安局の方針転換と実態調査

『満洲帝国蒙政十年史』によれば、満洲国が建国以来治蒙施策上最も重視したのは、蒙旗原有権益の整理であり、とりわけ開放蒙地処理はその重要な一つであった。モンゴル旗側にしても「法律の規定に拠らず而かも蒙旗の行政区外に於て蒙租等を徴収することは頗る至難の業であって、(中略)故に国内諸制度の整備に伴ひ漸く各方面から之が合法的整理を要請さるるに至ったのも当然である」。前述のように政府はこの趨勢を洞察し康徳3年3月蒙政部以下関係機関等が集まり慎重に協議を進め、康徳4年中に諸般の準備を終わり、康徳5年を期しその処理に着手することに決めたのだが、康徳4年7月中央行政機構の改革に伴って蒙政部が廃止され、当初の計画を1年延期せざるを得なくなったという⁽⁴⁵⁾。ここに述べられている開放蒙地処理案やその作成経緯については、すでに広川が分析している⁽⁴⁶⁾。要するに蒙政部は、開放蒙地の権益の放棄に反対していたが、政府他箇所や関東軍に押し切られ、中央行政機構改革が行われた頃には、開放蒙地奉上が実施される段取りが定まっていたのである。

かくて蒙政部廃止後、この現実を前に、新興安局はモンゴル側の権益に対する基本方針を転換せざるを得なかった。竹村茂昭は、「新生の興安局は、前蒙政機関の方針を一転し旧蒙古地域全体に亙る権益の主張を止めて、之を蒙古人の中心生活地域と既に蒙古たるの実質を喪った地域に分ち、前者に蒙政の重点を置き其処には豊かな特殊性を盛り込んだ行政を行って行くが、後者は国内体制整備の方針に則って蒙古側の権益を放棄せしめることを決意し、又一方之が遂行のために組織的な調査に依る基礎資料の整備に進むことになった。此の方策の現はれが即ち康徳五年六年の興安省外開放蒙地及錦熱蒙地の両度に亙る奉上であり、又五年の開放蒙地調査及六年以降始められた興安省内各旗の実態調査であった。この様な道筋を踏んで始めて残された蒙古地域即ち興安四省の蒙地問題が本格的に取上げられることになったのである」と述べた⁽⁴⁷⁾。経緯上当然ではあるが、新興安局の方針転換の中核は、このように蒙地問題であった。あらためて蒙地問題の重要性を知ることができるのである。

ともかく新興安局は、蒙政部時代に、開放蒙地と非開放蒙地の区別なく、蒙地であれば何でもモンゴルの権利を強く主張し守り通そうとしていた姿勢を転換し、蒙地を、開放蒙地と非開放蒙地すなわち「既にモンゴルたるの実質を喪った地域」と「モンゴル人の中心生活地域」に分ち、そして前者は「国内体制整備の方針に則ってモンゴル

側の權益を放棄させ」、後者にモンゴル行政の重点を置くということにした。そうせざるを得なくなっていたと言った方がよいだろう。そしてこれらの新方策遂行のために基礎資料を整備する必要が生じ、組織的な調査を開始した。それが康德5年における開放蒙地の調査であり、康德6年における興安省内各旗の実態調査であったのである。

「蒙地管理要綱解説」には、「康德5年の奉上の際に於ても蒙人の最も懸念したことは（中略）、興安省だけは蒙人最後の安住圏であり、之だけは何とか確保して行きたいと云ふことであり、（中略）即ち蒙人最後の希望は残された此の興安省内土地の保全、特殊性の具体化と云ふことに尽きると思われるのである。問題の重大性に鑑み当局に於ても之が整備に慎重を期し、先ず実態の探求を先決とし、（中略）康德6年以来各旗の実態調査を継続実施してゐる」と述べられている⁽⁴⁸⁾。

このように興安省の行政に関わってきたモンゴル人や日本人官吏は、開放蒙地処理に関する自らの主張を貫くことができず、開放蒙地におけるモンゴル側の權益を放棄せざるを得なくなった。その結果、興安省と省外のモンゴル旗だけが、モンゴル人のものとして残された。そこで以後は、この残されたモンゴル人の居住地域とそこに存在する特殊性の保全・具体化に専念し、その成果を得て「豊かな特殊性を盛り込んだ行政」を行う目標に向かって進むことになった。そしてそのために「実態の探求を先決」とすることとし、ここに1939（康德6）年以後の興安省内各旗の実態調査が実施されたのであり、このような経緯から、調査の意気込みは開放蒙地に対するものとはまったく異なるものとなり、興安局の総力を結集し、調査期間も長くなったのである。

それにまた、興安局は、蒙政部から蒙地等の基礎的な資料をほとんど受け継がなかったという⁽⁴⁹⁾。この事情もまた、基礎的な調査を徹底して行う理由の一つとなったと思われる。

かくて実施されることになった実態調査は、非開放蒙地実態調査と称されることが多いが、実は上の段落で述べた事情もあって、非開放蒙地に関する調査だけではなく、より徹底して、社会制度や経済関係も含む総合的な調査として行われた。そのために調査報告書は、第1編が社会制度、第2編が土地関係、第3編が経済関係という構成になった。

この時期、興安局員は大いにモンゴル研究に燃えていた。そして第1回の調査が康德6年3月に実施されて間もなくの5月における『蒙古研究』の創刊に結びつくのである。その「創刊之辞」において、白濱晴澄は「之等の調査に随伴して局員の蒙古事情研究熱は頓に高まり」と述べた⁽⁵⁰⁾。

実態調査はその後各所で進められ、1940（康德7）年には実質的には終了状態にあった。

(2) 蒙地管理要綱

ところで、非開放蒙地の実態調査は、蒙地に対する具体的な処理方法を定めた「蒙地法」⁽⁵¹⁾といったものの制定を行うために実施するのだと考えられていた⁽⁵²⁾。だが、その制定は、実態調査が終了してもなかなか行われなかった。

その理由は、モンゴル人側に「蒙地法の規制を必須なりと考へるだけの意識が一部先進者層に止まって未だ一般には自覚されてゐない実情等」があったこともあるが⁽⁵³⁾、重要なのは対モンゴル族行政へのモンゴル人の不信感であった。不信感の根本的理由は、蒙政部の廃止であり、それに引き続き興安省廃止や特殊行政撤廃が為されるのではないかという疑念であった⁽⁵⁴⁾。

竹村によると、モンゴル人の共感を得られない改革ではしようがないということで、1941（康德8）年春頃に、ついに問題の処理を意図的に一時中断した。そしてその後約1年を経た1942（康德9）年春になって、再び取上げられる形勢となった。理由は、モンゴル人側が、蒙地問題の処理は1年遅れれば遅れるほど、蒙地への漢人の流入が増え、その解決を困難にすることなどによって、その速やかな解決を望んだからであるとされる。興安局の日本人当事者側も、事実を経れば経るほど、蒙地の実態の崩れていく状況よりして、権利関係をあとまわしにしてでも、具体的な取り扱い方法を、急いで決めて実行に移す必要性を痛感していたという。

そこで権利関係は一切抜きにして「蒙地は一般ノ通念慣行ニ基キ旗之ヲ管理ス」（『蒙地管理要綱』第二条第一項の規定）ということで、現在の実際の取り扱いのままとし、以下具体的な管理方法を詳細に規定して行くこととし、この辺で日本側と在新京のモンゴル人の意見が一致したという。かくしてその後いくつかの手順を踏んで、1942（康德9、昭和17）年8月20日に「蒙地管理要綱」が制定されたのである（國務院訓令第179号）。

いくつかの手順というのは、同年6月以来、興安各省の主都に各旗の長・参事官を集め、その意向を問うて原案に了解を取り付け、その後各旗で旗内の有力者による会議も開かれたことを指す⁽⁵⁵⁾。中でも興安南省では、旗長による2日に及ぶ活発な議論が行われ、結局了解が得られ、公布後は運営に最善の努力を払うことが確約された⁽⁵⁶⁾。

ここに、満洲国建国以来の懸案であった蒙地問題は一応解決を見たのであり、翌

1943（康徳10）年12月の「蒙政機構整備要綱」の発表と興安総省の設置へと繋がって行くのである。

結局、非開放蒙地とそこに住むモンゴル人に「豊かな特殊性を盛り込んだ行政」を行うという目的のために、積極的に熱心に調査を実施して得られた成果は、蒙地管理要綱に使われることがなかった。また実態調査を行う重要な目的とされた、調査成果を蒙地法に盛り込むということについても、蒙地法制定が断念されたことによって、機会を失した。

だがともかく「蒙地管理要綱」は実施に移された。興安局は、その実施と運営の状況について追跡調査を行った。そのことは、実施後1年を経て、『蒙古研究』第5巻第2号（康徳10年9月30日発行）に「蒙地管理特輯」と銘打って発表された井手俊太郎の「東科中旗に於ける蒙地管理要綱の運営状況」（1-35頁）と竹村茂昭の「瓦房屯状況」（36-54頁）、また康徳11（1944）年1月発行の『蒙古研究』第5巻第4号において発表された井手俊太郎の「西科前旗に於ける蒙地管理状況」から知ることができる⁽⁵⁷⁾。

(3) 蒙地法

蒙地法について述べておきたいことがある。蒙地法の制定は、上述したように断念されたのだが、その制定への努力は、文字通り蒙地管理要綱策定の直前までなされていたのである。それは、「蒙地法ニ規定スベキ事項（案）」なる文書の現存からわかる。これには康徳8年5月3日付けのものと康徳8年5月10日付けのものがある。前者は東大東洋文化研究所蔵「アジア法制関係文献資料（我妻先生旧蔵）」の一つであり、後者は近年国際善隣協会から拓殖大学図書館に移管され、「国際善隣文庫」と称されることになった蔵書の中に収蔵されている『蒙地の話—蒙地整備要綱案』と題する文献の中に収められている。『蒙地の話—蒙地整備要綱案』は、おそらく竹村茂昭が康徳9年春以後、本格的に「蒙地管理要綱」を策定するときに、資料の一部として竹村の手元に置かれ、参考に供されたものと私は推測しているが、より細かい検討を加える必要を感じている。また前者には文書の作成者について何も記されていないが、後者には「興安局」と明記されている。これらの文書から、「蒙地管理要綱」の原案がまとめられ、興安各省の各旗の旗長・参事官の意向を問うために彼らの前に出された6月上旬の少なくとも1ヶ月前まで、蒙地法の案文が、制定に向けて練られていたことが知られるのである。

この両案は、全42条という条文数、「第1章総則、第2章非開放地ノ管理、第3章

開放地ノ管理、第4章監督、附則」とある基本的な構成は一致している。けれども内容については、国際善隣文庫蔵案は、東文研蔵文書よりわずか1週間後にまとめられたものであるが、相当修正の手が加えられ、互いにかなり異なったものとなっている。この点から、5月3日から10日に至る間にも、蒙地法の内容の改善に向けた努力が行われたことが知られる。しかも注目すべきことに、その国際善隣文庫蔵案には、わずかではあるが加筆修正が施されている。要するに蒙地法制定へ向けた努力は、5月中旬までなされていたことになる。この事実は、5月中旬以後に最終的な方針の転換が行われ、暫定的な「蒙地管理要綱」を作成して実施することが決まったことを示すのかも知れない。あるいはこの時期、「蒙地管理要綱」を策定しつつ、なお「蒙地法」制定への準備が継続されていたことを示すのかも知れない。多分、後者のようであったのであろう。

「蒙地管理要綱」策定のさい、それに対する解説において、「蒙地法立法に対する努力は依然として之を継続して行くが、現実の事態に対処せんがためには「旗地保全法」及従前よりの慣行を基礎として實際上蒙地の管理を為し居る各旗当局に其の管理の方法を具体的に示し之を実行せしめることに依り蒙地特殊性の崩壊を防ぎ更に可能な限度に於いて恢復を計り以て将来の蒙地制度確立の基礎を築かしめることに依り蒙地特殊性の崩壊を防ぎ」云々と述べられている⁽⁵⁸⁾。

(4) 菊竹と蒙地管理要綱

最後に一言付け加えると、「蒙地管理要綱」の内容は、結局は菊竹が作って1932年11月3日に出された「興安各分省各旗旗地ノ保全ニ関スル件」(教令第105号)の考えに基本的に変らないものであった。竹村も、「蒙地法」制定を目指していたことを述べている箇所、「此の省内の蒙地問題の解決される可き方向は、既に「旗地保全法」に依り明らかである。後は蒙古人の感情にも合ひ、其の習慣にも応じ、又其の民度にも適した具体的な処理方法を定めることである」と記した⁽⁵⁹⁾。これと同趣旨のことは、前掲「要綱制定に至る経緯」においても述べられている⁽⁶⁰⁾。菊竹は蒙地問題でも、モンゴル政策の本質をきわめてよく理解し、興安省が設置されて間もなく、基本的な方向付けをしたと言ってよいであろう。

おわりに

私はこれまで、興安局の実態調査の背景等の問題を検討するのに、興安省とその行政機関である興安局の設置そしてその後の何度かの組織改編の経緯を検討してきた。それらの変遷の底に流れていたものは、結局は、植民地支配の組織である満洲国の基本理念として設定されていた五族協和の理念に立って、モンゴル政策を貫こうとする関東軍・満洲国政府の立場と、現地に暮らすモンゴル人やそこにおいて直接モンゴル人に向かい合って、行政に携わっていた日本人たちの、モンゴル人とモンゴルの土地等に対する特殊なあり方を維持しようとする立場との葛藤であった。その場合、モンゴル人の歴史的に築かれてきた条件や、主として現地で働いていた日本人のモンゴルとモンゴル人に対する独特とも言える姿勢・思いが、その葛藤を激しいものとした。だが、関東軍・満洲国政府の方針は貫かれた。

そのような枠の中で、興安局の人々は蒙地の調査を実施し、開放蒙地については、ともかく蒙地奉上にこぎつけた。そして残された非開放蒙地については、興安省とそこに暮らすモンゴル人の利益を考え、内容の優れた「蒙地法」の制定を目指して実態調査を行い一定の成果を挙げたが、切迫してきた蒙地の現実の前に応急措置的な対応を迫られて、調査の成果を十分に活用しないで、中途半端な「蒙地管理要綱」を策定することで満足せざるを得なかった。

また蒙地の調査の結果、蒙地の本質が理解されたかということ、それは不十分な理解に止まったようである。竹村は、蒙地の調査が一段落し、蒙地管理要綱が策定され実施に移された段階で、蒙地とは何かが「正直に云ふと私には未だ判らない」と述べた⁽⁶¹⁾。実際には努力の結果蒙地に対する理解は相当に進んだと思われるが、非開放蒙地調査の指揮者であった竹村等にとって、なお不明確な点が残されていたということなのであろう。そしてそれらの不明な点についても、解明するのに十分な時間は残されていなかったのである。

このように非開放蒙地の実態調査は、実態を究める点においても、調査の成果を利用する点においても、不本意なままに終わった。とはいえ、その調査内容は、それが蒙地に止まらぬ社会・経済も含めた総合的な実態調査であったこともあり、近年になって資料として内モンゴル東部地域の本格的な分析に用いられるようになってきており⁽⁶²⁾、中国の体制が変る直前の内モンゴル東部地域の社会や経済を知る基本資料の一つとして、今後、さらに活発に利用されると思われる。この意味では、非開放蒙地の実態調査は、今なお意義があると言えるのである。

注

(1) 吉田順一「興安四省実態調査について—非開放蒙地の調査を中心に」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第43輯・第4分冊、1998年2月)、69頁。なおこの拙稿の発表後、内容に補充すべき点が出てきた。

①山根順太郎・村岡重夫共著『主農従牧社会に於ける「蒙古部落の農業的性格」』、満洲民族学会、康德11年6月25日、本文61頁。

これは、奈曼旗の西沙力好来の実態調査に基くもので、満洲民族学会における講演をまとめたものである。

②上記拙稿の注(31)に黒竜江図書館蔵「興安局実態調査成果概要報告書」と題する未見の報告書を挙げておいたが、その後長春図書館蔵本の複写を見ることができた。それによると書題は『実態調査成果概要報告書』となっており、その上部に手書きで「蒙古地帯」と補われている。すなわち『蒙古地帯実態調査成果概要報告書』となる。書題の左下に「興安省」と書き込みがされ、また本文にもかなりの書き込みがある。

(2) 興安局の各実態調査報告書に付されている「調査部落表」によると、1941(康德8)年の東ホンドロン調査が最終のもののように思われる。だが、村岡重夫は、それらの外「昭和18年より終戦にいたる迄の間興安総省公署調査官によって」行われた調査として、

奈曼旗	ハルハ族	農主牧従 (昭和14年との比較)
索倫旗	ソロン族	遊牧
科爾沁左翼後旗(東科後旗)	ハルハ族	農主牧従

を挙げている[村岡「満洲における農村の調査」(満洲回顧集刊行会編『あ、満洲—国づくり産業開発者の手記』所収、昭和40年)、415頁]。そして興安総省公署調査室の設置を昭和18年夏としている(414頁)。別のところで村岡は「昭和18年11月だったか」と記し、この調査室が冬に奈曼旗を調査したと述べている(村岡『青蛙行記』、文芸サークル社、昭和55年、213頁)。すなわちこの奈曼旗調査が、上の引用文に「昭和14年との比較」のために調査したと注記されている奈曼旗の調査を指す(『蒙古研究』に報告論文あり)。索倫旗と科爾沁左翼後旗の調査は、奈曼旗調査後行われたと見られるが、調査報告書が存在していないので詳細は不明である。

(3) 『満洲事変』(現代史資料7)、みすず書房、1964(昭和39)年4月、368頁。

(4) 広川佐保「モンゴル人の「満洲国」参加と地域社会の変容—興安省の創設と土地制度の改革」(『アジア経済』第41巻第7号、2000年7月、1-31頁)、10頁。

(5) 岡洋樹「インタビュー：片倉 進氏に聞く(1)」(近現代東北アジア地域史研究会『NEWS LETTER』第4号、1993年5月)、53頁。

(6) 菊竹實蔵『経蒙談義』1941(昭和16)年12月、19頁。鈴木仁麗『満洲国の東部内モンゴル政策—その決定過程を中心に』(修士論文)、2002年1月提出、108頁。なお同論文の概要

- (修士論文と同タイトル)がある(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第49輯・第4分冊、2003年2月、159-162頁)。『経蒙談義』については、鈴木仁麗の上記修士論文および吉田順一「菊竹實蔵について」(近現代東北アジア地域史研究会『NES LETTER』第14号、2002年12月、105-112頁)を参照。
- (7) 菊竹實蔵『経蒙談義』、19-20頁。
 - (8) 片倉(表)文書31『初期満洲国関係資料』所収。この要綱は、興安総署内日本人幹部の手でまとめられ、関東軍幹部にも示され、ごく一部の日本人幹部以外には秘密とされていたに違いないが、特にモンゴル人には一切機密とされたと考えられる。理由は、例えば、「国内蒙古民族ノ支配的種族」の勢力解除を一項として掲げ、具体的に貴福(凌陞の父)一族を中心とするダゴール族をその対象として例示していること等である。なお、第21項についても菊竹は異論があったと推測され、目下検討中だが、まだ結論を得ていない。
 - (9) 鈴木仁麗『満洲国の東部内モンゴル政策』、70-71頁。
 - (10) 菊竹實蔵『経蒙談義』、20頁。
 - (11) 鈴木仁麗『満洲国の東部内モンゴル政策』、第3章第2節。
 - (12) 菊竹實蔵と親しくし尊敬していた片倉進は、菊竹について、「興安省の誕生の生みの親となられました。旗地保全条例という、有名な政令を作成(ママ)され、蒙古人保護に全身全霊を打ちこまれた」と記している(片倉進「菊竹實蔵次長の憶いで」、『興安隊報』第74号、昭和53年3月)。
 - (13) 『満洲評論』(満洲評論社)、第7巻第23号、昭和9年12月、2-3頁。
 - (14) この会議については、次の論文から概要を知ることができる。江夏由樹「満洲国の地籍整理事業—「蒙地」と「皇産」の問題からみる」(『一橋大学研究年報 経済学研究』37、1996年3月)、147-155頁。広川「モンゴル人の「満洲国」参加と地域社会の変容」、14-16頁。
 - (15) 広川「モンゴル人の「満洲国」参加と地域社会の変容」、16-19頁。
 - (16) 江夏「満洲国の地籍整理事業」、154頁。
 - (17) 広川「モンゴル人の「満洲国」参加と地域社会の変容」、19頁。
 - (18) 広川、同上。
 - (19) 片倉文書25「満洲国関係重要参考書類」所収。
 - (20) 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史—各論』、昭和46年、1257頁。
 - (21) 『続・満洲事変』(現代史資料11)(みすず書房、昭和47年)、948頁に「拳国一体五族協和し建国精神を基調とし」とあるのは誤りである。
 - (22) 広川「モンゴル人の「満洲国」参加と地域社会の変容」、20頁。
 - (23) 1938(康德5)年8月26日に開かれた「興安南省及省外蒙旗各旗長懇談会」の席上満洲国政府企画処長が述べた指示に「康德3年中頃ニ於キマシテ先刻長官ノ説明ガアリマシタ蒙古民族指導ノ根本方針ニ基キマシテ、蒙古民族指導要項等ノ様ナモノヲ一応案トシマシテ、政府ノ一致シタ意見ヲ得タノデアリマス。然シ乍ラ之レハ色々ノ事情ノ故ニ結局ハ正式ニ外部ニ示サレテ居ナイノデアリマスガ其ノ指導要項ナル成案ハ案デアリマスガ大体政府部内ノ一

- 致ヲ見タ案デアリマシテ」云々という箇所がある（『康徳五年開放蒙地奉上関係記録集成』、興安局、康徳7年、46頁）。ここに「蒙古民族指導要項等ノ様ナモノ」とあるのは「蒙古民族指導ノ根本方針」に関わるものであるし、その成案ができたのが康徳3年中頃であるとして、これは「蒙古民族指導ノ根本方針」の昭和11年5月20の日付と重なる時期であるから、要するに両者同じ文書のことを言っているのに違いない。そしてこれはこの一文から「蒙古民族指導ノ根本方針」が公表されなかったことを知ることができるのである。
- (24) 上記の「興安南省及省外蒙旗各旗長懇談会」での発言（『康徳五年開放蒙地奉上関係記録集成』、康徳7年、46頁）。
- (25) 興安局『満洲帝国蒙政十年史』（蒙古研究会『蒙古研究』第4巻第5・6号抜刷、康徳9年12月）、44頁。
- (26) 「満洲国行政機構の改革提唱」（『満洲評論』第11巻第6号、昭和11年8月8日の「時評欄」）、2-5頁。
- (27) 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史一総論』、昭和45年6月、558-559頁。
- (28) 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史一各論』、1259頁。なお、広川の「モンゴル人の「満洲国」参加と地域社会の変容」と「満洲国における「蒙地奉上」について」の両論文が蒙政部廃止と興安局設置に対して、詳述している。
- (29) 菊竹實蔵『経蒙談義』、65-66頁。
- (30) 精泰蘭「副参事官から参事官」（蒙古研究会『蒙古研究』第5巻第4号、康徳10年12月）、92頁。「動揺は……、」とある箇所は、原文のままである。「動揺」の程度の激しさについて明言することを、意図的に避けたのであろう。なお、モンゴル人がどのように感じたかをモンゴル人自身が述べた資料は、管見の限り知らない。ポリジギン・セルゲレンが「蒙政部の廃止について、モンゴル系官僚がどのように受け止めていたかについては定かではない」と述べている〔『満洲国の東部内モンゴルの統治』（東京大学大学院法学政治学研究科『本郷法政紀要』11号、2002年3月）、95頁〕のも、モンゴル人側の書き残したり話したりしたモンゴル語や漢語の資料が見当たらないことを述べているのであろう。
- (31) 『満洲国政府公報』第940号。
- (32) 開放蒙地処理のために康徳5年8月9日に開かれた興安南省及省外蒙旗各参事官懇談会において、『本案実施ノ噂ハ蒙人ニ伝ハリ、「現在ノ開放蒙地内県制施行区域ノ奉上ハ、近キ将来興安省内県、（中略）及ビ最後ニハ非開放蒙地ノ奉上ニマデ到ル第一階梯ニアリ」ト見ルモノアリ』とか、「蒙古人ノ間ニ自発的奉上ノ意志ナシト見ラルル所アリ」という参事官の意見が述べられ、このような事情を念頭にしてのことであろうが、数人の参事官が開放蒙地奉上が、時期尚早だとか実施を延期すべしだとか主張し（『康徳五年開放蒙地奉上関係記録集成』、康徳7年、36-37頁）、同月26日開催の興安南省及省外蒙旗各旗長懇談会において、興安南省長シューミンガは、奉上の補償金の使用法を「民心の安定」の必要性や「民心の動揺」の恐れを考慮して考えるべきことを主張した（同、50-51頁）。この会議の少し後の『満洲評論』誌上において、村橋は「この問題（開放蒙地奉上を指す一吉田）の処理の結果とし

- て一般に憂へられる蒙古民族の感情的離反動揺等」について述べた〔『開放蒙地処理の問題』(『満洲評論』第15巻第11号、昭和13年9月10日)、7頁〕。
- (33) 『満洲帝国蒙政十年史』、13-14頁。
- (34) 『経蒙談義』、24-26頁。
- (35) 「蒙政十年民族運動を顧照す」(蒙古研究会『蒙古研究』、第2巻第5号、康德7年11月)、64頁。戦後における回想であるが、興東地区行署副主任(1943年に興安総省が設置されたさいの呼称)の瀬崎清は、「満洲国の五族協和画一主義的建設は少数者の力ではいかんともならず、蒙政部の廃止(代って僅かに國務総理大臣の諮問機関たる興安局を設置)は産業経済教育文化面で、遅れた原住民である、蒙古民族に対する特別の保護指導政策の実施を一層困難にし、満洲に僅か80余年前より移住して来た漢民族の旺盛な生活力、経済力の前に漸次駆逐されるようになった」と述べている〔瀬崎清「蒙政の足跡」(『ああ満洲』、農林出版株式会社、昭和40年3月所収)、166頁〕。
- (36) 竹村茂昭「蒙地問題覚え書」〔蒙古研究会『蒙地管理要綱関係記録(第1輯)』、『蒙古研究』第4巻第5・第6合併号附録、康德9(1942)年11月所収〕、4頁。
- (37) 『満洲国史一各論』、1285-1286頁。一部誤りを訂正した。
- (38) 竹村茂昭「地区及び地区行署の運営に就いて」(『蒙古研究』第6巻第1号、康德11年3月)、15頁。
- (39) 竹村茂昭「蒙政機構整備に就いて」(満洲国総務庁地方処編『地方行政』第10巻第10号、康德10年10月)、10-11頁。
- (40) 『満洲国史一各論』、1285頁。
- (41) 「東満、興安両総省の開庁」(『満洲評論』第25巻第15号、昭和18年10月9日)、23頁。
- (42) 竹村茂昭は、「蒙古人も蒙政部廃止の影響でか意気があがりません。これを奮い立たせるにはどうしたらよいか。(中略)蒙古人の理想は「蒙古国」の独立である。併しそうも行かないので、興安四省を一つにして蒙古人を主体とする行政を布いたらどうであろうか。併しそれは「五族協和」を目標とする関東軍の嫌う所。それでは蒙古という看板を引込めて広域行政という看板にしたらどうであろうか。地方処の柏村主席参事官(省略)と相談し西の興安総省と並んで東に牡丹江東安間島三省を併せた「東満総省」を作ってはどうかと持ちかけました。折りよく関東軍では軍の上に方面軍を作ったので丁度それとマッチしどうやら実現の可能性が出て来ました。瀬崎さんと橋本君と共に各方面に運動。又蒙古人もこれには賛成。一緒にやろうと励ましてくれました」と回顧している〔竹村茂昭『興安鎮魂の譜』、平成6(1994)年5月、28頁。1955年頃に書いたものを元にしたもの〕。なお竹富一彦『激流』(竹村茂昭聞書)〔西日本新聞社、1999(平成11)年〕の153-154頁における記述は、『興安鎮魂の譜』に基づいている。
- (43) 瀬崎清「蒙政の足跡」、166頁。
- (44) 竹村『興安鎮魂の譜』、28-29頁。竹富一彦『激流』(竹村茂昭聞書)、156頁。
- (45) 『満洲帝国蒙政十年史』、44-45頁。この部分は白濱晴澄が担当して執筆した。

- (46) 広川「モンゴル人の「満洲国」参加と地域社会の変容」、13-22頁。広川「満洲国における「蒙地奉上」について」
- (47) 竹村「蒙地問題覚え書」、3頁。
- (48) 「蒙地管理要綱解説」(前掲『蒙地管理要綱関係記録(第1輯)』所収)、81頁。
- (49) 竹村「蒙地問題覚え書」、3頁。
- (50) 蒙古研究会『蒙古研究』第1輯、康德6年5月、3頁。
- (51) 前掲の「蒙地管理要綱解説」には蒙地法を「蒙地の特殊性に則して国家理念の追求と蒙人保護を規定しようとしたもの」と説明している(81頁)。
- (52) これによれば当時蒙地法を制定する意見が大勢を占めていたように理解されるのであるが、竹村は別のところで「蒙地管理要綱の制定に就いては当初、蒙地の権利関係迄も一切規定し蒙地法とでも云ふ可き法律としてはと云ふ意見もあったが」と述べている(竹村『「蒙地管理要綱」の実施に就いて』、『地政』第8巻第1号、康德12年2月、24頁)。蒙地法制定が一つの意見に過ぎなかったとも理解される内容である。今後の検討課題であろう。
- (53) 竹村『「蒙地管理要綱」の実施に就いて』、24頁。
- (54) 竹村「蒙地問題覚え書」、5頁。
- (55) 竹村、同上、6頁。
- (56) 竹村、同上、6頁。井手俊太郎「東科中旗に於ける蒙地管理要綱の運営状況」(『蒙古研究』第5巻第2号、康德10年6月)、1-2頁。
- (57) これら三つの論文を、私はかつて「興安四省実態調査」において、当時の実態調査の成果として扱ったが(67-68頁)、実際にはここで記したように、「蒙地管理要綱」の実施と運営の状況を調査したものなので、訂正して削除したい。
- (58) 「蒙地管理要綱解説」、82頁。
- (59) 竹村「蒙地問題覚え書」、3-4頁。
- (60) 「蒙地管理要綱解説」、82頁。
- (61) 竹村『「蒙地管理要綱」の実施に就いて』、21頁。
- (62) 次の2著を挙げて置く。
- ① 吉田順一『エヴェンキ族自治旗イミン・ソムのオールド族の牧畜』[平成10年度～平成12年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))研究成果報告書『近現代内モンゴル牧畜社会の研究』(課題番号10610361)、2001年11月]
- ② ボルジギン・ブレンサイン著『近現代におけるモンゴル人農耕村落社会の形成』、風間書房、2003年2月。

台湾ツォウ族・高一生の民族自治区構想

—ソビエト連邦の民族政策と東アジアへの影響—

Planning an Autonomous Ethnic Region for Taiwan's Minority
Tsuou's Gao Yi-sheng: The Influence of Soviet Ethnic Practices on
East Asian Ethnic Policy

中 生 勝 美

NAKAO Katsumi

1 問題提起

グローバリゼーションが一段と進むなかで、地域研究は、他地域との連動性に着目した全体性の視点が益々必要になってきている。さらにウォーラステインが主張する世界経済システム論のように、西洋の大航海時代から、世界がひとつのシステムによって連動しているとする歴史観は、現在進行しているグローバリゼーションの枠をさらに遡って見る必要性を提起している。

人類学がフィールドワークの対象とする地域を辺境に求め、自らの属する文化とかけ離れた「遠い」地域の「他者」を研究対象にしようとした時代は、終わってしまった。また「他者」を理解する試みは、かつてイギリス・フランスの人類学が自国の植民地で研究を展開し、またアメリカでは国内のネイティブ・アメリカンの研究から出発したように、日本でも戦前のフィールドワークは、基本的に日本の植民地だけに限られていた。かつての植民地主義、あるいは帝国主義と人類学的調査の関係が、一定の政治目的、あるいは治安維持のための警察権力と結びつきがあり、たとえ純粋な研究目的であっても、統治機構がその成果を利用する可能性は高かったのである。しかし、現在の植民地統治に関する考え方は、単純に統治者が植民地の住民を抑圧的に支配していたのではなく、被植民者もそれに対抗・従属・利用するなど、さまざまな戦略をたてていたことにも焦点をあてている。換言すれば、支配者と同時に被支配者も極めて多様であり、単に支配と被支配の対立的二元構造では理解できない側面があることに着目している¹⁾。

一般的に、研究と政治は不可分の関係にあることは、戦前と戦後に質的な変化はない。特に地域研究自体が戦後の冷戦による産物であり、「他者理解」の必要性が地域

研究を成立させたのだが、冷戦崩壊後、その反動から他者理解が不必要になり、グローバルゼーションという名のアメリカ化を推進する方針から、地域研究への研究助成が削減されたことは、研究と政治の関係を示す上で興味深い²。

「本来あった伝統的な文化」を求める本質主義の虚構性を批判しつつ、フィールドワークに基づくコミュニティスタディや、比較と記述を得意とする人類学が、政治的背景の枠から脱却して独自の視点で地域社会を描くことが可能なのであろうか。現在のグローバルゼーション、そしてかつての植民地統治という絶えざる外界との交渉過程で、相関的に社会が生成・維持していると考えれば、「地域」への深いコミットと同様に、「世界」の動向を把握するマクロの視点を共有することが、「地域研究」あるいはフィールドワークによる人類学研究の方向性ではないかと模索している。

本稿では、台湾先住民のツォウ族出身知識人である高一生が、戦後民族自治区の構想を主張して国家転覆罪の罪で処刑された事例に焦点を当て、民族自治区の構想を持つ要因となったソビエト連邦の民族政策、その構想を伝えた可能性のあるニコライ・ネフスキー、さらに中華人民共和国の民族政策、「大日本帝国」の民族政策、そして戦後の揺れ動く台湾原住民社会に対する共産主義思想の影響、戦後の国民党政府による台湾統治政策の分析を通じて、いわばソビエト連邦の下で形成された民族自治区が、いかに台湾山間部の先住民に影響を及ぼしたかという点を考えてみたい³。

2 高一生の生涯

1930年代、台湾総督府による台湾先住民統治は、国語（日本語）教育、さらに戦争へ駆り立てる皇民化教育と、同化政策を推進してきた。本稿で焦点を当てる高一生は、ツォウ族の名前で Uyonge Yatauyongana、日本名は矢多一生であった。彼は、戦前に高等教育を受け、阿里山の教育所で教師をしながら、巡査を兼務していた。戦後、郷長になり阿里山郷の有力者になるが、1947年に発生した二二八事件に連座し、1952年に台湾共産党員を隠蔽した容疑で逮捕され、1954年に銃殺刑に処された。戒厳令解除後の1990年代に入り、名誉回復が実現した。高一生は、教育者、政治家としてだけでなく、作詞・作曲でも有名で、その代表作「春の佐保姫」は台湾当局から戒厳令時代は歌うことを禁止されながらも、多くの人々に歌い継がれてきた。その意味でも、高一生は台湾先住民の二二八事件犠牲者として知られている。次に高一生の年譜を挙げておこう。

高一生の年譜⁴

- 1908年（0歳） 阿里山郷楽野村生まれ
1915年（7歳） 嘉義市朝日公学校（現在の垂楊國小）入学

- 1918年（10歳） 父親のアパリ（阿巴里）が事故で死亡
- 1925年（17歳） 台南師範学校入学
- 1930年（22歳） 台南師範学校卒業、達邦社教育所に就職、達邦駐在所巡査兼務
- 1930年（22歳） 湯川春子が台南郡守の家に家事手伝いで来る
- 1931年（23歳） 湯川春子と結婚
- 1942年（34歳） 総督府がツォウ族青年を太平洋戦争に徴用することを反対して駐在所巡査部長から処罰される⁵。
- 1944年（36歳） 高雄軍港から戦死したツォウ族青年の遺骨を引き取り、その日の晩酒に酔い悲しみの歌を歌う
- 1946年（38歳） 三民主義青年団に入会し知識青年と結束する。
- 1947年（39歳） 二二八事件の発生。台南県長袁国欽が呉鳳郷に避難する。ツォウ族青年が嘉義市攻防戦に参加する。台南県政府は日本時代の農地である新美茶山を呉鳳郷に編入した。高一生は積極的にツォウ族が定住することを推奨し、農業建設に力を注いだ。
- 1948年（40歳） 呉鳳郷農会商店を開店し、全郷の事件に関係した手配者をおかまう。
- 1949年（41歳） 保安司令部が阿里山で阿里山奮起湖に前進指揮所をつくり、段階的な分派活動と清郷工作の布陣をした。3月から達邦村で自家発電機を稼働させ、夜間に定期的な電力供給をした。
- 1950年（42歳） 蔡孝乾が阿里山で逮捕された。林立医師が達邦衛生所で、楽野醤油工場、郷公所、国民小学校などでおこまれた多数の知識人が逮捕され、隠蔽武器の自白を迫られた。一行は丁重に台北へ招致され、蒋介石が阿里山賓館で会見する約束をした。蔣方良が接待し、達邦村に赴いて正常であることを宣言し、林瑞昌が議会に提出する原住民地区建設の草案を協議した。
- 1952年（44歳） 9月10日逮捕され、台北の軍事法廷に拘束された。
- 1953年（45歳） 1月19日から独房に監禁。
- 1954年（46歳） 4月17日、春子は同事件で被害にあったそのほかの家族を伴い台北で池の中にある高氏の遺体を確認し、火葬した後、達邦で埋葬した。

高一生の長女、高菊花にインタビューをしたとき⁶、戦後、国民党政府が高一生を逮捕したのは、表面的には台南県長袁国欽をおこまったことだが、実際は別件逮捕だったと証言している。逮捕の1年前から、当局は高一生をどのような罪状で逮捕するか、綿密な計画を立てた上で実行したということである⁷。逮捕容疑、そして死刑の

罪状は、高一生の抱いていた民族自治区構想が国家転覆罪であたるというものであった。阿里山を含む先住民居住地帯は、日本敗戦直後に、国民党政権の権力が及ばない地帯として、しばらく権力の空白期間があった。台湾総督府時代に作られた地方行政制度である自助会は、戦後1年程度まで継続しており⁸、統治者である日本人が去った後、直ちに国民党政府から官吏が派遣されることはなく、日本統治時代に理蕃警察や蕃童教育所など、現地住民に皇民化教育を与えて一定の行政的役割を与えた先住民が、戦後も引き続いて地方行政を担当していたのである。戦後になって高一生が郷長に就任したのも、こうした戦後の先住民地域の行政権に空白状態が生まれたことによって、実質的な地方行政権を継承したのであった。

高一生の民族自治区構想は、高一生の裁判資料に出てくる。高菊花の証言によれば、高一生の民族自治区構想は、すでに戦前から持っていたという。二二八事件資料集には、高一生が呼びかけ人となって高山地区自治行政を検討するための会議の招請状が掲載されている。これによると、1947年4月10日に台中県霧社で高山地区自治行政を検討するため、先住民地帯の郷から2名を招請して、自治行政を話し合う会議を開催しようと呼びかけている⁹。

この時期は、非常に微妙である。1947年2月28日に、台北で起きた反国民党のデモは、軍隊が出動して戒厳令が施行される事態となった。しかし、台北での反国民党の動きは、各地に連鎖的に波及し、阿里山でも嘉義の飛行場にあった武器倉庫を、ツォウ族の青年が中心となって襲撃する事件が発生した。二二八事件と阿里山の動きについては、当時、実際に戦闘の指揮に加わった方から直接話を聞いた¹⁰。

阿里山の蜂起は、戦後の国民党政治への不満が噴出したのであるが、1947年3月2日に阿里山から150名ほどのツォウ族の若者が下山した。その中の高砂義勇軍で南方戦線に出征経験のある100人が嘉義の飛行場攻撃に参加したという¹¹。またそのときの嘉義の反国民党の運動で国民党の軍隊と対峙したのは、いずれも旧日本軍に参加した経験者ばかりで、さらに台湾軍にいた漢族も含まれており、空港を包囲された国民党軍は、正規軍とは程遠い補給部隊であったので、ほとんど戦闘はなく武器庫を確保できたのであった。当時その武器庫には、日本軍から接収した武器が収納されていた。

戦闘経験のない50名ほどの若者は、嘉義から阿里山までの中継地点で待機しており、空港の武器庫から日本軍の武器を持ち出した攻撃部隊と合流し、3門の機関砲を含む重火器や銃、銃弾などを阿里山鉄道にのせて奮起湖の駅まで運び、そこから人力で担いで阿里山の達邦、特富野の集落まで運搬したのであった。高一生は、嘉義の飛行場攻撃には否定的で、武器を確保した後は、いち早く阿里山へ引き揚げることを主張し、最終的に軍司令部の裁判でも、この事件では罪に問われなかった。

二二八事件の後、中国大陸から国民党の正規軍が投入され、台湾各地で虐殺がおこ

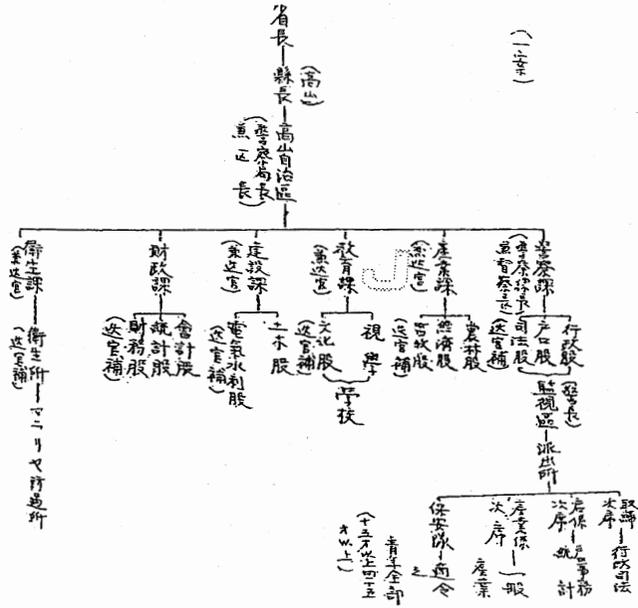
なわれたが、阿里山に対しては軍隊による鎮圧がまったくなかった。それは、山岳地帯という地理的条件に加え、日本軍に参加した軍隊経験者が、日本軍の武器により武装した地域であることから、たとえ正規軍であっても軍事的鎮圧は無理だと判断されたためであろう。その代わり、時間をかけて阿里山に対する鎮圧工作がおこなわれた。二二八事件後、国民党政府から阿里山の小学校に臨時教師として派遣されてきたのは、「満州国」から台湾に渡った知識青年であり、彼らを使って地元の情報を集め、嘉義飛行場襲撃事件の首謀者の特定、隠匿している反国民党分子の摘発、隠匿武器の所在などを捜査させたという。この「満州国」から台湾に来た知識青年は、当然の事ながら日本語ができたので、日本語を通じて中国語を教えるという名目で阿里山の小学校へ派遣されたのだった¹²。そしてある程度特定できると、ひそかに一人ずつ逮捕拘留して、徐々にツォウ族の指導者たちを切り崩していった。ツォウ族出身の研究者である王崇山は、この事件がその後のツォウ族の政府に対する恐怖感を植え付けることになり、「歴史事件の脅威意識」と表現して、ツォウ族がこの事件の後、国民党政権へ恐怖感を持ち続けたことを指摘している¹³。

また高一生の逮捕容疑に、二二八事件当時、台南県長の袁国欽をかくまったことがある。袁国欽は、早稲田大学に留学した経験があり、日本で共産主義思想に共鳴し、二二八事件以降、さらに中国大陆に渡り中国共産党の幹部になった人物であった¹⁴。袁国欽が台南県長の職にあった時代、たびたび阿里山を訪れ、高一生と交際があった。二二八事件後も袁国欽は台南県長の職にあったのであるが、袁国欽は二二八事件で嘉義飛行場の武器庫から持ち出した旧日本軍の武器を台湾政府に返却するよう、高一生に再三説得していたが、高は「武器などは溶かして農具にしてしまった」といって、まったく武器の返却には応じなかった。

高一生が民族自治区構想を抱き、各地の先住民に呼びかけたのは、阿里山が政治的のみならず、軍事的にも武装した地区になっていた時期であり¹⁵、呼びかけ文には自治区が県長や警察局長官に従属するけれども、それ以外は自主的に山地地区の自治を実施することを明記している。

一般的に、民族自治区の制度は、1917年のソビエト連邦成立により、民族自治区がソビエト連邦に加入する前提として創設されたのである。また、中国共産党は、ソビエト連邦の民族政策の影響と、辺境地域での解放区設定で、民族自治は不可欠の政策であったため、中華人民共和国建国以前から採用されていた民族政策である。では、どのようにして高一生は民族自治区の構想を抱いたのであろうか。ソビエト連邦と高一生を結ぶ糸として、ネフスキー、中国共産党の民族政策、大日本帝国の民族政策が介在している。

高一生の民族自治区組織図



業内状 作 澤 正 文

龍沈タル台湾、社會發展等ハ合算高山地区ニモ影響シ産業發展衛生等ノ活
 建設ニ支障ヲ來タズニシテオラズ、辰ッテ合算ノ新メタル機巧ノ下ニ高
 山地区ヲ考慮シテ致ス可ク政府ノ指導ヲ仰ギ其ノ中地人ヲ培養シ支援ニ基
 キ高山地区公安会ヲ一掃ヲ主俾トスル高山地区自治行政ヲ設計シ現今ノ社
 会不支ナリ一掃ノ期間ナル高山地区ヲ建設セシトス、高山地区完全發展及
 治安ハ先ノ期間及場所ニ於テ準備トシテ了ス、御業内申上ノ事
 是等高山自治ノ一例ニシテ別表添付致シテクシレバ尚右記ノ功果也ニ付
 子ノ御感想ヲ致下資料之原某相成度願ヒ大シク
 札

一其全明所 台中警察九分堂
 二其全日期 民國二十六年四月十日
 三其全品 旅行ニ用ナル消費費及日用品
 四高山自治資料研究分科
 五其全人員(附ニ左
 資料
 の組織 現行ノ平地ニ於ケル組織ヲ追アリトセリ如何アリ組織ヲ必キト

山人財 山地產産スル平地人モ包含スレハ人材ニ過不足ナキヤ
 山財 山地地区地方費又ニテ開合マヤ
 山財 經濟文化産業上適當ナル地域ナルヤ
 民國二十六年二月十七日
 高一生自治區 財政課 代表 安井 藍

〔出典〕中央研究院近代史研究所編『二二八事件資料選輯(3)』前掲書、282-284ページ。

3 ニコライ・ネフスキー

高一生の長女、高菊花からの聞き取りをしていたとき、高一生が阿里山に言語調査に来たニコライ・ネフスキーの話をよくしていたと証言していた¹⁶。

ニコライ・ネフスキーについては、加藤九祚が伝記を書いており¹⁷、ロシアでも伝記が出ている¹⁸。また最近、生田美智子によって、新しい資料が発掘された¹⁹。ネフスキーはサンクト・ペテルブルグ大学の東洋学部中国・日本語学科で東洋学を学び、1915年から官費留学生として日本に滞在して柳田国男との交際が始まり、日本語・日本文学・日本民俗学の本格的な研究に取り組んだ。1917年にロシア革命がおこり、本国からの送金が途絶えたので、1919年から小樽高商でロシア語の教師となり、1922年から29年まで大阪外国語学校で教鞭をとった²⁰。当時の同僚であった浅井恵倫の勧めで台湾に渡り、阿里山のツォウ族の言語を調査した²¹。1927年レニングラード大学正教授として帰国し、1937年にレニングラードで銃殺された²²。

高一生は、教育者・政治家というだけでなく、作曲にも才能を発揮し、ツォウ語、日本語、中国語での歌詞で作曲していた。高一生の代表作である「春の佐保姫」は、「日本の春の神である佐保姫を歌ったうたである」とCDジャケット解説文に書いている²³。ネフスキーのツォウ語の研究の中には、自然界の神と精霊を挙げているが、春の女神という概念はない²⁴。このモチーフは、ある意味で柳田国男が『遠野物語』で展開し、その後の著作で繰り返し出てくる山の神が春になって山から下りてきて田の神になる話を髣髴させる。

関係者はすでに他界し、直接的な根拠はないのだが、日本民俗学にふかくかかわり、その知識が豊富であったネフスキーと親交のあった高一生は、当然ネフスキー経由で柳田国男の話を知っていたことが考えられる²⁵。またネフスキーや、そのほか阿里山にやってくる研究者の影響で、高一生は、当時日本で流行していた民俗学にも関心を寄せていたのではないだろうか²⁶。

ネフスキーのみならず、1931年と32年に台北帝大文政学部の土俗・人種学教室の移川子之蔵と馬淵東一が阿里山へ調査に来たときも、高一生が通訳している²⁷。高菊花に台北帝大の先生について聞いたが、研究者がくるたびに日本語のうまい父が通訳をしていたけれども、移川と馬淵の名前は、父から聞いたことがなかったと証言している。日本から、また台北から多くの研究者が来た中で、高一生の口からネフスキーの名前はしばしば聞いたという証言からも、高一生に影響を与えた人物として注目できる。

ネフスキーは、1927年7月から8月まで、阿里山の達邦で高一生（当時の名前は矢多一生）とその兄の矢多次郎から民俗、言語の資料を採取した。高一生は、達邦から少し離れた特富野に住んでおり、当時台南師範学校の学生だった。高一生は日本語が流暢なので、夏休みの帰省中、警察のある達邦で学校の日本語教師の代講をしており、子供だけでなく成人に対しても日本語教育をしていた。ネフスキーは、日本語が話せる高一生を通じてツォウ語の伝承や歌謡を採集し、また彼の通訳で兄の矢多次郎の話す伝承を採取した²⁸。

ネフスキーの業績は、言語学と民俗学であるが、彼は果たしてソビエト連邦、ロシア共産党の民族政策、なかんずく民族自治区の構想について、どこまで知識があったのであろうか。ネフスキーが来日したのは、ロシア革命以前である。そして本国からの送金が途絶え、帰国を断念して日本で暮らす決心をしたので、ロシア語の教師に就任したのであった。ネフスキーは帰国すべきか日本に残るべきかを判断するため、彼はロシア革命の推移を把握するように努め、友人に手紙を出している。それ以外に、日本軍のシベリア出兵など、新聞によるロシア革命関連の報道は、当然彼の関心をひきつけたであろう。しかし、彼が執筆した論文の中には、まったく政治的な記述がない。それはロシア人ということで、特高が彼を監視し、手紙類の検閲などは日常的であったからである²⁹。唯一、ネフスキーの政治的な考え方を示唆する記述としては、治安維持法で逮捕された石田英一郎が、刑期満了で出獄したときにネフスキーに会ったときの印象記だけであろう。ネフスキーは民族学の師であるシュテンベルグの追悼文を書いたとき、師がナロードニキの政治運動のため、サハリンに流刑となり、その地でニブヒの言語研究をするきっかけになったことに関連して、政治運動に言及している³⁰。ネフスキーのツォウ語研究にはシュテンベルグの影響が大きいというが³¹、政治的な言動を極めて自制していたネフスキーが、たとえ台湾の阿里山ではあっても、ロシア革命の状況を高一生に説明したとは考えにくい³²。

ネフスキーが高一生を主要なインフォーマントとして執筆したツォウ語の言語と民俗の資料を見ていると³³、わずか2ヶ月足らずの限られた時間に収集したので、あまり四方山話をするほどの時間的余裕はなかったのではないかと考えられる。そうした意味で、ネフスキーは阿里山で出会った研究者の一人に過ぎず、ネフスキー経由での民族自治区の着想が高一生に伝えられたのではないというのが、現在の結論である。

4 民族自治区の構想と東アジア

植民地分割競争は、基本的に国民国家単位で完結するものであるが、共産主義思想は、20世紀初頭、ロシア革命を頂点に、世界の知識人に大きな影響力を持った。そこでソビエト連邦の政策、とくにここでは民族政策がトランス・ナショナルであり、それ以前の1920年代から30年代にかけて、東アジアの民族政策にも大きな影響を与えた。では、ソビエト連邦で構築された民族自治区構想が、どのようなプロセスをたどって、戦後、台湾先住民の民族自治区構想にまで影響を及ぼしたのであろうか。その問題を、まず歴史的コンテキストに置いて考えてみたい。そこで最初にソビエト連邦の民族政策と、そのなかの民族自治区の実態を概観したい。

1917年6月のソビエト会議で、ロシア人民の自由な自決権を宣言し、第2回ソビエト会議で確定し、ロシア諸民族の平等、及び分離して独立国を建設も含む自由な自決権などを採択した。これに対して、ドイツの反共産主義の立場から書かれた雑誌では、次のように評価している。

ソビエト政権の宣伝に主要な役割を演じているのが、ボルシェビズムによって解放された旧帝政ロシア内の民族・人種である。革命戦争のさなか、ソビエト政権が勢力を拡大しえたのは、民族的自由というスローガンが大きな役割を果たしている。社会主義ソビエト共和国連邦の形態をとり、その領土内に多数の自治地方を作ったのではあるが、その一方でボルシェビキの独裁のため、諸民族はわずかな民族的運動さえも不可能になった³⁴。

この民族自治の政策は、ロシア革命以前の帝政ロシア時代の民族政策に対する批判から生まれたものであった。特に帝政時代、60あまりの民族を擁すると考えられていたが、ロシア人以外を征服、被併合民族とみなして極端な同化政策を取っており、民族運動を抑圧していた。帝政ロシアの政策に対する不満を利用し、ロシア領内の一切の少数民族に自治を与えることでボルシェビキ政権への支持を集めたのであった。ソビエト連邦の各民族共和国、または自治州は、その領域内で自治の権利を有し、自民族の官吏を登用し、自国語の教育機関を持ち、軍事・貿易・外交・交通の部門ではモスクワの支配を受けるが、帝政時代に比べて著しく権限が強化された。そこで、民族自決の趨勢が強まるなかで、ソビエト政権の民族政策は植民地・半植民地の住民に大きな関心を引き起こした³⁵。

1919年3月に成立した共産主義インタナショナル「コミンテルン」は「全世界のプロレタリア団結せよ」というスローガンを現実化するため、各国共産党の活動の結成を支援する一方、モスクワ指導で各国の共産党活動を統括していた。コミンテルンが

極東の政局を重視するようになったのは1919年6月からで、地方委員の下に東方局を設立し、中国を含むすべての東方民族に代表を派遣する覚書を発し、1921年1月、イルクーツクにコミンテルン極東書記処を設立した³⁶。

こうして、帝政ロシアの民族政策と差異化するため、民族解放を掲げて、民族自治区、自治州を認めることでソビエト連邦への参加を呼びかける国家形成の手法は、中国共産党の民族政策、および、中国大陸を侵略した日本の傀儡政権構想に影響を及ぼした。

中国の民族政策の歴史を検証した松本ますみの研究によると、孫文が考える民族自立・自決とは中華民族の自立・自決と同意語で、漢族が主体となり他の少数民族の後見人として漢族の水準までひきあげることで、結論としては同化論にほかならなかったという。これに対して、コミンテルンは1923年11月に旧中華帝国領域内の各民族に「民族自決権」を認め、各民族が組織した「自由な中華連邦共和国」を建設する提案をしている。つまり「民族自決権」について、コミンテルン、国民党、さらには中国共産党の解釈が異なることを指摘している³⁷。

国民党は、1924年の第一次国共合作より中国各民族の民族自治権を承認したのであるが、共産党との解釈の違いを残したままであるし、また「民族自決」をめぐる中国共産党と国民党右派との対立は続いており、1927年の国共合作が決裂すると、中国共産党は「民族自決」について独自の立場を鮮明にするようになった。中国共産党が1929年に井岡山根拠地が攻撃され、長征をへて延安にソビエト革命根拠地を作ったとき、1930年に採択された「中国ソビエトの十大政綱」に少数民族の自決権承認、さらに「分離権を含む国家樹立権」を与えたことは、コミンテルンの指導に対応したものであり、かつ中国共産党の体制建て直しのため少数民族の協力を得ることが緊急の課題となった³⁸。

中国共産党が、民族自治のスローガンを掲げたのは、他方で国民党の民族自治に対する冷淡な態度との差異化を目指すものであった。しかし、さらに複雑であるのは、日本の中国大陸政策のなかで、「民族協和」の民族理論であった。1932年の「満州国」の建国は、中国国内の民族対立や民族紛争を巧みに使った傀儡政権構築のスローガンとして利用された。「民族自決」というスローガンが中国大陸の少数民族と民国政府を分断する概念として日本側が提起したのであった。

少なくとも、「満州国」、および蒙疆連合自治政府は、「民族自治」を標榜する傀儡国家であり、また構想だけであった新疆に親日傀儡政権を樹立する計画も、独立のための武器支援と軍事顧問団の派遣が「民族自治の達成」というスローガンによ

って正当化されたのである。満州建国大学の松山茂二郎によれば、「満州国」の民族政策は、ソビエト連邦からの影響が多いと指摘する。なぜならば、多民族国家の実際の民族政策として参考にされ、かつソビエト連邦を構成する民族がアジア的要素を含んでいることから、参考にされたと述べている³⁹。この指摘は、確かに「満州国」の国家総動員体制や5カ年計画は、ソビエト連邦の5カ年計画に対抗して考案され、蒙疆政府の集団農場は「外蒙古」の牧畜ソフホーズに対抗して計画立案されている。つまり民族自決をキーワードに民族単位の地域・社会を親日傀儡政権に取り込む手法として「民族自治区」が利用されたのである。

この日本の「民族自決」の戦略に対して、1933年に中国共産党は、「日本帝国主義の蒙古自立、間島自立区の武断宣伝を暴き打倒する。民族間の悪感情と衝突を故意に挑発し、それに漬け込んで自らの帝国主義強盗事業に利用しようとしているのを暴き、打破する」と非難している。松本は、この批判を日本の民族政策にゆさぶられている少数民族に対する中国共産党の焦りと危機感から、民族政策が検討されたと指摘している⁴⁰。

高一生の民族自治区構想に影響を与えたであろうソビエト連邦からの民族自治区概念の変遷を概観してみたが、第一にソビエト連邦からの直接の影響、第二に中国共産党からの影響、第三に大日本帝国の民族政策からの影響の3点について検討してみよう。まず、第一は、ソビエト連邦の民族自治区構想について、レーニン、スターリンの著作に民族自治の概念は出てくる。また、大正デモクラシーの時代に左翼関係の日本語の翻訳、解説書、著作は出版され、また台湾にも国際書店という左翼系の書籍を販売する書店が、台湾共産党関係の人脈で開店するが、こうしたルートでの左翼関係の書籍が台湾で幅広く流通していたのかどうかは定かでない。高菊花は、高一生の持ち物の中に、マルクス主義系の本は、図書館で借りてきたものがあり、それが戦後、危険であるので、書類とともに畑に埋めたと述懐している。しかし、その本が、果たしてソビエト連邦の民族政策について参考になったものかどうかは不明である。また、ソビエト連邦の民族自治区の組織と高一生の構想では、組織的に必ずしも整合性があるように思えない。そこで、ソビエト連邦の民族自治区、自治州というのは、あまり参考にされなかったのではないだろうか。

では、第二に中国共産党の民族自治の概念、民族自治の政策についてはどうだったのであろうか。これは、「満州国」の抗日ゲリラを指揮していた中国共産党の関係が考えられる。それは、戦後、嘉義飛行場を襲撃したときの指揮官である湯川一丸（ヤプスヨグ・ユルナナ）は、高一生と同時に逮捕され銃殺刑に処されているが、彼の背

景は、戦前に「満州国」で中国共産党に軍事訓練を受けたことになっているという。しかし、これに関しても二二八事件を中国共産党の関与を無理やりこじつけようとした国民党の方針があったので、どこまで信憑性があるのか疑問が残る⁴¹。また台湾共産党の活動との関係では、高一生と親交があり、かつ二二八事件のときにかくまったという袁国欽という台南県長、および左翼思想をもっていたというララウラ（楽野）の国民学校校長の范丁南の二人に接点がある。さらに台湾共産党の蔡孝乾が阿里山の責任者だった⁴²。蔡孝乾は、1928年に上海で成立した台湾共産党建党大会で、5名の中央委員の一人に選出されており、中国大陸へ脱出した後、中国共産党に加入して、長征に参加し、延安時代には、少数民族台湾人の代表者であり、1946年に国民党打倒の目的でひそかに台湾へ戻った経歴の人物である⁴³。

二二八事件直後に、国民党軍の武器倉庫を襲撃して武装した阿里山のツォウ族は、高砂義勇軍での軍隊経験者が多く、かつ阿里山という自然の要塞という地の利を得た場所であったので、台湾共産党の根拠地として工作の余地はあったのではないかと考えられるが、平地での国民党軍の鎮圧活動による二二八事件の抵抗集団は、早い時点で瓦解したことを考慮するならば、中国共産党の民族政策である民族自治区の制度を高一生が知る機会はなかったのではないだろうか。また中国における民族自治区が実現したのは、1949年に中華人民共和国が建国してからであり、それ以前の国共内戦期に共産党側の民族政策が台湾に報道されたとは考えにくい。また台湾共産党が主要な組織対象としたのは、平地の漢民族であり、台湾農民協会、台湾学生联合会などの、日本統治時代の抗日分子であった⁴⁴。二二八事件以降、国民党政権の強力な弾圧に平地の反政府団体が瓦解する中で、阿里山への攻撃は、実際のところ、手出しができない状態であった。その点、台湾共産党側から高一生をはじめとする武装したツォウ族には、山間地帯での拠点作りとしても工作の対象ではあったであろうが、高一生の側から台湾共産党との接点は、高一生の逮捕理由が共産党的であることと当局が決め付ける以外は出てこない。そこで、台湾共産党との関係から、民族自治区の構想が高一生に芽生えた可能性は低いのではないだろうか。

最後に、大日本帝国の「民族協和」などの民族政策の影響を検証してみよう。戦前は、「満州国」の民族政策、蒙疆政権の民族独立、さらに「大東亜共栄圏」構想で展開した戦略として、アジア周辺地域、あるいは東南アジアの植民地に対して民族自治を支援することで親日傀儡政権の樹立をめざす大アジア主義は、メディアを通じて台湾内部でも報道されていたはずである⁴⁵。

高一生の民族自治区の組織図を見ていると、極めて台湾総督府の行政形態、そして理蕃課を髣髴させる。つまり、高一生は民族自治区構想を戦前から持っていたという

ことを高菊花は証言するが、そのことは、日本の傀儡政権工作を支える民族政策の理念と関係があることをうかがわせている。つまりソビエト連邦に対抗した大日本帝国の民族政策が、彼の着想の中で基本的に大きな位置を占めていたのではないだろうかという仮説が立てられる。また、大正デモクラシーと台湾議会設置請願運動は、台湾の地方自治を目指す運動であり、1920年秋には、台湾の地方制度が改正され、官選の諮問機関として協議会が地方の予算を審議することができるようになるなど、第一次世界大戦後の民族自決の潮流に、台湾の中でも自由主義的な改革論が実現されてきた⁴⁶。台湾総督府の地方自治は民族自治と異なるコンテキストで現実になってきたが、1932年以降の「満州国」建国、1938年の蒙疆政権樹立など、「大東亜共栄圏」での民族政策として、周辺諸国への民族運動を意図的にあおることで、大アジア主義のスローガンを構築してきた「大日本帝国」の民族政策は、すでに植民地として支配している地域の民族自決は徹底して弾圧する方針として矛盾するようではあるが、「大日本帝国」の内と外で異なるスローガンを唱えることで、日本の対外膨張を推進していた状況を見れば、民族政策の戦略的使用として、異質の民族政策を実施していたことが分かる。高一生が抱いた民族自治区構想は、大日本帝国の対外的な民族政策のスローガンを、戦後実現しようとしたものと考えることができないであろうか。そうならば、日本の植民地支配なき後の、大日本帝国の民族政策の残像として、戦前のスローガンの読み替えとして興味深いと思う⁴⁷。

5 結論と課題

高一生の提起した民族自治区構想が、具体的にどのような経路で彼に影響を与えたのかを示す資料はない⁴⁸。しかし、ソビエト連邦の民族自治区の構想が、20世紀の東アジアの複雑な経路をたどり、最終的に台湾先住民の知識人に影響を与えたこと、それも戦後、台湾が日本の植民地を脱却した後、民族自治区の構想を実現しようとしたところに、脱植民地の混沌が生まれている。さらに朝鮮戦争をはさんで、アジアの冷戦構造が始まる時期、20世紀前半の国際状況が、玉突きのように複雑な経路をたどって台湾の山地に深い影を落して行った。

この論考を口頭発表した後、二二八事件前後の政治状況に関して、何義麟は非常に詳細な分析をした研究が出版された。この著作で、戦後の台湾で陳儀政府がおこなった政治改革の破綻と二二八事件発生の社会背景が、詳細に明らかにされている。この中で、二二八事件以前に、台湾では地方自治の早期実現が何度も要求され、そのたびに時期尚早として政府から反対されていたと指摘している⁴⁹。嘉義県郷長を任命され

ていた高一生も、こうした台湾の政治状況には精通していたはずである。しかし、何義麟の著作でも高一生が構想したような民族自治区の着想に関して言及はない。その意味で、戦後の台湾政治の中でも、先住民地帯の行政権については、今後の研究が待たれる分野である。

地域研究のあり方を止揚しつつ、いかに一般論に昇華するかが、この論考で提起したい問題であった。地域研究も、この世界的視野、ある意味で人類学的な比較の視点がなければ、「等身大の地域」は描けないのではないだろうか。つまり、地域研究であっても、他地域の比較という視点があって、はじめて一般性の獲得が可能になると思う。これは、現在、人類学の持っている「他者理解」の可能性を追求する上でも、また比較と記述の「学」として人類学を再生させるために必要な作業ではないかと考えている。

注

- 1 松田素二「植民地文化における主体性と暴力」山下晋司・山本真鳥編『植民地主義と文化』新曜社、1997年、279ページ。
- 2 2003年3月6日早稲田大学公開シンポジウム「現代アジア学の創生」での白石隆「地域研究をどう考えるか」での発言。
- 3 阿里山の地方史である『阿里山郷志』の政治の項目には、高一生の事件について、非常に曖昧な記述しかされていない。また人物志にも採録されておらず、高一生に関する記述は、今もなお微妙な歴史問題として影響がある。阿里山郷志編纂小組『阿里山郷志』嘉義県阿里山郷公所、2001年、258-259ページ。ただし、阿里山でのインタビューでは、高一生について特にためらうことなく語られていた。
- 4 陳素貞「高一生の背景資料」『台湾文芸』2、1994年、15ページ。
- 5 筆者のインタビューでは、高一生がかならずしも戦争に否定的だったのではないという証言もある。後述する武義徳の証言によると、終戦が近いころ、高一生は、阿里山郷の小学校教師と戦争について議論し、高一生が戦局の逆転もあるのではないかという見方に、その教師は日本の敗戦という意見を述べて高一生は大きなショックを受けたことがあったという。そこで戦時中に日本の戦争に否定的な見方をしたという記述には疑問がある。ただ、高砂義勇軍の遺骨を引き取る仕事を高一生が担当し、その傷心から戦争に対して疑問を持ったという見方もできる。
- 6 2002年9月14日および2003年2月19日、高菊花自宅にて。
- 7 高一生の罪状として、本文で述べた国家転覆罪のほかに、1950年に新美で作られた「集体農場」の建設をめぐり、高一生が銀行から融資された資金を横領した罪状をつけられた。阿里山郷志編纂小組『阿里山郷志』前掲書、603ページ。高菊花によると、新美農場は、かつて日本人が入植した開拓村で、戦後、日本人が引き揚げた後をツォウ族の入植者で経営しようと計画したものだった。その運営資金として銀行から融資を受けたお金が使途不明金だとし

- て汚職の罪をきせたが、これも逮捕を前提として捏造したものと反駁していた。
- 8 松田吉郎「阿里山ツォウ族の戦前・戦後 —イウスム・ムキナナ氏のライフヒストリーを中心に—」『兵庫教育大学研究紀要』第2分冊、2000年、85ページ。
 - 9 中央研究院近代史研究所編『二二八事件資料選輯（3）』台北：中央研究院近代史研究所、1992年、281-284ページ。
 - 10 中国名を武義徳、日本名を向野正一、ツォウ名でイウスム・ムキナナ。1922年11月生まれ。2003年2月17日にインタビューをおこなった。なお地方誌の人物志に詳細な記述がある。阿里山郷志編纂小組『阿里山郷志』前掲書、588-594ページ。
 - 11 武義徳の回想録では、各派出所に配備されていた狩猟用に貸し出される銃が100丁あり100、人の戦闘経験者が出かけたと言っている。この回想録では、攻撃の模様も詳しく述べられている。同上書、589-590ページ。しかし直接面会したときには、戦闘経験のない50名の若者を引き連れて行った話が出てきた。
 - 12 彼らは台湾に身寄りがないので、国民党の政策に則した活動により生活を支えており、そうして数年間阿里山で情報活動をしていた「満州国」の青年たちは、その後台北で大学に入りなおし、政府高官になったという。
 - 13 王崇山『阿里山鄒族的歴史政治』稲郷出版社、1990年、91、166ページ。
 - 14 早稲田出身と中国大陸へ渡り幹部になったことに関して、引き続き確認が必要である。
 - 15 武義徳によると、嘉義から奪取した武器を使い、山の中で戦闘経験のない若者に射撃訓練をしていたという。
 - 16 ネフスキーと高一生の関係は、文学関係の研究者にも関心を持たれている。塚本善也「ネフスキー生誕110周年記念国際学術会議に出席して」『窓』123号、2002年、2-6ページ。
 - 17 加藤九祚『天の蛇 ニコライ・ネフスキーの生涯』東京：河出書房新社、1976年。
 - 18 Е.И.Кычанов, Звучат лишь письма, М., 1965.
Л.Л.Громковская, Е.И.Кычанов, Никодай лександр ович Невский, М., 1978
 - 19 生田美智子「ニコライ・アレクサンドロヴィチ・ネフスキーをめぐる新事実」『大阪外国語大学論集』23号、2000年、67-85ページ。同「ペテルブルグのネフスキー（1）」『ロシア・東欧研究』6号、2002年、59-80ページ。同「幼少年時代のネフスキー」『大阪外国語大学論集』26号、2002年、23-39ページ。
 - 20 高橋盛孝「ネフスキー氏について」『日本民俗学体系』12巻、東京：平凡社、1959年、293ページ。
 - 21 Н.А.Невский, *Материалы по Говорам Языка Доу*, 1981(1935) Наука
中国語訳版 白嗣宏・李福清・浦忠成訳『台湾鄒族語典』台北：台原出版社、1993年。
 - 22 加藤九祚の著作では、ネフスキーの最後が不明なまま、書かれているが、最近、ネフスキーの最期に関する公文書が明らかになった。生田美智子「ニコライ・アレクサンドロヴィチ・ネフスキーをめぐる新事実」前掲書、79ページ。
 - 23 CD「春之佐保姫」台湾伝記音楽1 高一生記念專輯、1994年。
 - 24 神は8種類で、人間の靈魂を創造した神（hamo）、戦争に勝つための神（posonhifi）、戦闘や狩猟での戦利品（eafafeoji）、土地神あるいは集落の守り神（ak'e-mameoi）、川の神（ak'e-

- ts'ojha)、粟の神 (ba'e-ton'u)、稲の神 (ba'e-paji)、樹木の神 (hitsu-no-suveju)。ネフスキー『台湾鄒族語典』191ページ。また春という単語は pe'eni とある。同書、141ページ。また女神という言葉も、粟の女神 (bae-ton'u) あるいは、祖母の ba'i.n. は女神という意味がある。同上書、94ページ。しかし、この二つをあわせた春の女神という概念はない。
- 25 ネフスキーは、高一生から聞いた民話を題材に言語学の分析をした。その中で女性が網で魚を取る民話のテキストを分析している部分で、日本神話の雷神と比較しながら、玉依姫が古代日本のシャーマンを指す言葉であるとする柳田国男の論文を引用している。ネフスキー『台湾鄒族語典』前掲書、174-176ページ。そこで、このテキストを解釈するとき、高一生にも柳田の分析を話していたのであろうと考えられる。
- 26 1943年4月13日に黒沢隆朝がツォウ族の音楽を録音するため、高一生が引率者となり、トフヤ・タッパン・ララウヤから13人を連れて台中の放送局へ行き、歌の録音をしている。黒沢隆朝『台湾高砂族の音楽』東京：雄山閣、1973年、146-147ページ。高菊花の話によれば、高一生はブヌン族の歌の調査にも同行したことがあるというが、黒沢のことではないだろうか。なぜならば、黒沢は、歌の録音を台中放送局でおこなっており、ブヌン族の録音を1943年の4月10日におこない、高一生が引率したツォウ族は同13日であり、台中放送局で一緒になったと思われる。黒沢隆朝『台湾高砂族の音楽』前掲書、127ページ。
- 27 台北帝国大学土俗・人種学教室編『台湾・高砂族系統所属の研究』東京：凱風社、1988年（初版、東京：刀江書院、1935年）第2冊資料編、79-78ページ。系譜162と167は矢多一生の通訳で移川子之蔵が1931年7月19日に採録、また系図172は、同じく矢多一生の通訳で馬淵東一が1932年7月11日に採録と記している。
- 28 ネフスキー『台湾鄒族語典』前掲書、156-157ページ。
- 29 加藤九祚『天の蛇 ニコライ・ネフスキーの生涯』前掲書、283ページ。
- 30 石田英一郎は、京都大学の非常勤でロシア語を教えていたネフスキーから民族学・民俗学の話聞き、治安維持法違反での投獄後、民族学を専門にしている。ネフスキーとの話で、一度も政治的な話をしたことがなかったけれども、出獄後にあったネフスキーの印象、さらに後日ネフスキーのシュテルンベル教授小伝を読んで、「高いヒューマニズムにかられて蹶起したナロードニキ依頼の熱い血が流れていたのか」と納得したと書いている。石田英一郎『石田英一郎全集』第6巻 筑摩書房、1971年、214-216ページ。
- 31 加藤九祚『天の蛇 ニコライ・ネフスキーの生涯』前掲書、38ページ。
- 32 ネフスキーの生涯について、近年研究成果を出している生田美智子氏とこれについて議論をしたが、生田氏も、筆者と同じ見方であった。その理由として、生田氏はネフスキーにロシア語を習った大阪外国語学校ロシア語科の卒業生にインタビューをして、ネフスキーが政治的なことに、極めて慎重な姿勢で、決して政治的なことは口にしなかったという。そこで、台湾の山の中とはいえ、ネフスキーがソビエト政権の民族政策や民族自治区について口にしたとは考えにくい。
- 33 高菊花によれば、彼女の甥がピアニストになっていて、彼がサンクト・ペテルブルグへ行った時、ネフスキーが採譜したツォウ族の歌の五線譜を見せられたことがあるという。確かにネフスキーは音楽の才能もあり、採譜は可能であったので、言語資料の收拾をするとき、

その音楽も採譜したことは十分ありうる。

- 34 花岡止郎『ロシアの民族政策』東京：生活社、1940年、73-75ページ。
- 35 南満州株式会社庶務部調査課編『ソウェート政府の民族政策に関する法規集成』第1巻、1930年、大阪：大阪毎日新聞社、1-3ページ。松山茂二郎『ソ連邦の民族・軍事・経済』新京（長春）：満州事情案内所、1942年、99ページ。
- 36 陳芳明 森幹夫訳『謝雪紅・野の花は枯れず』東京：社会評論社、1998年、33ページ。
- 37 松本ますみ『中国民族政策の研究—清末から1945年までの「民族論」を中心に—』東京、多賀出版、1999年、106、110-111ページ。中共中央党史研究室第一研究部訳『聯共（布）、共産国際与中国国民革命運動（1920-1925）』北京図書館出版社、1997年、342-345ページ
- 38 松本ますみ『中国民族政策の研究』前掲書、180-188ページ。
- 39 松山茂二郎『ソ連邦の民族・軍事・経済』新京（長春）：満州事情案内所、1942年、97ページ。
- 40 松本ますみ『中国民族政策の研究』前掲書、199ページ。
- 41 高菊花、および武義得の証言より。
- 42 松田吉郎『阿里山ツォウ族の戦前・戦後』前掲書、88ページ。蔡孝乾は、1928年に台湾共産党中央委員兼宣伝運動部長となり、1932年に江西ソビエト区にはいり、中央ソビエト区の反帝国主義総同盟の主任となり、1934年に中国共産党中国共産党の長征に参加し、1935年に陝西北部ソビエト区に到達した。1936年にソビエト中央政府内部部長となり1937年に八路軍総政治部敵軍工作部長、1946年に中国共産党台湾省委員書記、1951年に共産党を放棄して、反共闘争に従事した人物である。蔡孝乾『台湾人的長征記録 江西蘇区・紅軍西竄回憶』海峽学術出版社、2002年（初版：中共研究雑誌社、1970年）5ページ。蔡孝乾は、長征の経験のみを回想録で書き残している。蔡孝乾は、1936年には保安であったエドガー・スノウに出会い、1926年に台湾で中国革命の宣伝をするために帰り、文化協会内で左翼組織を樹立するため尽力したと語っている。エドガー・スノウ 小野田耕三郎・都留信夫訳『中共雑記』未来社、1964年、170ページ。
- 43 陳芳明『謝雪紅』前掲書、205-207ページ。
- 44 同上書、196ページ。「台湾問題処理意見」に先住民である「高山族」を言及している。同上書、363ページ。
- 45 これについては、『台湾日日新聞』から、具体的に台湾以外の植民地、占領地の報道を検証してみる必要がある。
- 46 若林正丈『台湾抗日運動史』増補版、研文出版、2001年、101ページ。
- 47 高砂義勇軍が日本軍に組み込まれる過程で、南方作戦、あるいは満州国軍との関係が出てくる。
- 48 高一生の手紙や日記類は、逮捕前に危機を察して山の畑に埋められた。しかし、現在のこの場所の状況が変化して、埋めた場所が分からなくなっている。部分的に警察に押収された資料が公表されている。
- 49 何義麟『二・二八事件 「台湾人」形成のエスノポリティクス』東京大学出版会、2003年、202ページ。

科学史からみた地域研究

— 吉田報告・中生報告へのコメント —

Area Study from the Point of View of History of Science: A Comment
to Yoshida's Report and Nakao's Report

坂野 徹

SAKANO Tōru

私は、ここ数年、日本における文化／自然人類学の歴史を同時代の政治・社会との関連から見直す研究を続けているが、もともとの出自は科学史である。また、自分の研究テーマの関係上、戦前日本の人類学者による植民地での調査研究について調べてはいるものの、かつて「満洲」「蒙古」などと呼ばれた地域については今のところ研究の視角に入っていない。したがって、地域研究、特に東北アジア研究に関して私は素人にすぎないが、「外部者」「素人」の目からみた地域研究（東北アジア研究）について語るのも全く無意味なことではないだろう。そこで、ここでは吉田報告・中生報告についての個別コメントに加え、科学史家という立場からシンポジウムに参加した感想を述べることで報告にかえたい。

1 「植民地科学」という視座

今回のシンポジウムにおける第1セッション「東北アジア研究における政治と学術」のテーマは、日本における東北アジア研究の政治性、とりわけ戦前、日本の支配下におかれていた東北アジア地域を研究すること自体の意味を問い直すことにあった。もちろん、こうしたテーマ設定は、近年のポスト・コロニアリズムと呼ばれる研究動向を反映したものであり、戦前日本の植民地支配と地域研究との関係を明らかにするのみならず、日本の地域研究者として、当該地域の脱＝植民地化の過程をどのように語るのかという問題も視野に入れたものだといってよいだろう。

翻って、私自身の専門である科学史の領域においても、近年、科学研究とコロニアリズムとの関係は多くの研究者の関心を集めている。そこで、まず最初に科学史と地

域研究の橋渡しをするために、日本の状況を中心に、科学史におけるコロニアリズム研究の現状について概説しておくことにしたい。

もともと科学史の領域では、西欧に誕生した近代科学という知のシステムが全世界に拡散・浸透していく過程の1フェイズとして、植民地での科学研究を位置づける発想は古くからあった。だが、一般に「植民地科学」（あるいは「科学と帝国主義」）と呼ばれる科学をめぐるコロニアリズム研究が日本で本格的に始まったのは、おおむね1990年代に入ってからだといってよい。1970年前後の科学批判の高まりの中、「科学の体制化」という概念によって戦前日本の戦時体制と科学者との共犯関係を明らかにした廣重徹『科学の社会史』（1973年）において、「科学の体制化」の一局面としての植民地における科学研究＝「植民地科学」を位置づける先駆的な指摘が行われていたものの⁽¹⁾、その後、「植民地科学」の問題は長きにわたって放置されていた。しかし、1980年代末、欧米の科学史における「植民地科学」「科学と帝国主義」研究が紹介され⁽²⁾、それを契機として日本でも科学研究をコロニアリズムとの関係から問い直す研究が徐々に現れるようになったのである。

一般に植民地での科学研究というと、生物相や地質に関する自然誌的調査や、現地の人々を対象とした人類学者や医学者の調査などを想起しがちだが、「植民地科学」研究が問題とするのは、こうした所謂フィールド科学の領域だけではない。植民地に設置された研究教育機関での多様な活動や、科学技術の「威信」を用いた現地支配の問題、さらには、明治期日本の「お雇い外国人教師」の批判的見直しなど、90年代以降、様々なテーマで研究が積み重ねられている。もちろん、そこでは、宗主国の科学者による研究だけが問題にされるのではなく、植民地における「ネイティブ科学者」の育成や彼らの日本（あるいは西欧）に対する態度もまた重要なテーマとして浮上することになる。近年のコロニアリズム研究一般に共通する「現地人の視点」の重視という姿勢は、「植民地科学」研究にもみられるといてよい。

そしてまた、「植民地科学」研究という視座は、当然、自然科学だけにとどまるべきものではない。日本では伝統的に科学史の研究者は、もっぱら自然科学の歴史を対象としてきたが、科学史的視点から、戦前の人文・社会科学と日本のコロニアリズムとの関係を問うという作業は、必然的に、他の学問領域におけるコロニアリズムをめぐる自己検証の作業と連結することになる。例えば、近年では、先に挙げた廣重徹の著作にも示唆を受けて、日本の戦前の社会科学を「植民地社会科学」という視点から描き直そうという試みもみられるし⁽³⁾、私自身が進めている人類学史研究もそうした流れに倅さすものである。

2 吉田報告、中生報告をめぐって

自己紹介をかねた「植民地科学」という研究視座の概説を踏まえて、吉田、中生両氏の発表についてのコメントに移ろう。

まず、吉田報告は、満洲国に設置された興安局のモンゴル人を対象とした実態調査を、実証的視点から跡づけようとするものであった。吉田氏によれば、興安局には、現地に暮らすモンゴル人の側に立とうとする立場と、関東軍・満洲国政府の「国策」を貫こうとする立場との「葛藤」が存在したのだという。植民地で実施された調査事業を記述しようとする際、我々は、ともすれば支配―被支配という視点から一面的な断罪に走りがちだが、吉田報告は、為政者によって進められた調査事業も一枚岩であったわけではないことを説得的に示すものであった。

ただ、残念だったのは、興安局における実態調査が、当時の日本による「満洲」支配、あるいは地域研究（「蒙古学」）という全体的文脈の中で、いかなる位置を占めるのか定かではなかった点である。むろん、そうした作業は、吉田氏自身、他の場所でもなされているのかもしれないし、興安局の位置づけなど、モンゴル史研究の中では常識の範疇に入る事柄なのかもしれない。だが、少なくとも多領域の研究者が集まるこうした場では、もう少し全体的な「構造」を問う姿勢が必要だったのではないだろうか。例えば、当時の満洲国における「モンゴル人の側に立とうとする立場」の可能性と限界性を見極めることは、戦前日本の「蒙古学者」、ひいては現在のモンゴル（史）研究者における「他者」認識の可能性と限界性を問うことにもつながるべきものであるはずである。

吉田氏の報告が、あくまでも東北アジアという地域的枠組みの中で、興安局の実態調査を手堅い手法で明らかにしようとしたものであったのに対し、中生報告は、高一生という台湾原住民族出身の知識人が唱えた少数民族自治構想の「起源」を、彼のライフヒストリーを追いつつ、地域横断的に探ろうとしたものである。

シンポジウム当日にも指摘したように、高一生の民族自治区構想の「起源」を最終的にはよ連の民族政策にまで遡ろうとする今回の中生氏の試みが成功しているとは思われないが、例えば、高一生の構想が、戦前、原住民族統治を担った台湾総督府理蕃課の行政機構を読み替えたものだったという指摘は台湾における日本の人類学研究史に関心をもっている私には興味深いものだった。こうした中生氏の報告が、支配者と被支配者という単純な二項対立図式に問題を解消するのではなく、被支配者とされてきた人々自身の多様な「抵抗」の戦略を語ろうとする、近年、文化人類学やコロニア

リズム研究の領域で盛んに行われている研究動向を踏まえたものであったことはいうまでもない。

以上、二つの報告に共通する問題意識は、コロニアリズムと学問（地域研究）の関係を、植民地支配が行われている現場に焦点を当て、そこで発動される多様な動きから考えていこうとする姿勢だろう。こうしたミクロな視点からの研究は、私のような科学史研究者（あるいは思想史研究者）が苦手とするところであり、学ぶべきところも大きい。ただ、今回の吉田報告、中生報告を含めて、近年、地域研究の領域で積み重ねられているコロニアリズムに関する研究は、ともすれば個別事例の雑多な集積という印象も受けるのも確かである。今後は、こうした個別研究の蓄積を、日本のコロニアリズムと地域研究の全体的構図の中に位置づけていく「植民地（社会）科学的アプローチ」からの研究を進めていく作業が必要だと思われる。

3 地域研究の政治学に向けて

最後に、今回のシンポジウムに参加しての感想と多少の問題提起を、あえて乱暴を承知で書いておきたい。それが「外部者」「素人」である私に課せられた役割だと考えるからである。

今回のシンポジウムで何といっても印象的だったのは、東北アジアの地域研究という、狭い意味での社会的有用性とはほど遠いようにみえる領域の研究者が日本全国にこれだけいるのか、という素朴な思いであった。もちろん、ここで私がいいたいのは事実問題として東北アジア研究に社会的意義があるか否かということではない。ただ、21世紀初頭の日本で、かつて「満洲」「蒙古」などと呼ばれた地域に関する研究をテーマとしたシンポジウムにこれほどの研究者が集まっている光景は、同じく直接的な社会的有用性とは縁遠い科学史出身の人間にはちょっとした驚きであったのである。中生報告は、アメリカでは、グローバリゼーションという名のアメリカ化を推進しようとする方針のもと、もはや「他者」理解の必要性はないとの認識から、冷戦体制の産物であった地域研究に対する研究助成が削減されているという興味深い指摘を紹介していたが、今回のシンポジウムの盛況ぶりは、少なくともまだ日本においては地域研究の「危機」は到来していないことを意味するのだろうか。

もとより、東北アジア研究をめぐる多領域を横断するシンポジウムにおいて、「政治と学術」の関係を問うセッションが設けられたということ自体、地域研究の現状に対するある種の危機意識の現れだとみることもしる。そして、自分たちの学問的営

為がもつ政治性、その根柢を問うという問題意識は、全ての研究者が共有すべきものでもあろう。

ただし、科学（学問）の歴史が我々に教えてくれるのは、ある学問領域を支える従来の枠組み＝パラダイムの寿命がすぎたとき、それはいずれ新しいパラダイムに取って代わられるし、新たなパラダイムはしばしば従来のパラダイムについての批判的検討とは無縁なところから生まれるという冷徹な事実である。したがって、いくら学問の自己検証を進めても、そこから学問再生の道が自動的に開ける保証はない。しかし、このことは学問の批判的検証が無意味であることを意味しない。学問の既得権益を守ろうとする姿勢とは無縁なより根源的な「^{ラディカル}地域研究の政治学」とも呼ぶべきものが、いま求められているのではないだろうか。

注

- (1) 廣重徹『科学の社会史——近代日本の科学体制』（中央公論社、1973年）。
- (2) 佐々木力「批判的思考の衰退——学問論の20年」『思想』1988年11号、同「解題」ルイス・パンエンソン「科学と帝国主義」『思想』1989年5月号など。
- (3) 盛田良治「戦時期＜植民地社会科学＞の隘路——平野義太郎を中心に」『ライブラリ相関社会科学7：ネイションの軌跡——20世紀を考える（I）』（新世社、2001年）。

・第二セッション

北アジア牧畜民における「遊動・遊牧」概念と近代国家

Modern State and Nomadism in the North Asian Contexts

シベリア・モンゴルの牧畜民においては、社会主義体制の崩壊後、民族文化の復興とともに「遊牧の復活」などいわゆる伝統的生活が再興したとしばしばいわれる。社会主義体制以前の「伝統的生活」が「社会主義的生活様式」へと代わり、その崩壊と共に伝統の復興という理解の図式である。実際、現地に暮らす人々の言説においてもこの種のパターンは繰り返し指摘されることが多い。そうした彼らの生活実感を十分に理解するためには、現地の人々がおかれている社会経済的状况をめぐる民族誌的観察とその背後にある社会主義体制からポスト社会主義に至る歴史過程をふまえた分析が必要となろう。

第二セッションでは、上記の問題意識を念頭におきつつ北アジア牧畜民社会における「遊動・遊牧」のあり方を理論的に整理・検討することを目的としている。というのも、非定住性に象徴される彼らの文化の活力と動態を、特定の時間・空間にとらわれることなく評価しうる一定の参照軸を設定しない限り、人々が語る生活実感を、現地の文脈を明らかにしながら接近することは不可能だからである。シベリア・モンゴルの牧畜民は、社会主義体制下において集団農場・国営農場という共通の歴史的経験をもっている。国家が強力に推し進めた集団化と定住化政策によって、牧夫は一つの職業となり、その彼らが国営農場の家畜生産をになう生産牧畜と化し、伝統的生活様式としての遊動牧畜は消滅したと評価されてきた。にもかかわらず、ポスト社会主義下において、人々は「伝統的生活」「遊牧」が復活したと語るのである。少なくともここで問われなければならないのは、生活様式という意味での「遊牧」と、生産牧畜という経済制度下において保証されてきた「遊動」の問題を分けて考えることであろう。その上で彼らの「遊動・遊牧」性の文化的再生産のメカニズム（教育と価値）、社会経済領域における「遊動・遊牧」性の位置づけを分析することであろう。

とりわけここで注意したいのは、「遊動・遊牧」のあり方が、その社会を包摂する政治・統治システムと強い関わりを持っていることである。旧ソ連・旧モンゴル人民共和国いずれもが、面的領域の画定と定住性を基盤とする行政統治システムを備えていたことはいうまでもない。こうした近代国家に共通する枠組みのなかで、いかに「遊動・遊牧」が変質あるいは維持されてきたのか——「遊動・遊牧」のあり方に対する理論的整理と検討という作業は、この問題を考えるための重要な手がかりなのである。それは、近代国家において求められる均質化された国民像、そしてその国民に

許されるべき／規制すべき「移動の自由」の性質を国家がどのように規定し、性格づけてきたのかという問題でもある。逆の言い方をすれば、そうした近代国家の統治原理にあって人々はいかに「非定住性」を再生産してきたのかという問題である。こうした議論の枠組みの中ではじめて、今日のシベリア・モンゴルにおける「遊牧の復活」という文脈に接近できるだろう。

この問題はおそらく北アジアだけでなく、より広い比較研究の中で論じられるべき問題でもある。社会主義体制という共通の経験をした北アジア近代史の文脈の中でこの問題を定位することは比較研究に向けた最初の一步であると同時に、東北アジアにおいて大きな一角を占めるロシアとモンゴルにおける近代国家の統治原理の一端を明らかにする作業なのである。

本セッションでは、北アジア牧畜民において精力的に生業と社会の関係に焦点をあてた研究を行っている二人を発表者として迎えて議論をおこなった。最初の一人はモンゴルを中心に牧畜民の調査を行っている尾崎孝宏氏（鹿児島大学）である。「モンゴル国における移動・牧畜・近代国家——オンゴン・ソムの事例——」と題する論考では、牧畜民の移動・遊動の問題が、彼らが属する社会・国家の存在をふまえながら論じられている。そもそも尾崎は、1990年代モンゴル国で語られるようになった「再遊牧化」「伝統の復活」という語りをどのように研究者は認識すべきかという点から議論をはじめている。それは「再」あるいは「復活」という認識がどのような事実に基づいて、誰によって判断されるのかを問い直す作業でもある。彼は、自ら調査した民族誌的資料を用いて、移動と家畜生産に関わる情報を細部にわたって提示する。牧民の移動可能範囲・流通制度・一日もしくは数日を単位とする移動・季節移動・家畜構成・固定施設といった内容であるが、社会主義時代の集団化を規準にそれらがどのように変わったのか詳細に検討している。その結果、遊牧が復活するという言説が孕んでいる前提条件——「理念系としては最低1年4回、人間と住居と畜群が『十分な距離』を移動する」——を満たす事例は現状としてはあまりないという事実を提示し、同時になぜ上記の条件をもって何故「真の遊牧」といえるのかと問題提起をしている。これは牧畜民の移動の性質を理解するための方法論に連なる問題である。というのも、牧畜民の遊動のなかには、季節移動のほかに、人の一生を単位としたライフコースに関わる移住があり、これらの相互関係を理解する必要があるからだ。さらにモンゴルの前近代史そして社会主義時代にも存続し続けてきた非遊牧民の存在がしめている家畜預託の問題、つまりそこでは人は動く必要はないが、家畜の移動性は確保される——彼らのこの移動性をどう評価すべきなのか我々は十分に議論を尽くしていないと再考を促している。

牧畜民の家畜管理・生活パターンという意味での移動・遊動性だけでなく、彼らの社会全体に埋め込まれた移動・遊動性の性質を把握するための問題提起が尾崎の論であったとすると、吉田陸氏（千葉大学）はむしろ牧畜民を管理する国家の側の視点に

たち、その範疇化の歴史の変遷とその意義を追っている。「ロシアの異民族（先住民）統治史における『非定住民』——概要と西シベリアの状況——」と題する報告は、吉田が現在調査しているギダン半島ネネツ人が含まれる西シベリアを中心に、帝政ロシアから今日に至る長期の時間的視座にたつものである。19世紀初頭のスペランスキー体制・20世紀のソ連時代、ソ連崩壊後の状況の展開をつぶさに提示し、そこで用いられた行政上の範疇化のもつ力——非定住性（遊牧）に対する圧力——が示されている。注目したいのは、その力が一方的に先住民の遊動・移動性を奪い取ったという単純なものではないことだ。ソ連時代に範疇化された「遊動人口」という、いわば一方的に減少することが運命づけられていた公式の統計においてすら、「増加」が含まれているからだ。吉田は、その統計の政治性をうかがいつつ、社会主義国家体制にあっても存続しえた先住民の「遊動」と「遊牧」のあり方の可能性を示唆し、社会主義体制崩壊後に現れるはじめた国家の対応の変化の兆しを読みとっている。

上記二つの議論に対しては、シベリア・プリヤートを調査する渡邊日日氏（東京大学）からコメントを頂いた。その「遊牧と体制転換——尾崎・吉田報告によせて——」のなかで、彼は「社会主義と牧畜という共通軸はありながらも、両者を通底する直接的な文化的連関はない」とし、それぞれ別個に両者の論文の可能性と問題を指摘している。興味深いのは、渡邊自身によって（調査され）述べられるプリヤートの民族誌的事実が、西シベリアのネネツとモンゴルとの隔たりを結びつけるような契機を与えていることだ。プリヤートとは周知の通り、ロシアにあってモンゴル系の民族集団であり、ロシア植民地化のなかで遊牧を喪失したと評される人々である。彼らの間では、現在、モンゴル或いはネネツのように遊牧の復活が語られたり、事実として遊動そのものが継続しているという状況はない。渡邊の記述からわかるのは、プリヤート達が「遊牧」を経済的実態としても文化的価値としてはっきりと否定していることである。これは19世紀末における植民地統治体制の変化という歴史的条件と、その後ソ連時代に続いた教育・知識の問題とが絡んでいるという。おそらくこれらの論点を、両者の議論に組み込むことは、「牧畜民の遊動性の性質」と「国家による遊牧民の範疇化の性質」の双方の問題の一層の理解とその二つの関係性を考察することに寄与するだろう。

（高倉浩樹）

モンゴル国における移動・牧畜・近代国家 — オンゴン・ソムの事例 —

Mobility, Pastoralism, and Modern State in Mongolia: A Case Study of Ongon Sum

尾崎 孝宏

OZAKI Takahiro

◆ はじめに：不毛な問い？

モンゴル国における牧畜の「再遊牧化」「伝統の復活」という1990年代のモンゴル国を表現する際に常套句のように用いられている言説は、モンゴル国も含みわゆる旧ソ連圏のポスト社会主義国家に関して頻繁に用いられる言説の1バージョンとして理解可能である。こうした言説のベースにあるのは、集団化以前の「伝統」および集団化による改変による「近代化」が発生したという認識であり、1990年代と「伝統」の類似性を是認する視点であろう。もし逆に、1990年代のモンゴル牧畜が1980年代のそれと「変わらない」とする立場に立てば、「伝統」から現在までの連続性か、あるいは「伝統」と集団化以降の断絶を認めた上で集団化時期から現在までの連続性を是認する視点が前提となる（図1）。

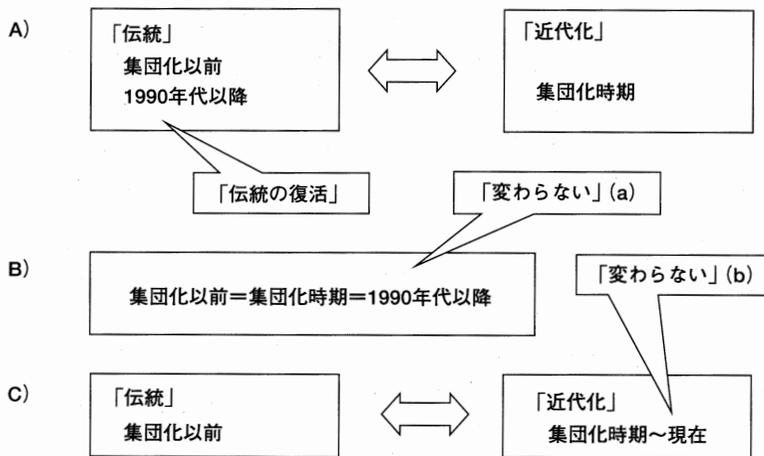


図1：伝統と変化に関わる3パターンの言説の構造

しかし、現実問題として、フリーハンドで「変わった・変わらない」論争に参加することが不毛であることは言うまでもない。この手の論断の根底には「似ている・違う」という比較行為が存在するが、これは何をフォーカスとし、どのような閾値を設定するのかによって異なる。むしろ問題とすべきは、上述のような言説が何に注目し、どう判断しているのかという認識のあり方である。

本論では、モンゴル国における牧畜の本質的变化に関する最終的判断はさておき、その具体的な様相について、特に移動と牧畜に関する情報を中心に示すことにしたい。なお、本論でフォローする面的広がりには筆者の現地調査の面的範囲に相当する「ソム」である。これは現在のモンゴル国における再末端の行政単位であり、集団化時期の「ネグデル（集団農場）」「サンギーン・アジ・アホイ（国営農場）」を継承している。集団化時期このレベルの単位は行政・生産・サービス・社会的再生産など、全てが完結する範囲であり、こうした社会的機能は、現在もなお相当程度継承されている。そのため、ソムは単なる行政単位だけでなく、現在も「地域社会」というレベルにおいて意味ある単位となっている。筆者が過去数回の現地調査を行った地点であり、本論の事例として言及するオンゴン・ソムは1990年代末時点で面積が約6,000平方キロメートル、総人口は3,800人であった（図2）。

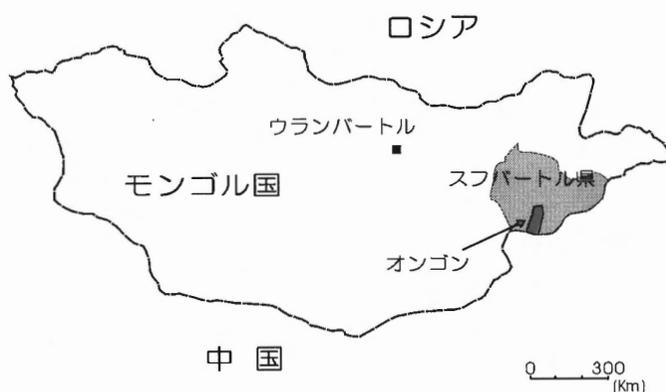


図2：オンゴン・ソムの位置

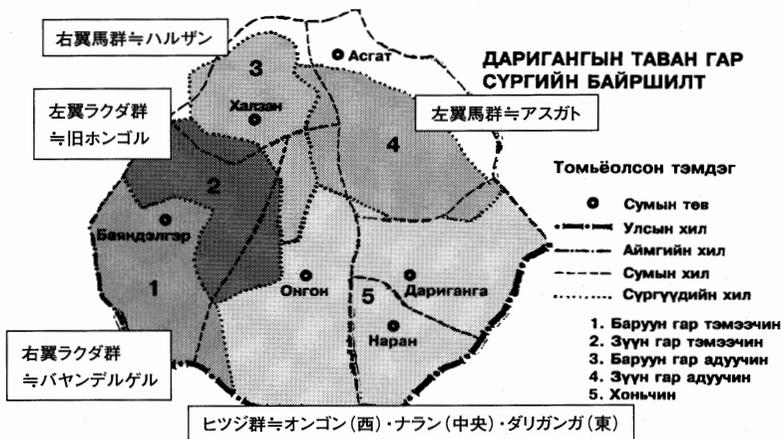
なお、オンゴン・ソムで得られたデータの代表性についてであるが、現地はエコロジカルな面から言えばモンゴル国東部に広く分布する平原地帯に属しており、その範囲の移動や牧畜のあり方としては相応の代表性を有していると筆者は考えている。

◆ 調査地の面的広がり

調査地は、清朝時代「ダリガンガ牧廠」と呼ばれる地域で、清朝直轄地であった。地域的にはほぼ現在のオンゴン・ダリガンガ・ナラン・アスガト・ハルザン・バヤンデルゲルの6ソムに相当し、制度的にはその中に「馬群」「ラクダ群」などが存在していた。さらに、例えば各馬群は200-500頭、一馬群に牧丁7人という規定がなされており、後述するようなホトアイルへの家畜預託の形式で実際の放牧が行われていたものと想像される。

現在のオンゴン・ソムの原型ができるのは1931年といわれている。ただし、ソム中心地は後述する現在の第2バグ（シャルブルド）であり、領域的にはナラン・ソムの西半分を有し、北側はホンゴル・ソム（現在のオンゴン北部とバヤンデルゲル北部に存在したソム）の領域だった。その後、ナラン・ソムの独立（1955年）、南半分がイフボラグ・ソムとして独立（1959年）、イフボラグ・ソムの最合併とソム中心地の南下（現中心地ハビルガ、1961年）、及び北に隣接していたホンゴル・ソムの撤廃（1968年）を経て現在の領域へ至る。

つまり1968年に最終的に現在の領域が確定してから30年以上、領域変更は行われていない。この事実は、同じ場所にソム中心地が存在し、領域内のほとんど全ての子供がソムに唯一の中学校へ通い、毎年同じ領域の人々を集めてソムの人民革命記念ナードムが行われてきたことを意味している。なお、清朝時代の行政区画とモンゴル（人民共和）国の行政区画との対応関係は図3のようになっており、両者の大まかな対応



Жамсран (1990) より作成

図3：清朝時代（点線）とモンゴル（人民共和）国（破線）の行政区画の対応関係

関係が見出せる一方で、厳密には近代国家としてのモンゴル（人民共和）国はそれ以前の行政区画をそのまま継承しているわけではないことが看取できる。

筆者のフィールドにおける実感として、現在オングン・ソムに居住する人々が「地域の歴史」を語る時、それは「オングン・ソム（設立当初の名称はエルステイ・ソム）」の歴史ではあるが、かつての境界変遷に関する言及が欠如している、という点が指摘できる。これは単に一般牧民の言説レベルの現象にとどまらない。例えば、ソム政府に掲げられている地図は1990年代の状況を描いているが、歴史に関してはソムの境界および領域の変更へは言及せずに「わがソムの過去」として書き並べてある、といった具合である。すなわち、公的なディスプレイにまで同様の特徴が見出せるのである。この記憶と忘却の混在は、現地の人々の変化と連続性に対する認識、つまり歴史意識のあり方と表裏一体をなすものと思われ、今後検討に値するものであろう。

◆ ソムの下位単位

オングン・ソムの領域最終確定後、現在に至るまで、ソム内部には5つのバグ（旧名称ブリガード）という下位単位が設定されている。バグには第1から第5までの番号で呼ばれ、第1バグは南東部の草原住民（中心地イフボラグ：かつてのイフボラグ・ソム中心地）、第2バグは北部（中心地シャルブルド：かつてのオングン・ソム中心地）の草原住民、第3バグは南西部（中心地ヌデン）の草原住民、第4バグはソム中心地に隣接する国境警備隊駐屯地在住の軍人⁽¹⁾、第5バグはソム中心地在住の民間人より構成されている。バグには若干の文化施設が存在する以外、行政的な施設は存在しないが人身掌握の基層単位となっており、バグ長はバグ住民の世帯構成、現在の営地の場所、所有家畜などに関する情報を把握している。

第1バグから第3バグまでは「牧民バグ」と呼ばれており、個々の面的領域を持ち、現在に至るまでほぼ全ての住民はゲル住まいである。集団化時期より現在に至るまで、基本的にこの領域内で牧畜を行う規定になっており、その意味でバグは牧民の移動可能範囲となっている。現在、モンゴル国では憲法によって移動と居住地の自由が保障されているが、こと牧畜に関する限り、他所の住民が自分のバグ内で家畜を放牧することに対してバグ長などの当局者は明確な拒絶反応を示す。以下にあげる事例は、筆者が調査中に実見したものである（図4）。

事例：1998年8月10日に筆者が第2バグ長の同行のもと現地調査中、見知らぬゲル

を発見したバグ長が当該ゲルを訪れ、住人に対し他所者がなぜ許可なくここに住んでいるのか、と問いただした。彼らが隣接するバヤンデルゲル・ソムから親戚の看病のために来た者であり、夏と秋のみ滞在し、畜群は連れて来ていないという事実が明らかになったためバグ長が納得し立ち去った。

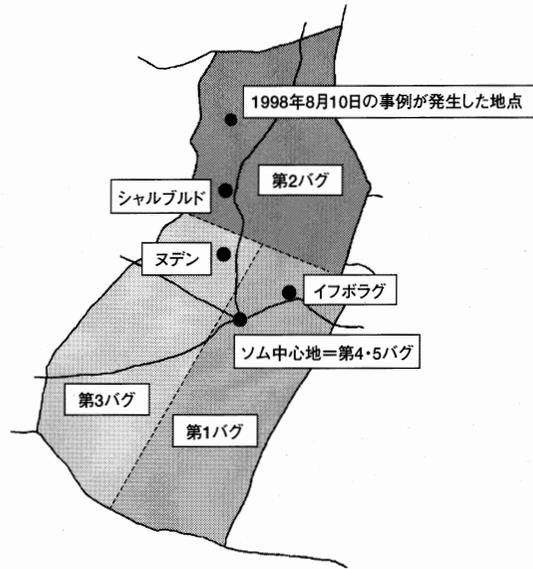


図4：バグ構成および1998年8月10日の事例が発生した地点

◆ 季節移動のパターン

牧民の季節移動パターンに関しては、南西部の第1・3バグと北東部の第2バグで明らかな対照をなしている(図5)。

第3バグにおいては集団化時期より南西端が冬・春の牧地、北東端が夏の牧地と定められ、秋は夏营地より冬营地の移動途上で「オトル」を行うスタイルが一般的であった。集団化以前の移動に関しては系統的なデータ収集を行っていないが、1990年代以降は冬营地の位置を集団化以前の場所へ戻したというインフォーマントの存在や、第1バグでも多くの牧民が同様の移動パターンを踏襲している点から、現地の牧民の間ではある程度現在のような南北移動のプロトタイプが「伝統」として存在したものと想像し得る。ただし、当時存在したバグは現在のバグとは異なるものであり、移動範囲に関しては現状としては復元できていない。なお、地形的にはソム中心部の南側に広がるゴビが最低地点であり、南北両端は若干高くなっているが、概して平坦な地

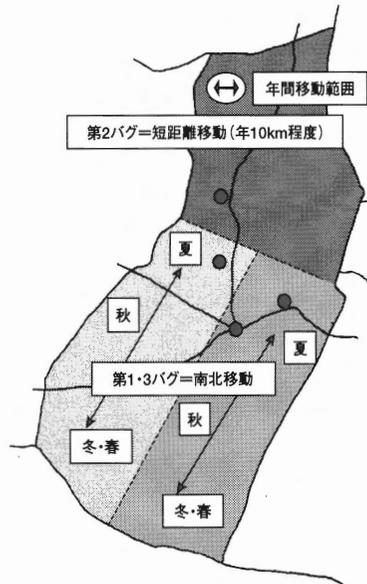


図5：バグ毎の移動パターン概念図

形であるため、高低差を利用する目的での移動とは言えない。また、秋のオトルに関しては、集団化時代にモンゴル人民共和国全土で大々的に導入された牧畜技術である、との指摘もある。

一方、第2バグの季節移動は、移動が短距離であり、バグ内での牧地の明確な季節区分がなされていない点が特徴的である。また、このような牧地利用も集団化時期のものを踏襲しているのだという。なお、こうした差異の存在する原因としては、以下のような理由が想像しうる。

1. 清朝以来の「伝統的」牧畜のあり方が違う：図3からも明らかなように従来、第2バグのかなりの部分が第1・3バグとは別の群に属していたと思われる。別個の畜群に特化していた結果として、当時より牧畜のスタイルが異なっていた可能性があり、異なった群の子孫が構成するバグであるがゆえに現在も牧畜のスタイルが異なるという解釈が考えられる
2. ホンゴル・ソムという別の行政単位に組み込まれていたために南部とは異なった集団化体験を経ている：ホンゴル・ソムは雪害により家畜が激減したため解散したというが、2001年冬季の雪害に対する対応でも、第1・3バグでは移動によって雪害を避けようとしたのに対し、第2バグの牧民は積極的な移動を行わず結果として大きな被害を蒙ったが、これは旧ホンゴル・ソム以来の移動パターンである可能性

も考えられる

3. 南北のエコロジカルな差異がもたらした結果である：第2バグ住民のインフォーマントは、第2バグが第1・3バグよりも草生が良いと主張している。草生が良いため、長距離移動の必要がないという可能性が考えられる

現状ではそれぞれのファクターがどの程度の影響を及ぼしているのか明確にし得てはいないが、いずれにせよこの極端な対照は興味深い現象である。少なくとも、こうした差異が集団化時期の移動パターンを踏襲していることはインフォーマントも認めていることであるので、ネグデルという近代国家の牧民に対する移動管理機構による既存の移動パターンの是認、もしくはネグデル自身による新たな移動パターンの創造という経緯を経ての現状であることは間違いないだろう。とすると、季節移動に関する限り現状は近代国家の介入を前提とするネグデル時期の影響が強く残っており、ポスト社会主義時代の状況は社会主義時代の連続として理解すべきであろう。

◆ 牧畜形式、家畜構成

それでは、1990年代以降のモンゴル牧畜について集団化時期から変化したと見なされる事実を挙げるとすれば、以下の3点を指摘しうるだろう。

1. 家畜の大部分が個人所有となった

例えば、当時20代の牧民男性（第3バグ所属）が1992年の家畜私有化の際に獲得した家畜の種類と数は以下の表1のとおりである。なお、家畜は当時存在していた世帯成員全員が、年齢やネグデルでの労働年数に応じた差異はあるものの獲得権を有していたので、この事例の場合、本人・妻・娘1人よりなる世帯の合計獲得数は単純合計で91頭であった。

表1：家畜私有化当時の獲得例（20代牧民男性：当時）

畜種	年齢・性別毎の頭数（カッコ内の数字）	小計
ラクダ	3歳オス(1)	1
ウマ	4歳オス(1)、4歳メス(1)、1歳オス(1)	3
ウシ	3歳メス(1)、2歳オス(1)、1歳オス(1)	3
ヒツジ	2歳オス(6)、2歳メス(10)、1歳オス(6)、1歳メス(7)	29
ヤギ	2歳メス(3)、1歳メス(3)	6
合計		42

ただし、ここで留意すべき点は、ネグデル時代に全く私有家畜が存在しなかったわけではないという事実である。例えば上述の事例に挙げた男性の父親（1992年当時50代）はウマの調教師として現地では有名な元中学校教師であるが、彼は社会主義集団化時期にも5～10頭のウマを所有しており、調教の時期である夏以外は親戚の牧民に預託していたという。

2. 自由なホトアイル形成が認められ、営地選択の自由度が増大した

ホトアイルとは数世帯からなる集団であり、営地を共有し、所有する家畜を一群にまとめて共同放牧を行う単位である。また、季節移動もともに行い、通常長期間にわたって関係が継続する。集団化時期にも複数世帯の集団である「ソーリ」と呼ばれるホトアイル的な存在はあったが、その構成はネグデルが決定していた。例えば第3バグのあるホトアイルの場合、私有化以後は兄・兄の息子・弟の3世帯でホトアイルを構成したが、集団化時期は兄弟がそれぞれ独立したソーリとしてヒツジの群れを割り当てられており、一緒に放牧することは許されていなかったという。

また、その当時は営地の場所もネグデルが決定しており、第3バグの別のホトアイルの場合、私有化以後に冬営地を集団化以前に使用していた場所へ戻したという。ただし、この場合も現在の冬営地に存在する畜舎は集団化時期に作られたもので、当時は別のソーリが使用していた。

つまり、現状はネグデルの指令ではなく、自らの判断で集団形成および季節移動を行うようになったという点において集団化時期と相違し、また集団化以前との類似性が存在する一方で、後述のようにインフラの条件が集団化以前とは大きく異なる点も事実である。

3. 「五畜」（ヒツジ・ヤギ・ウマ・ウシ・ラクダ）の回復

これは上述の2点の繰り返しになる部分が多いが、1990年代以降の牧畜について、「五畜」（ヒツジ・ヤギ・ウマ・ウシ・ラクダ）の回復という表現がなされることもある。確かに、集団化時期には「ヒツジ飼い」「ウマ飼い」「ラクダ飼い」というような専門分けがなされ、それに応じて各ソーリに家畜が配分されていた。

例えば、集団化時期にはウマ飼いだっただ第2バグ所属の人物（37歳：1998年当時）の場合、2世帯4人でプリガードのウマ1200頭を飼育していたが、1998年現在、ヒツジ270頭、ヤギ130頭、ウマ45頭、ウシ40頭、ラクダ10頭を所有しており、これをもって「五畜」の回復とみなすことが可能である。ただし、既に1.で述べたように、集団化時期にも私有家畜は存在した。この人物の場合、私有のウマが存在したほかメスウシや100頭程度の小家畜（ヒツジ・ヤギ）も所有し、自ら放牧していたという。

つまりこの事例では、厳密な意味で回復されたのはラクダのみであり、これを大きな変化と理解するかどうかは着目点次第であろう。ラクダは、現在も所有しない世帯が存在する一方、季節移動などの際にはラクダ車が威力を発揮する。後者の点を大きく評価するならラクダは移動の自由のシンボルとも解釈しうるが、実際にはトラックなどを利用して移動する者もあり、また集団化時期に比べて自動車利用のコストが高騰し、アクセスが困難になっているが故のネガティブな反応であるとの解釈も成立しうる。なお、オンゴン・ソムでは集団化時期にはトラックなどの自動車が季節移動の主たる運搬手段であった。

さらに、五畜の回復とは言っても、その家畜構成比においては単なる「伝統への回帰」でないことは牧民自身が認めるところである。モンゴル国全体においてはカシミヤ原毛となるヤギの激増が注目されているところであるが、オンゴン・ソムの特に南部においては集団化時期にウシの増加も顕著であったという。同時に「伝統的」には行っていたとされているヒツジ・ヤギの搾乳も第1・第3バグでは行われなくなるなど、家畜構成に関する限り単に集団化以前の状況へ戻ったわけではない。

つまり、1990年代以降の牧畜の変容に関する「五畜」云々という言説は、それに伴う牧畜の質的な差異に基づく言説というよりは、むしろ単に定量的な判断に基づくものかシンボリックな意味合いが大きいものと解釈すべきものであろう。無論、モンゴル国において、こうした現象にモンゴル牧畜の「伝統回帰」を見出す文化的の共通理解が存在したことも事実である。ただし、これは牧畜論においてよりはむしろナショナリズム論において論ずるべきテーマであると思われる。

◆ 流通システム

また、1990年代の特徴として既存の流通経路が崩壊し、その結果として牧民が生業的な牧畜へのシフトを余儀なくされた、という事実がある。しかしこれは「伝統への回帰」と単純に呼ぶにはいくつかの問題がある。まず、流通経路に対する国家的介入はモンゴル人民共和国期全てを通じて行われていたこと、そしてそれ以前についても、素朴に「生業的」と断じうるか明確ではないためである。

現在、現地調査から得られる情報として、人民革命以前の1910年代の社会状況を直接的な経験として語るインフォーマントは存在しない。辛うじて老人たちが、父親から聞いた話などとして中国からの行商人(ナイマーチン)の記憶を語るに過ぎない。一方、1921年以降ソム毎に作られたホルショー(協同組合)については、「毛を首都

やドルノドの加工工場に、夏と秋ラクダ車で持っていき、必需品（小麦、米、茶など）を持ちかえる。それをホルショーに渡して小売する。他にも、羊毛、カシミア、牛革を売った」というような、具体的かつ詳細な記憶として語られている。

さらに、集団化時期の流通の状況に関しては、より鮮明な記憶として保持されている。例えば、オンゴン・ソムで飼養した家畜を旧ソ連との国家間貿易のために放牧しつつ国境へアクセスしうる地点まで輸送するトーバルという行為については、その任務についていた人物より、1969年までは東部のソ連国境に位置する町であるエレーンツァブまで、その後はエレーンツァブを経由しソ連に至る鉄道の終点となったチョイバルサンまで輸送していたこと、任務の具体的内容についてはヒツジ1,350頭を3人で輸送していたという詳細な数字まで挙げて説明を受けた。逆に生活必需品は全てソ連からの輸入であり、茶・小麦粉などの食品から食器・ラジオなどの日用品、機械類に至るまで現在とは比較にならないほど安価かつ滞りなく供給されていたことが昔話として語られる。

一方、現在のオンゴン・ソムの流通経路については、細々とではあるが首都ウランバートル、中国との最大の窓口であるザミンウード、地方的な国境貿易地点のあるエルデネツァガンとの物資の交流が存在する。そして、ロシアから供給される燃料を除く大半の物資が中国から輸入され、オンゴン・ソムにおけるほぼ唯一の売却品である畜産物はウランバートルないし中国へ搬出されている。

流通経路における中国の占める割合が増大したという意味で、現状はある種の「伝統への回帰」であるといえよう。また、生活実感において集団化、あるいは人民革命以前の状況と現状が「似ている」とするならば、それは集団化時期よりも不便である、という点においてであり、そこに肯定的な含意は存在しない。

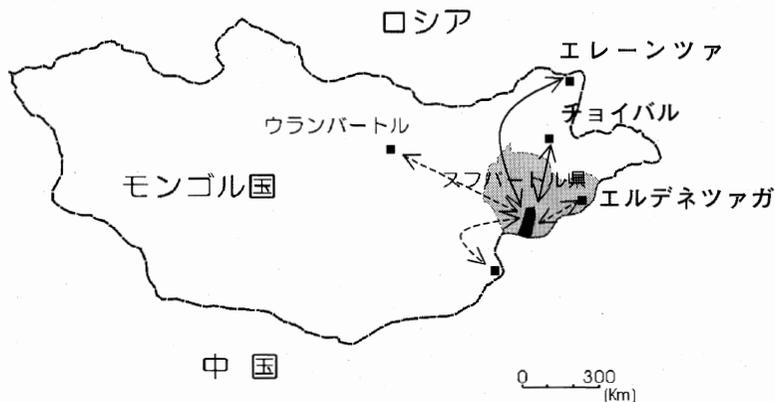


図6：集団化時期の主要流通経路（実線）と現在の主要流通経路（破線）

◆ 固定施設の系譜

オンゴン・ソムに現存する固定施設には固定住居などの人間用の施設と、家畜囲いなどの家畜用の施設がある。両者の共通点は、いずれも1950年代末以降、つまり集団化時期に初めてオンゴン・ソムに登場したことである。

人間用の施設に関しては、かつてネグデル中心地のあった第2バグ中心地に小学校、若干の固定家屋、乳製品加工場（調査当時は廃屋すら残存せず）が作られ、電話（調査当時は既に使用不可能）が引かれた以外は、ほぼ例外なくソム中心地に建設された。具体的には政府庁舎、郵便電話局、中学校、病院、ガソリンスタンド、干草の貯蔵所、住居、国境警備隊の兵舎などであるが、いずれも集団化時期に作られた建造物である。そもそも、現在のソム中心地は1959年にイフボラグ・ソムの中心地となるまで何一つ固定施設は存在しなかった。また学校の状況を例に挙げると、オンゴン・ソムでは学校は1925年に設立されているが、1961年に現在のソム中心地に平屋の校舎が作られるまではゲルを教室として利用していたという。

ただし、それ以前にも調査地域にはほぼ唯一の固定施設として寺院が存在していた。例えば第1バグ中心地には1930年代まで固定建築物を伴う寺院が存在した。寺院の担っていた社会的機能に関しては今後の検討が必要であるが、以前も寺院が存在していたにせよ1950年代末以降の固定建築物の増加は質量ともに顕著であることは否定し得ない。なお、上述の寺院は1990年代に入ってから政府の補助や募金によってソム中心地に再建された。

一方、家畜用の施設については、集団化時期以前には現在冬・春営地における必須の構成要素となっている固定的な屋根つきの家畜囲いは存在せず、畜糞を固めて造った屋根なしの囲いが存在しただけであった。これは、自然災害に見舞われない平年には確実に同一地点に営地を構える可能性が集団化時期以降、過去と比較して増大していることを意味するだろう。なお行政面においては、集団化時期の営地は割当制、1990年代においても冬・春営地は許可制となっている。一方、夏・秋営地に関しては現在もなお固定的施設は存在せず、行政的にも申告制であるため流動性が高いが、こうした流動性については必ずしも1990年代以後に発生した現象ではないようである。

また、機械で水をくみ上げる深井戸も集団化時期になってから掘られた固定施設であり、それ以前は浅い人力の井戸が存在しただけであった。この点に関しては井戸の増加によって集団化時期に利用可能な牧地面積が増え、牧民の移動範囲が増加し

たと思われる一方、1990年代以降はメンテナンスが困難となり多くの機械式井戸が利用不能に陥っているため、彼らの牧地利用パターンが変化している可能性が存在するが、筆者の現状としては一般論以上の具体的データを持ち合わせておらず、この点は今後の調査課題である。

◆ 家畜預託について

家畜預託とは、家畜所有者が他人に放牧を委託する行為で、モンゴルでは現在・過去を問わず一般的に見られる現象である。こうした行為は家畜と牧畜の管理対象である畜群を家畜所有者とは空間的に分離可能とする点で、モンゴルにおける移動や牧畜に関する空間的配置の実態を理解する上で無視し得ない。というのも、家畜預託を通じて畜群と労働力の適正配分が行われ⁽²⁾、また「遊牧」という概念の中では通常一体のものとして理解されている人間の移動と畜群の移動が分離可能となるためである。

調査地に関して言えば、清朝時代の「牧廠」は清朝による牧民への家畜預託、集団化時期はネグデルによる牧民への家畜預託が大々的に行われていた時期と解釈することが可能である。つまり、清朝もしくはネグデルという大規模家畜所有者が、労働力としての牧民に対して自らの所有する家畜を制度的に預託し、増加した家畜から収益を得、また牧民も放牧に従事することで何らかの見返りを得るという構図である。なお、モンゴルにおける清朝時代や集団化時期における家畜所有の概念と実態に関しては本来詳細な検討が必要な事項であると思われるが、差し当たり本論では家畜所有者を「家畜の処分権を有する者」と解釈し、清朝やネグデルを家畜所有者と見なしている。

1990年代以降、ネグデルの解体によりこうした制度的な預託は消滅している。また、家畜私有化によって牧民に相当程度均等に家畜が分配されたことにより、オンゴン・ソムでは現在のところ大規模家畜所有者による他の牧民への家畜預託という現象は出現していない。むしろ、現状では以下の事例に見られるように、小規模家畜所有者から相対的に大規模な家畜所有者への預託が主として見出される⁽³⁾。

事例：第1バグのホットアイル（構成世帯数5：長老格の60代男性、息子2人、娘婿2人）

ホットアイル全体の家畜数は2000年冬の段階でヒツジ・ヤギ1,800頭、ウシ

370頭、ウマ250頭、ラクダ8頭であった。ただし、その多くは長老格の男性の所有である。彼は集団化時期よりヒツジ飼いで、腕の良い牧民であると評判の人物である。

長老格の男性以外のホトアイル成員の例として娘婿の一人の所有家畜を挙げると以下の通り：ヒツジ・ヤギ50頭、ウシ・ウマ50頭程度

ホトアイルの家畜には、ホトアイル成員の家畜のほか、ソム中心地などに定住している親族数名から預託された家畜が存在する。ラクダ以外の全ての畜種が含まれ、合計140～150頭ほどである。つまり、家畜を預託している親族は長老格の男性以外のホトアイル成員以上に小規模な家畜所有者である。

預託者は定住地での職業についており、彼らとホトアイル成員との間には、家畜預託の見返りとして時折ホトアイルを訪問して小麦粉を贈与したり労働を手伝ったりするなどの交換関係が存在する。

上述の事例で見られるような、小規模な家畜所有者である第4・第5バグの定住民による他バグの牧民への家畜預託は広く行われている。なお、ソム中心地の定住人口は1990年代末の時点で約2,000人なので、ソム総人口の約半数が定住民である。ただし、この事実は彼らの家畜が定着的であることを意味しているわけではなく、現実には夏季に若干の乳牛を搾乳用としてソム中心地に確保している点を除けば、ほぼ全ての家畜が高い移動性を保っているのである。このように、ホトアイルの形成と家畜預託は、いずれも畜群と労働力の適正配分を達成しようという点では構造的に類似した行為であるが、畜群と人間の移動が同一であるか別個であるかという点では対照的である。またそれゆえ、家畜預託が王朝・ネグデル・定住民といった移動しがたい主体にとっても選択可能なオプションとなりうるのである。

◆ ライフコースに関連する移動

さて、ここまで本論の中では「移動」を、「遊牧」という行為に内在すると考えられている人間および家畜の季節移動という意味で使用してきた。しかし、移動という行為はそれだけにとどまらない。前節において筆者は、家畜預託を例に出してモンゴルにおける家畜の移動と人間の移動は分離して検討しようの可能性を示したが、ここでは特に近代国家の規制をより直接的に受けうる人間の移動についてさらに検討を進めたい。

オンゴン・ソムにおける人間の空間的移動をタイムスパン別に分類すると、1日もしくは数日を単位とする日常的な移動（日々の放牧、所用でのソム中心地あるいはソム外などへの訪問）・1年を単位とする牧畜に関わる季節移動（「遊牧」の構成要素）・人の一生を単位とするライフコースに関わる移住が挙げられる。そのうち、季節移動に関しては既に言及しており、日常的な移動について常識的な知識以上の分析視角を提供するには筆者は何らかの定量的データの提示が必要であろうと考えているが、現時点では提示しうるだけのデータを持ち合わせていない。そこでここでは、定性的叙述が可能であり、さらに近代国家の制度あるいは開発政策などの影響をより直接的に受けるであろうと考えられるオンゴン・ソム居住者の現在のライフコースに関わる移住について述べる。

幼少期は、当然ながら親の住地によって過ごす場所は変化する。牧民であれば草原のゲルであり、定住民であればソム中心地の固定家屋である。学齢期になると、子供はソム中心地の10年制中学校か、第2バグ中心地の4年制小学校へ通うようになる。なお、後者については5年生よりソム中心地へ移ることになるが、いずれにせよ定住地区での生活を送ることになる。この時期の住居は、定住民世帯の子供であれば引き続き自宅であるが、牧民世帯の子供の場合、集団化時期は学校の寮もしくは定住している親族（例えば祖父母）宅であったが現在は専ら後者が選択されている。ただし、通学のために定住しているとはいえ休暇には牧民の子供はもちろん、定住民世帯の子供も牧民の親族宅へ滞在して放牧や搾乳を手伝うのが一般的で、その意味で社会的再生産過程での定住と移動の断絶は小さい。

義務教育を終えた後は、牧民になる者、ソム中心地に居住する者、就学や就職のために首都などへ、さらには国外へと転出する者に分かれる。牧民になる者はまず年長者（通常は父親）のホトアイルで助手的な立場となり、一定の技術を身につけ、結婚後独立する場合もある。

ゲルでの越冬が肉体的に厳しい高齢者となり、かつ現在では後継の労働力が確保されている場合、冬場はソム中心地に定住するケースが特に女性の場合多く見受けられる。これは単に本人にとって快適かつ安全な越冬が可能であるだけでなく、上で言及したような学校に通う孫の世話をを行う上でも合理的であると考えられている。さらに、子供がウランバートルなどの都市的空間に居住する場合は、ソム中心地に居住していた者がさらに晩年を生活環境の整った都市へ出て過ごす場合もあるが、その一方で、最後まで草原で牧民として暮らすケースが特に男性の場合に多く見られる（表2）。

表2：オンゴン・ソム住民のライフコースと移動範囲

	草 原	ソム中心地	首都などの都市	国 外
幼年期	親と同居	親と同居	—	—
義務教育期	休暇	就学	—	—
青年期	就労	就労	就学・就労	就学・就労
壮年期	就労	就労	就労	就労
老年期	就労	孫の世話	子供と同居	永住

こうしたライフコースに関する移動は、現在も基本的に集団化時期のそれを踏襲している。もちろん、当時に比べ個人の自主的な裁量の余地が増えた、あるいはソム中心地における職場が激減した、さらには学校をドロップアウトする子供（特に男子）が増加した、就学や就労での国外への転出先として旧ソ連圏から旧西側世界あるいは中国へとシフトしている、というような差異を挙げれば枚挙に暇がない。しかし、彼らが通っている学校の制度、集団化時期に建設されたソム中心地のインフラ群、地方からの流入人口で成長しモンゴル国唯一の都市と呼びうる首都ウランバートル、あるいは人間の移動コースの背景に存在する行政レベルのヒエラルキー構造といった道具立てに本質的な変化は発生していない。この点において、彼らのライフコースに関する限り、ポスト社会主義時代は社会主義時代の連続として理解する。これは換言すれば、近代国家モンゴルの連続性でもあろう。

◆ おわりに：モンゴルの移動・牧畜・「伝統」を理解するための戦略論

従来、モンゴルの「伝統的」牧畜形態といえば条件反射的に「遊牧 (nomadism / mobile pastoralism)」という用語が思い浮かぶ。これは字義どおり、「遊動 (移動)」と「牧畜」の結合した概念であるが、固定家屋に住み、住居そのものが移動するとは思っていない人間から見た驚き、あるいは顕著な特徴を端的に表明したものであろう。

ただし、これは一つの極概念としての意義はあるものの、移動の「程度」あるいは「主体」を想起した場合、解消困難な問題が生起する。つまり、理念形としては最低1年4回、人間の住居と畜群が「十分な距離」移動することが「真の遊牧」なのだろうが、モンゴル国においてすら現実には、さまざまな意味において必ずしもその条件を

十全に満たしているとは言いがたい事例を見出しうるのが現状である。そうした場合、理想形しか持たない遊牧モデルは現実の分析に対し「本質主義者」以外の立ち振る舞いを示しえない。また、既に述べたように多種多様な移動がありうる中でなぜ季節移動のみが特権的な「移動」の地位を占めるのか、特にこれは家畜預託という行為と対照した際に再考を要する問題であろう。

一方で、1990年代の「伝統の復活」論というのは、狭義の文化面はともかく生業面においては何だったのか。ホトアイルの復活とは言ってみても、現地の人々は今なおそれをソーリと言及する場合の方が多い。移動の自由とは言っても、近代国家としてのモンゴルが建設・確立した固定施設や行政制度の連続性故に現実にはドラスティックな変化は発生していない。そもそも筆者は、「何が伝統か」について語る人物を、首都の特に知識階層と呼ばれる人々はいざ知らず、調査地の牧民において見出していない。彼らのスタンスは「伝統」を復活させるよりはむしろ、現在利用しうるリソースを最大限に活用し、現状を生き延びていこうとするものである。

こうした現状を踏まえると、少なくともモンゴルにおける移動や牧畜の現状については、本質主義的な一連の「伝統」を準拠枠とするよりも、集団化などの近代国家の介入による影響力が残存している事態を考慮しつつ、より細分化された事象ごとに歴史的な側面も含め仔細に分析する方が生産的ではないだろうかと思われる。また、その際に、異文化研究者としての人類学者が取りうる戦略として、現地の人々の解釈体系というエミクな理解を追及すると同時に、彼らとは異なった、より普遍的に適用しうるエティックな視点からの理解も必要であろう。

現在の人類学のトレンドにおいて、後者は往々にして副次的な、あるいは名目的に唱えられているアプローチのように位置づけられがちだが、モンゴル個別の問題を単なる事例紹介を超えたポスト社会主義研究、あるいは牧畜論というより一般的な、つまり人類学的な比較研究の文脈において議論を行うにあたり、通文化的な共通了解の枠組みの構築は早急の課題であろう。筆者自身、現状としてはこうした課題への解決策を具体的に示せるほどの段階に達しているわけではないのだが、差し当たり移動や牧畜の個別的活動における定量的把握が我々に新たな知見をもたらしうる一手段ではないかと考えている。

注

- (1) ここでいう軍人とは職業軍人のみであり、徴兵で派遣されている兵士は含まれていない。そのため、公式的に発表されているソム人口と実際にソム内に居住している人数との間には若干のずれが存在すると思われる。
- (2) 畜群内の家畜数と労働力需要との間には直線的な対応関係は存在しない。ヒツジ・ヤギ群の場合、オンゴン・ソムでは一般に一群として管理しうる上限数は1,000頭であると認識されている。これはつまり、一群が200頭であろうが1,000頭であろうが必要な労働力数は変わらず、1,000頭を越えると群れを二分する必要があるため、2倍の労働力が必要になるということでもある。家畜預託、あるいはホトアイルの形成は、こうした牧畜労働の特性に基づいた畜群と労働力配置の適正化行動として第一義的には理解しうる。
- (3) なお、こうした預託のパターンもモンゴルでは過去から存在したものである。利光 (1986) を参照。

参考文献

- Жамсран 1990 *Дариганга, Улаанбаатар*. (ジャムスラン著『ダリガンガ』)
利光有紀 1986 「モンゴルにおける家畜預託の慣行」『史林69(5):140-164』。

ロシアの異民族（先住民）統治史における「非定住民」

— 概要と西シベリアの状況 —

“Unsettled Peoples” in the History of Russian Governing System for the Indigenous Peoples: A Short Survey and Situation in West Siberia

吉 田 睦

YOSHIDA Atsushi

はじめに

本稿は、ロシアの「非定住民」を巡る統治の中で、定住民からの差異化を中心とするカテゴリー化の状況について、主として歴史的な視点から概観し、その特徴点を見出そうとするものである。ロシアにおける異民族統治は、歴史上のいかなる時点においても、また統治する側にとっても、される側にとっても、様々な形で問題となってきた。そのような中で、まず初めに、ユーラシア大陸内陸部を中心に展開してきた「非定住民」（遊動／遊牧民）社会へのロシア（帝政ロシア、ソ連）の対応について、概略を記すこととしたい。その後で、筆者はチュメニ州ヤマル・ネネツ自治管区のツンドラ地域を遊牧範囲とするトナカイ牧畜民ネネツの地域集団を現地調査している関係から（調査期は1995～）、ソ連期の西シベリアにおける非定住民に対する政策的対応の事例に言及する。そして、最後に西シベリア北部の非定住民であるトナカイ遊牧民の現状を中心に、ロシアにおける非定住民の現状や問題点につき若干の考察を行いたい。

はじめに、ロシアにおいて非定住民がどのように認識され、どのようにカテゴリー分類されてきたかという点を考慮する必要がある。そのためには、まずロシア語において「非定住民」というものがどのように表現されてきたかという問題に触れておきたい。

ロシア語では、「非定住民」「遊動／遊牧民」「移動民」といったカテゴリーの非ロシア系住民（もう少し正確に言うと、スラヴ系を中心とするヨーロッパ・ロシアの諸民族を除く住民¹）を表現する用語は、歴史的に多種存在してきた²。まず、スラヴ語起源の表現による非定住民（*неоседлое население*）、遊動民（*кочевники*）という用語がある。その他に英語などと共通の古代ギリシャ語起源の「遊動／遊牧民」（*номады*）という用語も存在する（この用語は学術的レベルでは、帝政期にも、現在も使用さ

れることがあるが、普遍的ではない)。日本語でいう「移動」と同様のニュアンスを内包した用語としては *подвижный/передвижной образ жизни* (移動式生活様式) 等があるが、「移動民」を直接表意する一般的表現は見当たらない。なお、ロシア語には「放浪者」「漂泊者」という意味で頻繁に使用される用語として、*бродяга/скигалец* (単数) がある。これらは通常個人、あるいは家族単位で放浪的生活様式を有する者ないしそれらの小規模集団の呼称であって、ここでの考察の対象には入らない。但し、前者は「放浪する、漂泊する」という意味の動詞 *бродить* の派生名詞であるが、これから派生した物主形容詞 *бродячий* の名詞的用法は、以下に述べる1822年の『異民族統治規約』による異民族分類の一カテゴリー「漂泊民」を意味する用語である(「漂泊型生活様式」(*бродячий образ жизни*) というような使い方もなされた)。

現代ロシア語においては、定住/非定住という二項対立的概念は、*оседлость/неоседлость* という対概念で表現可能である。しかし、筆者の管見では、この用語に基づく定住住民/非定住住民という用語 (*оседлое население/неоседлое население*) のうち、前者は官庁などの公式用語として使用されているが、後者は使われていないと思われる。これは「非定住」という概念の抽象性、その中の他の諸要素による、より実態に即した分類が用いられるからであると考えられる。これに対して、国家統計当局においては、ソ連期より「遊動(住)民」(*кочующее население*) というカテゴリーが設定され、使用されてきている。もっともこの用語とカテゴリーは、恒常的に統計用の住民カテゴリーとして使用されてきたのではない。それは、ソ連期の共産党も含めた公的権力・行政機関が、ソ連国内に非定住型生活様式を有する住民が存在するという事実をいかに捉えたか、という問題にも関連する。このことについては断片的に後述する。なお、日本語では、「非定住民」という用語と同義ないしそれに近い用法で使用され、より一般的な用語「遊牧」がある。この用語にも多様な意味合い、用法がみられるが、本稿において筆者は、「遊動性の強いタイプの牧畜を生業とする生業・生活様式」の呼称として使用することにする。この関連で、上記のロシア語でいう *кочующее население* (遊動住民) などは、「遊牧人口」と訳する方が慣例的であるが、ここには牧畜に従事しない、即ち漁撈、狩猟を主たる生業として移動生活を送る住民が算入されていることから、「遊動」という用語を当てることにしたい³。

そもそもロシアにおける非定住民とは、どのような民族/住民集団であったかを確認しておきたい。ここでいう「ロシア」とは、帝政期やソ連期の版図を念頭に置いているが、必ずしも厳密にこれらの領域に居住してきた全ての住民を網羅的に対象とする

わけではない。ロシアにおける非定住民はおおよそ以下の3つのグループに分けられよう。

- 1) ツンドラ・森林ツンドラのトナカイ遊動民
- 2) タイガの狩猟、輸送トナカイ牧畜、漁撈民
- 3) ステップ住民

これらのうち、1)、2)は現在もロシア連邦の各地に分散して存在するカテゴリーの住民である。3)は、現在のロシア連邦の領域からはずれてしまったが、旧ソ連邦の構成共和国に現在も少数ながら存在するカテゴリーといえる。以下においては、これら3つのカテゴリーの非定住民を念頭に置くが、本稿後半で西シベリアの事例を考察する関係から、主として1)、2)のカテゴリーを中心とする、「非定住」の異民族としての分類や政策的対応についての歴史的な変遷の検討をすることとしたい。

1. 帝政時代の異民族統治と非定住民の扱い

1.1. 非定住民のカテゴリーと『異民族統治規約』

19世紀帝政ロシア期におけるシベリア異民族統治の特色をまとめると、大よそ以下の3点を挙げることができよう。

- 1) 異民族の空間的居住様式に基づく分類による統治（特に1822年以降）
- 2) ヤサーク（現物貢租）の賦課・徴収による経済的支配
- 3) 異民族の一定の範囲の保護（慣習法等の民族文化の容認）とロシア文化への同化（より「高位」の生活・居住様式カテゴリーへ移行するための誘導と助力）

帝政ロシア期の異民族統治の一環として、ヤサーク（現物貢租）賦課と徴収を直接・間接の植民地統治法として利用する形態が卓越したことは周知の通りである。ヤサークの徴収には、ヤサーク徴収官がコサック兵を引き連れて現地住民のもとに赴いた。その際、しばしば有力氏族の長やその親族、あるいは有力者等を人質として捕らえておく慣習（*аманатство*）が用いられた（この慣習は、ヤサーク徴収官の制度と共に1763年に廃止されている [Конев 1995: 51]）。ヤサークは、商品的に高価値を有するクロテンが中心とされたが、地域によっては他種の毛皮獣が代替された。それでも毛皮獣の分布の偏りや濫獲等の理由により、それらの調達の高難性が見出されたことから、1727年には金納による代替が認められた。以下に述べる1822年の『異民族統治規約』の諸規定に従い、1827年、東西シベリアの非定住異民族へのヤサーク賦課の改

革が行われ、ヤサーク委員会が組織されている [Энциклопедический словарь ...T.41 Кн.82 1904: 840-841]。このようにして、シベリアの異民族に対するヤサーク賦課・徴収は、事実上帝政期を通じて行なわれていた、異民族統治の重要な一要素であったといえる。

帝政期の異民族統治に関しては、「非定住民」は異民族統治の一環として特別扱いの対象となったが、その空間的居住・生活様式により、定住民からの明瞭な差異化が行われたということではできない（例えば、ヨーロッパ・ロシアの移動民ジプシー（цыгане）は、本稿で扱うアジア・ロシアの「非定住民」とは同一カテゴリーとしては扱われてこなかった）。つまり、「非定住民」そのものが「定住民」の対概念として、ひとまとまりにされたことはなかったといえる。以下にみるように、非定住民の実態に即して、更なる下位分類がなされたという状況である。このことは、非定住民という住民の生活実態が、定住民のそれと峻別されるというのではなく、空間的居住様式に着目した場合の「定住」と「非定住」の混在、ないし「非定住」の実態の多様さという事実による、といえるかもしれない。

周知の通り、帝政期において異民族統治が法的・政治的に整理され、確立されたのは、1822年の『異民族統治規約』（以下『規約』と略称）においてであるといつて誤りはないであろう。この『規約』においては異民族（инородцы）の空間的居住様式に基づき3つに分類（「定住民」、「遊動民」、「漂泊民」）がなされ、それぞれに応じた統治方法が規定されたという点に特徴があるといえる。即ち、異民族のうち1）「定住民」（оседлые）、即ち「都市や集落に居住する者」、2）「遊動民」（кочевые）、即ち「一定の場所を占有し、季節に応じて移動する者」、そして3）「漂泊民」（бродячие）、即ち「河川や陸地界一箇所から次の場所に移動する採捕民」という分類を行った。そしてそれぞれのカテゴリーに該当する住民のカテゴリーや民族（地域）集団の名称が掲げられている（委細資料：『異民族統治規約』本稿関係部分参照）。

- 1) 「定住民」 交易／農耕／ロシア人と混住／農民の小作労働従事者
- 2) 「遊動民」 遊動農耕民／南方牧畜・採捕民／北方牧畜・採捕民
- 3) 「漂泊民」 サモイェード（ネネツ）／エニセイ川下流異民族／ヤクーチヤ・カムチャッカの異民族等

※ チュクチ/千島列島・アリューシャン列島の異民族は特別枠

ここで非定住民の分類という点から、2)と3)を区別する基準に関心をもたざるを得ない。2)は上掲のような更なる下位分類がなされている。ここには移動を伴うが定住性が高い居住様式を特徴とするとみなされるヤクートや、ハンティ（オスチャーク）、

マンシ(ヴォグール)が含まれている。これに対して3)には、現在のヤマル・ネネツ自治管区に相当する地域の移動民オブドールスク・サモイェード(ネネツ)やトゥルハンスク異民族、即ち現クラスノヤルスク地方のネネツ、エネツ、ドルガン、エヴェンキなどのトナカイ牧畜民が含まれている。このように、2)と3)は非定住民の移動の程度により分類されているといえる。とはいえ、この2つの非定住民の区別は、明瞭なものとはいえない。当該『規約』においては、非定住性の他に、教育、道徳の程度、その他の主観的な分類基準も多分に含まれているからである⁴。

なお、『規約』第9条においては、小屋や半地下式住居に定住するが、遊動的な生活様式を有するものを定住民に算入しない、とされている。ここでも分類基準としての空間的居住様式に一定の配慮がなされている。なお、これらの分類基準としての生業に関しては、第11条において、「主要な生計活動を構成する主たる生業により分類する」とされており、差異化の基準の明確化が意図されていることが窺われる。

このように、『規約』は異民族の分類において空間的居住様式を基準としてカテゴリー分類した点で、それまでの異民族統治の実態と一線を画している。また、『規約』がロシアのアジア地域の住民統治・自治政策として、事実上、帝政期を通じて、即ち20世紀初期までの約一世紀の間効力を有していたことにも着目しておかなければならない。(1892年にこの『規約』の改訂版的性格の『異民族に関する規定』[224条より成る]が制定されるが、その実態は、統治方法として、『規約』の3分類をそのまま継承するなど、実質的に『規約』を踏襲するものである。)

さらに、『規約』による異民族の分類は、単に統治上の理由からの現状把握(分類)だけでなく、「漂泊民・遊動民」から「定住民」への発展的移行の公的な期待と奨励というニュアンスを含んできた、という点にも注意しなければならない。筆者は、『規約』制定前後のこの点に関する権力・制定者側の議論や姿勢に関する情報は得ていない。しかし、少なくとも1840年代以降には、中央ではシベリア異民族の「漂泊民」、「遊動民」の状況から定住への移行を急ぐ必要性が唱えられていた。他方現地地方統治者レベルでは、中央に対して、地域の状況、特に穀物栽培が不可能であること、地方住民が自己の生業により生計を立てている事実から、このような移行が困難であることが訴えられている[Конев 1995: 127]。中央政府の目論見と、その政策遂行の狭間で苦悩する地方行政当局の実態の一面を垣間見るようである。

とはいえ、時代を下ると特定民族集団の漂泊→遊動→定住へのカテゴリー上の移行(昇格?)がみられる。これがどの程度生活様式の変化の実態に依拠したものであるのか否か、という点についてはここで検証する余裕はないが、一方的な方向への移行である点には留意しておく必要がある。即ち、定住から遊動、遊動から漂泊という

方向の移行はない、ということである。このことは当然と思われるかもしれない。しかし、20世紀末には、少なくとも西シベリアのツンドラ・ネネツの間では、集落定住民からトナカイ遊牧民への移行が事実として生じていることを指摘しておきたい（『規約』の分類に従えば、当該移行は「定住」から「漂泊」への移行〔逆行?〕となる）。また、例えばトナカイ牧畜従事者がトナカイを失って定住化するケースとその逆は、歴史を遡っても少なからずみられたと思われる。しかしここではこの問題に関しては、これ以上の検討はしないことにする。

1.2. 帝政期の西シベリアにおける異民族統治

上記で述べた、住民カテゴリーの移行の実態について、後述する西シベリアの先住民の非定住民の状況を考察する関連で、その諸地域のカテゴリー分けの変遷を、A.Ю. Конев 1995 の著作を基にして作成した表1. に示した。現在のハンティ・マンシ及びヤマル・ネネツ両自治管区に相当する地域のオスチャーク（ハンティ）、ヴォグール（マンシ）、サモイェード（ネネツ）の19世紀～20世紀初めにおける住民カテゴリーの移行に関する状況である。このように、西シベリア各地域の民族集団において、ベリョーゾフ郡（現ヤマル・ネネツ自治管区及びハンティ・マンシ自治管区の一部）のサモイェード（ネネツ）が終始「漂泊民」のままであったことを除くと、全ての民族集団についてカテゴリーの移行（昇格?）が見出されるのである。このように帝政期の異民族統治の一つの課題ともいえる、個別の異民族集団のカテゴリー上の昇格は、事実として遂行されたとみることはできよう（因みにこのヤマル・ネネツ自治

表1. 帝政期トボリスク県（西シベリア）の異民族の地区・民族別・カテゴリー所属状況*

地 区	民 族	1824-30年	1840-60年	1880年代 後半以降	1911年
トボリスク郡	マンシ	遊動民	遊動民	遊動民	定住民
	ハンティ	遊動民	遊動民	遊動民	定住民
トゥーリンスク郡	マンシ	遊動民	定住民	定住民	定住民
			遊動民	遊動民	
スルグート郡	ハンティ	漂泊民	漂泊民	遊動民	遊動民
ベリョーゾフ郡	マンシ	漂泊民	漂泊民	遊動民	遊動民
				漂泊民	
	ハンティ	漂泊民	漂泊民	遊動民	遊動民
ネネツ(サモイェード)	漂泊民	漂泊民	漂泊民	漂泊民	

*Конев 1995: 181-192 の各表を基に作成

管区のネネツの多く〔1万3千人余〕が、現在も遊動性の高い遊牧型トナカイ牧畜を主たる生業としていることを考えると、未だに1822年の『規約』にいう「漂泊民」の категорияが有効であり続けているとすら言える状況なのである。

2. 20世紀の非定住民：地位と統治の推移

2.1. ロシア北方の非定住民とその地位

ロシアの北方地域に関して、20世紀のソ連期には帝政時代のような非定住民社会を個別の統治・行政上の単位とする方法は、地方政治のソヴィエト組織時や農業集団化の初期段階に限定的にみられた程度である。即ち地方権力・行政機関としての「遊動ソヴィエト」(кочевой совет)⁵、初期集団化生産組織としての「統合協同組合」(ИК: интегральная кооперация)、「簡易生産公社」(ППО: Простейшее производственное объединение оленеводов, охотников и рыболовов)、遊動/遊牧生活者の教宣活動の拠点として設けられた「赤いチュム」(красный чум) (「チュム」は移動式円錐型天幕小屋のロシア名称。地域によっては「赤いヤランガ」(красная яранга)、「赤いユルタ」(красная юрта)と称された)、「遊動初等学校」(кочевая начальная школа)等がソ連期の初期の一定期間に組織・運営された。しかしこれらのうち、農業集団化組織としての各種企業体は、集団化政策の変遷の中で、大規模化の方法でコルホーズ(アルテリ)やソフホーズ組織に順次再編、統廃合されて解消した。「遊動ソヴィエト」については、ヨーロッパ・ロシアからオホーツク海沿岸地域に至る広大な地域において組織されているが、筆者はその実態は把握していない。ロシアの西シベリアにおける異民族統治に関する著作において、遊動ソヴィエトは1936年まで存続したという記述がみられるが、[Хрущев и Клоков 2001: 9]、筆者の管見でも1950年代にヤクーチヤ等において存在した旨の記述があることから、誤りであろう。しかし、1950年代から1960年代にかけて実施された集団化の強化と定住化、集村化の促進、そして地方権力機関の改革により、この時期にそれらのほとんどが解消されたと考えられる。

遊動/遊牧型の生活様式をとる住民の統治や自治については、その詳細を検証するには、ソ連期の各地方の資料・文献類を相手にする他はないであろう。筆者には現在その可能性はないことを申し添えておきたい。

* * *

このような行政・統治レベルでの実態とは別に、歴史学・民族学研究レベルにおいては、内陸アジアの現存する非定住社会の研究において、実態に基づく空間的居住様式による分類の試みがなされている。そのほとんどが、非定住(遊動)民社会は定住

に至る発展段階の途上にあり、終局的には速やかな定住化が行われるべきであるという価値評価を前提としてなされているものであるといえる。

ここでは、このようなソ連期に行なわれた内陸アジアの遊動／遊牧民分類の試みのうち、著名な民族学者と歴史学者の分類の例をそれぞれ1つずつ示しておきたい。まず、トゥヴァの民族誌学調査を行ったS.I. ヴァインシュテインは、トゥヴァの牧畜民の類型を行う際に、内陸アジアの牧畜民の定住・非定住の態様に関する分類を行っている。それによれば、非定住民は以下の「遊牧」、「半遊牧」、「半定住」の3つに分類されている（各分類の解説は、原文の趣旨を損なわないようにして要旨を記載）

[Вайнштейн 1972: 71-73]⁶。

「遊 牧」 宿営地集団を構成して開放型の遊牧を行う（不定の遊牧ルート・非循環型）ものから閉鎖型（ルート確定・循環型）の周年移動型遊牧で恒常的冬営地（定住家屋なし）を有するものに至る多様な形態

（このような「遊牧」型の牧畜形態の中にさらに2つの類型、即ち恒常的牧畜と季節的持続的定住地を有するタイプに区分される⁷）

「半遊牧」 季節的放牧を行い、毎冬に定住家屋を有する冬営地に戻る。冬以外には移動式の家屋。移動時には全ての家族と家畜群と共に移動する。

「半定住」 冬営地、夏営地のいずれにも定住家屋。季節移動は夏営地→冬営地、冬営地→夏営地の年2回のみ。

同じく1960～1970年代にモンゴルの牧畜民調査を行ったV.V. ガイヴォロンスキーは、上記のヴァインシュテインの分類も参照しつつ、モンゴルの牧畜形態の分類として以下の3つに分けている [Гайворонский 1979:109-110]。

「遊 牧」 1、2家族、家畜群とともに周年移動、年間4～6回以上移動、1宿営地に1～2週間以上滞在しない、定住家屋なし

「半遊牧」 年間の大半を移動、冬-春季に冬営地ないし春営地に3～4ヶ月滞在、冬営地ないし春営地に定住家屋を有する。

「半定住」 年間2～3回まで移動、年間の大部分定住。

ロシアでは、さらに1980年代にB.V. アンドリアノフによる『世界の非定住民』が著された⁸。この著作は世界の非定住民を分析対象にして、カテゴリー分けも行っている。カテゴリー分けに関しては、著者は当時ソ連民族学で盛んに試みられた世界の諸民族の類型区分の一つである経済文化類型をベースに、非定住民を自給経済段階の経済文化類型と牧畜・農耕型の経済文化類型に従って分け、それぞれを空間的居住様

式の態様に基づき分類する試みを行っている。その主要な点は、前者の移動性を「漂泊」(бродячий)、後者のそれを「遊牧」(кочевой)という表現で表わし、いずれの категорияについてもその中間型の諸類型を見出していることである [Анрианов 1985: 41-81]。

S.I. ヴァインシュテインが指摘するように、牧畜民の生活実態の観察によれば、同じ時期の同一民族集団においても、遊牧、半遊牧、半定住、そして定住という牧畜経済の諸形態が見出されることがある [Вайнштейн 1972: 73]。このように、上記の分類は一定の民族集団にとり固定的、恒常的なものではないことを認識した上でなされていることに留意しておく必要がある。このような、民族学の分野による空間的居住様式の観点からみた牧畜の様式・態様の分類の試みは、個々の民族集団における牧畜様式の実態解明に貢献してきたといえる。しかし他方で、同一時期の同一民族集団の中にも多様な空間的居住様式がみられるとすると、それらを基準にする行政的統治方法やその形態には当然問題が内包されていることが推測される。それらの個々の問題性、あるいはそれらの問題がいかに処理されたか、という実態の分析は、一つの問題点として提起しうが、ここでは上記の非定住民の生活の実態に基づく、空間的居住様式・形態の分類例の参照にとどめたい。

2.2. 20世紀におけるロシア北方先住民の「遊動/遊牧人口」とその推移

政府・行政当局の非定住民への対応を考える時、一つの指標となるのに国勢調査時の分類や調査方法に反映される状況がある。ロシアでは、帝政期より国勢調査が一定期間において実施されてきた。その中で非定住民の取り扱いを、ごく簡単に取り上げてみたい。

ソ連期最初の国勢調査である1926/27年の国勢調査時には、特に極北地域の先住少数民族について詳細な調査(沿極北地方国勢調査)が行われたことが知られている。この時の定住/非定住民の分類には、恣意性もみられなくはない。即ち、トナカイ牧畜従事者に関して、多数頭飼育経営体は「遊動」カテゴリーに、零細経営体は「半遊動・定住」のカテゴリーに入れられるという傾向があった。また、同様に多数頭飼育経営体は「クラーク(富農)」、零細経営体は「被抑圧者」というカテゴリーの住民にそれぞれ機械的に分類される、というような例である。しかし、この調査の結果は、その後のソ連期に国政レベルで行なわれた農業集団化、定住化、保護政策の影響を受けていないという点で、実態に近い状況を表しているといえる。その点も考慮して、当時の北方先住民族の遊動人口をС.А. Хрущев, К.Б. Клоков (2001)から掲げておきた

い。即ち、当時の「北方少数民族」119,721人のうち遊動人口は58,598人、48.5%であった(但し、その民族別内訳は、遊動人口比率1.6%のマンシから97.7%のセリクープまで多様) [Хрущев, Клоков 2001: 5. Таб.1]。

このような公式統計における「非定住者(遊動)人口」の項目は、1939年以降、統計の独立項目から消滅し、1968年に地方統計に「北方少数民族遊動人口」の項目が出現するまで、国のレベルでの遊動人口、即ち非定住者人口の統計は欠如している。1968年以降も、国家レベルの統計には、遊動人口は非常に恣意的、主観的な形で現われている。そして1996年以降は5年に一度の集計となり、しかも各年統計から当該項目が消滅し、地方統計を独自に集計するという方法が残されているに過ぎない。筆者が偶々入手した、1969年より1996年までのロシア北方各地域の遊動人口を示したデータを表2. に掲げた。1996年の遊動人口は17,137人で、これは北方少数民族の農村人口全体の10.9%という数値となっている(その内訳に関しては、民族別の遊動人口比率の数値は入手していないが、地域別では、サハ共和国(ヤクーチヤ)の1.0%からヤマル・

表2. ロシア極北部の遊動(非定住)人口の推移(1970-1996年)*

	1970年	1980年	1990年	1996年	1996年の当該行政単位内の少数民族人口に占める遊動人口率(%)
ネネツ自治管区	1,712	1,025	315	332(1.9%)	5.1
ヤマル・ネネツ自治管区		9,557(68%)	11,498(75%)	13,051(76%)	42.0
ハンティ・マンシ自治管区			760	780(5%)	5.1
タイムイル自治管区			1,393	1,248(7%)	14.6
エヴェンキ自治管区			70	31(0.2%)	0.9
トゥヴァ共和国				225(1.3%)	4.2
イルクーツク州	58				
チタ州	21	1			
アムール州	257				
ハバロフスク州	290	314	146	229(1.3%)	1.2
マガダン州	493	45	957	877(5%)	5.0
サハ共和国	3,185	896	184	203(1.2%)	1.0
ロシア極北部全体	21,158	13,958(100%)	15,406(100%)	17,137(100%)	10.9

* Хрущев, Клоков 2001:7 表3を基に作成(一部改変)

* 空欄は「該当データなし」の扱い

* 網かけの2つの行政単位は西シベリアの2地域

* ヤマル・ネネツ自治管区の各年及び1996年の全てのコラムのカッコ内数値は、ロシア極北部全体の遊動人口の数値に占める当該地域の割合(%)

ネネツ自治管区の42.0%までの偏差がある；本段の統計数字は〔Хрущев, Клоков 2001: 5-8〕による)。1996年の遊動人口は、1926/27年の数値(55,598人)と比べて29%になった。この数値を少ないとみなすか、多いとみなすかは基準や状況次第で異なるであろう。ここで20世紀ロシア(ソ連)の「遊動人口」の変動についての概要を記す余裕はない。しかし、一つだけ指摘しておきたいことは、最近の国家統計レベルにおいて、遊動人口は、1980年、1988、1989年には13,000人台にまで減少していたのであるが、1996年の数値は、これらの各年より多い数値を示しているのである。勿論、これをもって単純に近年の遊動人口の実数回復、増加と解することは出来ない。つまり、ソ連期の統計の信憑性を考慮しない訳にはいかない。一例を挙げれば、ヤマル・ネネツ自治管区の遊動人口は、1968年に本統計項目が出現してからも記載されていなかったのが、1980年になって突如9,557人が算出されている。また、マガダン州では、1970年までは数百人の遊動人口を数えながら、1971年以降1979年までは記載されなくなり、1981年に千人を超える数値が記載される、というような具合である。これらの例から、その信憑性の程度が窺われるのである。

С.А. Хрущев, К.Б. Клоков (2001) によれば、上記の「遊動人口」が国家統計において出現した1968年以降のロシアの遊動人口にかかわる国家統計の傾向は、次の3つの時期に区分される(〔Хрущев, Клоков 2001: 7〕；以下の「減少」「増加」は、あくまでも国家統計の数値上の動きを示す)。

I 期 (1969-1980年) 非定住者人口の恒常的減少 (21,000人から14,000人へ)

II 期 (1980-88年) 最後の指令的定住化措置の時期 (14,000-13,000人)

III 期 (1989-) 恒常的增加。(1989年から1996年の間に29%増加)

表2. に関して、西シベリアの状況を中心に指摘しておきたい。1996年における先住少数民族のうちに占める遊動(非定住)人口の比率は、ヤマル・ネネツ自治管区において突出して高く(42.0%)、次に高いのは、相当の差があるがタイムイル自治管区(14.6%)である。また、ヤマル・ネネツ自治管区に関しては、統計上の遊動人口の実数(1980年: 9,557人→1990年: 11,498人→1996年: 13,051人)も、ヤマル・ネネツ自治管区遊動人口のロシア全体のそれにおける比重(1980年: 68%→1990年75%→1996年: 76%)も、この表に示す時期に関して着実に「増加」しているのである⁹。

因みに1926/27年のネネツ全体に占める遊動人口の比率は、95.6%という高率であった〔Хрущев, Клоков 2001: 6. Таб.2〕。この数字はネネツ全体の数値であるため、直接の比較にはならないが、1939年のヤマル・ネネツ民族管区(当時)の遊動人口は15,348人で、これは当該管区の少数民族(ハンティ・マンシなどの定住人口を含む)

の46.5%に相当する。1996年の遊動人口比率は、上掲の通り42.0%であり、国家統計の範囲であるが、遊動人口比率に関してのみ言えば、当該管区は1930年代と状況が変わっていない、特筆すべき地域である。1990年前後より顕著となってきている、ヤマル・ネネツ自治管区のトナカイ牧畜、とりわけ個人経営によるトナカイ牧畜の比重の増加、興隆については、近年各種の分野の研究者による考察が出始めている。しかし、その分析のためには、上記のような事情を含め20世紀にこの地域の住民が経験した歴史を、仔細にレビューして考察することを避けては通れないであろう。

2.3. 20世紀における西シベリアの非定住民の推移と現状、統治とその実態

上記でロシアの非定住民の統治に関わる態様を、歴史的に帝政期後半期から今日に至るまでの期間を通じて取り急ぎ概観した。細かい実態の観察や分析は別の機会に譲るとして、これらの問題のもう少し具体的な例として、筆者が現在現地調査を行っている地域を含む西シベリアの状況を中心にして、20世紀におけるロシアの非定住民の状況を限定的に考察してみたい。

ソ連期の初期、1920-1930年代に、帝政期から継承する形で、非定住民が行政的な統治単位としてある程度機能していたことは、上記で指摘したとおりである。西シベリアにおいても、この点は同様である。集団化初期においては、この地域に卓越していたトナカイ牧畜を主たる生業とする家族（個人）経営者の集団化の問題に言及しなければならない。集団化初期における農業部門の改革、とりわけ農牧業従事者の再編と企業化の過程において、多大の困難さがあり、また種々の問題が生じたことは、西シベリアの場合も例外ではない。西シベリアにおいては、トナカイ牧畜民を中心とする非定住牧畜・漁撈従事者の行政的把握、登録、集団化における諸問題が中心であったといえる。ここでは、遊動／遊牧生活者に係わる行政と農業集団化の問題について、言及することとしたい。

この地域の農業集団化においては、中央ロシアに比べて種々の条件から集団化のテンポが遅れた。特に北部のトナカイ牧畜従事者の集団化は、彼らの行政的把握と登録とともに、困難なものであったことが指摘されている。公的レベルでは、その一因はシャマンと富裕経営体との闘争にあったとの指摘がしばしばなされる。それは決して誤りではないであろうが、彼らの遊動、非定住という居住様式がより大きい要因として指摘できるのではないかと思われる。例えば、ヤマル・ネネツ自治管区に関して言えば、集団化初期の1932年に、同自治管区では全体として8.4%の集団化率であったのに対し、遊動住民のそれは1%に過ぎなかったのである [Сергеев 1955: 340]。

西シベリア北部のヤマル・ネネツ自治管区では、集団化初期の経営体の多くは、上述の簡易生産公社の一種である「簡易生産同志組合(ППТ)」という組織体に統合、編成されている。それは、中央ロシアの「協同土地耕作同志組合; トーズ(ТОЗ)」と同レベルの組織であって、諸条件によりアルテリという協同組合組織に編成が不可能な地域における一つの方法であり、簡易生産同志組合は「統合協同組合(ИК)」という組織網に統合されて機能することが画策されていた[Броднев:79]。初期集団化期においてこのような形で組織された簡易生産同志組合は、中央ロシアの「トーズ」が短命であったのと対照的に、10～15年間にわたりロシア極北部の集団化の基本的形態であった。例えば1937年の段階で、簡易生産同志組合は、西シベリア・中央シベリア(ヤマル・ネネツ、ハンティ・マンシ、タイムィル、エヴェンキの各民族管区)において、コルホーズ、即ち協同組合型集団化農業組織の90%を占めていた[Бударин 1968: 256]。

このような集団化は、非定住民の定住化の必要性が唱えられるのと平行して進められたものである。既に1930年に北方委員会¹⁰のメンバーによる、次のような意見が記されている:「(ツンドラの)周知の地理的条件においては、遊牧は合理的土地利用であるため不可避である。トナカイ牧畜の生産システムとしての遊牧との闘争は、トナカイ牧畜撲滅闘争そのものである。」[Скачко 1930: 26]。ソ連期には、上記の文言に端的に現われているように、遊牧型トナカイ牧畜とその従事者は、2つの矛盾する視点からみられ、その相克の狭間にあって存続してきたといえる。一つは、極北の地理的条件下におけるトナカイ牧畜の経済的有利性と他の産業活動への代替不能性によるトナカイ牧畜の維持という視点である。そしてもう一つは、遊牧という非集約的経済活動と、非定住という生活様式の生活・文化・生活水準の低さという発展段階論的価値観に基づく、経済活動としての遊牧トナカイ牧畜と、文化としてのその従事者たちの生活様式の撲滅という視点である。

さらにС.А. Хрущев, К.Б. Клоков(2001)によれば、既に1930年代初めには、国家レベルで北方の遊動民を定住化させる必要性が提起されている。即ち、ヤクート自治共和国のヴィチム・オリョクマ民族管区に関する1932年7月20日付ロシア共和国全露中央執行委員会幹部会決定において、『集団化に関連して遊動民の定住への移行の課題の正しい遂行と遊動生活形態の段階的駆逐を伴う生産遊牧の合理的組織』という記述がなされている[Хрущев, Клоков 2001: 9]。

その後極北地域における集団化の組織は、第二次大戦中の「アルテリ」(協同組合型集団農場組織)の卓越を経て、1950年代以降の集団化強化(小規模集団農場[コルホーズ]の大規模化、国营農場[ソフホーズ]化)へと移行していく。その結果、最

最終的に極北の各種採捕・牧畜従事組織は、「国营農場（ソフホーズ）」、「国营水産加工場」、「ゴспромхоз（国营採捕農場）」、「毛皮獣飼育協同組合農場」等へと統合が進められた。これらの組織形態がソ連期を通じて維持されていたのである。このような集団化の推移は、定住化強化、集落統廃合と密接に関係しており、20世紀ソ連期の後期における極北の非定住者をめぐる行政的状況は、根本的に変化したといえる。

1960年代末に、西シベリアのある歴史学者が西シベリア地域の民族政策について、「定住化への移行は、極北の諸条件の下では複雑で困難なプロセスである。住民の遊動生活様式、並びに文化的後進性は、社会主義的再構築とその技術的再建の結果、停止されなければならない。」旨記している [Бударин 1968: 380]。非定住者の定住化の問題が、この時期になっても困難なものであることを率直に認めざるを得ない状況、しかしながら遊動生活様式の文化的後進性という認識とその生活様式自体の終結・解消への決意が、依然として示されている。

С.А. Хрущев, К.Б. Клоков (2001) は、以上のようなソ連期における非定住民を巡る状況の変遷を、次のような4つの時期に区分しているので、参考までに以下に掲載する [Хрущев, Клоков 2001: 9-10]。

- 第Ⅰ期：～1932 初期ソ連政権、遊動生活様式に固有の価値を見出している段階
- 第Ⅱ期：1932-1956 遊動/遊牧経営体を簡易生産公社（ППО）に統合。さらに。より高度な集団化組織である「混合生産アルテリ」、「漁業コルホーズ」へと改組する時期；1950年以降定住化強化が実施される。
- 第Ⅲ期：1957-1989 生産合理化による生活様式としての遊動廃止への志向。コルホーズの国营農場化（ソフホーズ、水産加工場、毛皮獣飼育協同農場、採捕・狩猟経営体、国营採捕農場）
- 第Ⅳ期：1990～ 北方地域の経済システム危機、私有トナカイ牧畜経営の重要さの認識が高くなる。先住少数民族の政治参加が認められ、各種非政府系団体が組織される。

3. 現在の状況と非定住民の諸問題（ロシア全体と西シベリア）

現在のロシアにおける遊動/遊牧民の研究は、民族学者（内陸アジア牧畜民研究）、地理学者・生態学者（極北環境・生態維持）、畜産学・獣医学者（極北トナカイ牧畜

の維持、牧畜民の生業、生計活動の維持)などの諸分野を中心として行われている。この中で特に民族学分野における研究が少ないのが目立つ。このことには諸要因があるだろうが、かつてソ連民族学者が非定住民を含む北方諸民族の現地調査に殺到していた時期とは対照的である。

現在の遊動/遊牧住民の実態をまとめる際に一つの参考となるであろう、当該住民の社会適応の状況について、**Клоков и др.** (1996)は、以下のような3つの態様に分類している [**Клоков и др.** 1996:26-27]。

- a) 大規模社会からの自発的、積極的逃避、大規模社会との接触忌避
- b) 消極的適応 (大規模社会との部分的・限定的協力; 協力関係が決裂すれば、定住化; 遊動と定住の中間型あり)
- c) 積極的適応 (大規模社会との協力関係により社会的環境を変更しようとする試み)

a) の行動様式は、遊動/遊牧民の生活の知恵であり、生活戦略の基本でもある。この要素があってこそ、遊動/遊牧という居住様式が存続し得るともいえる。従って、遊動/遊牧民は、多かれ少なかれ、生活のいずれかの局面でこのような行動を行っているはずである。しかし、一定規模の社会全体の傾向として指摘するならば、以下のネネツ自治管区の例が適当であろう。即ち、当該管区東部 (北極海沿岸の集落 **Амдерма** 近傍) にソ連期の1980年代末までコルホーズにもソフホーズにも所属しない数十家族の集団があり、子息を学校に遣らず、兵役にも就役させなかった由である [**Клоков и др.** 1996: 26]。筆者も、同管区とヤマル・ネネツ自治管区の境界付近の極ウラル地方にも類似の例があると聞いている。また、筆者の入域しているヤマル・ネネツ自治管区東部のギダン半島では、トナカイ牧畜に従事する経営規模の大きい個人経営者ほど、集落から離れた地域を遊牧範囲とするのが常であり、彼らの家畜トナカイの厳密な保有頭数の把握は事実上困難な状況にある。

b) はほとんどの遊動/遊牧民社会においてみられる行動様式であるといえる。筆者の調査するヤマル・ネネツ自治管区のツンドラ型トナカイ牧畜民の状況でいえば、遊牧生活者は商業機関を介して、物資や各種サービスの交換・交易関係を有している。しかしこのような関係は、しばしば行政側や商業機関の側の都合で中断される (例えば、商業機関によるトナカイ屠殺体の買付に際する品質による買付の制限が行われる等)。これに対して、集落に定住する親族を介する各種の贈与・交換関係は、恒常的に機能していると考えられる。また、遊動と定住の生活様式間の移行は、意外と頻繁に行われている (就学、軍務就役、入院等)。しかし、現在はソ連期とは異なり、就

学行為にメリットが見出されなければ、子を学校に出さなかったり、途中で引き取ったりするケースがある。

c)の積極的適応の卓越する好例は見出しにくい。しかし、ヤマル・ネネツ自治管区、ハンティ・マンシ自治管区、ネネツ自治管区等、地下資源開発企業の存在により財政的に裕福な地方自治体の場合は、それら地方行政機関と遊動生活者を含む先住少数民族との間に、恒常的な交易、支援サービスを確立しようとする動きが出ていることがこの方向の例として挙げられよう。富裕な地方財政により設置された先住民支援基金の類により、物資や医療サービスの質的向上などが図られつつある。遊動民の側は、このような動きに積極的に応じているとは言い難いが、このようなサービスの享受を前提にして、地元産品の供出を続けているという側面があることは否定できない。また、ヤマル・ネネツ自治管区でも、一部のトナカイ牧畜民が経済的制度改革の結果を受けて、協同組合的私企業設立の試みがある。これも積極的適応の例として挙げられよう。しかし、行政当局から企業設立や経営のための支援が得られないばかりか、既存の諸組織から圧力を受けるというようなケースがしばしばある。

このような状況はあるが、現在、ヤマル・ネネツ自治管区の定住民と非定住民の地位に関していえば、経済的、物質的、また象徴的にも、決して前者の圧倒的優位とは言えない状況にある。近年同自治管区の範囲内においては遊動人口の絶対数が増加しているが、その中でもより移動性の高い生活様式を送っているとみられる個人経営者の増加傾向が著しい。個人（副業）経営下にある家畜トナカイの実数と、家畜トナカイの全数に占める個人（副業）経営下のその割合は、それぞれ、1980年に13万頭、36%であったのが、2001年には35万頭、69%と、実数も比重も一律に増加しているのである〔ヤマル・ネネツ自治管区行政府農業局資料による〕。

現在のヤマル・ネネツ自治管区に居住する先住民ネネツのうち、定住民と遊動民の相違点を端的に比較すると、以下のような諸点があげられるかもしれない。即ち、遊動民の生活状況としては、まず、トナカイというネネツ民族の顔であり、シンボルでもある家畜を保有していることによる遊動民の強い自負と、家畜トナカイによる物質的な恩恵（毛皮、食料、移動手段の確保）により、定住者と一線が画されている。その他にも、遊動民の間では都市・集落定住者に比べて完全家族の割合が多いこと、アルコール入手機会の少なさによるアルコール依存症の少なさも含め、健康状況が概して良好であること（インセストによる遺伝性の疾病の確立の高さは例外；また、非常時に医療サービスを受けにくいというハンディはある）等、の好条件が指摘できる¹¹。

これに対して集落定住民は、一部のインテリ、エリート層を除けば（部分的には彼

らも含む)、集落における不完全家族(離婚、母子家庭等)、失業や未熟練労働従事による諸問題、飲酒、感染症や慢性的疾患への罹患等、地方集落における社会環境の劣悪さの只中に身を置いていることが多い。彼らの中には、集落に身の置き場を失い、遊動生活に戻るというケースも多い。しかし、このような集落での落伍者は、遊動の場でも失敗する場合が多いとも聞く。

4. 結 語

帝政期に統治単位として採用された、「遊動」「漂泊」という非定住民のカテゴリーは、ソ連期初期には一部の地方末端の権力・行政機関、集団化生産組織等として継承されたが、地方権力機関の改革や集団化、集村・定住化という政策の中で、それらのカテゴリーと共に順次消滅・解消していった。しかし、現在、先住(少数)民族の政治的発言力回復、文化復権・復興の潮流において、移動・遊動という空間的居住生活様式そのものに対する公的な地位や立場としての劣位性は失われつつあるか、曖昧化されているように思われる。少なくとも、強制的定住化措置の遊動/遊牧民への否定的影響という考え方が、行政レベルでも、学術レベルでも普及するようになった¹²。

このような中で、各地に遊動/遊牧生活単位に行政、経済、文化・啓蒙の諸機能を持たせたかつての組織が、その名称とともに復活、復権すらしているのである。例えばサハ共和国では、1989年に私的な活動であろうが「遊動ソヴィエト」を設立する試みがなされたそうである¹³。他方同共和国の公式レベルでは、既に1992年12月に『遊動氏族共同体法』が採択され、現在、多くのかかる共同体組織が設立され、機能している。

移動式の児童教育補助活動の試みは、各所で行われていると聞いている¹⁴。また、現在ヨーロッパ・ロシアのネネツ自治管区では、「カーニンスキー・赤いチュム」プロジェクトが進行している。これはかつて共産党の教宣活動の拠点であった「赤いチュム」をそのまま復権しようというものでは勿論なく、カーニンスキー・ツンドラのトナカイ牧畜民に対する医療、情報・啓蒙、児童教育等の諸活動を目指す計画である由である¹⁵。

* * *

現在のロシア国内における、いわゆる「非定住民」は、シベリアのトナカイ遊牧民がほとんどを占める。従って、現代ロシアの非定住民の文化・生活様式の維持という問題は、事実上、トナカイ牧畜という生業経済部門と生業生活・文化様式の総体を維

持する問題と同義といって過言ではない。彼らの実態把握と分析のためには、上記でみたような19世紀以降（あるいはそれ以前の時期から）のロシアの異民族統治の実態と変遷、ソ連時代の対非ロシア系民族統治、農業集団化の実態把握という作業が必須であるように思われる。さらにソ連崩壊後の動きを分析する必要もある。そのプロセスには、帝政ロシアによる統治、ソ連型社会主義的統治を経たこれら非定住民、特にトナカイ遊牧民が、いかに現代資本主義的経済構造・経営方法への対応をなすうか、そのために大規模社会の側から、いかなる条件が保障されるか、という問題の分析と予想が加わるであろう。

註

- 1 より正確には、この表現でも不十分である。この点に関してS.V. ソコロフスキー〔Соколовский 1998〕は **туземцы**、**инородцы** 等の異民族名称の対象について詳述している。
- 2 ロシアにおける「他者」としての「異民族」を意味する用語としては、主なものだけでも **туземцы** (原住民、土民)、**иноземцы** (異域民)、**инородцы** (異族民)、**иноверцы** (異教徒)、**иноплеменники** (異種族民) **ясачные** (ヤサーク民)、**коренные народы** (先住民) など枚挙に暇がない(カッコ内はそれぞれの用語の意味を示すための便宜的邦訳で、本稿における用法とは必ずしも一致しない)。しかし、ここでは「非定住民」に焦点を当てている関係から、これらの概念の分析には立ち入らない。
- 3 但し部分的には通称での「遊牧」の用語も使用するので、本稿でも完全にこの用法に局限できている訳ではない。以下では「遊動/遊牧」というような使い方もする。
- 4 『異民族統治規約』第三部(異民族統治の訓令)第170条には、「遊動民」と「漂泊民」との差異の基準として、以下の8点が掲げられている：1) 居住の非定住性、2) 市民的教育の程度、3) 道徳の未開性、4) 特殊な習俗、5) 生計維持方法、6) 相互連絡の困難性、7) 貨幣流通の不充分さ、8) 現地での採捕、生産物の売却方法の不充分さ〔Конев 1999: 97〕。
- 5 この用語も通例「遊牧ソヴィエト」とされてきたようであるが、本稿の趣旨に即して「遊動」の訳語を宛てた。
- 6 この分類においては、対象が牧畜民に限定されていることから、「遊牧」の語を用いた。
- 7 さらにS.I. ヴァインシュテインは、何らかの季節的滞留地を持たずに恒常的に遊動するという現象は、歴史的には非常に稀であることを特筆している。そのようなケースとしては、軍事的襲撃の脅威が恒常的にある場合であるとしている。このように、恒常的、永続的な移動という状況の下で生活するという定住者の側からのステレオタイプの限定性を指摘している〔Вайнштейн 1972: 72〕。

- 8 本書はソ連期の著作であり、イデオロギー性から解放されている訳ではないが、世界の諸地域の非定住民の経済、社会、文化的意義について、実態に基づく分析を行っている点は高く評価できると思われる。そのような本書の性格は、結語の中の次のような文言に現われている：「個々の諸民族の、世代を越えて伝達されてきた経済活動の経験、彼らの地域の自然資源利用に関する実践的熟練技術は、貴重な文化遺産であり、それらを喪失することは、好ましいことではない。狩猟・漁撈、家畜の世話に際して数世紀にわたり蓄積されてきた個々の非定住民の高度な技術は、…今日でも利用可能なのである。」[Андрянов 1985: 252]。
- 9 上記の通り、この統計数字をそのまま増加の実数とみることは適当ではない。しかし、ヤマル・ネネツ自治管区においては、実際に集落定住者が遊動生活に移行するケース（その多くはかつての遊動経験者であろう）がみられるのが現実である。これはペレストロイカ以降の社会情勢により、集落定住者で職を失った者が、生存の方途を求めて遊動生活に戻る例が少なからず見出されることによるところが大きい。
- 10 「北方委員会」は通称。正式には全露中央執行委員会幹部会附設の「北方辺境少数民族支援委員会」（1924～1934年）。
- 11 東のドルガン・ネネツ自治管区内のエニセイ川流域地区には、ヤマル・ネネツ自治管区内のターゾフスキー行政地区東部からの富裕トナカイ遊牧ネネツが越境・出現している。彼らは、地元民と比べて粹な服装（新調したてのトナカイ毛皮服）を身に纏い、しばしば日本製を含むスノーモービル・電動鋸・発電機などを保有していることから、“New Russian”をもじって“New Nenets”などと呼ばれている [Клоков 1997: 23]。
- 12 1987年の北方諸民族の発展に関するロシア共和国閣僚会議決定には、定住化政策が言及されていたが、1991年の同決定以降、その種の言及はなくなった [Хрущев и Клоков 2001:12]。
- 13 <http://www.ykt.ru/ilken/nl/arktic.html> などによる情報。
- 14 その先駆的な活動の例としては、ハンティ・マンシ自治管区内ニジネヴァルトフスキー地区の森林ネネツの居住地での初等教育の試みがある [Миськова 1996: 22-24]。
- 15 http://www.raipon.org/yasavey/russian/kanin_red_chum/common.html による情報。

参考文献:

- Андрианов Б.В.
1985 *Неоседлое население мира (историко-этнографическое исследование)*. М.: Наука.
- Броднев М.М.
執筆年不明 (1950年代前半の執筆) *Опыт колхозного строительства в Ямало-национальном округе*. (ロシア科学アカデミー民族学・人類学研究所蔵・手稿)
- Бударин М.Е.
1968 *Пути малых народов Крайнего Севера к коммунизму*. Омск: Западно-Сибирское книжное издательство.
- Вайнштейн С.И.
1972 *Историческая этнография тувинцев. Проблемы кочевого хозяйства*. М.: Наука.
- Гайворонский В.В.
1968 *От кочевого образа жизни к оседлости (на опыте МНР)*. М.: Наука.
- Даль В.
1979(1881) *Толковый словарь живого великорусского языка*. М.: Русский язык.
- Клоков К.Б. и др.
1996 *Кочевое оленеводческое население: оценка возможностей этносоциальной адаптации и развития. Этногеографические и этноэкологические исследования*. Вып. 1. НИИ Географии СПГУ.
- Конев А.Ю.
1995 *Коренные народы Северо-западной Сибири в административной системе Российской Империи (XVIII – нач. XX вв.)*. М.: ИЭА РАН.
- Конев А.Ю. (редактор-составитель)
1999 *Сословно-правовое положение и административное устройство коренных народов Северо-западной Сибири (конец XVI–начало XX века)*. Сборник правовых актов и документов. Тюмень: Издательство Института проблем освоения Севера СО РАН
- Миськова Е.
1996 Не снимайте малицу. *Северные просторы*. №3-4. С.22-24.
- Скачко А.
1930 Проблемы Севера. *Советский Север*. №1, с. 15-37.
- Соколовский С.В.
1998 Образы «Других»: историческая топология мышления о коренных народах в России. *Этнометодология: проблемы, подходы, концепции*. Вып.5. М.:РНИИ Культурного и природного наследия. С.57-84.
- Хрущев С.А., Клоков К.Б.
2001 *Северный номадизм России. Этногеографические и этноэкологические исследования*. Вып.10. СПб.: НИИ Географии СПГУ.
- Энциклопедический словарь* (Ф.А. Блокгауз и И.А. Эфрон)
1890-1904. СПб.

(資料)

異民族統治規約*

(1822年7月22日付)

(本稿関連主要部分のみ)

第I部 異民族の諸権利

第1章 分類

第1条 現在ヤサーク民と称されるシベリアに居住する全ての異種民族は、多様な市民的構成段階と現行の生活様式に基づき、3つの主要な等級に分類される。第一の等級は定住民、即ち都市や集落に居住する者、第二は一定の場所を占有し、季節により移動する遊動民、第三は漂白民、即ち河川や地条を一つの場所から他の場所へ移動する採捕民である。

(第2条～第6条を以下に要約)

- 定住民
- 1) 交易従事者：プハラ人、タシケント人、これら民族の商人
 - 2) 農耕従事者：プフタルミン・タタル、ピイスク、クズネツク地方の若干のヤサーク民
 - 3) ロシア人と混住する少数諸氏族
 - 4) 農民の許で労働に従事してきた異民族
- 遊動民
- 1) 遊動農耕民：プリヤート人 (ホーリンスク・セレンギンスク・アラルスク・クジンスク・ヴェルホレンスク)；ピイスク、クズネツク地方官庁のカーチネツの一部及びその他のヤサーク民の一部
 - 2) 南部牧畜民、採捕民：サガイ人、ピイスク・クズネツク地方のヤサーク民、プリヤート人 (トゥンキンスク、キトイスク、オリホンスク)；ニジネウジンスク・プリヤート人・トゥングース人；ネルチンスクの異民族、セレンギンスク・トゥングースその他
 - 3) 北方牧畜民、採捕民：ヤクート、(ナルイムスク・ベリョーフ・オビ) オスチャク、(ペリイムスク) ヴォグール、トゥングース (エニセイ・オビ・バルグジン・キレンスク他)

特別枠：キルギス＝カイサク

III 漂白民 オブドールスク・サモイェード、トゥルハンスク異民族、カラガス、ヤクート州の異民族 (コリヤーク、ユカギール、ラムートその他)、オホーツク、ギジギンスク、カムチャツカの異民族

特別枠1：チュクチ、ジュンゴル・ドゥヴォエダネツ (訳注：二重貢納民) は特別の階層

〃 2：クリール列島、アリュushman列島の異民族は、露米会社の支配下にある北米の沿岸住民と同様、特別の階層を構成する

第9条 小屋や半地下式住居に定住するが生活様式や生業様式からその本質がより遊動的である場合は、これらを定住民には算入しない。

第10条 農耕開始直後で、それから何らの利益を未だ得ていない種族は、遊動農耕民には算入しない。

第11条 異民族は、偶発的、一時的、副次的生業ではなく、主要な生計活動を構成する主たる生業の性格により分類する。

(以下略)

* [Конов 1999: 86-111] による。(イタリック表記は原文に従った)

遊牧と体制転換

— 尾崎・吉田報告に寄せて —

Nomadism and the Regime Transformation: Some Considerations
on the Discussions of Ozaki and Yoshida

渡邊 日日
WATANABE Hibi

I

歴史的に体制転換を考察するとき、政体の遊牧民への対処を見ると、その特性が理解しやすい場合がある。大雑把に云えば、遊牧民が遊牧民である所以はその移動の頻度の高さと範囲の広さにあり、それゆえ、政体の統治原理の主軸が人（個人・民族）にあるのか、或いは土地にあるのか等によってその政体の原理や変化が把握できるからである。

このことをシベリアに限って論じ直せば、宰相 SPERANSKII の登場はロシア帝国史に於いて一つの転換期であった。政略により後に失脚するが、自由主義的で幾分ロマン主義的な立憲主義をロシアに育成しようとした彼は、1822年の「異族人統治規定」により、シベリアに「SPERANSKII 体制」とも形容されるべき新秩序をもたらしたⁱ。「異族人」を定住民・遊牧民・漂泊民の三つの範疇に区分し、遊牧民に一定の自治を許容したこの改革は、最終目標としては後者二者の定住化を目指したものであったが、それでも、氏族間接自治という行政体系は、後の民族運動の展開の上でも重要な参照点となった。また、社会主義革命後、ソヴィエト政府は急激な集団化を推し進めたが、これは遊牧民にとっては完全に近い定住化・都市化の過程を意味した。勿論、上記二つの体制転換の実態には、多くの地域差がある。

私は遊牧を専門とする者ではないが、社会人類学及びブリヤート民族誌の立場から尾崎・吉田両氏の報告に対して論評を試みたい。歴史的視点をもちながらも尾崎報告は、調査時点であるポスト社会主義という同時代的データを考察の中心にそえているに対し、詳細な現地調査を繰り返しながらも吉田報告は、約4世紀という広いスパンを有した歴史的視座をうちだしている。研究地域も尾崎はモンゴル国であり、吉田は

西シベリアと、社会主義と牧畜という共通項はありながらも、両者を通底する直接的な文化的連関はない。従って、ロシア連邦ブリヤート共和国のデータと比較しながら個別に論点をたてざるを得ないだろう。

II

論評に入る前に、私自身のデータⁱⁱを簡単に紹介しておく。ロシア革命後ブリヤートは、極東共和国の形成といった複雑な「国際」環境のなか、紆余曲折を経て自治共和国の地位を得た。その後、大々的かつ全面的な集団化が進行したが、ブリヤートにとってそれは同時に脱遊牧キャンペーンも意味した。公式的には1937年、集団化は完了した。その後も徐々に居住空間の集中化（都市化を含む）が進行した。現在のブリヤート人の村落部は、微妙な民族誌的細部を除けば、ロシア人の農村の風景と大きく異なることがない。遊牧という生業は、コルホーズ・ソフホーズで運営される牧畜産業と化し、その働き手は牧夫というより農場労働者となった。

20世紀に於けるブリヤートの社会変化を考察するにあたって重要な論点は、歴史的に極めて密な関係にあったモンゴル人への態度である。一般的な傾向としてブリヤート人はモンゴル人を「自分たちよりも遅れて」おり、またモンゴル人に「嫌われている」と考えているが、ここにブリヤートの遊牧に対する両義的な見方を探ることも可能である。彼ら彼女らは、日常会話に於いて、例えば「【女性、40歳代、風呂に入らなかった子どもを見て】あらあら汚いわ。モンゴルの伝統みたい」と言って子供を叱ったりする。ブリヤート人は、集団化し、定住化し、ソヴィエト的生活様式の摂取により自身の習慣となった定期的入浴と、遊牧民的な生活様式とを比較し、前者を「進んでいる」行動と見るのである。また、例えば、次の様な会話がある。

【両者とも男性、20歳代。Bはウラン＝バートルに行ったことがある】

A：ウラン・バートル？ あそこの住民は都市だから、文化的な生活をしているんだろう。

B：いや、でも天幕の集落も都市のなかにあるんだ。肉なんか丸ごとでてきて、ブイオンもない。

A：それはつらい。お茶も塩を入れて飲むだろう。

明らかにこの話者たちは、都市生活を「文化的」と見なし、天幕とブイオンなしの肉料理をそうでないと捉えている。また、塩入りの茶は「健康に良くない」ゆえに「文化的」でないのである。尤も、この対モンゴル人観は、MAISKII が報告している様に

（「モンゴル人はブリヤートの文化的優位を認めており、彼らなしに自分たちがやっていけないとも知っている。だが、モンゴル人はブリヤートを好んではない。というのも、モンゴル人の歴史的遺産に対する、外国の影響を受けてしまっている裏切り者とブリヤートをみなしているからである」ⁱⁱⁱ）、ソヴィエト的生活様式としての「文化」観のみによって構成されている訳ではないが、脱遊牧民化の最終段階としてのソヴィエト時代という契機の強さは否定できない。

しかしながら、遊牧民時代の「伝統の残存」を見出すことも同時に可能である。村落部のブリヤートの多くは、夏、家の敷地内に自分で作った「夏部屋（ブリヤート語 *zunai ger*, ロシア語 *letnik*）」で食事をとり、客を迎えるが、中にはそこで寝泊まりする者も少なくない。これは、「夏営地の名残り」であると言う。また、ペレストロイカ後の「伝統の復興」論の流れで、学校教育などに代表される文化政策の一環として、民族教育が体系化され実施されているが、そこで遊牧に関する様々な歴史的知識が再生産されている現状が認められる。問題は、そうして再生産された知識が定住生活の実際と結びついていない点にある。

III

尾崎報告に関していえば、「再遊牧化」を含めた「伝統復活」の言説に対する氏の立場は完全に同意し得るものである。尾崎は、モンゴル国で見られる、ポスト社会主義社会に特有の現象である「伝統の復活」論、とりわけ「再遊牧化」論の批判的考察から議論を始めている。集団化以前を「伝統」の時代とし、社会主義時代を終えた今それへの回帰を目指すこの立論は、当事者（＝現地の人々。知識層にせよ「普通の人々」にせよ）のみならず、一部の研究者にも共有されている。これに対して尾崎は、「現実問題、フリーハンドで『変わった・変わらない』論争に参加すること」は「不毛」であり、「むしろ問題とすべきは、上述のような言説が何に注目し、どう判断しているのかという認識のあり方である」と論じている。私の言い方で言えば、「社会主義が終わって伝統が復活した」という主張は、社会学的に何も議論していないに等しい。当事者が何をもって「伝統」としているのか、そしてその内容が持続／変化したのかを精緻に・具体的に記述し、考察しないと意味がない。

そこで尾崎は牧畜形式・家畜構成・流通体系・固定施設など、個々のテーマに関して民族誌的变化を描写し、「復活」の言説を腑分けし、相対化している。例えば、家畜構成について言うと、1990年代には「五畜の復活」がしばしば表現されたが、その

実態は集団化以前の状況への回帰ではない。体制転換後の大きな標識とも言うべき移動の自由にしても、固定施設の利用法を見る限り、(法的変化を別にすれば、ということだろうが)それほど劇的な変容は生じていない。斯くして、言説と現実乖離しているが、尾崎報告で興味深いのは、当事者自身この乖離を認めている点である。

但し問題は、「伝統の復活・復興」が語られること自体の意味、尾崎の言葉で云えば語られることの「シンボリックな意味」にある。プリヤートもこの点同様で、何をもって自分たちの伝統とするかは、ごりごりのナショナリストでない限り、常に曖昧なままとなっている。社会主義時代に「伝統」や「民族文化」が「破壊された」という発話は、いわゆる普通の人々によっても頻繁になされるが、それにしてもその内容は極めて一般的・抽象的なものとなっている。持続してきた「伝統」を参照枠として昨今の社会変化を捉えているというよりは、変化を意味付ける言語の一つの術語として「伝統」が援用されやすい。その分、実際の認識を反映した表現としてではなく、あくまで言説上でのみ働く記号として、「伝統」が使用されるのである。一口に語りと云ってもその内容・レベルは様々でありうる。それこそ「伝統」や「民族文化」をめぐる言説の様に抽象的で、断絶を強調するものもあれば、血を地面に流さない方法で羊を解体しながら言われる様な「チンギス・ハーンからずっとこうやってきたんだ」という具体的で、持続的なものもある。それゆえ、言説分析にあたっては、語られる言葉とその指示対象、及び両者の関係それぞれについて腑分けが必要となる。

ポスト社会主義という体制転換の観点からも注視しなくてはならないのは、現在の民営化の過程である。私的所有という社会主義時代には、なかった訳では決していないが、社会構造的には基軸となり得なかった制度をどう捉えるかは、歴史的 position 付けの問いでもあり、今後の社会変化を記述し自己確認する為の論点でもある。プリヤートチアでは、私有財産と「伝統的遊牧」を絡めた一部の議論がある。「プリヤート民族とその文化の復興の問題は、その基盤、即ち伝統的な畜産による農民(フェルメル)経営体の復興なしに検討することは不可能である」、「プリヤートの口頭伝承や日常的な伝統の特徴の幾つかは、私有財産制度が昔からあったことを示している」、「市場関係の条件における農民(フェルメル)経営体は、歴史的に形成されてきたプリヤートの経済に申し分なく適合している」、というものである^{iv}。私的所有を「遊牧」時代の「伝統」とし、それを現在の民族アイデンティティの根幹におこうとするこの議論は、幾多の「伝統の復興」論の中でもかなり新奇なものとなっているが、広い支持を集めているとは言い難い。とはいえ、メディア(新聞・ラジオ・学校教育)が「伝統の復活」というメッセージを生産し、それに関する知識の伝達を行っていることには注目

せざるを得ない。そのとき、そこで言説化されている「伝統」の担い手は誰か、誰であるべきかという言説の対象の設定という論点から注意をはずすのは不可能である。このことは、ロシアという多民族国家のなかでのブリヤートという次元を考察すれば、先鋭的な問いとなる。尾崎報告に即して言えば、遊牧の「伝統」の「復活」はモンゴル国民全員によってなされるべきとされているのか、或いはハルハ・モンゴルが主に想定されているのか、ということである。ここにエスニシティの問題が潜んでいることは言うまでもない。

IV

吉田はシベリアのネネツ（チュメニ州ヤマル・ネネツ自治管区）で長年調査を続けており、最近、その成果としてモノグラフを出版した^v。今回の報告で氏は、如何に政策立案サイドが「遊牧民」の統制に苦心したか、その歴史の変遷を総覧させてくれている。広く言えば、「遊動から定住へ」というのがその流れであった。この流れは単なる政策立案の問題だけでなく、20世紀になると民族誌的研究の記述の言語でもあった、と吉田は言う。一連の「経済文化類型」論のなかで、遊牧・半遊牧・定住という発展段階の過程が示され、速やかな定住化が理論図式でも措定されたのであった。

吉田は西シベリアを舞台にして、地域的に細かく枠組を設定しながら歴史的な変遷を描いているが、氏の報告を聞くにあたっては、そうした歴史の変遷が緩やかな段階的過程を経たとは必ずしも想定できない点を無視できない。シベリア史に於いて「遊牧民」の統制は、とりわけ19世紀末以降、急増するロシア人移民に対して土地を政策者が分与しなければならなかったという事情と深く関連している。その頃になると、一定程度自治を許した SPERANSKII 体制は徐々に崩壊を余儀なくされ、1890年代後半にもなると、自治廃止と土地圧の激増が「遊牧民」に強い足かせとなって現れた。土地圧の問題はブリヤートで特に切実なものだったが、ネネツの場合、それは如何ほどであったのか。ここにシベリア諸民族と一口に議論できない、政策に対する反応の多様性がある。言い換えれば、ブリヤートに注目した場合、対遊牧民政策、特に帝政期のそれは、大きな断絶とも言えるフェーズがある。地域的断絶と歴史的断絶双方がシベリアに観察できるのであって、とりわけ後者の存在ゆえに、遊牧と体制転換という立論が要請されるのである。

SPERANSKII 体制下に於ける地域差について一言云えば、ブリヤートの場合、民族自治は比較的長期に持続した。民族自治の根幹である草原会議 (*stepnaia дума*) が

ヤクーチアで廃止されたのは1852年であったが、イルクーツク県で廃止されたのは1890年であった^{vi}。1890年代と言えば、国内の状況のみならず、東北アジアの国際情勢も大きく変化し始め、日清戦争と日本国の勝利がロシア政府に対ザバイカリエ政策の見直しを迫ることになった時期である。これ以降から1900年代にかけてのこの地域への政策は、その政策立案者の名を取って、KULOMZIN 体制と呼ぶことが出来る。その具体的中身は、(1)「遊牧異族人」からの土地収用（ブリヤートとエヴェンキが利用していた678万デシャチーナ^{vii}のうち500万デシャチーナを失うことを意味）、(2)農民長官制と郡行政の導入（氏族自治制の廃止）、(3)所謂「ロシア化」（国防力増強も勘案しての、ブリヤートのカザーク階層への転化など）である。一言で云って、シベリア植民地行政に於ける KULOMZIN 改革は、SPERANSKII の「有機的ロシア化」から機械的ロシア化へという体制転換であった。

KULOMZIN による体制転換がネネツに於いては体制転換として意識されなかったとすれば、逆に SPERANSKII 体制が、定住化の可能性を秘めていると考えられたシベリア諸民族（ブリヤート、サハニヤクトなど）を第一の対象としたことの証左となる。このことは、地域・民族的多様性という論点を超えて、体制の構造を分析する一つの視座となる。即ち、政体の被支配成員^{viii}を均質に扱う近代国民国家ではなく、差異化し、相異なる原理で統治する帝国という側面が議論の中核に浮上してくるのである。民族運動の発生とその形態の偏差が際だって観察できる現象を比較分析し得るのも、そうした解析の次元に於いてであろう。

-
- i 吉田氏の訳語（異民族統治規約）とは異なっているが、ここでは特に拘る必要はない。SPERANSKII については Marc RAEF, *Siberia and the Reform of 1822* (Seattle: University of Washington Press, 1956) と id. *Michael Speransky: Statesman of Imperial Russia, 1772-1839* (The Hague: Martins Nijhoff, 1957) に詳しい。
 - ii 私自身の調査報告については、「移行期社会の解釈から諸概念の再構成へ：ユーラシア社会人類学研究的観察」（『ロシア史研究』、第70号、2002）の参考文献に掲げた一連の拙稿を見られたい。
 - iii R. A. RUPEN, "The Buryat Intelligentsia" (*The Far Eastern Quarterly*, 15 [3], 1956, p. 392, n. 24) より再引用。
 - iv 詳細は上の文献目録の拙稿（2000 b）を見られたい。また高倉浩樹『社会主義の民族誌：シベリア・トナカイ飼育の風景』（東京：東京都立大学出版会、2000）の随所も参照。

- v 吉田睦『トナカイ牧畜民の食の文化・社会誌：西シベリア・ツンドラ・ネネツの生業と食の比較文化』（東京：彩流社、2003）。
- vi 拙稿「我らの冒険：帝政期プリヤート社会の構造転換と抵抗様式」（東京大学大学院総合文化研究科文化人類学専攻提出修士論文、1995）、25頁、143頁 n.20。
- vii 1 デシャチャーナは1.092ヘクタール。
- viii ここでは、被支配の成員性（membership）を明確にしている類型——逆に言えば、被支配の内部／外部の境界が比較的はっきりしている——を近代帝国とみなしている。

・第三セッション

東北アジア史における国家と民族

Empire and Nationality in the History of Northeast Asia

東北アジア地域は、民族・文化が錯綜する多様性をもってその特徴としている。大小様々な民族が居住し、その生活様式も農耕・牧畜・漁労など一様ではない。しかしその一方でこの地域は、広大な面積を有するにもかかわらず、これを統治する国家の数は中国・ロシア・モンゴル・韓国・北朝鮮・日本の六カ国と少ない。ことに内陸部においては、中口の二大国家が地域の大半を統治下においている。

東北アジアが多様な民族と巨大な国家という一見相反する様相を呈することとなった原因を歴史的に回顧すれば、そこには20世紀初頭まで存在した清朝やロシア、さらに遡れば13世紀のモンゴルという巨大帝国の存在が注目されよう。これらの帝国は、地域の多様な文化要素を緩やかに統合したものであり、特定の文化要素による領域統合への志向性は抑制されていたところに特徴がある。帝国支配は、その専制的なイメージにもかかわらず、決して領域内の社会的多様性と矛盾するシステムではないのである。

20世紀の東北アジアの歴史は、帝国支配がその特色とした多様性が、国民国家形成により均質化されるプロセスであったといえる。すなわちこの地域を覆った社会主義は、中口の旧帝国の領域を継承したが、その結果として旧帝国が抱えていた多様・複雑な社会・文化要素をも引き継いだ。しかし近代国家は、国民国家的な均質化を志向するがゆえに、帝国が有した多様性との間に矛盾を生じざるをえない。これが現在に至るまで地域に内在する諸問題の源泉にもなっている。従って、近代東北アジア地域の理解に当たっては、その前提条件をなす前近代の帝国構造を視野に入れる必要があると考えられる。

このような東北アジアにおける帝国統治の問題を考える時、北アジアが果たした役割は大きい。モンゴル帝国や、満洲の清朝いずれもが、北アジアに出自する征服王朝だからである。従来、東アジアの帝国統治というと、中華王朝の統治システムがまず問題にされることが多いが、モンゴルと清朝に関しては、帝国統治自体がもつ複合的構造とともに、その支配構造上の北アジア起源の特質をも十分に考慮することが重要

であろう。

かかる問題意識から、本セッションでは、モンゴル帝国史を専門とする松井太氏（弘前大学）と清朝史の細谷良夫氏（東北学院大学）を報告者に、コメンテータとして、モンゴル帝国史の北川誠一氏（東北大学）と清朝史の張永江氏（中国人民大学）をお招きし、北アジアに起源を有するモンゴルと清朝を取り上げ、その帝国支配構造の歴史的特質や、近代の東北アジア史の展開に与えた影響について議論した。

四氏の報告と討論は、まさにこれらの帝国統治の多様な姿を爽やかに描き出すものであった。女真族の建国になる金朝におけるキタイ系軍閥を話題にとりあげた松井氏の報告は、改めて帝国イメージの一面化に警鐘を鳴らす。氏は、制度史の側面のみからの研究が先行したこの分野において、キタイ系軍閥の具体的な活動を詳細に跡づけることで、金代政治史の再構成を目指している。帝国統治の支配下に包摂された多様な集団は、政治的・軍事的に相互に複雑な関係を構築していく。個々の集団間の複雑な関係を理解しようとするれば、法制的な規範化はなじまない。従って、その実態を明らかにするためには、個々の集団の性格と、政治的動向を一つ一つ見定めていかなければならないのである。このいわば政治史の復権ともいべき視座は、松井氏を取り上げた遼金史のみならず、モンゴル帝国史においても、さらには北元史・清代史においても、近年の強い潮流を形成しているように思われる。それは例えば、帝国史分野において杉山正明、松田孝一、村岡倫等の諸氏が、東西の史料を博搜しつつモンゴル諸王の動向を解明することによって、モンゴル帝国像を塗り替えつつあることや、清初史の分野において、杉山清彦氏が満洲宗室と姻戚関係を結んだ諸集団の動向に着目することによって、八旗のイメージを大きく変えつつあること、さらには楠木賢道氏が満洲宗室とモンゴル諸侯の關係に着目することによって、清初の満蒙關係に新たなイメージを与えている事態にも対応している。筆者はかつて乾隆期中葉のハルハ・モンゴルをめぐる政治的動向を跡付けた際、清朝のモンゴル統治の在り方に再検討を加える必要を感じたことがあり、こういった動向には強く共感をもつものである。ただ、北川誠一氏がペルシアにおけるキタンを例として指摘する歴史文献中におけるエスニック集団の弁別に見られる限界は、歴史記述者が持つ認識のあり方が、エスニシティや個人に関わる情報の内容を左右することに注意を喚起している。

このような複雑多様な構成要素がおりなす帝国のイメージは、決して単眼的なアプローチでは解明できない。細谷報告は、その意味で清朝の複合的側面を、「満洲族政権としての清朝」として提示している。それは、清朝が決して時間とともに漢化していった政権であること、換言すれば、非漢族起源の中国王朝＝亜漢族王朝としてのみ

捉えることの一面性を暴き出している。細谷氏も言うように、「現代中国の諸要因の源」が、まさに清朝のかかる多面的性格に淵源していることを我々は再認識しなければならないであろう。細谷報告は基本的に制度史的な構成を取っているが、松井氏が提示した政治史的な文脈においてのみならず、まさに制度史的な枠組みにおいても、帝国統治の多様な側面は明らかにされはじめていたのである。このような清朝国家論の再提示が、近年における档案史料を駆使した清初政治史分野の研究の進展に促されていることは否定できないように思われる。つまり、帝国の制度史的な一面化に対する疑問は、帝国構成諸要素の具体的な関係の在り方への関心となって具体化し、そうした政治史分野の研究の進展が、逆に帝国像の制度史的再構築を求めているのである。そして帝国を構成しているのは、民族的・軍事的・経済的な要素であり、往々にしてエスニックな背景を有している。張氏が提示した清朝の藩部統治の問題はこのような事態に注意を促すものと言うことができるのではないだろうか。

(岡 洋樹)

金代のキタイ系武将とその軍団

— 蕭恭の事跡を中心に —

Qitay (*Qi-dan*) Military Commanders and Their Army Corps under Jin Dyansty:
Re-examination Especially on the Biography of Xiao Gong 蕭恭

松 井 太

MATSUI Dai

はじめに

唐王朝の滅亡後、内モンゴルに興起した遊牧キタイ (Qitay>契丹) 族は、キタイ帝国=遼朝を建国し (906)、東・北・中央アジアに大きな影響力を及ぼした。1125年、キタイ遼帝国はジュシェン (Jušen>女真) 族の建てた金朝により滅ぼされる。その結果、耶律大石に率いられて中央アジアに西遼国を建てた集団を除き、多くのキタイ族⁽¹⁾は金朝の支配下に入ることとなる。

これら金朝治下のキタイ族についての諸先学の研究は、金朝が遊牧キタイ族を軍事的に重視し、特に北・西北辺境=内モンゴル地域のキタイ族をモンゴル高原の遊牧民に対する辺境防衛部隊として重用したことを明らかにした。その一方で、耶律余都の謀反 (1132)、蕭裕の謀反 (1154)、撒八・移刺窩斡の反乱 (1161~62)、徳寿・陀鎖の反乱 (1196) などキタイ系武将や遊牧集団による反乱・謀反が金代を通じて散発し、また13世紀以降のモンゴル帝国の興起に伴って多数のキタイ族が金に反旗を翻しモンゴルに協力したことから、金代を通じてキタイ族は最大の不安定要素となったと位置づけられている⁽²⁾。

しかし、これらの見解は、専ら金代制度史・兵制史の側面から、また専ら制度史料や反乱事件に関する史料のみから提出されている。筆者は、キタイ系将相の伝記資料を分析することで、彼らおよびキタイ系軍団の具体的な活動を再構成しつつ、それらを金代政治史に位置づける余地が十分に残されていると考える。本稿は、その事例研究としてキタイ系奚族⁽³⁾出身の武将である蕭恭をとりあげて考察を加えるとともに、さらに金代前半期のキタイ系武将の動向にも関説するものである。

1. 蕭恭の事跡

蕭恭については、『金史』巻82所収の列伝（以下、蕭恭伝と略）が基本資料となる。以下には蕭恭伝を便宜上6段に仕切って提示する。

- 【Ⅰ】蕭恭字敬之、乃烈奚王之後也。父翊、天輔間歸朝、從攻興中、遂以爲興中尹。師還、以恭爲質子。宗望伐宋、翊當領建・興・成・川・懿五州兵爲萬戶、軍帥以恭材勇、使代其父行、時年二十三。
- 【Ⅱ】至中山、宋兵出戰、恭先以所部擊敗之。經山東、及渡淮襲康王、皆在軍中。師還、帥府承制授德州防禦使、奚人之屯濱・棣間者、皆隸焉。改棣州防禦使。
- 【Ⅲ】皇統間、改同知橫海軍節度使。丁父憂、起復爲太原少尹。
- 【Ⅳ】用廉、遷同知中京留守事。累遷兵部侍郎、授世襲謀克。坐問禁中起居狀、決杖、奪一官。貞元二年爲同知大興尹。歲餘遷兵部尚書、爲宋國生日使。以母憂去官、起復爲侍衛親軍馬步軍都指揮使。四年遷光祿大夫、復爲兵部尚書。
- 【Ⅴ】是歲、經畫夏國邊界、還過臨潼、失所佩金牌。至太原、憂恚成疾。時已具其事驛聞於朝、海陵復命給之、仍遣諭恭曰：「汝失信牌、亦猶不謹。朕方俟汝、欲有委使、乃稱疾耶？必以去日身佩信牌、歸則無以爲辭、欲朕先知耳」。使至、恭已疾篤、稽受命、俄頃而卒。
- 【Ⅵ】海陵方遣使與其子護衛九哥弛視、乃戒府官使善護之、至保州、已聞訃矣、海陵深悼惜之。命九哥護喪以還、所過州府設奠。喪至都、命百官致祭。親臨奠、賻贈甚厚、并賜廐馬一。謂九哥曰：「爾父銜命、卒於道途、甚可悼惜。朕乘此馬十年、今賜汝父、可常控至柩前。既葬、汝則乘之」。

次に、蕭恭伝の内容を整理しつつ、関連する諸問題点を指摘しておく⁽⁴⁾。

【Ⅰ】蕭恭は奚王の後裔であり、彼の父の翊は天輔年間（1117～23）に金に投降し、興中府の攻撃に従軍した結果、金から興中府の長官に任じられた。その際、蕭恭は質子として金側に差し出された。天会3年（1125）11月に金が北宋の討伐を開始した際（【Ⅱ】参照）、蕭翊は宗望（ジュシェン名は幹离不または窩里温、金太祖の第2子）が率いる東路軍に配属され、建州・興中⁽⁵⁾・成州・川州・懿州の5州から徴発された軍団を率いて万戸（万人隊長）となる予定であったが、「軍帥」の推薦により蕭恭が父に代わってこの軍団を領したという。

さてキタイ帝国時代、興中府は中京道に属し、キタイ系奚族の重要な本拠地であっ

た(『遼史』巻39・地理志3・中京道・興中府)。金がこの中京道を攻略平定した際、最も大きな功績を挙げたのは、ジュシェン宗室出身のダライ(*Dalai)捷懶、漢名は昌。太祖・太宗の従弟)であった。『金史』巻77・昌(捷懶)伝はダライの中京道(金の奚六部路=中京路)平定を下記のように伝える。

太祖自將襲遼主于大魚濼、留輜重于草濼、使捷懶・牙卯守之。奚路兵官渾黜不能安輯其衆、遂以捷懶爲奚六路軍帥鎮之。…久之、討劾山速古部奚人、奚人據險戰、殺且盡、速古・啜里・鐵尼十三巖皆平之。詔曰：「朕以奚路險阻、經略爲難、命汝往任其事、而克副所託、良用嘉歎。…降詔二十、招諭未降、汝當審度其事、從宜處之」。其後撫定奚部及分南路邊界、表請設官鎮守。上曰：「依東京渤海列置千戸・謀克」。遼外威遙輦昭古牙部族在建州、斜野襲走之、獲其妻孥及官豪之族。捷懶復擊之、…昭古牙勢蹙亦降、興中・建州皆平。詔第將士功賞、撫安新民。捷懶請以遙輦九營爲九猛安。上以奪鄰有功、使領四猛安、昭古牙仍爲親管猛安。五猛安之都帥、命捷懶擇人授之。捷懶與劉彥宗舉蕭公翊爲興中尹、郡府各以契丹・漢官攝治、上皆從之。及宗翰・宗望伐宋、捷懶爲六部路都統。宗望已受宋盟、軍還、捷懶乃歸中京。

記事中の事跡を『金史』本紀と照合すると、ダライは奚六部路=中京路の平定のため天輔7年(1123)初頭に奚六部路軍帥に就任し[三上1972, pp. 460-461]、同年5月に13か所の山砦に拠る速古・啜里・鉄尼部の奚族集団を掃討、翌天會2年(1124)閏3月に遙輦九營⁽⁶⁾の平定を開始し、10月にはこれを投降させて興中府・建州地域を平定した(『金史』太宗本紀)。捷懶伝によれば、平定された遙輦九營は9つの猛安(< minggan ~ chin. 千戸。1千人前後の兵を供出できる軍事・行政組織。またその長官を意味する場合もある)に再編成され、うち4猛安はダライの直属軍団とされ、残る5猛安についてもその「都帥」の任免権はダライに与えられた。従来、この遙輦九營の再編成は、金廷が奚族に対する制御を強化したものと位置づけられている[李涵・張星久1986, pp. 61, 65]。しかし捷懶伝の文面を虚心に読む限りでは、遙輦九營など中京路のキタイ系集団は、金廷というよりむしろ奚六部路軍帥ダライの個人的支配下に置かれたと考えるべきである。

また捷懶伝は、平定された興中府の統治のためダライが蕭公翊なる人物を興中尹に推挙・任命したといい、一方蕭恭伝は、蕭恭の父蕭翊が興中府の平定後に興中尹に任じられたと伝える。両伝にみえる蕭公翊・蕭翊は、明らかに同一人物である⁽⁷⁾。さ

らに撻懶伝中では蕭公翊の興中尹任命がダライの「五猛安の都帥」の任免権に直続して記され、蕭恭伝では蕭翊が「五州」の軍を率いる予定であったという。両者を勘案すれば、ダライの信任を受けた蕭翊（＝蕭公翊）は興中尹と「五猛安（おそらくは建州・興中・成州・川州・懿州の5州から各1猛安）の都帥」とを兼任していたものと考えられる。また、蕭翊に代わってその子蕭恭を抜擢した「軍帥」（蕭恭伝）も、「奚六路軍帥」に任じられていたダライその人に相違ない。すなわちダライは、新附のキタイ系5猛安軍団を管制するにあたり、まずは奚王に連なる血統を有する蕭翊（＝蕭公翊）を起用しつつその子の蕭恭を質子として手許に置き、さらにはその蕭恭を軍団長に据えることで、影響力を強化しようとしたのである。

なお、後述するように、天眷2年（1139）8月、ダライは謀反の罪で誅殺される。蕭恭伝がダライとの関係を明言しないのは、伝記の作成時点でダライが「逆臣」とされていたことが影響しているに相違ない。

【II】ここでは、天会3年（1125）以降の金・宋戦争での蕭恭の活動が伝えられる。

天会3年2月、金はキタイ帝国の天祚帝（位1101～1125）を捕えてキタイ帝国を滅ぼした。天輔4年（1120）以来、金・北宋はキタイ帝国挾撃のため同盟していたが、この間に北宋側が違約・背反行為を繰り返していたため、天会3年11月に金は東西の二軍団により問罪南伐を開始した。宗望率いる東路軍は燕京から河北を縦断し、宗翰（ジュシェン名は粘没喝または粘罕、太祖の従弟撒改の子）麾下の西路軍は大同から山西・河東を南下して、宋都開封府を目指した。天会3年・4年（1126）の交にかけて金軍は宋都開封を包囲し、4年正月には一旦和議を結んで北帰した（【I】所引『金史』撻懶伝の末尾の「宗望已受宋盟、軍還」はこの時点をさす）。しかし北宋は、金に従っていたキタイ系武将の耶律余都に謀反を勧める（同7月）など、再び破約工作を行なった。憤激した金軍は同年8月に再び開封へと進撃し、閏11月には遂に開封を陥落させ、翌天会5年（1127）3月～4月に宋帝欽宗と上皇徽宗らを連行して北帰した。いわゆる靖康の変である。金軍の北帰後、5月に徽宗の第9子康王（趙構）が宋帝（高宗）として即位し南宋王朝を建てると、これを討伐するために金軍はみたび南進を開始し（同12月）、天会6年（1128）を通じて華北（河北・河南・河東・山東・陝西）経略を進め、天会8年（1130）9月には北宋の知済南府事だった劉豫を皇帝として傀儡国の齊を建て、山東・河南・陝西の民政を委ねた。一方、天会7年（1129）末から翌8年（1130）2月にかけては康王を追撃して江南にまで進入するなど金軍は南宋を軍事的に圧倒したものの、淮水以南を完全に征圧するまでには至らなかった。天会12年（1134）9月の金・齊連合軍の淮南攻撃失敗後、戦線は膠着状態となる。

さて、ダライは二次にわたる開封攻撃では宗望麾下の東路軍に属し、さらに天会6年以降の金の華北経略に際しては元帥左監軍として山東地方の平定を主導し、この地域を半ば封建領と化した。傀儡国の齊の皇帝として劉豫を推薦したのもダライであった。齊支配下の山東の諸処にはダライ軍団が駐屯して軍事的後盾となり、ダライ本人は濰州を根拠地として淮東地域への進攻を図った⁽⁸⁾。

一方、蕭恭伝には蕭恭の活動がきわめて簡単に記されるのみである。しかし中山の攻撃（『金史』太宗本紀によれば天会3年10月・天会4年8月）に参加しており、河北を縦断南下した東路軍に従っていたことが確認される。【I】での考察をふまえれば、蕭恭は直接にはダライ麾下に属していたと考えられる。さらに蕭恭は山東を経て淮水を南渡し、天会7年末から翌8年にかけての康王追撃戦にも従軍し、帰還後には山東東路の德州防禦使として東隣の濱州・棣州に駐屯するキタイ系奚族部隊をも統括したといい、これも山東平定を主導したダライの軍事活動と重なるものである。おそらく蕭恭はキタイ系5猛安軍団を德州・濱州・棣州に展開させ、濰州に拠るダライ直屬軍団を後方から支援していたものと推測される。後に棣州防禦使に転じた時期は定かではないが、いずれにせよ蕭恭はダライ指揮下でその活動を支えたことは確実である。

【III】皇統年間（1141～49）のおそらく前半に蕭恭は同知横海軍節度使（知所は滄州）に転任したという。【II】の「師還」とは、早ければ天会8年（1130）正月の江南進攻からの帰還、遅くとも対南宋戦が一段落した天会12年（1134）前後をさすであろうから、この間7～8年以上にわたり蕭恭は山東方面で活動したことになる。

しかし、蕭恭の「主君」であるダライの運命は、この間に激しく転変していた。天会13年（1135）太宗が死去し、太祖の孫カラ（*Kara>合剌、漢名は亶）が第3代皇帝熙宗として即位した。これに伴い、南宋に対する遠征・政策を主導していた宗翰は兵権を奪われて失脚し、金廷の実権はダライ・宗磐（ジュシェン名は蒲盧虎、太宗の長子）・宗雋（ジュシェン名は訛魯觀、太祖の第6子）らと、宗幹（ジュシェン名は幹本、太祖の長子）・ウジュ（*Uju>兀朮～幹出、漢名は宗弼、太祖の第4子）らの両派によって争われた。一旦優位を占めたダライ一派は、南宋の秦檜と結託して金・宋の和平交渉を進め、その障害となった傀儡国の齊を取り潰した（天会15年（1137）11月）。齊の旧領のうちダライの執着する山東は金領とされたが、河南・陝西は天眷2年（1139）3月に宋に返還された。しかしその後金廷ではウジュ派が巻き返し、天眷2年7月には宗磐・宗雋が謀反の罪で誅殺され、ダライも兵権を奪われて失脚した。さらに翌8月にはダライも謀反の罪で誅殺され、金廷内の政争はウジュ派の勝利に終

わったのである。天眷3年(1140)5～6月、ウジュは金軍を主導し、ダライ外交により南宋に返還された河南・陝西を奪回した。その上で、翌皇統元年＝紹興11年(1141)の金・宋講和が成立する[以上、外山1964, pp. 26-31, 232-309, 310-342]。

さて、ダライの失脚と謀反・誅殺に関する諸史料は、外山軍治により要領よく整理されている[外山1964, pp. 334-340]。しかしここでは、外山が言及しなかった苗耀『神麓記』(『三朝北盟会編』巻197・紹興9年(1139)8月11日条所引)の一節をとりあげる。

魯國王撻懶罷都元帥、以四太子兀朮代之、…撻懶怏々謂無罪見誣、遂與三子宗武・宗旦・宗望同妻榮哥妃共議曰、「雖奪我元帥府兵馬、尚有本千戸及強壯得力家人部曲、可從山後詐僞赴涼涇往闕下、問因何罪如是罷權」。忽有親信契丹人召哲郎君、知其謀、遂告訴於兀朮。

記事中にみえるダライの言によれば、ダライは「元帥府兵馬」つまり金の正規軍の指揮権を奪われたとはいえ、なお「本千戸」と「強壯得力家人部曲」とを有しており、その軍事力を背景に金廷での権勢回復を図った。ところが「親信契丹人」召哲郎君の密告によってダライの計画は漏洩したという。

すでに見てきたように、ダライは4猛安のキタイ系軍団を直属させ、また蕭恭率いる5猛安軍団も影響下に置いていた。史料中の「本千戸」・「家人部曲」とは、おそらくこれら合計9猛安のキタイ系軍団を意味する。また「親信契丹人」召哲郎君がこの謀反を密告していること(この点については後述する)自体も、謀反に参画するほどにキタイ族がダライに重視されたことをうかがわせる。以上の諸点から、筆者は、キタイ系軍団がダライの権勢の軍事的淵源となっていたことを物語る史料として、この『神麓記』の信憑性を評価すべきと考える。

ところで、『金史』中には蕭恭以外にもダライ麾下に属して対宋戦争に従軍したと考えられるキタイ系武将についての情報が残される。以下にそれらを検討する。

『金史』巻91・移刺成伝

移刺成本名落兀、其先遼横帳人也。沉勇有謀、通契丹・漢字。天會間、隸撻懶下爲行軍猛安、與宋人戰於楚・泗之間、成以所部先登、大破宋軍、功最諸將。[天會12年(1134)]劉麟約會天長軍議進止。成與夾古查合尔俱爲撻懶前鋒、得宋生口爲鄉導、遂達天長、睿宗嘉之。後從宗弼、將兵廢齊國。及再伐宋、攻濠州、每

戰輒先登、多所摧破。宗弼再取河南、成及蕭懷忠等八猛安先渡。河南平、第功授宣武將軍、除威州刺史。

『金史』卷81・蕭王家奴伝

蕭王家奴、奚人也、居庫黨河。爲人魁偉多力、未冠仕遼、爲太子率府率。天輔七年、都統杲定奚地、王家奴率其鄉人來降、命爲千戶領之。…明年再伐宋、宗望軍至中山。…師還、屯鎮河朔。濱州賊葛進聚衆數萬臨淄、李堇照里以騎兵二千討之、王家奴領謀克先登、力戰大破其衆。…從梁王宗弼征伐、爲萬戶、還爲五院部節度使。

『金史』卷90・移刺道伝

移刺道、本名按。宗室移刺古爲山東東路兵馬都總管、辟掌軍府簿書、往來元帥府計議邊事、右副元帥宗弼愛其才、召爲元帥府令史。

移刺成はキタイ帝国の横帳出身である。横帳とは初代キタイ皇帝耶律阿保機の諸子で皇帝とならなかった者の子孫を皇族として遇した集団であり、奚族と同じく中京路を主要な遊牧地としていた⁽⁹⁾。従って、蕭恭らの奚族集団と同様に横帳もダライ麾下に組み入れられ、それゆえに移刺成もダライのもとで「行軍千戸」に任じられ対宋遠征に従軍したのであろう。次に、奚族出身の蕭王家奴は、天輔七年(1123)に都統の杲の「奚地」つまり中京路平定に伴い投降したとされる。ここで都統の杲というのは誤りで、ダライと共に遙輦九營を攻撃し(『金史』撻懶伝前掲箇所)対宋遠征開始時には六部路副都統すなわちダライの副官に任じられた斜野(斜也)という人物を、同じジュシェン名ゆえに混同したものである⁽¹⁰⁾。従って、蕭王家奴も中京路平定後はダライ麾下に属したと思われる。さらに蕭王家奴は「再伐宋」つまり天会4年(1126)の第2次開封攻撃の際には中山の攻撃に参加しており、その後は「河朔」に駐屯して濱州方面の平定にもあたっている。これは、中山を攻撃し、後には德州・濱州・棣州のキタイ系奚族軍団を統括したという蕭恭の軍事活動とも重なる。あるいは、蕭王家奴は蕭恭直属の5猛安軍団に属していたのかもしれない。また、移刺道は金の宗室移刺古が山東東路兵馬都總管となった際、辟召されて軍府の簿書を掌ったという。前述のように山東地方はダライの支配下にあり、また移刺古はダライの指揮下にあったことが確認されるから⁽¹¹⁾、移刺道もダライ麾下に属していたといえる。

しかし、齊の廢国(天會15年(1137))に際して移刺成はウジュの配下で出軍し、河南・陝西の奪回戦(天眷3年(1140)～皇統元年(1141))にも参加している。ま

た蕭王家奴もウジュに従軍して「万戸」に任じられている。一方、移刺道は、軍事上の連絡のため燕京・河南の元帥府とを往来している際にウジュによって辟召されている。つまり、元来ダライ配下にあった移刺成・蕭王家奴・移刺道は、ダライ誅殺に前後してその政敵であったウジュの配下に移っているのである。前掲『神麓記』の召哲郎君の動向をも併せ考えれば、おそらく移刺成・蕭王家奴・移刺道らダライ配下のキタイ族の一部は、ダライの政敵ウジュの勧誘をうけ、またはダライの軍事権剥奪・失脚を契機として、ダライから離反して「勝ち馬」ウジュ派へ転向したのであろう。

一方、蕭恭は、ウジュ主導の河南・陝西奪回戦に参加した様子がなく、皇統年間に同知横海軍節度使への転任、さらに父の喪に服した後に太原少尹に復帰したことが記されるのみである。金の官制では同知節度使及び府少尹はともに正五品であるから（『金史』巻57・百官志3）、それまで棣州の防御使（従四品）だった蕭恭は降格されたこととなる。おそらく蕭恭は、かつて質子としてダライの許にあり、またダライの推挙でキタイ系5猛安軍団の長に任じられたという経歴から、新実権者ウジュに敬遠され、対南宋遠征からも外されたのであろう。ダライの謀反自体に蕭恭が関与していたのか否かは不明ながら、少なくとも、移刺成・蕭王家奴の如くウジュ派に転向はしなかったものと考えられる。

【Ⅳ】しかし、その後、蕭恭は「廉を用て」故郷の中京路（キタイ帝国の中京道）の副官（同知中京留守事、正四品）に昇進し、さらには兵部侍郎（正四品）すなわち軍事担当部門の副官として中央政府に召還される。天徳2年～3年（1151～1152）には「禁中の起居の状を問う」た罪により一度は解職されたものの⁽¹²⁾、貞元2年（1154）には前年に新首都とされた中都大興府の副官（従四品）に任じられ、さらに「歳余」にして兵部尚書（正三品）として中央政府に復帰した。正隆2年（1157）には蕭恭が兵部尚書として軍事体制の強化に参画していることが確認される⁽¹³⁾。翌正隆3年（1158）には南宋皇帝の生誕日を祝うために派遣される賀宋生日使（賀生辰使）に任じられた（『金史』海陵本紀によれば3月朔）。対宋使節への任命はエリートコースの1つであり、また経済的利得をも得ることができる、一種の恩典であった〔西尾尚也2000, pp. 39-40, 42-48〕。母の喪に服した後は侍衛親軍馬歩軍都指揮使つまり皇帝の親衛軍団の司令官（正三品）として官に復帰し、次いで正隆4年（1159）には光祿大夫（従二品下）・兵部尚書に再任された。つまり、蕭恭は、同知中京留守事就任を契機として、ほぼ一貫して中央政府の要職を歴任しているといえる。

この間、金廷中央ではやはり激変が起きていた。皇統9年（1149）12月、宗幹の長子で平章政事の任にあった迪古乃（漢名は亮）がクーデタを起こして熙宗を弑し、第

4代皇帝として即位した。彼は後に海陵王と称される。この海陵王のクーデタに最大の貢献をなしたのは、蕭恭と同じくキタイ系奚族出身の蕭裕であった。『金史』海陵本紀および蕭裕伝は、海陵王と蕭裕の結託を以下のように記す。

『金史』海陵本紀

皇統四年、加龍虎衛上將軍、爲中京留守、遷光祿大夫。爲人僿急、多猜忌、殘忍任數。初、熙宗以太祖嫡孫嗣位、亮意以爲宗幹太祖長子、而已亦太祖孫、遂懷覬覦。在中京、專務立威、以厭伏小人。猛安蕭裕傾險敢決、亮結納之、每與論天下事。裕揣知其意、因勸海陵舉大事、語在裕傳。七年五月、召爲同判大宗正事、加特進。十一月、拜尚書左丞、務攬持權柄、用其腹心爲省臺要職、引蕭裕爲兵部侍郎。… [皇統9年4月] 遂出爲領行臺尚書省事。過中京、與蕭裕定約而去。至良鄉、召還。海陵莫測所以召還之意、大恐。既至、復爲平章政事、由是益危迫。

『金史』卷129・蕭裕伝

蕭裕、本名遙折、奚人。初以猛安居中京、海陵爲中京留守、與裕相結、每與論天下事。…海陵竟成弑逆之謀者、裕啓之也。海陵爲左丞、除裕兵部侍郎、改同知南京留守事、改北京。海陵領行臺尚書省事、道過北京、謂裕曰：「我欲就河南兵建立位號、先定兩河、舉兵而北。君爲我結諸猛安以應我」。定約而去。海陵雖自良鄉召還、不能如約、遂弑熙宗篡立、以裕爲祕書監。

蕭裕は猛安として奚族の故地である中京路に居り、皇統4年(1144)海陵王が中京留守として赴任したことを契機に、両者は結託を強めた。海陵王は皇統7年(1147)11月に尚書左丞に遷り、その際には蕭裕を兵部侍郎に招いた。同9年(1149)4月に領行台尚書省事として開封に赴く途上、海陵王は、同知中京留守事⁽¹⁴⁾に任じられていた蕭裕に「諸猛安」を糾合して拳兵に呼応するよう密約した。すなわち、海陵王のクーデタ計画は、蕭裕の指揮下にある諸軍団を軍事的後盾としていたのである [王淑英 1998, p. 53]。

ここで、再び蕭恭の経歴を考えてみたい。金制の1考は30ヶ月もしくは満3年であり(『金史』卷52・選舉志2)蕭恭は天徳2年～3年(1150～1151)に兵部侍郎に在職しているから、その前職の同知中京留守事の在任期間はまさに海陵王のクーデタの前後となる。一方、海陵王クーデタ時には蕭裕が同知中京留守事となっている。つまり、蕭恭と蕭裕は、中央では兵部侍郎、中京路では同知留守事を、ごく近い時期に務

めているのである。蕭恭伝には明言されないが、海陵王・蕭裕のクーデタ計画には、中京路東半地区（なかでも興中府などの5州）に地盤を有していた蕭恭も協力したに相違ない。海陵王新政権下での殊遇ぶり、特に兵部侍郎として初めて中央政府に入った後に、功臣への恩典である世襲謀克〔三上 1972, pp. 219-229〕を授与されているのも、クーデタ参画の見返りとみるべきである。

海陵王のクーデタに蕭恭ら「旧ダライ派」が参加したという傍証がもう一つある。海陵王の信任を得て尚書右丞相・中書令まで昇りつめ、その勢威は「任職用事頗専恣、威福在己、勢傾朝廷。海陵倚信之、他相仰成而已」（『金史』巻129・蕭裕伝）と伝えられた蕭裕は、しかし、貞元2年（1154）正月に謀反の罪で誅殺された。その間の事情を蕭裕伝は次のように述べる。

而海陵猜忍嗜殺、裕恐及禍、遂與前真定尹蕭馮家奴・前御史中丞蕭招折・博州同知遙設・裕女夫遏刺補謀立亡遼豫王延禧之孫。裕使親信蕭屯納往結西北路招討使蕭好胡、好胡即懷忠。懷忠依違未決、謂屯納曰：「此大事、汝歸遣一重人來」。裕乃使招折往。招折前爲中丞、以罪免、以此得詣懷忠。懷忠問招折與謀者復有何人、招折曰：「五院節度使耶律朗亦是也」。懷忠舊與朗有隙、而招折嘗上撻懶變事、懷忠疑招折反覆、因執招折、収朗繫獄、遣使上變。

蕭裕は蕭馮家奴、蕭招折、博州同知の遙設、女婿の遏刺補らと共謀して、キタイ帝国の末帝である天祚帝（「亡遼豫王延禧」）の孫を擁立する計画を立てた。この謀反は長期にわたって計画されたものであったが⁽¹⁵⁾、しかし、西北路招討使の蕭懷忠（好胡）の通報により露見し失敗した。蕭懷忠が蕭裕を裏切った理由は、一つには謀反参加者の1人耶律朗との確執であるが、もう一つには「招折嘗上撻懶變事、懷忠疑招折反覆」という疑念であった。一方【Ⅲ】で掲げた苗耀『神麓記』では、ダライの謀反を密告したのは「親信契丹人」召哲郎君とされる。この召哲（*tʃieu-tʃie）郎君と蕭招折（*tʃieu-tʃie）とが同一人物であることに疑問はない⁽¹⁶⁾。つまり蕭裕の与党蕭招折はかつてダライの側近だったのである。

蕭裕自身がかつてダライ派に属したかは不明ながら、少なくとも、蕭裕が糾合していた「諸猛安」とは、ダライの中京地域平定によってその配下とされたキタイ系軍団を中心としていたものと推測される。ダライを倒すことで権力基盤を固めた熙宗政権のもとでは、この「旧ダライ派」キタイ系軍団は故地の中京路で逼塞を余儀なくされたのであろう。そのただ中に野心に満ちた海陵王が中京留守として赴任したことは、

彼らキタイ族にとっても中央政界に浮上するための好機となったに相違ない。

なお、蕭裕の謀反とその失敗が、直接にその他のキタイ系武将・官僚に影響を与えたふしはみられない〔外山 1964, pp. 88-90〕。本来は蕭裕と「同謀」とされた蕭懷忠も、謀反密告の功により枢密副使に昇進し、後には西北辺境防衛の大任を委ねられている〔『金史』巻91・蕭懷忠伝。ただし、撒八・移刺窩斡の反乱の鎮定に失敗した罪で誅殺された〕。同様に、蕭恭も引き続いて首都・中央政府の要職を歴任している。少なくとも表面上では、蕭恭は蕭裕の謀反には無関係とみてよからう。蕭恭は奚王の後裔に生まれ、ダライ配下でも5猛安軍団の司令官とされた経歴があるにも関わらず、その官位は光祿大夫、職は兵部尚書にとどまる。一方、最高位の尚書右丞相・中書令まで昇りつめた蕭裕は、もとは「猛安」つまり1千人隊長に過ぎなかった。名族出身の蕭恭と「成り上がり」蕭裕とは、海陵王の奪権に際して協同したとはいえ、必ずしも良好な関係にはなかったのかもしれない。

【V】海陵王が蕭恭を西夏との国境画定交渉のために派遣したのは『金史』海陵本紀によれば正隆4年（1159）3月朔であり、明らかに対南宋遠征の際にその背後を西夏から衝かれぬための事前交渉であった。海陵王は前年の正隆3年（1158）にはすでに対南宋遠征の意志を固めており〔陶晋生 1963, pp. 33-35〕、この年に蕭恭らを使節として宋へ派遣したのも敵情視察を目的としていた⁽¹⁷⁾。海陵王が蕭恭を南宋出使・対西夏交渉に相次いで任じたこと自体、その信頼の厚いことを物語る。なお、この国境画定作業の結果を直接に物語る「画界碑」3点が近年陝西省呉旗で発見された。それらの銘文によれば、この「画界碑」の立石は正隆4年5月、その責任者は「宣差兵部尚書光祿」すなわち蕭恭その人である〔姫乃軍 1994〕。

しかし蕭恭は、大任を果たした後、海陵王から与えられた「信牌」を紛失したことが原因で病を發し、太原府で病没した。天会3年（1125）の伐宋戦開始時に23歳であったというから、享年は57歳となる。

【VI】蕭恭が没する直前、海陵王は、護衛として近侍させていた蕭恭の子の九哥を派遣し、蕭恭を迎えさせたが手遅れであった。蕭恭の棺は手厚く護送されて中都に至り、その葬礼には百官が出席した海陵王自らも臨席した。なお、臣下の葬礼に皇帝自身が臨席するのは、皇族の完顔一族や后妃を除けば宰相クラスの高官もしくは駙馬世威の場合がほとんどである⁽¹⁸⁾。官職では兵部尚書に過ぎない蕭恭に対する海陵王の厚礼は異例といえ、海陵王の奪権に蕭恭が果たした功績の大きさを推測させる。

以上を総括すれば、蕭恭の経歴は、金によるキタイ族平定や対南宋遠征または金廷内部の権力闘争・クーデタなど、金朝政治史の動向とも密接に関連して浮沈していたと

結論できる。そして金廷支配層にとっての蕭恭の重要性、あるいは蕭恭の金廷に対する影響力は、彼が率いるキタイ系軍団の軍事力がその源であったと考えられる。

2. 金代のキタイ系武将をめぐって

前章でみたような蕭恭の経歴は、実は、金代のキタイ系将相とも共通する点が少なくない。以下には、彼らの伝記資料をもとに、その特徴を列挙してみよう。

(1) ジュシェン宗室とキタイ系武将

キタイ帝国が金により平定された際、投降したキタイ系武将の多くは、投降先のジュシェン宗室・領袖と個人的な主従関係を取り結んでいる。前章にみたように、中京路を平定したダライの麾下には、蕭恭・移刺成・蕭王家奴らの中京路地域を本拠とするキタイ系武将が多数加わっていた。

一方、ダライの政敵ウジュも、その属下には少なくないキタイ系武将を抱えていた。移刺成と同じく横帳出身の移刺温は、はじめ睿宗オールド (*Ordo>訛里朶。漢名は宗輔のち宗堯、太祖の第五子) 麾下の渤海人武将大臭 (『金史』卷80) に従っていたが、天会7~8年 (1129~1130) の江南遠征を契機としてウジュの信任を得、ウジュの遠征には必ず従軍したという。特に天眷元~2年 (1138~1139) 頃のウジュの北方遠征 [外山 1964, pp. 430-431] に際しては官職を捨てて従軍しており、その主従関係の濃密さがうかがえる⁽¹⁹⁾。耶律安礼は天眷初年 (1138) 頃に山西で「元帥」に従っている。山西は南進する金軍にとって右翼にあたるから、この「元帥」とは天会15年 (1137) に右副元帥に就任したウジュと考えられる。また安礼は後に海陵王からウジュの「故吏」とみなされており、ウジュ派に属していたことは確実である⁽²⁰⁾。キタイ帝国駙馬家の後裔である石抹卞も、まず睿宗オールドに従い、その死 (『金史』熙宗本紀では天会13年 (1135) 5月甲申) 後、天会末年 (1137) 頃にウジュの帳下に召し抱えられた。石抹卞は当時金廷の実権を握っていたダライ・宗磐らの勧誘を受けたが応じなかったという⁽²¹⁾。ウジュがダライ配下のキタイ系武将の招致工作を行なった可能性については前章【Ⅲ】で述べた通りだが、ダライ側も、同様にウジュ派のキタイ系武将を勧誘していたのである。

この他にも、ジュシェン宗室に仕えていたキタイ系武将の例として耶律恕を挙げることができる。彼もまた横帳の出身であり、宗室出身の婁室 (『金史』卷72) に従って山西・陝西方面の平定に従軍し、婁室の死後、やはり陝西方面の最高司令官となっ

た撒離喝の辟召を受けてその参謀となり軍務を委ねられている⁽²²⁾。

(2) キタイ系武将と質子・禁軍・群牧

ダライは中京路を平定してその統治を蕭翊に委ねるにあたり、子の蕭恭を質子として手許に置き、後には蕭恭をキタイ系軍団の長に据えて影響力を行使した〔前章【I】参照〕。蕭恭のようにジュシェン宗室のもとで養育されたキタイ系武将の例としては石抹栄がある。キタイ・金戦争の際、父惕益が天祚帝に随従したため、石抹栄はその母とともに女真文字の作製者として著名な完顔希尹（ジュシェン名は谷神）の家で養育され、成長すると希尹の上司であった宗翰の幕府に出仕したという⁽²³⁾。

また、金の中央集権化が進められたとされる熙宗時代以降は、キタイ系武将ないしはその子弟が護衛として禁軍に属する例が頻見する〔cf. 藤原 2000, pp. 228-230〕。まず禁軍を司る殿前都点検司が天眷元年（1138）に設置された際、その初代の長官（都点検）を務めたのはキタイ帝国の駙馬家出身の蕭仲恭であり〔外山 1964, p. 320〕彼は「衛禁有備」の功によって銀青光祿大夫・尚書右丞に昇進している（『金史』巻82・蕭仲恭伝）。前述の石抹栄も、熙宗即位に伴って宗翰が失脚すると、天眷二年（1139）に護衛に充てられ、後には宿直將軍に昇進している⁽²⁴⁾。海陵王時代では蕭裕の弟蕭祚が殿前左副点検（『金史』巻129・蕭裕伝；『金史』巻76・宗本伝）、また蕭恭も侍衛親軍の馬歩軍都指揮使に任じられ、蕭恭の子蕭九哥も護衛として海陵王側近に在った〔前章【VI】参照〕。正隆6年（1161）海陵王の南宋遠征開始直前時には都点検の耶律湛、右衛將軍の蕭禿剌が反乱鎮圧のために派遣されており（『金史』海陵本紀・正隆6年5月、同8月；同巻91・蕭懷忠伝）、同年6月29日には「護衛契丹軍」300人余が河南の汝州で反乱を起こし南宋側に逃亡したという⁽²⁵⁾。海陵王は6月22日癸亥には南京開封府に入城しているから（『金史』海陵本紀）、この「護衛契丹軍」は明らかに海陵王の親衛部隊の一部である。同年10月に耶律元宜が海陵王を暗殺した際には、元宜の子で宿直將軍だった耶律母里哥も加わっていたという⁽²⁶⁾。時代は降るが、石抹仲温も護衛十人長から宿直將軍・器物局使・左衛將軍・左副点検を歴任している⁽²⁷⁾。

さらに禁軍で護衛に充てられたキタイ族は、官営軍馬牧場である群牧や、都点検司の属局で御馬管理を担当する尚厩に任じられる例も多い。海陵王の南征に際して最高司令官を務めた耶律元宜は、そもそも騎射・ポロ競技に秀でた遊牧武人であり、皇統元年（1141）に護衛に充てられた後、甌里本群牧使を経て、再び都点検司の属官である武庫署令・符宝郎を歴任した⁽²⁸⁾。奚族出身の伯徳梅和尚は、海陵王の正隆5年（1160）に護衛に充てられた後、曷魯腕群牧副使を経て、禁軍に復帰して護衛十人長

→尚厩局副使→尚厩局使→右衛將軍拱衛使を歴任し「尚厩を典ること十余年」であったという⁽²⁹⁾。横帳出身で熙宗初年に護衛に充てられた移刺按答も、騎射を善くするのみならず善馬の選定に多々関与するなど、いかにも騎馬遊牧民らしい才能が伝えられる⁽³⁰⁾。貞元3年(1155)に賀宋使として派遣された耶律隆も、『金史』巻60・交聘表上では同知南京路転運司事の任にあったとされるが、南宋側の史料によれば武散官(広威將軍)を有し、群牧副使に充てられている。〔『建炎以来繫年要録』巻168・紹興25年(1155)5月乙丑。〕

このように金廷がキタイ族出身者を護衛・尚厩官として禁軍に配し、あるいは群牧官に任じたのは、日常的に皇帝身边で勤務させることで彼らを懐柔・掌握し、さらには彼らを通じてキタイ系遊牧集団の管制を図ったものと、筆者は考える。撒八・移刺窩斡の反乱後まもない大定6年(1166)でも皇帝の親軍中に「逆党」つまり遊牧キタイ族の子弟が少なからず所属していたこと⁽³¹⁾や、キタイ系遊牧民の反乱に対する招諭や統治対策には多くの場合キタイ系武臣・官僚が任じられていることも⁽³²⁾、この推測を裏付ける。群牧と尚厩局とが馬群管理の点で密接に関係することは、金後期の明昌4年(1193)に尚厩局使の石抹貞が慶州(キタイ諸帝の陵墓が集中する)を拠点として群牧所の再整備を担当したこと⁽³³⁾からもうかがえる。また金代の群牧の多くはキタイ帝国の群牧を継承し、その軍馬の飼養も主として金の西北方～北方に展開するキタイ系遊牧民が担当していたと一般に考えられている[e.g., 高井 1999, pp. 36-40]。

ひるがえって、タライ・ウジュ・完顔希尹・宗翰ら金初期のジュシェン有力者が、蕭恭・移刺成・蕭王家奴・石抹栄・移刺温・耶律安礼・石抹下らの帰順キタイ系武将を属下に抱えたことも、その配下のキタイ系遊牧軍団の掌握を目的としたものとみなせよう。このようなジュシェン有力者とキタイ族との関係、あるいは金の禁軍とキタイ系武官との関係は、ケシク(mo. kesig < tü. kăzig)と呼ばれたモンゴル帝国時代の親衛隊制度とも相通ずる点がある。周知のように、モンゴル帝国のケシク制度は、モンゴル遊牧貴族の子弟を質子としてモンゴル皇帝のもとで出仕させ、人格的な主従関係を強化するとともに、モンゴル政権の高級将相を育成することを目的とした。またこの制度は帰順勢力の代表者にも適用され、モンゴル帝国は質子とされた子弟に帰順勢力の代表者を襲継させてその掌握を図ったのである。さらに清代のヒヤ(hiya ~ chin. 侍衛・護衛)制もモンゴル時代のケシク制と酷似しており、これを杉山清彦[2003, pp. 119-129]はモンゴル帝国から清朝に継承されたものと推測している。これらモンゴル時代・清朝時代の親衛隊制度の淵源が金代さらにはキタイ帝国時代に

まで遡及して確認できるかは、今後の検討課題である。

(3) 金の軍事活動とキタイ系武将

金朝がキタイ族を軍事的に重用したことはすでに諸先学により指摘されているが、そこでは対北方・西方辺境防衛の任が強調されてきた。

しかしながら、金の南方への軍事活動すなわち対宋遠征にも多数のキタイ系武将が参加していたことは、本稿で言及してきた蕭恭・移刺成・蕭王家奴・移刺道・耶律安礼・石抹卞・石抹栄らの事績からも明瞭である。天会3年(1125)に始まる対北宋遠征に参加したキタイ系武将としては、『金史』に列伝がある者だけでも、蕭恭らの他に、伯徳特离補(巻81)・耶律塗山(巻82)・耶律余睹(巻133)・耶律懷義(巻81)・移刺幹里朶(巻90)・耶律恕(巻82)・移刺温(巻82)らの名を挙げることができる。

さらに、正隆6年(1161)の海陵王による南宋遠征にも、やはり多数のキタイ系武将が参加している。この南宋遠征に際しては、北・西北辺境＝内蒙古地域のキタイ族らが徴兵に反発し撒八・移刺窩斡らに率いられて大反乱を起こした〔三上・外山1939〕という経緯から、従来キタイ系武将の参加は必ずしも注意されていなかった。しかし、海陵王の南征を鳥瞰研究した陶晋生〔1963〕によると、この南征に従軍したキタイ系武将として、海陵王に直属し淮西方面に進攻した耶律元宜・その子で驍騎副都指揮使であった耶律王祥をはじめ、耶律元宜軍の別動部隊として淮東に進攻した奚撻不也(蕭琦)〔陶晋生1963, pp. 149-150; 外山1964, pp. 96-97〕、武毅軍都総管として襄陽・漢水方面に進攻した石抹卞、軍糧補給担当の移刺道(本名は按)、濟州路行軍万戸となった移刺温、神果軍都総管として泗州に駐留した石抹栄および耶律没答、威略軍都総管の蕭中一らが挙げられ、さらに『金史』列伝からも移刺慥(89)・移刺子敬(巻89)・移刺幹里朶(巻90)・移刺道(趙三、巻88)・耶律神都斡(巻81)・耶律懷義伝)らを数えることができる。

特に耶律神都斡は南征直前まで西北路招討都監として内蒙地域の遊牧民統治を担当しているから、南征にも遊牧キタイ族を引具した可能性がある。さらに、耶律元宜麾下の南宋遠征軍が内蒙古から徴兵された遊牧キタイ族で構成されていたことを示す徴証として、元代のキタイ系官僚の蕭璘の伝記である胡祗通「衛輝提領長官蕭公神道碑」(『紫山大全集』巻16)が挙げられる。この「蕭公神道碑」によれば、蕭璘の先祖は代々キタイ帝国の貴族であり、海陵王の正隆年間(1155～1161)に大名路清平県に駐屯し、そのまま土着した⁽³⁴⁾。一方『金史』巻132・完顔(耶律)元宜伝は「海陵伐宋、(元宜)以本官領神武軍都總管、以大名路騎兵萬餘益之」といい、正隆6年

(1161)の南征に際して耶律元宜の麾下に約1万の「大名路の騎兵」を加えたという。この「大名路の騎兵」とは、蕭璘一族ら海陵王時代に「屯戍」を名目として内蒙古から徴兵されたキタイ軍団をさすものであろう。また「蕭公神道碑」は蕭璘の4世の祖阿薩遜がキタイ帝国時代に群牧長官にも任じられたといい、一方耶律元宜は禁軍の護衛・武官と群牧官とを歴任している〔(2)節参照〕。耶律元宜らキタイ系武将・軍事官僚を通じて蕭璘一族らの遊牧キタイ族を管制するシステムは、海陵王の南征に際して最大限に活用されたに相違ない。正隆6年(1161)6月に撒八・移刺窩斡らに呼応して河南の汝州で反乱を起こした「護衛契丹軍」(2)節参照)も、おそらくは護衛として金の禁軍に出仕したキタイ系武将によって内蒙地域から招致・徴兵されたものではなかろうか。

(4) 海陵王との関係

海陵王が自己の権力を確立するため、ジュシェン宗室勢力を抑圧・弾圧・肅清してキタイ・漢人・渤海などの臣僚を登用したことは、第5代世宗(ジュシェン名は烏祿、位1161~1189)の「海陵時、契丹人尤被信任」という言(『金史』巻88・唐括安礼伝)に象徴される。この点は、海陵朝では蕭裕・蕭玉・耶律安礼・蕭蹟・耶律恕らのキタイ族(奚族を含む)出身者が宰執(尚書令・左右丞相・平章政事・左右丞・参知政事)の半ばを占めたという数量的分析からも確認され〔三上1970, pp. 331-335, 425-427, 432-433; 三上・外山1939, p. 436; 外山1964, pp. 87-88〕、また対宋使節の人選にも反映している〔西尾尚也2000, p. 42〕。

しかしながら、武力抜きに単に官僚ポストを操作するだけで、ジュシェン宗室勢力を弾圧・掣肘するほどの海陵王独裁が可能になったとは思えない。少なくともキタイ系官僚の多くは、(2)節でみたキタイ系武将と同様にキタイ系遊牧軍団と密接なコネクションを有し、海陵王によるキタイ系官僚の登用も、彼らの背後にある軍事集団としての遊牧キタイ族を自らの独裁権力構築に利用することを目的としていたのではなかろうか。現に、上述のキタイ系宰執のうち、蕭裕は中京路のキタイ系軍団という軍事力をもって海陵王のクーデタを支援した〔第1章【Ⅳ】〕。耶律安礼・耶律恕も対宋戦争に従軍した経験をもつ〔(1)参照〕。この両名はそれぞれウジュ・撒离喝と個人的主従関係にあり、いわば、海陵王が敵視したジュシェン宗室勢力に連なる者であった。にもかかわらず海陵王が彼らを登用したのは、やはり彼らが同族のキタイ系と連絡し得る立場にあったからであろう⁽³⁵⁾。蕭玉も、海陵治世に尚書省令史・礼部尚書・参知政事・尚書右丞・平章政事・右丞相と専ら文官として登用されているようである

が、後には軍職の定海軍節度使となっている⁽³⁶⁾。また蕭頤も、正隆元年(1156)に尚書右丞を解任された後は北京(旧の中京)留守に転任し、撒八・移刺窩斡の反乱鎮定にも任じられたようである⁽³⁷⁾。彼の弟蕭順も武将として陝西方面に在ったといい⁽³⁸⁾、一見「文官・文職」にあるキタイ系官僚でも軍事的活動と無関係とは限らない例と言えよう。

おわりに

本稿では、まずキタイ系武将の蕭恭の伝記史料をもとに、彼の事績を金朝政治史の展開に位置づけた。次に、金代のキタイ系武将・官僚の事績から、蕭恭の活動と軌を一にする事例を挙げ、その歴史的背景について概観した。その結果、金代前半期のキタイ系武将・官僚の多くは、遊牧キタイ族の軍事力を背景として金朝の諸政治勢力と結びつき、その活動は金朝政治史とも密接に連動していることを指摘できたと考える。

もとより、本稿は金代前半期のキタイ系武将を対象とした素描にとどまり、より綿密に再構成する余地は多々ある。特に、金朝後半期のキタイ族についての分析は今後の重要課題となろう。近年、モンゴル帝国史研究の立場からも、モンゴル帝国勃興期における金朝支配下のキタイ族の軍事的・政治的プレゼンスがしばしば注目されているからである[松田1992; 杉山正明1992, pp. 57-59; 杉山正明1997, pp. 335-337; 杉山正明1999, pp. 73-74]。さらに、金代のキタイ族の動向にかつてのキタイ帝国の諸事象がどの程度反映されているかも重要な問題となる。すなわち、西暦10~14世紀を通時的に貫く形でキタイ族の動向をとらえることは、キタイ史・ジュシェン史・モンゴル史全体に波及する課題となる。

一方、確かに、金廷はしばしばキタイ族の「民族意識」に注意を払っており、またキタイ族の側でも反乱・謀反の際には旧キタイ帝室を擁立する動きが散見され、諸先学もその点を強調している。しかし、所謂「キタイ民族意識」は必ずしもキタイ族の行動を決定するものではなく、実際にはより小さな党派・人脈さらには個人レベルの利害が重視されることもある⁽³⁹⁾。さらに、蕭恭や移刺成・蕭王家奴らダライ麾下のキタイ系武将の動向[第1章【Ⅲ・Ⅳ】・第2章(1)参照]にみられるように、それらの党派・人脈は「キタイ民族」に限定されて構築されるわけではなく、政治状況と関わって柔軟に再編されていた。このようなキタイ系武将・官僚の人的結合を捕捉する際には、「キタイ民族史」の内輪に留まることなく、個々の政治状況を理解した上での位置づけが欠かせない⁽⁴⁰⁾。

以上のような作業は、同時に、東方アジアにおける「国家」・「民族」・「政治」の実態の総体的把握につながるものとなろう。

注

- (1) キタイ帝国時代、全てのキタイ族が耶律・蕭のいずれかを姓としたこと、また金代以降の漢文史料に現われる移刺・石抹がそれぞれ耶律・蕭の異漢字転写であることは周知の通りである。本稿でいうキタイ族とは、耶律・移刺・石抹姓の者、および蕭姓で明らかに非漢語の人名を名乗る者をさす。
- (2) 外山軍治「金朝政治の推移」・「金朝治下の契丹人」[外山1964, pp. 1-64, 66-122] およびそこに引用される諸文献、また三上・外山 [1939]・西尾賢隆 [1977] を参照。
- (3) 奚は北魏時代からキタイの西・南隣で遊牧していた集団であり、遙里・伯徳・奥里・梅只・楚里の5つの下部集団から構成されていたが、9世紀末～10世紀初頭に興隆したキタイによって征服され、キタイ治下では奚六部＝奚王府部に再編成されて中京道方面に放牧地を定められた [島田1979, pp. 87-99]。『金史』には蕭堂古帯 (巻63・后妃伝上・昭媛察八)・伯徳特离補 (巻81)・蕭王家奴 (巻81)・蕭恭 (巻82)・蕭懷忠 (巻91)・伯徳窋哥 (巻122)・蕭肆 (巻129)・蕭裕 (巻129) など、出自を「奚人」とされる者や、また奚馬和尚 (巻2・太祖本紀・天輔7年 (1123) 6月)・奚回离補 (巻67)・奚撻不也 (巻6・世宗本紀・大定3年 (1163) 5月) など、「奚某」と呼ばれる者が散見する。これは金代にもキタイと奚とが区別され続けていた可能性を示す。しかし『金史』巻91・蕭懷忠伝には「蕭懷忠、本名好胡、奚人…海陵意謂、懷忠與蕭裕皆契丹人」とあり、少なくとも金廷側は、奚人である蕭懷忠・蕭裕を「契丹人」すなわちキタイ族の一部と認識していたことが判明する。そこで本稿でも、奚をキタイ族に含めて扱う。
- (4) 特記しない限り、個別事件の年代比定は『金史』本紀および外山 [1964] 巻末の年表に従う。
- (5) 蕭恭伝の「建・興・成・川・懿五州」のうち「興」は興中府の誤略とみる。蕭翊が興中尹に任じられており、また建州・成州・川州・懿州は興中を中心として中京路の東半地区に集中するが、遼の興州・金の興州 (遼代の北安州) はいずれもこの地区から若干隔たっているからである。
- (6) 遙輦九營・遙輦昭古牙と奚族との関係については不明の点が多く残る。キタイ帝国時代には、皇族耶律氏の勃興以前のキタイ族の支配者だった遙輦氏の部民で構成されていた遙輦九帳族が存在した [島田1952, pp. 102-113]。撻懶伝の遙輦九營がこの遙輦九帳に関係する集団であることは確実である。蔡美彪 [1983, p. 6] は、遙輦昭古牙をキタイ帝国時代の遙輦纛 (遙輦九帳の属下の纛軍) の後裔とし、また『金史』巻44・兵志・兵制の「所謂奚軍者、奚人遙輦昭古牙九猛安之兵也」という記事から、遙輦昭古牙およびキタイ帝国時代の遙輦纛がキタイ帝国に服属した奚人で構成されたとする。なお『金史』撻懶伝は遙輦昭古牙を「遼の外戚」というが、遙輦氏がキタイ帝室と通婚した例は知られていない。一方、『遼史』巻

- 65・公主表で昭懐太子の女を娶ったとされる蕭韓家奴は、おそらく『遼史』巻96に立伝される奚王後裔の蕭韓家奴と同一人物であろう。本伝によれば、彼は国舅帳（歴代キタイ皇后を輩出する特定一族）の成員あるいは駙馬に与えられる「蘭陵郡王」号〔武田 1994, pp. 273-276〕を与えられているからである。ただし、この蕭韓家奴と遙輦九營・遙輦昭古牙との関係も全く不明である。また『遼史』公主表では聖宗の女が奚王蕭高九に下嫁したとされるが、この蕭高九は奚族ではなく国舅帳族に属する蕭孝誠に比定されている〔馮永謙 1988, p. 170; 宇野 1997, pp. 206-207〕。
- (7) 陳述 [1960, p. 143] はこの点に気づいていない。
- (8) 『三朝北盟会編』巻197・紹興9年(1139)8月11日条、張匯『金虜節要』「金人之陷山東、多撻懶之力也。撻懶久居濰州、回易屯田遍於諸郡、每認山東以爲己有」。また、外山 1964, p. 232-242; 村上 1993, pp. 343-345。
- (9) 島田 1952, pp. 121, 132-133。また、中京の南郊にあった静安寺が横帳の蘭陵郡夫人蕭氏によって建立されていることも、横帳が中京方面に勢力を有していたことを示す〔田村 1964, p. 359〕。
- (10) 『金史』太宗本紀・天会3年(1125)10月「甲辰…六部路軍帥撻懶爲六部路都統、斜也副之」。『金史』巻76・杲(斜也)伝にも、彼が天輔6年(1122)以降に奚六部路・中京道の平定に関与した記事は無い。また陳述 [1960, p. 189] も参照。
- (11) 『金史』巻77・宗弼伝「宗弼乃得至江寧。撻懶使移刺古自天長趨江寧援宗弼、烏林答泰欲亦以兵來會、連敗宋兵。宗弼發江寧、將渡江而北。宗弼軍渡自東、移刺古渡自西、與世忠戰於江渡」。
- (12) 『金史』巻82・蕭仲恭伝によれば、仲恭の子で蘭子山猛安の拱(キタイ名は迪鞏阿不)が蕭恭らの罪に関連して誅殺されている。海陵本紀では拱の誅殺は天徳3年(1151)10月己巳である。また蕭恭とともに翰林学士承旨の宗秀(ジュシェン名は厮里忽)が処罰されているが(同巻76・袞伝)、宗秀の翰林学士就任は天徳初という(同巻66・宗秀伝)。天徳元年は皇統9年(1149)12月11日己未に改元され、わずか20日間しかないから、蕭恭の「禁中起居の状を問う」事件は天徳2～3年に起きた可能性が高い。
- (13) 『金史』巻44・兵志・兵制「正隆二年、命兵部尚書蕭恭等、與舊軍皆分隸諸總管府・節度使、授田牛使之耕食、以蕃衛京國」。中華書局本の校勘記を参照。
- (14) 皇統9年(1149)時点の「北京」は遼の旧都上京臨潢府(天眷元年(1138)に改名)であり、中京大定府が北京大定府と改名されたのは海陵即位後の貞元元年(1154)であるが、蕭裕伝の「北京」は後世の呼称が反映したものとみて海陵本紀の「中京」を採る。
- (15) 『金史』巻91・蕭懷忠伝「海陵意謂、懷忠與蕭裕皆契丹人、本同謀、逾年乃執招折上變」。
- (16) 中原音の表記は藤堂明保『学研漢和大辞典』(学習研究社、1978)によった。
- (17) 『建炎以来繫年要録』巻179・紹興28年(1158)5月「戊辰、金國賀生辰使驃騎上將軍殿前副都點檢蕭恭・副使中大夫尚書工部侍郎魏子平、見於紫宸殿。…(丙戌)時金主亮決意南攻、子平還入謁、首問以南方事」。
- (18) 宰相クラスでは、樞密使の石土門思敬(『金史』巻70・本伝)、太傅・領三省事の大臬(巻5・海陵本紀・貞元三年(1155)12月己亥; 巻80・本伝)、都点檢・參知政事の納合椿年

- (卷83本伝)、尚書令の鞠怨温敦思忠(卷84・本伝)、右丞相の紇石烈志寧(卷7・世宗本紀・大定12年(1172)10月乙未)、丞相兼都元帥の僕散忠義(卷87・本伝)、その子で平章政事・左副元帥の僕散揆(卷93・本伝)、右丞相の蔡松年(卷125・本伝)。世戚としてはいずれも公主を尚った徒単恭・烏古論蒲魯虎・唐括德温・徒単思忠(卷120・世戚伝)。これ以外では簽書徽政院事・太常卿・太子詹事の張用直(卷105・本伝)の例があるが、彼はかつて海陵王の師傅を務めており、やはり海陵との個人的関係の深さがうかがえる。
- (19) 『金史』卷82・移刺温伝「移刺温本名阿撒、遼横帳人、工契丹小字。睿宗爲左副元帥伐宋、温從大臯渡江、辟江寧府都巡檢。江寧・太平初下、宋遣諜人扇構百姓、應者數萬人。温擒其諜者、遂不敢竊發。宗弼嘉之、賜銀千兩・重彩百端・絹二百匹。宗弼每出征伐、未嘗不在行間。…會宗弼巡邊、温從軍、不之官」。
- (20) 『金史』卷83・耶律安礼伝「耶律安禮、本名納合、系出遙輦氏。…天眷初(1138)、從元帥於山西。…明年(1154)冬、宋國歲元使。被詔鞠治韓王亨獄于廣寧。亨無反狀、安禮還奏。海陵怒、疑安禮梁王宗弼故吏」。
- (21) 『金史』卷91・石抹卞伝「石抹卞。本名阿魯古列。五代祖王五、遼駙馬都尉。父五斤、爲羣牧使、從睿宗秋山、卞年十三、已能射、連獲二鹿、睿宗奇之、賜以良馬及金吐鶻。天會末年、宗弼爲右監軍、召卞隸帳下。…是時宗磐爲太師、撻懶爲左副元帥、人爭附之、使人召卞、卞不往。宗磐・撻懶皆以罪誅、人多其有識」。
- (22) 『金史』卷82・耶律恕伝「耶律恕、字忠厚、本名釋裡、遼横帳秦王之族也。爲人謹嚴有志、喜讀書、通契丹大小字。與耶律高八來歸。婁室問高八曰：「與爾同來者、誰可任用治軍旅事？」高八對曰：「釋裡可」。婁室與宗翰伐宋、恕隸前鋒、取和尚原、攻仙人關、特爲睿宗所知、再除太原・真定少尹。撒离喝辟署陝西參謀、委以軍務、遷行臺兵部侍郎、再遷尚書左司郎中」。なお後文によれば、耶律恕は平章政事在任(皇統8年(1148)6月～11月)中の海陵王から「いずれかの党派に属しているか?(君亦有黨乎?)」と問われ、「窮則獨善其身、達則兼善天下。不以其道得之、非怨之志也、何朋黨之有」と党派に属しないことを強調している。しかし、耶律恕に対する海陵王の質問は、自らの政敵となり得る撒离喝との関係を牽制し、耶律恕に自派に属するよう婉曲に勧誘したものと臆測可能かもしれない。海陵王のクーデタ即位の後、天徳2年(1150)10月に撒离喝は殺害されたが、耶律安礼は貞元元年(1154)6月に参知政事に昇進しているからである(『金史』海陵本紀)。
- (23) 『金史』卷91・石抹榮伝「石抹榮字昌祖。七世祖仕遼、封順國王。[天會2年(1124)]遼主奔天徳、榮父惕益挺身赴之。是時、榮方六歳、母忽土特滿携之流離道路、宗室谷神得之、納爲次室、榮就養於谷神家。惕益既見遼主、委以軍事。軍敗被執、將殺之、金源郡王銀朮可曰：「彼忠於所事、殺之何以勸後」。遂釋之。後從伐宋、卒於軍中。榮年長、事秦王宗翰、居幕府」。
- (24) 『金史』卷91・石抹榮伝「天眷二年(1139)充護衛。熙宗宴飲、命昨王元與榮角力、榮勝之、連仆力士六七人。熙宗親飲之酒、賜以金幣、遷宿直將軍」。熙宗本紀・皇統9年(1149)5月戊申の条には「宿直將軍蕭榮」なる人物がみえるが、これはおそらく石抹榮と同一人物であろう。
- (25) 『三朝北盟會編』卷231・紹興31年(1161)8月28日条「淮東運使楊抗申到探報、先是六

月二十九日、在汝州界叛了護衛契丹軍約三百餘人、往西京永安軍山内住泊。差河南府駐劄千戸去収」。

- (26) 『三朝北盟會編』卷245・『族長部曲録』「耶律勸農、人往往不知其名、以勸農呼之。…弒亮(=海陵王)者、此人首爲謀也。…耶律母里哥、勸農之子也。自宿直將軍弒亮。『金史』卷132・完顔(耶律)元宜伝と比較すると、耶律母里哥は元宜伝にみえる元宜の子王祥と同一人物と考えられる。なお、陳述[1960, p. 71]はこの点に言及しない。
- (27) 『金史』卷103・石抹仲温伝「石抹仲温、本名老斡、懿州胡土虎猛安人。充護衛十人長・太子僕正、除同知武寧軍節度使事・宿直將軍・器物局使。坐前在武寧造馬鞍虧直、章宗原之、改左衛將軍、遷左副點檢。坐征契丹逗遛、降蔡州防禦使。復召爲左副點檢、遷知臨洮府事」。なお、器物局も殿前都点檢司の属局である(『金史』卷56・百官志2)。
- (28) 『金史』卷132・完顔(耶律)元宜伝「元宜便騎射、善擊毬。皇統元年充護衛、累遷甌里本羣牧使、入爲武庫署令、轉符寶郎。海陵篡立、爲兵部尚書」。なお甌里本群牧の所在地については高井[1999, pp. 36-39]を参照。
- (29) 『金史』卷121・伯德梅和尚伝「正隆五年収充護衛、授曷魯碗羣牧副使。未幾、復召爲護衛十人長、改尚廐局副使、遷本局使、轉右衛將軍拱衛使者。典尚廐者十餘年」。
- (30) 『金史』卷91・移剌按答伝「移剌按答、遼横帳人。…熙宗初、充護衛。…按答騎射絶倫、善相馬、嘗論及善射者、世宗曰『能如卿乎?』閱馬於市、見良馬、雖羸瘦、輒與善價取之、他日果良馬也」。
- (31) 『金史』卷133・移剌窩斡伝「大定六年、點檢司奏『親軍中有逆黨子弟、請一切罷去』。詔曰『身預逆黨者罷之、餘勿問』」。
- (32) 『金史』卷121・訛里也伝「訛里也、契丹人。爲尚廐局直長。大定初、招諭契丹、窩斡叱令訛里也跪見、訛里也不從、謂曰：『我朝廷使也、豈可屈節於汝。汝等早降可全性命、若大軍至、汝輩悔將何及』。窩斡怒曰：『汝本契丹人、而不我從、敢出是言』遂害之」；『金史』卷133・移剌窩斡伝「移剌窩斡、西北路契丹部族。先從撒八爲亂、受其僞署、後殺撒八、遂有其衆。…世宗使移剌扎八・前押軍謀克播斡・前牌印麻駭・利涉軍節度判官馬腦等招之。扎八等見窩斡、以上意諭之。…(大定二年)詔平章政事移剌元宜往泰州規措邊事。…海陵末年、阿魯帶爲猛安、移剌娜爲牌印祇候、起契丹部族兵被執、至是挺身來降」；『金史』卷97・移剌益伝「移剌益、字子遷、本名特末阿不、中都路胡魯土猛安人也。…時北邊有警、詔百官集尚書省議之、太尉克寧銳意用兵、益言天時未利、宜俟後圖。…召爲尚書戸部侍郎、尋轉兵部。屬羣牧人叛、命益同殿前都點檢克往招降之。承安二年(1197)、邊鄙弗寧、上御便殿、召朝官四品以上入議、益謂『守爲便。天子之兵當取萬全、若王師輕出、少有不和、非惟損大國之威、恐啓敵人侵玩之心』」。
- (33) 『金史』卷57・百官志「諸羣牧所、又國言謂烏魯古。提控諸烏魯古一員、正四品。明昌四年置。是年以安遠大將軍・尚廐局使石抹貞兼慶州刺史爲之」。
- (34) 「公諱璘、字文玉、姓蕭氏。其先祖圖薩拉、世遼之貴族、贈奉國上將軍。四世祖阿薩遜、仕遼爲羣牧使。正隆中、子孫以屯戍遷清平之杏園營、遂爲清平人」。
- (35) 耶律恕は貞元2年(1154)7月に參知政事を致仕した後に中京路の興中尹に任じられており(『金史』海陵本紀；同卷82・耶律恕伝)やはり遊牧キタイ族との密接な関係が推測される。

- (36) 『金史』卷76・蕭玉伝；『金史』卷57・百官志3「諸節鎮。節度使一員、従三品。掌鎮撫諸軍防刺、總判本鎮兵馬之事、兼本州管内觀察使事。其觀察使所掌、並同府尹兼軍州事管内觀察使」。
- (37) 『金史』海陵本紀・正隆元年（1161）正月、正隆6年（1161）8月；同卷91・蕭懷忠伝。ただし陳述 [1960, p. 144] は北京留守の蕭蹟と参知政事・尚書右丞にあった蕭蹟とを同一人物とは考えていない。
- (38) 『三朝北盟会編』卷245・『族長部曲録』「蕭順、契丹人、右丞頤（蹟の誤）之弟、爲京兆尹兼右翼都監」。
- (39) 例えば蕭裕の謀反を密告した蕭懷忠は、キタイ帝室後裔を擁立するという「民族的」利害よりも、耶律朗（蕭裕の共謀者）との個人的な対立関係を優先させている [本稿第1章【VI】]。また撒八・移刺窩斡に率いられて反乱したキタイ族の内部でも、西遼への合流をめぐる対立が起きている [三上・外山 1939, pp. 540-541]。
- (40) この点でも、モンゴル帝国や清朝の政権構造とくにその基盤としての人的結合に対する研究 [本田 1991、第1章；志茂 1995；杉山清彦 1998；杉山清彦 2001；杉山清彦 2003]、また宇野伸浩によるキタイ帝国・モンゴル帝国を鳥瞰した帝室の婚姻構造研究 [宇野 1993；宇野 1995；宇野 1997] は大いに示唆的である。

参考文献目録

- 宇野伸浩 1993: 「チンギス・カン家の通婚関係の変遷」『東洋史研究』52-3, pp. 69-104.
— 1995: 「遼朝皇族の通婚関係にみられる交換婚—太祖時代から聖宗時代まで」『史滴』17, 34-54.
— 1997: 「遼朝皇族の通婚関係にみられる交換婚—興宗時代から道宗時代まで」『東方学会創立五十周年記念東方学論集』東方学会, pp. 193-208.
- 島田正郎 1952: 『遼代社会史研究』三和書房。
— 1979: 『遼朝史の研究』創文社。
- 志茂碩敏 1995: 『モンゴル帝国史研究序説』東京大学出版会。
- 杉山正明 1992: 『大モンゴルの世界』角川書店。
— 1997: 「日本における遼金元時代史研究」『中国—社会と文化』12, pp. 329-342.
— 1999: 「モンゴル世界帝国の成立」若松寛（編）『北アジア史』（アジアの歴史と文化7）同朋舎, pp. 69-87.
- 杉山清彦 1998: 「清初正藍旗考」『史学雑誌』107-7, pp. 1-38.
— 2001: 「清初八旗における最有力軍団」『内陸アジア史研究』16, pp. 13-37.
— 2003: 「ヌルハチ時代のヒヤ制」『東洋史研究』62-1, pp. 97-136.
- 高井康典行 1999: 「遼の斡魯朵の存在形態」『内陸アジア史研究』14, pp. 25-44.
- 武田和哉 1994: 「遼朝の蕭姓と国舅族の構造」『立命館文学』537, pp. 257-284.

- 田村實造 1965:『中国征服王朝の研究』上、東洋史研究会。
- 外山軍治 1964:『金朝史研究』東洋史研究会。
- 西尾賢隆 1977:「金末元初における契丹人の動向」『花園大学研究紀要』8, pp. 65-94.
- 西尾尚也 2000:「金の外交使節とその人選」『史泉』91, pp. 36-52.
- 藤原崇人 2000:「金代禁衛組織について」『大谷大学大学院研究紀要』17, pp. 207-239.
- 本田實信 1991:『モンゴル時代史研究』東京大学出版会。
- 松田孝一 1992:「モンゴル帝国東部国境の探馬赤軍団」『内陸アジア史研究』7/8, pp. 94-110.
- 三上次男 1970:『金代政治制度の研究』(金史研究2)中央公論美術出版。
- 1972:『金代女真社会の研究』(金史研究1)中央公論美術出版。
- 三上次男・外山軍治 1939:「金正隆大定年間に於ける契丹人の叛乱(上・下)」『東洋学報』26, pp. 399-436, 540-577.
- 村上正二 1993:「宋・金抗争期における太行の義士」『モンゴル帝国史研究』風間書房, pp. 309-382.
- 王淑英 1998:「奚人蕭裕與海陵王的關係」『北方論叢』1998-1, pp. 52-56.
- 姫乃軍 1994:「陝西呉旗出土金與西夏畫界碑」『文物』1994-11, pp. 92-93.
- 蔡美彪 1983:「亂與亂軍之演變」『元史論叢』第2輯、中華書局, pp. 1-22.
- 陳述 1960:『金史拾補五種』科学出版社。
- 1988:「大遼瓦解以後的契丹人」『契丹史論著匯編』上、北方史地資料編委会, pp. 275-296.
- 陶晋生 1963:『金海陵帝的伐宋與采石戰的考實』臺灣大學文學院。
- 馮永謙 1988:「遼史外戚表補證」『契丹史論著匯編』上、地方史地資料編委会, pp. 162-182.
- 馮繼欽 1986:「金代奚族初探」『求是學刊』1986-2, pp. 91-96.
- 1990:「金代契丹人分布研究」『北方文物』1990-2, pp. 52-58.
- 孟志東 1995:社會科學出版社。
- 李涵・張星久 1986:「金代奚族的演變」『武漢大學學報』1986-6, pp. 60-67, 15.

ペルシャ語資料中の契丹人三種
— 松井氏発表へのコメントに替えて —

Who were the Khitais in the Ilkhanid Iran

北川 誠 一
KITAGAWA Seiichi

はじめに

13世紀初め、モンゴリア東部における女真人、契丹人部隊は総兵力のおおよそ三分の一を占めるほどの大集団であった。女真人と契丹人の人口的優位は、チンギスハンの諸弟の所謂東方ウルスにおいては特に顕著であったと考えられる。オセツ人・キプチャク人・ロシア人軍団に比較すると彼らの活動は目立たないが、共にやがてモンゴル化して大元ウルスの支配層の一部を形成し、一四世紀末以降は、モンゴル民族を構成する重要な一部になったと推察することができる。モンゴル帝国における契丹軍団の趨勢に関する松井氏の発表は、モンゴル民族形成に関わる重要な提言を含んでいる。我々がこれまで歴史を国家単位に構想してきたことは、紛れもない事実でそれ事態欠点ということではないが、そのような方法によって、見失う事実があることは松井氏が指摘されるとおりである。近年、中国東北で女真の子孫であることを主張する人々が現れることを考えると、この発表の歴史的視野の広さを評価することができる。

さて、目を西アジアに転じて見よう。イルハン国形成の人的資源に関して、従来知られていることは、モンゴル系に比してトルコ系人材の優位であった。かくしてガザンやアブーサイドの宮廷の観察者は、ハンや重臣がトルコ語で会話していたことを記すのである。では、帝国東部で顕著であった契丹人はどのようなであったろうか。確かに、契丹の旧領は地理的にはアルタイ地方、ウイグリスタン程イランに近くはないが、イルハン国はフラグ家の私領が拡大したものではなく、帝国諸王家の共同遠征軍が自立したもので、人材的にも帝国の縮図であったと考えられるからである。イルハン国時代に記されたペルシャ語資料には、簡略ながらキタイ人あるいはカラ=キタイ人の活動に触れ、またキタイ、カラ=キタイの地理、歴史にも記すところがある。以下、この言葉について検討を加えたい。

1 14世紀イランのキタイ人武将

最後の実質的なイルハン、アブーサイド朝の有力家臣二五将中の第二二位に「側近の武将でキタイの種族に属するトカジャークの息子（クンジャークの息子）トクマーク」なる者の名が見える。本人だけでなく父、祖父の名が明らかであるが、トクマーク以外の世代の人々の出自、経歴、活動は全く不明である。そもそもこの家柄を除くと、イランにおいては、契丹系の集団の存在に関する史料はない。早くからイランに自立していたカラ=キタイ（黒契丹=西遼）系の人々である可能性も考えられるが、通例彼等は、カラ=キタイ人と呼ばれている。イルハン国におけるカラ=キタイ人とは、チンギスハンの征西に先立って、ホラズムのムハンマドに仕えていた西遼王室の人々で、遠征の混乱期中央アジアを逃れ、中央イランのケルマンに国を建てた人々である。モンゴル帝国は彼らの所領を安堵したのみならず、イルハン一族の妻として王女を迎え外戚の地位を与えて厚遇した。従って、キタイ人とカラ=キタイ人は区別されていたと考えられる。

イルハン国ではフラグ家の男系が絶えた後、チンギスハンの弟ジョチカサルの子孫トガチムールが地方的なイルハンに即位するが、東モンゴリアに領地を与えられていたジョチカサル家の家臣に契丹人がいて、イランに移住していたと考えることはできる。また、トルイ家にも歴代契丹人の集団が仕えていたことはあり得るし、また、大ハーンのもとからイルハンに派遣された契丹人がいなかったとは言えないし、また、バグダード遠征に参加したクカイルカイの他にイランに移住した漢人の武将がいなかったとも言えない。

いずれにしろ、イルハン国やその他の西方諸ハン国において契丹系の集団の活動に関する記述は少ない。彼らは西方においてはきわめて人口が少なく独自の戦闘単位を形成することができなかったか、あるいは活動の初期からチンギスハンに従ったものが少なかったため、支配階層に属する者が少なかったのではないだろうか。

2 アルタン・ハン

13・4世紀のイランで、「金」と「契丹（キタイ）」は通例混用されている。あるいは、モンゴル帝国初期の歴史に関するペルシャ語文献では、金は、「キタイ」と南宋は「ナンキヤース」と呼ばれている。しかし、13-14世紀の歴史家ラシードドディーンは、

彼らの言葉でこの国をハーン・ジュール・フーン国と呼び、モンゴル人はこれをジャーウグートと呼ぶが、インド人はチーンと呼ぶ。我々にはキタイとして知られている。距離が大きく調査研究がないため、チンとキタイは、別々であるといわれていた。しかしその二つは一つの国で同義であることが知られている。また別の国があるが、その国の人々は（それを）蛮子と、モンゴル人はナンキヤースと、インド人はマハチン即ち大チンという。他の人々はインドの言葉のマハの意味を知らないので、マチンと呼んでいる。（中略）また、部族の間にこの国におけるトルコマン人のように遊牧民がおり、この部族をキタイ人はキタンと呼び、モンゴル人はカラ＝キタイと呼んでいる。また我々もそのように。また彼らが住んでいる場所はモンゴルの砂漠とつながっている。彼らの中から一人の人物が台頭しキタイの王を破り、帝王になった。彼の子孫の何人かが長い間君臨した。彼の名はフルヒ・アパカであるが、これについてはこの後で記述しよう。この上述の民族と隣りあっている別の民族がいて、キタイ人はかれらをヌチン、モンゴルや他の人々は、ジュルジェドと呼んでいる。彼らは大きな都市をもっており、その名は（空欄）である。しかし、大部分が遊牧民である。また、彼らから一人の人物が上昇した。ワン・ヤン・アクダという名であった。ダイキムという称号を持っていた。キタイの国をカラキタイから奪った。モンゴル人は彼をグーダと言っている。

14世紀、中央アジア・フェルガナ地方出身のバナーカティーもラシードゥディーンラシードゥディーンの記述によりながら、はるかに簡略に、イラン人がキタイとよぶ国は、「ハーン・ジュール・フーン」と自称し、これをモンゴル人は「ジャームグート」、インド人は「チーン」と呼ぶと記している。さらに、この歴史家はキタイの国に「スーン族」「ジュルジェ（ジュルジェ）族」が興ったことを述べる。この「キタイ」国最後の皇帝は「アルターン・ハン」（金帝を意味する）の称号を持っていたことは様々な史料に見える。ここでも中国は、北のカラ＝キタイ、中央のキタイ、南のマンジに三分されている。中央のキタイに金や宋の王朝が興ったのである。しかも、金の皇帝アルターン・ハンがキタイの皇帝であるとする、キタイ人が女真人であることがありうる。

但し、ラシードゥディーンは、チンギスハンの時代に関して、女真と契丹を区別する。チンギスハンの95の千人隊組織中には、東モンゴルの軍団である左翼に、1206年以降チンギスハンに従ったと考えられる、カラ＝キタイ（契丹）人ウーヤール・ワーンシー（烏葉兒元帥）の一万、ジュルジャ（女真）人、トーガーン・ワーンシー（禿花元帥）の一万が含まれている。女真と契丹あるいは、厳密にはカラ＝キタイ

とジュルジャが区別されている。しかし、彼らはキタイを治めるアルターン・ハンの武将であったのであるから、政治的には、キタイ人ではなかったのであろうか。イルハン国においても、金に仕えていたカラ=キタイ人文官が、キタイ人とされることはなかったであろうか。

カラ=キタイが、西遷後の遼（西遼）のみを指さないことは、既に先学によって指摘されているとおりでである。つまり、遼の遺民耶律大石が西に走って建てた国家西遼の別名がカラ=キタイではなく、彼らは国を追われる以前から、カラ=キタイと呼ばれていたというのである。しかし、遼建国以前から、彼らがカラ=キタイ人と呼ばれていたかのような、ラシードゥディーンの記述はアナクロニズムであろう。

3 漢人工匠

フラグの征西軍中には、一千戸のキタイ人投石機部隊が派遣されていた。これは金の遺民でこの場合は、漢人であると考えられる。この部隊出身者の子孫が、高位の將軍にまで昇進する可能性はあったであろう。また、イルハン宮廷には多数の漢人学者が奉仕しており、14世紀の初め首都タブリーズには大ハーンに属する織物工房があったのであるから、種々の漢人職人がハンや、他の王侯貴族に従っていたことがありえる。プラド=チンサンのような高級官僚ではないにしても、元から管理に関する漢人が多数派遣されていたことも考えられる。そもそもラシードゥディーンの中国の歴史・文物に関する智識は、イランにおける漢人の存在無しには考えられない。従って、イランにおけるキタイ人が漢人であることはあり得る。

結 語

以上、松井氏の発表要旨を拝見し思いつくまを述べた。13・14世紀のイランでは契丹・女真・漢がすべてキタイと表現されている可能性があるので、イラン人歴史家や彼らに情報を伝えたモンゴル人が何をもってキタイ、キタイ人とするかは其々の事情によらなければならない。このような混乱は王朝の交替と民族集団の混在の状況から生じたものであろう

満洲族政権としての清朝

Qing Dynasty based on Manchu Politics

細谷良夫

HOSOYA Yoshio

序 清朝をめぐる二つの視点

満洲族（満族）を中核として構成された清朝政権が、遼・元王朝と同様に中国本土の漢民族を支配することによって完成したいわゆる征服王朝の一つであることは贅言を要しない。清朝に対する視点が他の征服王朝と相違する一つは、1940年に起きたアヘン戦争を境に近代社会へ転換すると共に、満洲族に代わって漢族の勃興を主張する「滅満興漢」のスローガンも唱えられた辛亥革命によって清朝が瓦解し中華民国が成立した結果、清朝は直接的に現代社会に接続し、その結果、現代中国の諸要因の源が清朝に求められること、すなわち清朝に対する視点と理解が時にはそのまま現代中国に対する視点と理解になって現れることであろう。

清朝が250年あまりの命脈を保ちえた理由の一つに、清朝が漢化・中華文明化したことが挙げられる。しかし清朝の政治機構の基礎をなした八旗制度の解明を主要な課題とする筆者には、満洲族社会の漢化に匹敵する漢族社会の満洲族化を認識する必要があること、中華文明とその伝統は夷の華化と共に華の夷化が行われた結果の、華と夷の融合によって形成されたことを認めかつ実証する必要があると考えている。本稿のタイトルにあえて満洲族の語をふして「満洲族政権としての清朝」としたのはそのような視点に基づくものである。

さて、満洲族が主体となった清朝に対する視点は二つあると言われている⁽¹⁾。すなわち

(A) 清朝を漢族政権である明朝の延長線上にとらえて明と清を連続して把握し、清朝を歴代漢族王朝と同様の政権として把握する視点である。この理解では、ヌルハチ奴爾哈赤が万曆44（1616）年にヘトアラ赫図阿喇城で「後金」国を樹立し「天命」と建元した。後金国は満洲族政権としての特質を有していたが、それが発展して順治元（1644）年に長城を越えて入関し、北京を都として中国全土の支配を開始した清朝

の時代には、明朝政権を継承し満洲族政権としての性格は失われたとみなすものである。これに対して、

(B) 入関後の清朝は明朝の諸制度を継承したことは確かであるが、しかし清朝の中期以後に及ぶ政治体制と諸政策には満洲族政権として独自のものが認められ、清朝は滅亡にいたるまで入関以前からの特質を保有し続けているので、明と清を連続して把握すること、すなわち歴代の漢族王朝と同一視する事は出来ないと考えるものである。

(A)と(B)をめぐる地理的な関係では(A)は、満洲族政権は遼東半島を中心とする中国東北部においてのみ存在し全中国には及ばなかったが、(B)では、それが全中国にも及んだとする。また民族的特質を含む文化変容的な観点では、(A)では、満洲的文化は漢文化の影響力の前に独自性を失い漢文化に吸収されていったと考え、(B)では、漢文化の影響を受けながらも満洲的文化は継承され独自性を保持し続け、満洲的文化の影響によって漢文化も変容したとする。

報告者は基本的に(B)の視点に立脚して清朝を把握している。すなわち清朝の支配領域は歴代の漢族王朝の支配領域であった中国本土(黄河と長江を中心とする農耕地帯)に加えて、清朝が理藩院という独自の統治方式によって統治下に組み入れたモンゴル蒙古・チベット西藏・ウイグル回部とジュンガル准部(新疆)の「藩部」で構成され、この統治下に居住する多種多様な民族を統治下に組み入れた。清朝の支配領域に展開した満・蒙・漢・蔵・回に象徴される多様な文化は、満洲的文化を軸に自律的・他律的に混じりあいながら清朝文化を形成したものであり、それが中華民国と中華人民共和国の領土的枠組みと多民族国家としての文化現象に受け継がれ、中華世界＝中国社会の根幹を形成していると考えている。

以上のような観点から満洲族政権としての清朝の成立と展開を概観し、あわせてそれに伴う報告者の視点を一、二述べることにする。

(I) 満洲族とマンジュ・グルン

満洲族＝満族と称される民族名の元となった「満洲」と言う語彙は、歴史的には決して古いものではない。すなわち16世紀末まで中国本土の漢族政権である明朝から「女直」(古くは女真)と呼ばれていたジュセン jušen 女直系の部族の中から⁽²⁾、17世紀初頭に清朝の太祖ヌルハチに率いられた建州女直が勃興し周辺の諸部族を統一する過程で、自己が他部族とは相違することを強く主張するために、ヌルハチの統合

したグルン *gurun* (国) をマンジュ *manju* 満珠・満洲と自称し、自分たちの統合した国家の国名はマンジュ・グルン *manju gurun* 満洲国であると主張したことに始まる(3)。

このマンジュ・グルンに統合される以前の東北地方の状況について、『満洲実録』(4)は以下のように記述している。

当時、あちこちの国 (*ba ba i gurun*) が乱れていた。後のマンジュ国に相当する領域にはスクスフ蘇克素護河地方の部 (*golo i aiman*)、フネへ渾河地方の部、ワンギヤ完顔地方の部、ドンゴ棟鄂地方の部、ジェチェン哲陳地域の部があった。シャンギヤン・アリン白山地方にはネイン訥殷部とヤル・ギヤン鴨緑江部、デルギ・メデリ東海地方にはウエジ窩集部とワルカ瓦爾喀部があり、フルン・グルン呼倫国にはウラ地方の部、ハダ哈達地方の部、エホ地方の部、ホイファ地方の部があった。各々の部が覇権を争い、更に各部 (*aiman*) の内部でも村 (*gašan*) を単位に、族 (*ukusun*) を単位に分裂し、更には兄弟や一族の間ですらも激しい権力争いを展開していた。

明朝の女直支配は、衛所制度と勅書交易に依拠しながら東北アジア居住の諸民族の統合を避ける部族分断政策であり、その結果、16世紀末のジュセン系の集団は三つのグルンに大分されると共に、グルンはさらに分かれ、主要なアイマンだけで13を数える集団に分裂していたのである。この三グルンとアイマンを明朝の呼称に従って示すと以下のとおりである。

建州女直＝スクスフ部、フネへ部、ワンギヤ部、ドンゴ部、ジェチェン部

海西女直 (フルン呼倫四部)＝ウラ部、ハダ部、エホ部、ホイファ部

野人女直＝白山地方のネイン部、ヤル・ギヤン部：東海地方のウエジ部、ワルカ部

さらに、三グルンを構成したそれぞれのアイマンも一様ではなく、様々な由来を持つアイマンが相互に抗争しながら明末のマンジュ・グルン成立時代に至ったものである。すなわちヌルハチの手で展開されたマンジュ・グルンの統合に最も対抗的であったフルン・グルン (海西女直) の内部は四アイマンに別れるが、アイマンそれぞれの系譜は以下のように伝えられている。

○ウラ・アイマン

ナラ姓を伝えるフルン国の正系、プヤン時代にウラ河の部族を支配して建国した。

○ハダ・アイマン

ナラ姓で元来の国名はフルン、後にハダに国を定める。ウラの内乱でワンジュ・ワイランがハダに逃げてハダの主となる。ワンジュ・ワイランの後のワン・ハンがハダの長となり、汗を名乗りハダ国と号した。すなわちハダ・アイマンはウラ・アイマンのワン・ハンがハダ・アイマンを篡奪して建国したものである。

○エホ・アイマン

始祖は蒙古国のトゥメット土黙特姓であり、フルン・グルンのナラ・アイマンを滅ぼしナラ姓を継ぎ、後にエホ河岸に開国してエホ・アイマンを建国した。

○ホイファ・アイマン

黒龍江岸に住むニマチャ・アイマンのイクデリ姓であり、始祖がフルン・グルンに身を寄せてナラ姓となり、後にホイファ河の部族を支配して建国した。

以上のように「一つの言葉の国」であり、一括してフルン・グルン海西女直と称されるが、その内部はフルン国の正系のウラ、その系譜を引くハダ、野人女直に属するニマチャ・アイマンであったホイファ、モンゴル系部族のエホと出自は様々であり、フルン・グルンを構成する各アイマンの間には血縁的、政治的結合の機能は認められず、四国を一括して海西女直と称するのは、衛所制度に立脚して一括して海西女直として支配しようとした明朝からの呼称に過ぎない。このような各アイマンの独立割拠状態は建州女直と野人女直でも同様であったと推定される。すなわちヌルハチのマンジュ・グルン統合、マンジュ・グルンの建国とは、それぞれが対抗し合っていた十三アイマンを次々に攻め滅ぼし武力支配していった事に他ならない。

(Ⅱ) マンジュ・グルンの建国と大清の建国

ヌルハチの建国したマンジュ・グルンが直接大清国へと発展したものではない。すなわち、マンジュ・グルンはジュセン・グルン *jušen gurun* 女直国へ、ジュセン・グルンはアイシン・グルン *aisin gurun* 金国へと変貌した後にダイチン・グルン *daicin gurun* 大清国が成立したものであり、更にダイチン・グルンとはダイミン・グルン大明国に対抗する国名であった。更にダイチングルンは1644年に長城を越えて入関して北京に遷都し、明朝に代わって中国本土を支配する清朝の成立に至ったのである。この過程を概観しておこう。

① アイシン・ギョロ・ハラの一統

マンジュ・グルン成立の基礎となったのは、アイシン・ギョロ・ハラ *aisin gioro*

hala 愛新・覺羅・哈拉(姓)と建州部の統一である。すなわち嘉靖39(1560)年におきた遼東一帯の飢饉にともない、建州右衛都指揮の王杲は撫順関への侵入を繰り返したが、これに対抗する李成梁は万暦2(1574)年に王杲を攻撃し、王杲はハダのワン・ハン万汗の下に逃亡した。しかしワン・ハンが王杲を捕らえて明朝に献じ、その結果王杲は処刑された。さらに万暦11(1583)年、李成梁は渾河流域で勢力を有した王杲の子アタイをグレ吳勒で滅ぼしたが、その時にグレ城にいたヌルハチの父親のタクシ塔克世と祖父のギオチャンガ覺昌阿は李成梁のグレ攻撃に巻き込まれて死亡した。ヌルハチはその原因になったスクスフ河部のツルン図倫城主であったニカン・ワイラン尼堪外蘭に対して父と祖父の仇を討つことを旗印に独立の旗幟を掲げ、自分の所属するアイシン・ギョロ・ハラ一族の統合に着手し、それを基礎にアイシン・ギョロ・ハラが所属する建州部の統合を行った。

清朝皇帝の姓となったアイシン・ギョロ・ハラとは、aisin が金を意味し、gioro は女直族の hala (姓) の一つである⁽⁵⁾。アイシン・ギョロ姓について、『満洲実録』に掲載されている開国伝説では「我が母は天女、名はフクレン仏庫倫、我が姓は天から降ったアイシン・ギョロ、名はブクリ・ヨンション布庫哩雍順」(『満洲実録』)と、古くからアイシン・ギョロ姓を自称していたと主張している。しかしこの開国伝説は黒龍江地方のフルハ部に伝わったものを後に採用したと推定され、ヌルハチの拳兵当時16世紀末にアイシン・ギョロを自称していたとすることには疑問がある。当時のヌルハチはギョロ姓であり、ギョロ・ハラに属する人々は、スクスフ河流域に移住した建州左衛都督メンテム孟特穆の六人の子供で構成されたニングタ ningguta 寧古塔(6人)のベイレ beile 貝勒すなわち清朝の六祖が主軸であり、彼ら六祖は一姓であるにもかかわらず分裂抗争する関係であった⁽⁶⁾。ともあれヌルハチのマンジュ・グルン建国の第一歩はギョロ・ハラを統合することによって開始されたと考えられるが、その時期は万暦15(1587)年にフェアラ赫阿拉を居城に定めたこと、万暦17年に明朝はヌルハチを都督僉事に任じていることなどは、当時ヌルハチの手によるギョロ・ハラが統合が終了したことを示すものであろう。

なお、後に述べるように、ヌルハチは建州女直と海西女直を統合してゲンギエン・ハンに即位した天命元(1616)年頃に、女直族の統合国家である金王朝(1115~1234年)の後継者を意識して、国名を後金国と称している。金王朝の後継者を意識したヌルハチは、自分の属するギョロ姓に金を意味するアイシンを冠してアイシン・ギョロと称し、他のギョロ姓と区別したと推定されている。ヌルハチ一族すなわち清の皇室をアイシン・ギョロと定める一方で、他のギョロ姓はシュシュ(紫)ギョロ、イルゲ

ン（民）ギョロ、アヤン（鹿）ギョロなどと称することとなり、尊貴なアイシン・ギョロと区別したと考えられている。

② 建州部の統一

ギョロ・ハラを統合したヌルハチは続いてギョロ・ハラが属する建州部の統合に着手し完成したのであろうが、この過程を記す記録は見当たらない。万暦21（1593）年に、エホはフルン・グルンに属するエホ・ハダ・ウラ・ホイファの海西四国を糾合し、さらにモンゴルのホルチン・シボ・グワルチャ、長白山地方のジュシュリ・ネェンに呼びかけて九国連合軍を結成して、ヌルハチを攻撃しているので、当時のヌルハチが建州部を統一し海西女直フルン・グルンに拮抗する勢力を形成していたことがうかがわれよう。エホが呼びかけた九国連合軍に勝ち、建州部を統一したヌルハチの国がマンジュ・グルンであるが、マンジュ・グルンを基礎としたヌルハチは万暦31（1603）年に居城をフェアラ城からヘトアラ城に移し、ジュセン・グルンの建国へと乗り出した。

③ ジュセン国の統一

建州部を統一してエホに拮抗する勢力を確立したヌルハチは、ハダとホイファの討伐などのフルン・グルン攻撃を行い、万暦41（1613）年にはエホ征討を開始した。ヌルハチの攻撃に対してエホは「ハダ、ホイファ、ウラを併合したヌルハチがエホを攻撃してきた。ジュセン国を併合した後に明を攻撃するぞ」と称して明朝の援軍を求めたが、ヌルハチ軍はエホ川にある東西の城を落としてエホを討伐した。建州部に続き海西四部の統合を完成したヌルハチは、万暦44（1616）年にジュセン族の統合者として、12世紀の金王朝アイシン・グルン金国皇帝の後継者の意味するゲンギエン・ハン英明皇帝（汗位）に就いた⁽⁷⁾。建州と海西女直を統合したグルンをジュセン・グルン、アイシン・グルンと称したのは、金国に由来する女直系民族の統合国家を意味するものであると同時に、当時、ヌルハチの統合国家を取り巻くモンゴ・グルン（蒙古国）とニカン・グルン（漢人国）に対抗するジュセン族の統合意識の現れでもある。

④ 大清の建国

アイシン・グルンのゲンギエン・ハンの位に就いたヌルハチは、天命3（1618）年のサルフ薩爾滸戦で明朝と李氏朝鮮の連合軍を撃破して以後、明の防衛線である遼東邊牆を越え遼河東岸への侵出を開始した。その支配範囲が西進するにともない、天命

7 (1622) 年には居城をヘトアラ城から明朝の遼東支配の拠点であった遼陽城へ、続いて天命10 (1625) 年には盛京へと移して、遼東平野の農耕地帯の支配を開始した。遼河流域への侵出は、この一帯で農業を営んでいた漢人農民すなわちニカン nikan 尼堪 (漢人) を支配下に繰り入れる事となった。

天聰元 (1627) 年、寧遠城攻防戦での負傷が原因でヌルハチが没し、アイシン・グルンのゲンギエン・ハンの位はホンタイジ hong taiji 皇太極 (太宗) が継いだ。ホンタイジは遼東平野から遼西へ、更には山海関を越え華北への進出を企図した。しかし海岸線と山岳地帯に挟まれた狭い遼西回廊に位置する対女直防衛の拠点である寧遠城で明軍は反撃を続けたので、方向を転じて内モンゴルに侵入し、内モンゴルから西回りで河北への侵入を企てた。この過程で天聰9 (1635) 年にはチャハル部を併合し、天聰10=崇徳元 (1636) 年、アイシン・グルンのゲンギエン・ハンであったホンタイジは、アイシン・グルンの国号をダイチン・グルン大清国と改め、マンジュ、モンゴ、ニカンの推戴を受けた大清国皇帝に即位し、年号を崇徳と改元した。すなわちギョロ・ハラ⁸⁾の統合国家であるマンジュ・グルン、女直族の統合国家であるジュセン・グルン、アイシン・グルンに対して長城以北と朝鮮半島から東部モンゴルに及ぶ地域のジュセン女直、モンゴ蒙古、ニカン (漢)、ソルホ (朝鮮) の諸部族・民族を統合しダイミン・グルン大明国に対抗するダイチン・グルンであった⁽⁸⁾。

以上、アイシングョロ・ハラ⁸⁾の統一から発足したマンジュ・グルン→アイシン・グルン、ジュセン・グルン→ダイチン・グルンへと変遷した過程をたどったが、このダイチン・グルン大清国は北京遷都と共に順治帝の再即位式を挙げて、中国本土に対してダイチン・グルンの支配を宣言、中国本土支配に着手した。この大清国・清朝はやがて中国本土のみならず周辺の「藩部」を支配し、さらには「朝貢国家」群をも従えたいわゆる中華帝国を完成させていく。この中華帝国の完成を象徴するものが『五體清文鑑』の編纂であろう。その編纂年代は以下のとおりである。

康熙47 (1708)	『御製清文鑑』	満洲語辞書
康熙56 (1717)	満蒙合璧『清文鑑』	満蒙辞書
乾隆38 (1773)	『増訂清文鑑』	満漢辞書
乾隆57 (1792)	『満珠蒙古漢字三合切音清文鑑』	満蒙漢辞書
乾隆末年	『四體清文鑑』	満蔵蒙漢辞書
乾隆末年	『五體清文鑑』	満蔵蒙漢回辞書

満洲語辞書として発足した『清文鑑』は次第に発展し、ついには満洲語を軸に据え

た蒙古語・漢語・蔵語（チベット）・回語（ウイグル）の五言語の対訳辞書である『五體清文鑑』の編纂に至る過程は、満洲族を支配民族とする中華帝国の完成に通じるものである。

1912年の辛亥革命は、満洲族を軸とする五族統合の国家を否定するものであったので、清朝が崩壊した結果、満洲族を中心とした統合意識も瓦解し、(I)に記したマンジュ・グルン建国以前の13アイマンが分裂抗争していた個別の対抗意識に引き戻されたと考えられる。

筆者は、1990年代の初めにウラ・グルンを始めとするフルン・グルンの史跡を訪れたが、その折りにヌルハチの統一に激しく抗争したウラ・グルンやエホ・グルンに属する人々の話を聞く機会を得た。彼らの中でウラ・グルンやエホ・グルンへの帰属意識が強い人は、折からテレビ歴史劇として人気が高かった『奴爾哈赤伝奇』に描かれている清朝建国者すなわちアイシン・グルンの統合者として描かれているヌルハチに対し激しい反感を見せていた。彼らの見解は、ヌルハチは我々の祖先である部族長（ウラのプジャンタイ、エホのギンタイシ）を攻め滅ぼした仇敵であり、ヌルハチの功績を評価することはウラやエホを否定するものであるとの意識であった。すなわちダイチン・グルンが崩壊した現在、その基礎にあるジュセン・グルンへの帰属意識も消滅し、より古くあったウラ・グルン＝アイマン、エホ・グルン＝アイマンへの帰属意識に戻ったものであり、その結果、マンジュ・グルン建国者であるヌルハチを否定的に評価することとなって表れたものであろう。

(Ⅲ) マンジュ・グルンと八旗制度

マンジュ・グルンがダイチン・グルンそして清朝へと拡大発展していった過程を概観したが、この拡大発展を支えた組織が八旗制度である。黄・白・紅・藍の四色旗（正黄旗などと呼ぶ）とそれが拡大されていった最初の四色旗に縁飾りをつけた四色旗（鑲黄旗などと呼ぶ）の八色旗の旗印に象徴される八旗制度は、ダイチン・グルンの支配層の行政組織であると同時に、ダイチン・グルンを支える軍事組織であったこの八旗制度には大きく分けて四つの側面があった。すなわち

① ハン権力の基礎

ヌルハチの子供を中心とする有力宗室が、各旗の旗王として各旗に所属する八旗壮丁とそれから生じる軍事力を支配した。ゲンギエン・ハンもまた旗王の一人であり、

八旗は宗室旗王によって分轄領有された。そしてハンはこのような旗王により推戴されるという存在であった。ハン権力が独裁的な皇帝へと変化するに従い、ハンを推戴する宗室旗王と皇帝権力が対立し始め、雍正帝の八旗制改革を通じて清朝皇帝としての独裁皇帝権力が確立していく。

② 支配層の行政機構

八旗の単位組織は、300人のハハ haha (壮丁) を編成したニル niru 牛录であるが、マンジュ・グルン、ジュセン・グルンの統合過程で、支配下におさめた各地に存在する血縁、地縁に関わる様々な集団機構、すなわち uksun (一門)、mukūn (同族)、gašan (村)、golo (路)、ba (地域) などと呼ばれる集団をそのまま吸収してニルを編成した。その結果、ニルにはアハ aha 阿哈 (隷属的身分の者) を含めて、支配下に繰り入れられた全てのハハが八旗に所属することとなり、ニルが戸籍の母体となった。すなわち清朝の支配層である「旗人」とは、八旗に属する人を指すが、具体的にはニルを母体として編籍されている人である。清朝は旗人を行政的に組織するニルを単位にして、旗人の義務である兵役 (徭役)、権利である賞与・賞給を実施した。

③ 軍事的組織

八旗はニルを母体として選ばれた壮丁を軍事的に再編成して清朝の軍事力を築きあげた。八旗すなわち jakūn gūsa の gūsa 固山とは、金代の軍制である「50騎1纛」が淵源であり、gūsa とは「gū」に集合名詞の語尾形である「sa」を加えたものとも考えられている。このように八旗制度はその名称の由来からして軍事組織としての色彩がきわめて濃厚である⁽⁹⁾。

④ 支配層の民族別組織

八旗制度は、はじめ支配下に繰り入れた全ての民族を満洲族を中心として特に区別することなく四旗あるいは八旗に編成した。しかし支配の手が遼河流域の農耕地帯あるいは東部モンゴルに及び、多数の漢人やモンゴル人を支配するにつれて、満洲人を中心として編成された旧来の八旗すなわち八旗満洲とは別に、蒙古人を中心とする八旗蒙古、漢人を中心とする八旗漢軍が設立され、八旗は満・蒙・漢の民族別編成となった。

八旗制度は上記のような組織であったが、マンジュ・グルンからダイチン・グルン

へとグルンが拡充したのに対応して八旗制も拡充していった。すなわち

①ギョロ・ハラ統合が行われるとヌルハチとその兄弟であるシュルガチの手による二旗制が成立し、②建州部を統合する、すなわちマンジュ・グルンの成立と共に、二旗制が拡大されて黄旗、白旗、紅旗、藍旗からなる四旗制が成立し、③ジュセン・グルンの統合に伴い四旗制は各旗を「正」と「鑲」に分け、鑲黄旗や正黄旗などと呼ばれる八旗制へ拡充した。さらに内蒙古へ進出すると共に八旗蒙古が編成され、遼河流域の支配と共に八旗漢軍が編成され、入関以前に八旗が満洲、蒙古、漢軍に分かれた八旗制が完成する。入関して中国本土を支配し始めると、八旗満洲・蒙古・漢軍に属する旗人が中国本土の漢族に支配層として君臨する事となる。また入関と共に、推戴王権的なハン権力を出発点とした清朝皇帝権力は、伝統的な漢族皇帝制度を取り入れながら皇帝権力の伸張をはかり、雍正時代に推戴王権の基盤とも言うべき八旗制の改革を行うことによって八旗制を変質させながら、独裁的皇帝権力の強化がはかられた。このような皇帝権力の強化を足場にしながら、乾隆時代にかけてチベット、ジュンガル、ウイグルを支配下に繰り入れ、これらの藩部を中国本土とは相違する理藩院による統制下においた。

(Ⅳ) 旗人の内側と外側

満洲、蒙古、漢人を問わず八旗制に属する旗人は中国本土の漢族に対して、征服者・支配層として君臨する⁽¹⁰⁾。しかし旗人の内部はハン・皇帝と同族の満洲族が第一身分であり、これに続いてモンゴル族、そして遼東で八旗に編成された漢軍(漢人)がモンゴル族に続き、八旗制の中では第一が八旗満洲、第二が八旗蒙古、第三が八旗漢軍と言う階層が成立する。

清朝の第一階層である満洲族あるいは八旗満洲もその内部は一様ではない。満洲族はギョロ・ハラと建州女直を中核にした満洲族を取り囲んで、その外延には満洲族に類縁のソロン索倫、オロチョン鄂倫春、エベンク鄂温克、ダグール達斡尔、ヘジェ赫哲などと称される諸族が位置していた。

すなわち満洲族はやがて建州女直を中心に海西女直を含む *fe manju* 旧満洲=旧満洲(陳満洲)と *weji* 窩集・*warka* 瓦爾喀・*hürka* 瑚爾哈・*sahaliyan* 薩哈連・*sibe* 錫伯などの野人女直を指す *ice manju* 新徹満洲=新満洲に大分される。旧満洲とは天命時代までに八旗制に編成されマンジュ・グルンの中核となった諸アイマンであり、新満洲は太宗朝時代に来帰した諸アイマンであり、新・旧満洲の間には差別が存在した

ようである。そしてこの fe 旧と ice 新の区別は八旗満洲のみならず、八旗蒙古にも八旗漢軍にも存在していて、満洲と同様に fe mongo 旧蒙古と ice mongo 新蒙古あるいは fe nikan 旧漢人と ice nikan 新漢人の語が存在する。旧と新の間の差別を示す一例は、太祖の下に来帰した旧漢人の范文程が、太宗の下に来帰しようとする新漢人の孔有徳や尚可喜を、「彼らは我々と相違する漢人でありならず者である」と、太宗に対して彼らの来帰を否定すべきであると強く主張していることに見いだされる。

このように見ると、中華帝国清朝は、ヌルハチの拳兵に協力した数少ない血縁者や仲間の集団を中心の基点として、その外側にギョロ・ハラが、その外側に建州部がと、同心円的に広がっていたことがうかがわれる。同心円的構造は、中心＝軸（ヌルハチ）が権力の中核・中央であり、その外側に向かうにつれ権力から遠ざかり、中心＝中央に対して外側＝地方・辺境的な存在となっていく。この外側すなわち辺境に位置した者は決して外側＝辺境に甘んじることなく、さらに自分の外側に辺境を作り出し、相対的に自分の位置を中央化しようとする。すなわち同心円構造の発展に伴い、辺境が辺境を再生産していったと考えられる。すなわちギョロ・ハラの外延に存在した建州女直や海西女直が野人女直の参加を見た時に、自分を旧満洲に新たな参加者を新満洲としたのは、満洲の中に新満洲という辺境を作り出して満洲を区分したとものである。同心円的な拡大に伴いに旧・新などの名称によって辺境を再生産することは帰属意識の上で当然の現象なのかも知れない。

太宗時代に来帰して新満洲とされたグループも新満洲の中で辺境を再生産していたことがソロン索倫の分解を通じて認められる。すなわち新満洲の中核となっていたのは、天聰元（1627）年にソロンと呼ばれた民族集団であったが、彼らの中から順治17（1660）年に「使鹿索倫部落」が別の集団として認定されたのを始めとして、康熙24（1685）年にソロンからダグール達斡尔を析出、続いて康熙30（1691）年にはオロチョン鄂倫春、ピラール畢喇尔、ヘジェ赫哲をソロンから析出、これらのソロン集団を統括する布特哈総管衙門を設置した。すなわち旧満洲に対する新満洲の中核をなしたソロンも、その外側にダグール、オロチョンなどを析出し配置してソロンを核とする辺境の再生産が認められるのである。このことを象徴する伝説がオロチョン族に伝わっている。

1992年8月2日に嫩江河畔の大楊樹鎮で、オロチョン族に属する何其英貴氏からの次のような伝説を聞いた⁽¹¹⁾。

鄂倫春人の部落の中でムグフハンは神通力のある大酋長で、彼は一人で真夏の炎

熟の時に彼は全身に黄色い毛皮の衣服をまとい大興安嶺からホントイジの宮殿の奉天城まで歩いて行った。城門の衛兵はムグフハンを入れようとしなかったので、力づくで入ろうとするムグフハンと大勢の衛兵の争いとなった。ムグフハンは2丈あまりの城壁に軽々と飛び上がり、衛兵が城壁の下から射た無数の矢を空中で捕らえて投げ返し、一振りする毎に大勢の死者が出た。これを知ったホントイジはムグフハンを説得して城壁から降りさせ、弓を射る指掛けを多数与えた。その指掛けには玉、金、銀、銅など何種類かがあった。たくさんの指掛けを持って帰った帰り道で、玉や金銀など上等な指掛けはエベンクやダゲールに与えてしまい、ふるさとに帰ってきた時はたった一つ銅の指掛けだけが残った。その結果、エベンクやダゲールはみんな高官に就くようになったが、オロチョンは高官になれずやっと佐領になる事が出来ただけであった。なぜなら、銅の指掛けは佐領が使用するものであり、玉、金、銀の指掛けはそれに較べて高官が使用するものだからだ。

オロチョンだけに伝わりエベンクやダゲールにはないと言うこの伝説は、金・銀・銅の指掛けを手にしたエベンク、ダゲール、オロチョンという順序が、旧満族からみた新満洲の任官を伴う位置づけであり、新満洲の中の中央による辺境の再生産を示すものであろう。

V 漢族の満洲族清朝支配への対応

以上に満洲族政権としての清朝が形成される過程を概観しながら、満洲族と言ってもその内実は一様ではなく重層的な構造であったことを述べてきた。しかしその内部がいかにも重層的であったとしても、非支配者・被征服者である中国本土の漢民族にとっては征服者・支配者の満洲族として一様であったと考えられる。このような支配者の数は決して多くはない。入関当初の満洲族を中核とする満・蒙・漢軍旗に属する正身旗人からアハマまで含めた旗人の総数はおそらく30万人前後であったと推定される⁽¹²⁾。これに対して中国本土の漢族は一億人あまりに及ぶと想定され、きわめて一握りの征服者が圧倒的な被征服者の上に君臨した、君臨し得た理由を考える必要がある。少数の支配者による支配を可能とした政治・社会構造をめぐる問題は、清朝に固有のものではなく、歴代中国王朝にも通じる課題であり筆者が本稿で仮説を提示することも出来ない。ただ、華夷の別の視点から「夷(満洲族)が華(漢族)に同化した」

と言う一般的な考え方に対して、逆説的に「夷を迎える華」のいくつかの例を提示するのみである。

入関と北京遷都に当たって、清朝は明朝の官僚を積極的に登用することを周知させた結果、多数の中央官庁、地方官庁の官僚が帰順を申し出て清朝の北京占領政策に積極的な提言を行っている⁽¹³⁾。この事は旧明朝官僚のさしあたりの保身の術から行われたに過ぎないとも考え得るので、その他の場面からの例を挙げてみる。

A ドルゴンの北京入城

ドイツのイエズス会士アダム・シャル湯若望は、明朝につかえて布教に従事するとともに、西洋天文書の漢訳や暦法の改正、あるいは対満州軍戦争のための大砲の製造に当たっていた。北京在住のシャルは彼が山賊と呼んだ李自成軍の北京侵入と暴行そして撤退、それに次ぐ摂政王ドルゴン dorgon 多爾袞軍の入城を目の当たりにしている。

清兵は北京の城壁が見えるところに六月一日に到着したものの、四日間は城外に野営して入ろうとしなかった。その間城内にはごろつきどもが李自成の残しておいた軍兵といっしょになってあらゆる悪業をして廻った。清軍がすぐ入城しなかったのは、北京市民からどのような迎え方をされるかわからなかったのも、様子を見るためであつたらしい。幼帝順治に代って軍隊の総指揮をとる摂政王ドルゴン（太宗崇徳の弟睿親王）は六月五日に北京から五華里の地点にあったキャンプに到着し、六日（陰暦の五月二日）に齊化門（のちの朝陽門）から入城した。全市と清側に走ったすべての官吏たちは大歓呼をもって迎えた。ドルゴンは「おまえたちは本当にわれわれを受け入れるのか。われわれはおまえたちを安心して治められるのか」と聞いた。これに対して人びとは、中国皇帝に対して民衆が異口同音に叫ぶのが慣いである「皇帝万歳、万万歳」を唱えた⁽¹⁴⁾。

すなわち民衆の抵抗を予想し城外で様子をうかがった後に入城したドルゴンは、辮髪夷装であつたにもかかわらず、民衆の「皇帝万歳、万万歳」に迎えられたと言う。この記述からは中国の政治都市を代表する北京市民に夷である清朝を拒否するという意識は見出せない。

B 辮髪・剃髪令

圧倒的多数を占める漢族を明の旧例を踏襲することによって人心を掌握する一方で、征服者満洲族・旗人を中心に、満洲的政策が強行された。その代表は順治3(1646)年10月に発布された「辮髪、衣冠、圈地、投充、逃人」については異論を認めないと宣言したことである。清は辮髪を服従の証明とみなし、北京入城の翌日に剃髪(辮髪)令を下し、帰順した官・吏・軍・民人は満洲族の髪型と服装にならうことを命じた。しかし夷狄の風習に対する反発と民心の動揺を恐れて同月24日に撤回した。しかし反清気運の強かった長江流域の平定が進行すると、翌4年6月に再び剃髪令を下し、10日以内に辮髪することを強制した。激しい抵抗があったという辮髪の実容であるが、順治元年～2年の様子をたまたま北京にいた日本人が以下のように描写している。

…上下共に頭をそり、てっぺんに一寸四方程頂の毛を残し長くして三つに組置候。上髭は其のまま置、下髭は剃申候。大名小名下々百姓までも其通にて候。

大明の北京・南京共に、手に入られ候処の人共、韃鞨人の如く頭を剃すこし毛を残し申候。

南京も韃鞨国へ切取申候。討手の軍勢北京へ罷帰候。…其後南京の人共、北京へ礼に参候を、我等共慥見申候。南京の人々も皆々頭を剃、韃鞨人の如くに仕候而参候。(15)

と記されていて、辮髪に抵抗する様子は全く述べられていない。孔子の子孫は孔廟祭祀を施行するため辮髪免除を申し出たが、孔子の子孫といえども例外はないと辮髪が強制された。そのことは山東曲阜の孔府に掲げられた曲阜文化局作成の清朝時代の孔子後代の肖像に、歴代孔子の後裔が辮髪しながらも東髪部分をも長く延ばし辮髪を目立たせないようにしている絵画が掲げられていた。

中国本土の漢族に対する辮髪強制に全く抵抗がなかったとは考えられないが、清朝の支配領域の拡大につれて辮髪風習は周辺地域にも広まっていき、苗族や回族など周辺諸民族も辮髪を行うようになり、回族では王公、世襲職のある者、功労があった者などだけに辮髪が許されると辮髪が一種の名誉の象徴となったようである。すなわち夷狄の象徴である辮髪は、清朝統治下の諸民族に定着し、清末には逆に辮髪を切

ることに抵抗を感じるほどであった。

C 清朝に対する正一教真人の姿勢

中華世界の文化を象徴する一つが道教であり、明清時代の道教世界で全真教と共に天下を二分したのが龍虎山に本拠を置く正一教である。正一教のいわば当主である正一真人の張應京は、明朝最後の皇帝となった崇禎帝の招きに応じて明朝の安定を祈願している。すなわち『明史』には以下のような記事がある。

崇禎14 (1641) 年、崇禎帝は天下が多難であることから、張應京を召し出して祈禱させ「宴」を賜ろうとしたが、礼部の官僚が「天順時代の制度では真人が「宴」には与らず「筵席」を賜るに過ぎない。しかし張應京は皇帝が召し出したものであるから、仏教の「法王・仏子」を宴するにならって、靈濟宮で宴を賜るように」と申し出て、それに従って宴した。……翌年3月に張應京は内外で尊崇されるようにと、「三官神」の封號を加えられることを願い出たが、礼部官僚が加封することの誤りを力説し中止させた。(16)

このように明朝の護国祈願を行いこれを機会に正一教の地位の上昇を申し出た張應京であったが、明朝が滅亡し清朝が入関して華南の平定を開始した直後の順治3 (1646) 年7月に、清政権との接触を開始している。

江西巡撫李翔鳳は正一真人張應京の符四十副を進めた。これに対する順治帝の旨は「おおよそ福は『敬天勤民』を行うことによつてのみもたらされるものである。どうして張應京の符にかかわる事が出来ようか。もし朝廷が張應京の符四十副を採用するならば、天下の全てがこれを真似ることは必至である。放っておけ」であった。(17)

張應京はこの時期に明朝に代わって清朝が政権の座に就くことを予測したのであろうか、清朝政権の安堵を祈願するための護符を奉ろうとしたが、順治帝（実質的な指導者であったドルゴンあるいは中国南部平定のブレンナーを務めた漢人官僚）は、張應京の護符の申し出を退け、かつ特定の宗派である正一教の申し出だけを採用することは出来ないと拒否している。このように清朝に対する申し出が拒否された後にも、張應京は清政権に対して正一教真人の地位を認めさせる働きかけを続けていたよう

ある。

順治6年6月に、張真人の五十二代孫である張應京を「正一嗣教大真人」に封じ勅印を賜与した⁽¹⁸⁾。

華南平定に目処のついた順治6年6月に至って、清朝は張應京を「正一教嗣教大真人」に封じて、正一教と應京の地位を公認している。

明末清初の正一教・張應京の動きを見ると、明末の非常時に崇禎帝の招きに応じて明朝の安定を祈願したものの、わずか5年後に明朝に代わって新たな政権を築きつつあった清朝の護国を祈願する事を申し出て、やがて清政権の公認を得ている。ここには張應京が自らが明朝をすて清朝へとすり寄っていった軌跡が見いだされる。あるいは政権の移動に敏感な張應京のパーソナリティーをも考慮すべきかも知れないが、應京が正一教を代表する真人の地位にある以上、應京の清朝に対する姿勢は正一教の意向・姿勢と見なされよう。

すなわち明末清初の張應京の動向からすると、應京・正一教に清朝が夷であるが故に忌避するとの姿勢は全く見受けられず、「明と清」すなわち「華と夷」の弁別を行っていたことは認められないのである。

中華世界に伝統的な「弑臣論」の考えもあって、漢人が華夷の別を強く意識していたことは論じられても、夷を肯定する中華世界像はあまり検討されていない。漢人でありながら八旗に編成された八旗漢軍の動向には、夷に融合する華の流れが認められるが、この問題は今後の検討課題である。

本発表では、二つの柱すなわち清朝の基幹となった満洲もその内実は一様ではなかったこと、漢人の権力志向が清朝という征服王朝の成立を可能にしたこと、すなわち中華文明が満洲文化を迎え入れる姿勢を見せていたことを中心に、清朝世界を概観した次第である。

なお、シンポジウムの発表であるため、参照論文の詳細を記さなかった。また、筆者の公表した個別の論文を逐一挙げることはしなかった。主として以下の論文を参照して頂きたい。

「清：中国支配政権の成立」など細谷執筆部分（『世界歴史大系中国史4 清』山川出版社、1999年）

「中国の東北」（『歴史の中の東北』河出書房新社、1998年）

「順治・康熙朝の正一教」（『弘前大学文経論叢21巻3号、1986年』）

注

- (1) 三田村泰助『清朝前史の研究』（東洋史研究会、1965年）
- (2) 満文が語源であると考えられる語彙は、カタカナ表記とし、必要に応じてメルレンドルフ方式によるローマ字転写および満文の漢語表記を記し併せて（ ）内に訳語を記した。また様々な解釈が可能な語彙については満文原文のローマ字転写を併記した。
- (3) 神田信夫「満洲 Manju 国号考」（『山本博士還暦記念東洋史論叢』（山川出版社、1972年）
- (4) 「満洲実録」は『満和蒙和对訳満洲実録』（刀水書房、1992年）を基にして、筆者の解釈を示した。
- (5) 神田信夫「愛新覚羅考」（『東方学80号』1990年）
- (6) 天聰9（1635）年に、太宗ホンタイジは皇族をメンテムの子供6人＝六祖を、ヌルハチの祖父に当たるギオチャンガの直系はuksun 宗室とし、ギオチャンガの兄弟すなわちギオチャンガを除いて5人＝五祖の子孫を gioro 覚羅に分けて、宗室は黄帯を覚羅は紅帯を締めさせ、外見上からも両者が区別し得るように明示させた。皇族を宗室と覚羅に厳しく分別したことは、ヌルハチのギョロ・ハラ統一に対抗する寧古塔貝勒の内部抗争を示すものであろう。
- (7) なお、清実録を始めとする清朝の歴史書には、ゲンギエン・ハンの位に就くと同時に「天命」と建元したことを記すが、天命建元の実事は疑わしい。注1 三田村泰助論文参照。
- (8) ダイチングルンの成立と共に、マンジュ・グルンが正当化され「満洲」国号の公式的な制定とジュセン・グルン国号の廃棄が行われている。すなわすなわち「我らの国の名は元来、マンジュ、ハダ、ウラ、エホ、ホイファである。それを知らないものはジュセンと言う。ジュセンとはシボの coo mergen 超黙里根の同族であり我らと関係はない。今後は我国の本来のマンジュという名を使用せよ。ジュセンと呼んだときは処罰する。」（『舊満洲檔・天聰九年』天聰9年10月13日）、あるいは「清朝が始まった時の旧称は満珠であり、珠申（ジュセン）に属していたが、後に満珠を漢字で満洲に改めた」（『満洲源流考』）などと、当初から満洲と称していたことを主張し、『舊満洲檔』に見えるよう「jušen」や「aisin」を「manju」に書き換え、以前の国号や称号の存在を抹殺している。しかし神田信夫氏は、ジュセン・グルンの用例は正式な国号と言うより女直民族の国という意味で、エホの滅亡以後も大清の採用までは、満洲語の国号はマンジュ国、漢語の国号は金国、金国の満洲語訳アイシンが明や朝鮮などの対外関係で用いられたことを明らかにされている。注3 神田信夫論文参照。
- (9) 注1 三田村泰助論文参照。
- (10) なお、旗人の内部のいわば経済的階層による上下関係、すなわち正身旗人に対する戸下旗人あるいは旗地の農耕労働力を支えたアハ阿哈（しばしば奴僕と漢語訳される）などが縦の重層構造として存在するが、本稿ではこの問題について言及しない。
- (11) 日本大学加藤直人教授と同行し、前哈爾濱市社会科学院王禹浪研究員の通訳を通じて聞き取りを行った。
- (12) たとえば谷井氏は入関当初の清朝の人口を「軍隊軍属だけでも20万にはなるであろう。雍正期の档案史料によれば、順治5年の八旗男丁総数は34万6,931人」と35万人あまりと推定されている（『清朝漢地征服考』谷井陽子（『明末清初の社会と文化』京都大学人文科学研究所、1996年）

- (13) ドルゴンは明朝の戸口、錢糧、兵馬の管理者を原官の地位で登用することを表明したことに応え薙髮して帰順した大官として、魏忠賢時代に文淵閣大学士兼戸部尚書であった馮銓、万曆時代の建極殿大学士兼吏部尚書であった謝陞、順天巡撫宋權、順天巡按柳寅東らがいる。ドルゴンは彼らを内三院大学士などに登用して中国支配政策の立案にあたらせた。
- (14) 矢沢利彦『西洋人の見た中国皇帝』（東方書店、1992年）
- (15) 園田一亀『鞭鞞漂流記』（平凡社東洋文庫、1991年）
- (16) 『明史』列伝卷299「方伎」張正常伝。
- (17) 『清実録』卷27順治3年7月壬戌。
- (18) 『清実録』卷42順治6年6月癸丑。

清代における藩部の政治体制からみた満洲族政権の特質

— 細谷報告へのコメント —

Analysing the Particularity of the Manchu Regime from the Political System
of the *Fanbu* 藩部 of Qing Dynasty: A Comment to Hosoya's Report.

張 永 江

ZHANG Yung-Jiang

細谷氏は満洲族が樹立した清朝独自の満洲的特徴について、「満洲族政権としての清朝」と銘打って、各側面から詳細かつ十分に論じた。私は氏の意見に賛成するものである。ただ、氏は報告の中で、清朝の藩部支配という問題に触れているが、必ずしも十分ではないと考える。そこでここでは、主にこの問題についていくつか補足したい。

中国は、歴史上多くの民族によって構成された国である。しかし各王朝の支配者の民族所属の相違によって、各民族の人たちの国の政治、社会経済生活上の位置はまったく異なる。普通は、漢民族の支配者が王朝を樹立し、国内にかなりの量の異民族を統轄していた。この場合、支配者は漢民族であり、勿論、支配民族も漢民族である。著名な漢、唐、宋、明王朝はこういうパターンである。ある時期には、北方の遊牧民族が王朝を樹立した。この場合支配者は北方の遊牧民族であって、漢民族が被支配民族として存在した。例えば、遼、金、元、清などの王朝がこれに該当する。そのうち、遼、金の両王朝は全中国を支配することができなかった。半分の天下だけである。この二つの王朝は清朝と似たところがある一方で、異なる部分も存在した。最も類似性を持つのは元朝である。元朝はモンゴル族によって樹立された。始めは漠北の草原に決起し、周辺部落、民族を統一し、イェケ・モンゴル・ウルス（大蒙古国）を作り出し、さらに周辺へ拡大して、南は中原に進出して金と宋を滅ぼし、大元王朝を樹立した。この過程は細谷先生が報告した清朝の建国過程とよく似ている。国内では、各民族に対する差別待遇の政策を実施した。元朝は、「四種人」と言う制度を実施した。即ち蒙古、色目（ムスリム）、漢人と南人である。一方清朝の制度では二つの層があった。第一の層は旗と民との区別、いわゆる「只分旗民、不辨滿漢」である。実は満と漢にも区別があり、それは第二の層にある。旗人の内部にも満・蒙と漢の別がある。

総じて四種類の人々——満洲、蒙古、漢軍と漢人（民人）を含んでいたことになる。しかし詳細を追究すれば、元と清にはなおも違いがある。支配民族の構成から見ると、蒙元帝国では、モンゴル族は唯一の支配民族であった。少数の色目人・漢人が支配上層に登用されることもあったとは言え、全体として見れば、その地位は低い。清帝国の場合、満洲、モンゴル族は提携して支配した。モンゴル人は、満洲人と共に中央政府で権力を享有するだけではなく、自治程度のかなり高い自治地方と地方政府も持ち、自己の財政システムを持ち、自分の法律も使うことができた。満、蒙両民族の支配層は長期にわたり安定的な婚姻及び親族関係を維持していた。辺境地域の政治体制から見れば、蒙元帝国では「汗国」の体制が用いられた。汗国は独立的な政治実体だったので、帝国の統一を維持するための法律制度を欠き、支配権力の多元化を招いた。だから蒙元帝国は早く分裂し、各「汗国」が勝手に振舞うことになった。清帝国は辺境地域に藩部制度を実施し、中央政府の監督下で自治を実施した。厳密な法律制度を通じて、封ぜられたモンゴル、回部とチベットの貴族の権利を定めた。そして、中央政府に専門の機関を設け、藩部を管理させたのである。このような体制は、一元的な帝国権力を保持でき、周辺地域の中心部からの分離を引き起こしにくく、帝国の統一を維持し得る。だから、満洲族によって樹立された清朝は、漢民族が樹立した漢、唐、宋、明などの王朝と異なるばかりでなく、モンゴル族によって樹立された元朝とも異なる、独自の特質を有する独特な王朝なのである。そして、八旗制度など、その特質のいくつかは、建国当初から清朝の滅亡まで存在し続けたのである。

八旗制度同様、藩部制度も清朝政権の満洲的特質の一つである。藩部は清朝の支配下の外部勢力であって、政権の直轄下にあるわけでも中核部分であるわけでもない。それは天命時代におけるアイシン国の同盟者としてのモンゴル部落から発展してきたものである。例えば、天命期ではホルチン部、内ハルハのパヨト部、ウルト部などがこれに当たり、天聰時代になると、さらにアオハン、ナイマン、ハラチン、トゥメトなどの部落が帰服し、アイシン国支配下の部落になった。これらの部落は初期の藩部である。この間、ばらばらに帰服したモンゴルの属民は殆どが八旗の序列に編入され、以後八旗蒙古のメンバーになった。部落全体で帰服したものは大体藩部として待遇された。つまり、元々の領主と属民との関係を変えずに、そのまま委任制の形で支配したのである。天聰八年（1634）から、藩部制度が次々と整えられた。まず、アイシン国の法令を宣し、中央に管理機関「蒙古衙門」（1634年創設、1638年に理藩院と改名）を設け、モンゴル各部落の事務を管轄させた。さらに、各部落の遊牧地と戸数・人口を区分する作業を行った（1634年）。次に、モンゴルの社会組織を整理し、管理を強

化した。例えば、ハラチン部の壮丁を調査した上、蒙古八旗と外藩三旗に分け、別々に管理した（1635年）。モンゴルの貴族への爵位、称号の授与、各部落の戸数と人口統計の作成、ニルの編成、ザサグの分封（1636年）などを通じて、効果的に国家の管轄権を行使した。こうして、ついに旗の体制が確立したのである。1642年までに、理藩院によって管轄される外藩蒙古の旗数は27旗になった。

専門的な法律の制定、中央政府の管理機関の設置、毎旗の主管の官員の設置、固定的な旗遊牧地の保有、旗・佐領などの厳密な社会組織や完備された戸籍制度の存在、王公貴族への爵位・封号の授与、朝貢などの義務の定期的履行といった事実から、清朝の藩部管理体制の基本的な枠組みが、このときまでに確立したことがわかる。

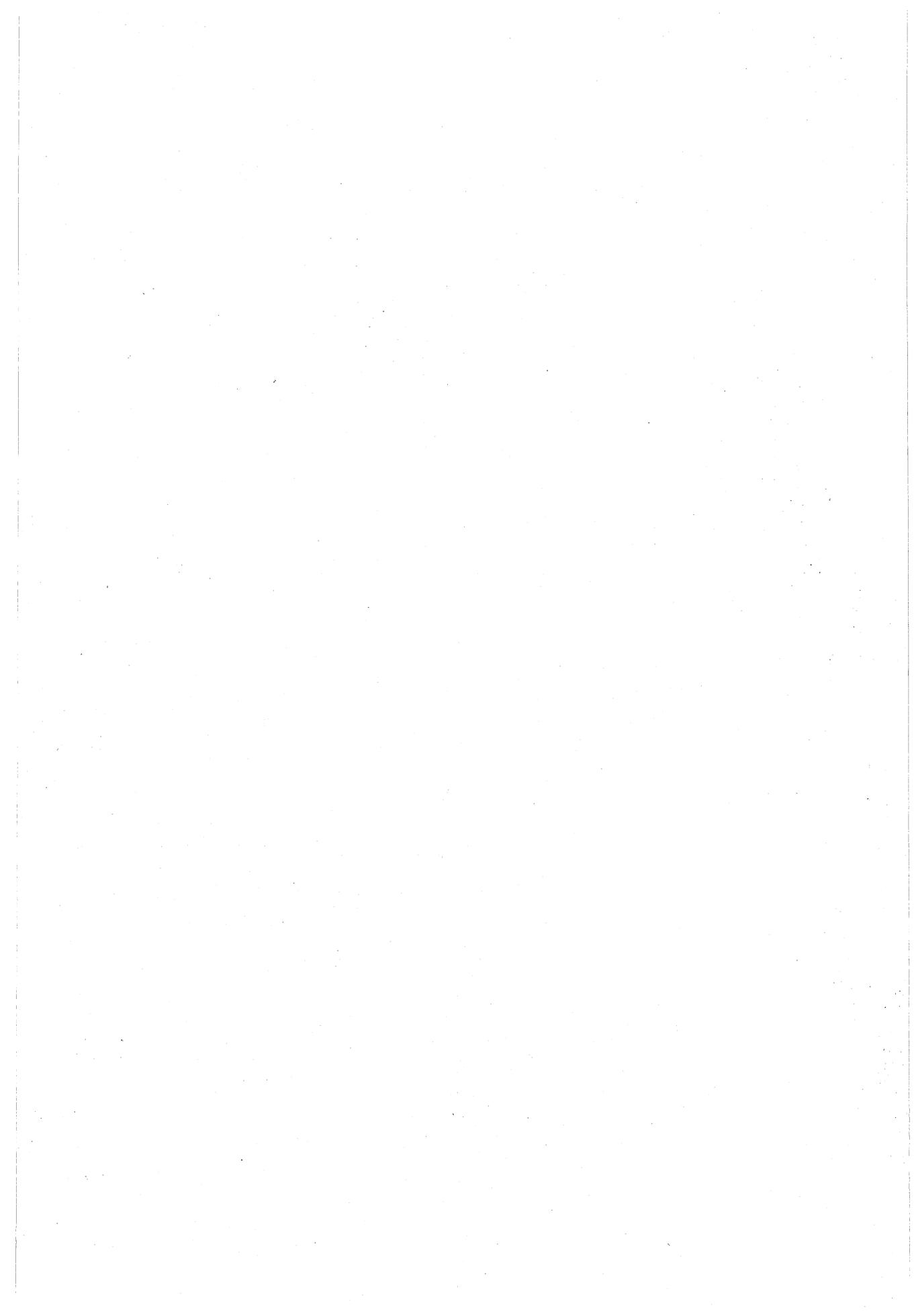
1644年に、清朝は山海関を越え、明朝に代わって正統王朝となった。これにより清朝の藩部管理体制も一層進歩した。すなわち第一に、藩部地域が拡大した。順治末年に、外ハルハ蒙古に伸び、1691年までに、外ハルハは正式に清朝の藩部になった。1720年にはチベットが藩部の序列に加えられた。1724年には、青海のモンゴル各部落が藩部の序列に加入した。1697～1760年にウリヤンハイ三部が加入、1696年にハミ回部（ムスリム）、1720年にトルファン回部、1686年にアラシャ（アラ善）厄魯特部、1704年にエジナ（額濟納）土爾扈特部、1754～1760年にドルベト（杜爾伯特）部とジュンガル（準爾）部、1777年にトルフト（土爾扈特）部などが、それぞれ加入した。最終的には18世紀の末までに、遼河以西、長城以北、チベット以東の広大な藩部地域が形成された。第二に、藩部地域における基本的な行政機関・社会組織としての旗（ホショー）の種類と数量が大幅に増加した。種類の上では、元からあるザサク旗の外、新たに都統旗、総管旗、ラマ旗、佐領旗などが出来た。その区別は責任者の職名の違いだけではなく、旗の自治権の有無と大小にもあった。このうちラマ旗の地位はザサク旗のそれに類似し、他は全て清朝によって任命された軍政官員の直接の管轄下にあり、自治権は持たなかった。数の上では、18世紀末までに、モンゴルのザサク旗が198、回部のザサク旗が2、ラマの旗が7、都統旗が2、総管旗が49、佐領旗が8である。第三に、軍政上これらの旗は清朝の次の二つのシステムの管轄を受けた。一つは理藩院システムであり、もう一つは、將軍、都統、辦事大臣システムである。このシステムの職権の範囲は相互に交差していたものの、それぞれ独自の職掌を有していた。理藩院のシステムはモンゴルのザサク旗とラマ旗を主管し、將軍、都統、辦事大臣システムは都統旗、総管旗、佐領旗及び旗を設けない新疆南部、チベット地域を主管していたのである。第四に、法律上では、『理藩院則例』、『蒙古律例』、『回疆則例』などの律令が發布され、専ら藩部地域に適用された。これらの法律には、藩部地

域の各民族の貴族が行政、司法、財政、軍事、宗教など諸側面において、ある程度の特権を保持すると同時に、朝廷への定期的朝貢、兵士を率いての出征、宿駅の交通の維持などの義務を履行しなければならないことが定められていた。第五に、清代藩部の行政統治体制は分権モデルだったため、清朝の集権的体制と衝突を引き起こし、清朝中期以後次第に藩部に内地の政治制度が移植され、藩部の自治権を弱めていった。例えば、軍隊の駐防、辺境地区への殖民、府庁州県の創設、税金の徴収が行われ、最後には行省の設置にまで至ったのである。これらは清の中・末期における藩部体制の変化を示すものである。

上述のように、清朝の藩部体制は中国古来の王朝体系において唯一無二のものであり、満洲族の支配者が独自に創造したものである。この制度の形成・発展の過程は、清朝が正統王朝でありながらも、濃厚な満洲文化の特色を変わることなく保持していたことを示している。

著者紹介 (五十音順、*は編者)

- 上野 稔 弘*(うえの としひろ)
東洋史・中国近現代史 東北大学東北アジア研究センター助教授
- 江夏 由 樹 (えなつ よしき)
中国近代経済史 一橋大学大学院経済学研究科教授、東北大学東北アジア研究センター客員教授
- 岡 洋 樹*(おか ひろき)
東洋史・モンゴル史 東北大学東北アジア研究センター助教授
- 尾崎 孝 宏 (おざき たかひろ)
文化人類学 鹿児島大学法文学部助教授
- 北川 誠 一 (きたがわ せいいち)
東洋史 東北大学大学院国際文化研究科教授
- 坂野 徹 (さかの とおる)
科学史・人類学史 玉川大学他非常勤講師
- 高倉 浩 樹*(たかくら ひろき)
社会人類学・シベリア民族誌学 東北大学東北アジア研究センター助教授
- 張 永 江 (ちょう えいこう)
東洋史 中国人民大学清史研究所助教授
- 中生 勝 美 (なかお かつみ)
社会人類学・東アジア地域研究・植民地人類学 大阪市立大学大学院文学研究科助教授
- 細谷 良 夫 (ほそや よしお)
東北アジア史・清朝政治史 東北学院大学文学部教授
- 松井 太 (まつい だい)
東洋史・内陸アジア史 弘前大学人文学部講師
- 吉田 睦 (よしだ あつし)
文化人類学・北方ユーラシア諸民族研究 千葉大学文学部助教授
- 吉田 順 一 (よしだ じゅんいち)
モンゴル史 早稲田大学文学部教授
- 渡邊 日 日 (わたなべ ひび)
社会人類学・ユーラシア社会学・シベリア民族誌 東京大学大学院総合文化研究科講師



東北アジアにおける民族と政治
(東北アジア研究センターシリーズ第5号)

2003年11月30日発行 非売品

編者 岡 洋樹・高倉浩樹・上野稔弘

発行者 東北大学東北アジア研究センター

〒980-8576 仙台市青葉区川内

印刷 株式会社 仙台共同印刷

〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町2-4-2

電話 022-236-7161



CENTER FOR NORTHEAST ASIAN STUDIES
TOHOKU UNIVERSITY